

「新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録（対策本部運営編）」

令和6年1月

神奈川県

はじめに

神奈川県では、令和2年1月に国内で初めての感染者の発生、また、翌月に横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号における集団感染への対応から、新型コロナウイルス感染症との闘いが始まりました。

その後、5類移行までの3年半にも及ぶ新型コロナとの闘いの中、実に8回に及ぶ感染拡大の波に見舞われましたが、全国を取組を先導した、本県独自の医療提供体制「神奈川モデル」をはじめ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、県民の皆様への外出自粛要請や、事業者への休業・営業時間の短縮要請などの、いわゆる行動制限のお願い、それに伴い影響を受ける事業者への協力金などの経済支援、ウイズコロナに向けた感染防止対策取組書やマスク飲食実施店など、知恵と工夫による取組を展開してきました。

また、こうした医療提供体制の整備や感染拡大防止の措置を実現するため、数次にわたる補正予算が必要となり、県議会には、夜間や休日も含め、9回にも及ぶ臨時会の開催により、審議を尽くしていただきました。

そして何より最前線で対応した医療従事者や医療機関、そして県からの要請に応じていただいた全ての事業者や県民の皆様の協力など、神奈川の総力をあげた取組により、未知のウイルスによるパンデミックという、これまで経験したことのない難局を乗り越えることができました。

こうした苦難に満ちた取組の記録について、令和5年7月に策定した「新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録『保健医療編』」に続き、『対策本部運営編』として、保健医療対策以外の様々な対応の記録を、新型コロナ対応を通じて得られた課題や教訓と共に取りまとめました。

これまで県の取組を支え、様々なご尽力いただいた全ての皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

令和6年1月 神奈川県

目次

I	本部体制	1
1	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部	2
(1)	本部体制及び本部会議開催状況	2
2	全庁コロナ・シフト	6
(1)	「全庁コロナ・シフト」による応援体制の構築	6
3	1都3県、全国知事会及び市町村との連携	9
(1)	1都3県との連携	9
(2)	全国知事会との連携	13
(3)	保健福祉事務所等への県内市町からの保健師派遣	18
II	感染防止対策	23
1	庁内の対策	24
(1)	県の基本方針	24
ア	神奈川県対処方針と実施方針	24
イ	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う業務の見直しの全庁周知	26
2	緊急事態措置とまん延防止等重点措置	28
(1)	緊急事態措置等による行動制限等の要請	28
(2)	ネットカフェ等の休業に伴う緊急受入れ	56
(3)	緊急酸素投与センターへの救急搬送	62
3	社会福祉施設等の感染対策	69
(1)	施設従事者の体制維持(感染発生施設への応援職員派遣)	69
(2)	高齢者福祉施設等の感染対策及び支援策	71
(3)	障害福祉施設等の感染対策	81
(4)	児童関係施設(保育所を除く)	86
(5)	保育関係施設	89
(6)	放課後児童クラブ	94
(7)	保護施設等	97
(8)	女性保護・支援	99
4	文教対策	105
(1)	私立学校に対する対応(幼稚園を含む)	105
(2)	県立学校及び市町村立学校の対応	109
5	その他施設の感染防止対策	163
(1)	本庁庁舎における感染予防対策	163
(2)	県民利用施設の臨時休館等の情報提供	165
(3)	県施設の閉館要請に伴う指定管理施設への費用負担	169
(4)	県立スポーツ施設の対応	172
(5)	消防学校における取組	176
(6)	総合防災センターにおける取組	180
(7)	県立文化施設の対応	183
(8)	公園での対策	185
(9)	道路での対策	191

(10)河川・海岸での対策	194
(11)東京2020オリンピック・パラリンピック	197
(12)ねんりんピックかながわ 2022	204
(13)窓口業務	215
ア 消費生活相談	215
イ 申請・届出業務	218
(15)福祉従事者等に対する大規模ワクチン接種会場の設置	219
(16)在宅要介護高齢者・障がい者の療養等支援	224
6 職員の感染防止対策	227
(1)職員向け感染防止対策用品の購入	227
(2)職員向け新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施	229
(3)新型コロナウイルス陽性者が複数発現した所属でのPCR検査実施に係る 経費措置	237
(4)新型コロナウイルス濃厚接触者となった後業務都合のため出勤する職員への 抗原検査キットの配付	240
Ⅲ 県民生活・経済支援	244
1 行政手続の緩和等	245
(1)自動車税障害者減免の申請期限延長	245
(2)納税証明書の交付に係る手数料の減免	247
(3)県営水道の料金の減額	249
(4)上下水道料金の支払いの猶予	251
2 飲食店への協力金交付等	253
(1)飲食店等に対する協力金	253
(2)大規模施設等に対する協力金	258
(3)感染防止対策用具の無償貸与	261
3 事業者支援	263
(1)事業者支援体制の構築	263
(2)消費喚起対策	266
(3)補助金・交付金	272
(4)給付金	304
(5)金融支援	307
(6)その他の支援	315
4 県民支援	329
(1)労働相談の実施	329
(2)新型コロナウイルス感染症対策就業支援事業	333
(3)離職者等委託訓練事業	337
(4)内定取消者等緊急雇用の実施	339
(5)生活困窮者対策	341
(6)外国籍県民等への多言語支援等	353
5 各種支援の周知等	356
(1)県民向け・事業者向け支援チラシの作成	356
(2)「経営相談窓口」の設置	359
(3)雇用調整助成金等の周知	360

IV	社会経済活動との両立(ウィズコロナ)	361
1	「感染防止対策取組書」の運用	362
2	「マスク飲食実施店認証制度」の創設	368
3	技術実証	375
	(1)横浜スタジアム技術実証	375
	(2)ワクチン/検査パッケージ技術実証	381
4	観光需要喚起策	387
V	県民・企業からの協力・支援	392
1	基金の創設	393
2	基金への寄附を活用した事業	398
VI	適時適切な予算編成	402
1	当初・補正予算編成	403
VII	議会の取組	411
1	感染対策等の検討体制	412
	(1)議会災害等対策会議	412
	ア 議会災害等対策会議の体制及び開催状況	412
2	具体的取組	415
	(1)臨時会の開催及び特別委員会の設置	415
	(2)議会運営における取組	418
	ア 本会議、委員会における感染対策	418
	イ 議会における県民対応	420
	(3)県議会議員の期末手当等の削減及び基金への繰入れ	422

I 本部体制

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

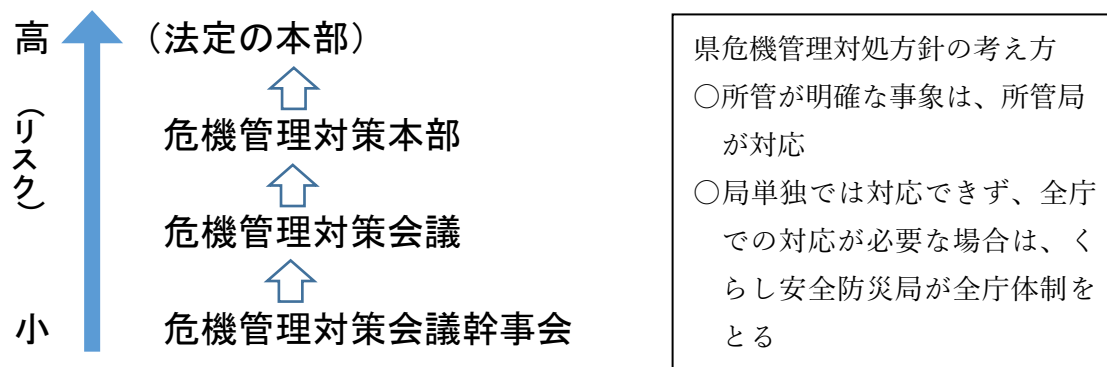
(1) 本部体制及び本部会議開催状況

1 取組の概要

令和元年12月初旬に海外で感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、我が国でも、令和2年1月中旬に本県で全国初の感染者が発生して以降、全国に広がった。本県では、2月3日に、横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号での集団感染への対応を迫られ、2月13日には、我が国で初となる死者が本県で発生するなど、全国に先んじてコロナ対応に取り組むこととなった。

こうした県民のいのちに関わる危機事象の拡大に対応するため、県は、危機管理規則及び危機管理対処方針に基づき、事態の推移に応じた危機管理体制を確保し、全庁体制で新型コロナに対処してきた。

(神奈川県の危機管理体制)



2 経過	
	(1.14 国内最初の陽性疑い患者が県内で発生)
R2. 1.16	危機管理対策会議幹事会(県内での患者発生に関する情報共有)
1.24	危機管理対策会議(専用ダイヤルの設置等)
1.28	危機管理対策会議幹事会(指定感染症への指定)
1.30	危機管理対策会議幹事会(他県で発生した患者情報の共有)
2.03	危機管理対策会議幹事会(国の同行)
2.05	危機管理対策会議(ダイヤモンド・プリンセス号への対応)
2.10	危機管理対策会議(ダイヤモンド・プリンセス号に係る対策本部設置)
	(2.13 国内最初の死者が県内で発生)
2.18	危機管理対策会議幹事会(庁内の対応方針)
	(2.25 国が基本方針を決定)
2.26	危機管理対策本部会議 (県基本方針)
	(3.14 改正特措法施行 新型コロナが特措法の対象に)
3.16	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
3.23	危機管理対策会議幹事会(県の基本方針)

3. 24	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (3. 26 特措法に基づく政府対策本部設置 県の本部は法定本部へ) (3. 28 政府対策本部が基本的対処方針を決定)
3. 30	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部(県対処方針) この間 71 回本部会議開催
R5. 5. 08	(R5. 5. 8 新型コロナが特措法の対象外 政府本部終了) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の終了

3 取組詳細

(1) 県対策本部設置前

(感染者の発生初期)

新型コロナウイルス感染症の感染に関しては、健康医療局とくらし安全防災局で情報共有を図っていたが、令和2年1月16日に、県内で国内初の感染者が確認されたことを受け、危機管理対策会議幹事会を開催し、全庁で情報を共有した。以後、法定の本部体制に移行するまでの間、同幹事会を中心に全庁で情報共有と対応策の検討を行った。

情報共有が主体の場合は幹事会(各局副局長)、方針を話し合う場合は、局長級の危機管理対策会議を、知事・副知事の出席の下、公開で開催した。

(感染の拡大 本部体制に移行)

また、令和2年2月25日に政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を定めたことを受け、知事をトップとする危機管理対策本部会議を開催し、県機関の対応方針を定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(県基本方針)」を定めた。

(特措法に基づく本部体制)

さらに、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)が改正され、新型コロナが同法の対象となった。政府が同法に基づく政府対策本部を設置した場合は、県は法に基づく対策本部を設置することが義務となり、感染拡大の状況に応じて、緊急事態宣言などまん延防止の措置等を行う、法に基づく体制が整った。

県はこれを受け、危機管理対策本部を新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に名称変更し、政府が法に基づく対策本部を設置した場合には、自動的に法定本部に移行することとし、全国に先駆けて、特措法に対応する体制を整えた。

(2) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法に基づく体制となり、本部の主な目的は、特措法に基づく措置について、政府が定め、状況に応じて随時変更される基本的対処方針に基づく県の対応方針の協議が中心となった。

(本部会議の開催)

本部会議を開催するケースは、主に①国の基本的対処方針の変更等を踏まえた県の対処方針の協議、②感染状況に応じた感染ステージやレベルの検討、③県独自の対策の決定(警戒・医療アラート、第三者認証制度等)の3パターンであり、①のケースが大半を占めた。

本部会議のパターンは

- ・ 県内の感染状況の共有
- ・ 政府の方針の確認
- ・ 政府方針を踏まえた県の対処方針

である。また、県の方針が決定した場合は、会議の締めとして、知事(本部長)からメッセージを発出し、決定事項を中心に、県民に適切な対応や注意事項を呼びかけるとともに、動画を収録し、ホームページやSNSなどで広く発信した。

さらに、本部決定事項については、各局が所管する270を超える団体に送付し、周知徹底を図った。

(対策本部の運営)

対策本部の組織・運営は、新型インフルエンザ等対策本部要綱で定めており、健康医療局を中心に、くらし安全防災局が連携し、統制部として本部の運営を担った。初めてのパンデミック対応と言っても過言ではない事態に際し、柔軟に本部体制を構築した。

統制部における役割としては、膨大な医療関係の業務を健康医療局が担い、くらし安全防災局が本部構成の各部の対策を統括し、統制部として本部運営を主導した。

また、行動制限等の感染拡大防止対策により、消費の低迷やストレスの高まりなどから、県内経済や県民生活の早期回復という新たな課題に対応するため、第3回本部会議で、統制部と並び、緊急経済・社会対策部を設置し、政策局、産業労働局が主に担う体制とした。

(庁内の調整)

また、円滑な本部運営のためには、庁内の調全体制も重要であり、県の基本方針により、イベントや対外的な業務が抑制される中で、知事を含めた幹部との調整機会が比較的確保しやすくなり、日に数度の幹部調整を行うことも少なくなかった。

また、重要な県の対処方針の検討にあたっては、3人の副知事と関係局長との会議の議論を経て、知事・副知事・関係局長会議で検討する体制が定着した。

こうした会議は、くらし安全防災局が副知事と調整し開催を決定し、内容によって関係局に参加を呼び掛ける形で開催し、記録が残るだけでも250回を超えている。

さらに、激変する国の動向や政策等の情報共有、副知事等幹部からの指示の徹底を図るため、秘匿性が確保できるSNSの仕組みを構築し、日常的に情報共有の徹底を図った。

4 課題と対応

- 本県は、我が国初めての感染者の発生や、ダイヤモンド・プリンセス号への対応など、全国に先駆けた対応を経験してきたこともあり、早め早めの体制整備を行い、本部運営も総じて円滑に実施できた。
- 一方で、庁内で検討中の県の対応方針の情報が外部に出てしまい、関係機関から厳しい指摘を受け、情報管理の徹底を庁内に周知する事態も生じた。また、情報管理の観点からは、対策本部の開催の決定が、政府の方針等に左右され、発表が、開催直前になることも多く、迅速な情報提供を報道機関から要請されたこともあった。
- また、本部会議の開催時間が、国の方針が確定した後の夜間になることも多く、結果として、記事になりにくいなど、情報発信が弱まる一因になったと思われる。
- 特措法に基づく感染症への対応の基本的な体制は、事前に県本部要綱や行動計画などで基本事項を定めていたが、新型コロナへの対応は、始めて直面する事態

I 本部体制

の連続であり、事前の計画の想定外と言えるものだった。

具体的には、外出自粛や施設の使用制限などのいわゆる行動制限の措置、それに伴う協力金の支給、膨大な財政需要に対応する財源確保、社会・経済活動との両立を図るワクチン・検査パッケージや第三者認証制度など、当初の本部要綱で想定した対処にはない措置が続出することになった。

こうした新たな業務に関して、各局の本来業務の延長線にないものについては、所管を巡り多少の軋轢があったことは否めないが、結果として、役割分担のうねり対処できた。「通常業務を超えて、危機対応に全庁で取り組む」との本部体制の本旨を、全庁で共有できていた証左といえる。

5 将来に向けた教訓

- 県の危機管理規則と危機管理対処方針に基づき、リスクや危機感の高まりに応じて体制を強化し、全庁コロナシフトの方針の下、続出する初めての対応事案に、平時の局の役割を超えて分担し、3年を超える長期の危機対応を乗り切った。
業務継続計画こそ適用しなかったものの、長期間にわたって、通常業務との両立を図りつつ、危機事象を乗り切ったことは、近年、例がなく、この経験に基づく教訓を対応記録として、次代に引き継ぐことは大きな意義がある。
- また、危機管理を統括する局(くらし安全防災局)と各局が危機事象に関する情報を共有し、事案発生にあたっては、統括局が速やかに、全庁体制を敷き、知事・副知事の指揮を支える本県の危機管理体制を、平時から全庁に周知・徹底しておく必要がある。

2 全庁コロナ・シフト

(1) 「全庁コロナ・シフト」による応援体制の構築

1 取組の概要

想定を超える爆発的な感染拡大を起こした新型コロナウイルス感染症への対応は、刻々と変化する事態と収束の見通せない状況の中で困難を極めた。

こうした状況の中でも、医療崩壊を食い止め、迅速かつ柔軟にコロナ対応を行うため、「全庁コロナ・シフト」の考えの下、急を要しない業務の中止・見直しを行うとともに、庁内各局から応援職員を動員する体制を構築した。

2 経過	
R2. 3. 2	各局から応援職員の動員開始 (29 名)
R2. 4. 6	全庁コロナ・シフトの開始 (「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」への「全庁を挙げた対策の実施」の位置付け)
R2. 8. 1	医療危機対策本部室の設置
R5. 5. 8	全庁コロナ・シフトの終了 (「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」の廃止)
R5. 9. 30	各局からの応援職員の動員終了

3 取組詳細

(1) 全庁コロナ・シフトの開始

県では、令和2年3月14日に新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする改正が行われたことに伴い、3月16日、国に先駆けて新型コロナウイルス感染症神奈川県本部を設置した。同本部は同月26日に特措法に基づく本部となった。

同年4月6日に本県を緊急事態措置の実施区域に含む緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、対策本部の体制を強化し、経済・社会対策部を設置するとともに、同日付で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に「全庁を挙げた対策の実施」を位置付け、「全庁コロナ・シフト」の考えの下、急を要しない業務の中止・見直しを行い、医療崩壊を防ぐための取組や県民の経済・雇用対策に注力することを明記した。

4月14日には、知事から職員の力をコロナ対応に結集する必要がある旨の庁内メッセージを発出し、以後、健康医療局と産業労働局への動員を中心として、恒常的に庁内各局からコロナ対応のための応援職員を動員することとなった。

(2) 応援職員の局間調整

応援職員の人員調整は、基本的に以下のとおり実施した。

- ・ コロナ応援準備枠を各局に割り振り、各局で応援に出す職員をあらかじめ検討
- ・ 他局応援職員を必要とする局が業務に必要な人数を算出し、人事課と調整
- ・ 人事課が調整後の応援人数を各局へ割り振り、依頼
- ・ 依頼を受けた各局が候補者を抽出、人事課を経由し依頼元の局へ提示
- ・ 応援業務が終了した場合、局が順次応援を解除(人事課は状況を随時確認)

(3) 職員応援体制の変遷

【感染の波ごとの最大応援人数の推移】

感染の波	第1波 (R2.4)	第2波 (R2.9)	第3波 (R2.12)	第4波 (R3.4)	第5波 (R3.9)	第6波 (R4.1)	第7波 (R4.5)	第8波 (R5.1)
応援人数	約 550	140	206	392	648 (最大)	536	431	291
準備枠	—	250	450	850 (R3.4～)				
(医療危機対策本部室人数)	—	(38)	(44)	(66)	(71)	(97)	(93)	(90)

【令和2年度】

緊急事態宣言が発令された令和2年4月から6月までの間に、医療機関等との調整や感染防止取組書の促進等のために最大で約550名の応援職員（局外からの応援職員。以下同様）を動員した。

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除され、6月19日には県域移動の自粛要請等も解除されることとなったが、医療従事者等への慰労金など複数の新たな取組を予定している中で、全庁コロナ・シフトは継続することとなり、再度、コロナ対応に人員を集中する必要がある旨の庁内知事メッセージを発出した。

また、令和2年8月1日には、コロナ対応の核となる組織として医療危機対策本部室を設置したが、感染拡大・収束の見通しが不透明であることから、応援職員の動員は引き続き行うこととした。

こうして、応援職員を動員する体制が長期に亘る中で、令和2年9月から250名を準備枠として予め各局に割り当て、応援要請に即応可能とする運用を開始（詳細は「4 課題と対応」を参照）したが、感染者数が急増したコロナ第3波の到来により、年末年始の業務対応で準備枠を超える可能性が出たことから、準備枠を450名まで引き上げた。なお、第3波の到来にあたり12月22日に「庁内緊急事態宣言」を発出し、危機感の共有と応援職員の動員のための業務の見直しを図った。

【令和3年度以降】

令和3年4月には第4波が到来し、4月20日にまん延防止等重点措置が本県に適用されたが、その時点で各局への割り当ての450名のうち400名程度が応援に動員されている状況となっており、今後の感染者の急増に備えた病床確保や事業者への協力金の支給などの取組に充てるため、準備枠を450名から850名まで引き上げた。

その後、第5波の際に最大となる約650名の応援を動員するなど、概ね450名～600名程度の応援職員を継続的に動員したが、感染者の重症化率が下がったことや業務の安定化・外部委託化の取組が進んだことなどから、令和4年7月頃から応援職員の動員数は減少することとなり、令和4年度末頃には200名程度となった。

(4) 全庁コロナ・シフトの終了

令和5年5月8日、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に見直され、「新型

I 本部体制

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が廃止されたことに伴い、3年間にわたり継続された全庁コロナ・シフトを終了した。

なお、残務処理及び感染症法改正の経過措置による業務への対応のため、一部の職員は応援を継続することとなったが、経過措置が終了する令和5年9月末には局外からの応援を全て終了することとなった。

4 課題と対応

(1) 応援要請への即応

当初、応援要請に対して各局への応援職員数に上乗せして依頼し、各局ではその都度、応援候補者の調整を行う運用をしていたが、日々変化する感染状況等に応じて迅速に新たな対応が求められる中、応援職員が配置されるまで時間を要する課題があった。

この課題に対応するため、令和2年9月以降は、予め各局に応援可能数を割り当て、これに基づいて各局で応援元となる所属・応援者を選定しておくことで、応援要請に対して3日以内に対応する運用を導入した。

(2) 応援職員の交代スパンの長期化

当初、応援職員は2週間から長くても2か月程度で入れ替わる状況となっていたが、応援職員が頻繁に入れ替わることで、応援業務の引継ぎや応援職員の交代調整事務が負担になっている課題があった。

こうした課題がある中で、応援職員動員の長期化が避けられない様相を呈していたこともあり、令和3年1月から応援職員の半数以上を長期化(3か月～半年)する運用を開始した。

5 将来に向けた教訓

「全庁コロナ・シフト」の下、全庁から多くの応援職員を動員し、コロナ禍を乗り切ってきた。

取組を開始した当初は、局や所属という枠組みを超えて職員を動員するという点について、庁内に戸惑いや抵抗感があり、動員に向けた調整も難航していたが、徐々に「オール県庁」で対応していくという考え方が浸透していった。

今後起こりうる危機事象や、複雑・多様化する県政の諸課題への対応にあたっては、今般の経験を活かして、全庁で取り組んでいくことが重要である。

3 1都3県、全国知事会及び市町村との連携

(1) 1都3県との連携

1 取組の概要

新型コロナは、人の移動で感染が広がるとの考えから、まん延防止等重点措置の区域や内容に関して、近畿、中京など、繋がり深い地域が連携する動きが広がった。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一都三県に関しても、本県知事は、コロナ対応が始まった当初の段階から、生活圏が重なり、人流のつながりが深い首都圏の連携の重要性を主張し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の要請、制度の改善等の緊急要望、措置内容の調整、都民・県民への呼びかけ、など様々な観点で連携を図ってきた。

2 経過

		神奈川県	埼玉県	千葉県	東京都
		週末の外出自粛等			
R2	4.7～5.25	緊急事態宣言			
			—	—	—
	12.7～1.7	時短要請			～時短要請
R3	1.8～3.21	緊急事態宣言			
	3.24～	リバウンド防止期間			
	4.12～	リバウンド防止期間			
	4.20～	重点措置(時短)			重点措置
	4.25～	重点措置(酒停止)			
	4.28～6.20				重点措置(時短)
	6.21～7.11	重点措置(酒停止)			
	7.12～7.21	重点措置(酒停止) <small>※マスク飲食実施店を除き</small>	重点措置		緊急事態宣言
	7.22～8.1	重点措置(酒停止) <small>(神奈川版緊急事態宣言)</small>			
	8.2～9.30	緊急事態宣言			
	10.1～10.24	リバウンド防止措置期間			
R4	1.21～3.21	重点措置			
		—	—	—	—
	8.2～9.25	BA.5対策強化宣言			
R5		—	—	—	—

3 取組詳細

○ 連絡調整の体制

当初は、適宜、情報共有を図る程度だったが、令和2年の年末にかけて、感染拡大が深刻となり、いわゆる第3波を迎える段階から、各都県でとりまとめの部局の幹部職員間で、知事の意向を踏まえた調整を行う体制が確立した。窓口は、本部運営を統括する部局、千葉県が保健医療部門、本県と埼玉県、東京都は危機管理部門が担った。

I 本部体制

- 最初の緊急事態宣言時の対応（いわゆる第1波）

令和2年4月7日、最初の緊急事態宣言が発令された。本県は、基本的対処方針を踏まえ、外出自粛を先行し、次の段階で休業要請を行う方針としていたが、東京都が国と調整し、幅広い業種を対象に休業要請を行う方針を示した。

これを踏まえ、生活圏が重なる本県として、同様の対応を行うこととし、4月10日に本部会議を開催し、基本的に東京都と同じ内容で休業要請を行うこととした。

時間がない中、東京都からの情報提供を基に、短時間で速やかに実施体制を整えることとなった。
- 2度目の緊急事態宣言（いわゆる第3波）

令和2年の年末にかけて、1都3県の感染拡大傾向が深刻度を増し、2度目の緊急事態宣言の要請が切迫する課題となった。年末から年始にかけて、事務レベル、知事間での厳しい調整が行われた。緊迫度が増す中、本県も、年始早々から知事・副知事を囲んだ調整が精力的に行われた。

各都県それぞれの事情、状況を抱える中、1月2日に調整が整い、1都3県の知事が、緊急事態宣言の適用を求める要望を携え、内閣官房で、西村大臣に要請することとなった。要請活動は2時間超に及び、この際、国から、1都3県が取り組むべき事項が示された。

これを受け、1月4日に1都3県知事会議を開催し、「1都3県緊急事態行動」を合意。また、1月7日に基本的対処方針が変更され、1都3県への緊急事態宣言が決定した。1都3県は知事会議を開催し、「1都3県共通取組」をとりまとめ、1都3県が歩調を合わせた緊急事態措置が行われることとなった。

この一連の流れを通じて、事務レベルの調整体制が確立し、「1都3県共通取組」として基本スタンスを合わせて対応する流れが定着した。
- まん延防止等重点措置と3回目の緊急事態宣言（いわゆる第4波）

2回目の緊急事態宣言の解除に際して、リバウンド防止期間と共通取組を合意し、感染の再拡大に備えたが、ほどなく感染拡大傾向が顕著となった。最も人の交流機会が多い東京都の感染の傾向が、2～3週間遅れで、3県にも表れる傾向がみられ、最初に感染が深刻になる東京都が厳しい感染拡大防止措置をとり、3県が少し遅れて、同様の措置をとる形となり、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用も、都と3県でずれが生じることとなった。

これにより、行動制限に関する措置の違いが人の流れにつながることを懸念された。令和2年の5月の大型連休を控え、緊急事態宣言下の都が、酒類の提供の停止を行う中、本県は、都と隣接する地域を重点措置の措置区域とし、酒類の提供を禁止する措置などを講じたほか、都が大規模商業施設の休業要請を行う中、入場整理やマスクの推奨などの感染対策を要請するなど、措置の違いから生じる人流を抑制する措置に専心することとなった。

この期間を通じて、感染状況の違いから、適用措置の違いが生じたものの、1都3県の連絡調整は着実に進められ、大きな混乱につながることはなかった。
- その他、連携した対応
(1都3県緊急要望)

I 本部体制

2回目の緊急事態宣言への対応を機に、1都3県知事が連名で、国に対して、財政措置の強化や制度の運用改善等、国の対応を求める要望を提出する事も定着し、14件の共同要望を実施することとなった。

2回目の緊急事態宣言時の要望の例（ポイント）

〔1月2日 特措法に基づく緊急事態宣言の発出に関する要望〕

1都3県は感染爆発の瀬戸際と言える状況。緊急事態宣言の発出を速やかに検討すること要望する。

〔1月10日 新型コロナ感染症対策に関する要望〕

- ・緊急事態宣言に伴う休業・時短要請に関しては、全額国費負担とすること
- ・法によらない時短の働きかけの対象となった遊興施設等への財政支援措置を緊急に講じること。
- ・緊急事態宣言(8日～)を踏まえ、3県は12日から時短要請を全域に拡大するが、12日を待たずに、時短に取り組む事業者がいる。協力金の対象にはならないが、協力金に準じた財政支援を早急に講じること。

〔1月29日 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望〕

(特措法の改正を受け)

- ・命令や過料に関するガイドライン等を早急に示すこと

(1都3県共同メッセージ)

新型コロナの感染拡大当初から、1都3県共同メッセージの発出を行ってきた。メッセージは、大型連休や年末年始、新たな措置の実施などの節目に、都民・県民に呼び掛ける趣旨で実施した。

(メッセージ例)

1都3県共同メッセージ



正しく恐れ、充実のくらし
みんなで「新しい日常」を

- ・20～30代若者の感染者数が増加
- ・接待を伴う飲食店での感染が拡大

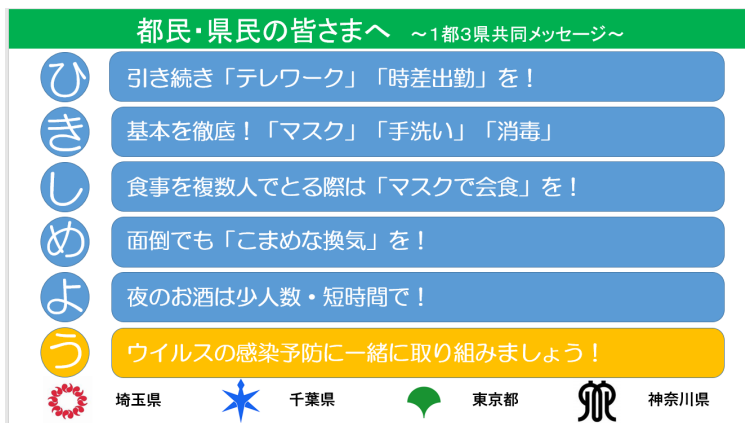
「感染しない・感染させない行動」を

- ・感染拡大を防止する「新しい日常」の習慣を一人ひとりが実践
- ・感染症対策を実施している店舗・施設の利用。会食や飲み会は少人数で
- ・新型コロナ関連アプリ（国・各都県）への登録
- ・事業者の方は感染拡大防止のためのガイドラインに基づく対策を実施

手洗いの徹底
マスクの着用

SOCIAL DISTANCE
距離を保とう

NO! 3密
密閉・密集・密着



4 課題と対応

基本的対処方針で、「緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会的なつながり等を考慮する」とされているように、感染力が強い感染症への対応では、措置の違いが人流と感染拡大を招く懸念があるため、全国統一的な対応に加え、一体性のある地域が、対策レベルでも連携することが重要である。

生活圏が重なり、人流の繋がりも深い1都3県は、新型コロナウイルスの発生当初から、情報共有を行い、共同メッセージの発出等を行ってきた。第2回目の緊急事態宣言を機に、各都県ともに、調整にあたる幹部が固定し、各都県の方針や知事の考え方を踏まえた、実効ある調整が行えるようになった。

各都県との調整は、危機感が高まる時期は、休日夜間も含め、頻繁に行われ、メールや電話のやり取りは膨大なものになった。

結果として、当初、先行する東京都に追従せざるを得ない局面や、感染動向の違いから措置期間にずれが生じる状況のほか、飲食店の人数制限など、対策の細部で違いは生じたものの、基本的な対策は共通化することができた。

5 将来に向けた教訓

感染症のまん延防止のためには、隣接県を含む広域、特に首都圏の1都3県との連携は重要。感染症のまん延初期段階から、各都県の対策本部を統制し、知事・副知事との調整に直接関わる立場の幹部職員が、直接、一元的に都県間の調整にあたる体制を速やかに確立することが必要である。

3 (2) 全国知事会との連携

1 取組の概要

全国知事会は、都道府県間の連絡調整、地方自治の推進に係る事項、地方自治に影響する国の政策に対する国との協議等を担う団体であり、初めてのパンデミック対応ともいえる新型コロナウイルス感染症への対応でも、全国の都道府県の意見を集約し、国への働きかけや、対策の改善要望などを実施してきた。

全国知事会は、1月30日に、新型コロナウイルス緊急対策会議を設置し、2月25日に国が基本方針を決定したことを受け、「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」に改変し、以後、本部会議を43回開催し、幾多の提言のとりまとめと要請、国との意見交換などを精力的に展開し、自治体の立場から新型コロナへの対応を主導していくことになった。

神奈川県は、全国知事会の危機管理・防災特別委員会の委員長県であり、新型コロナの感染拡大が始まった当初の、令和2年2月5日の委員会で、他の委員会に先駆けて、新型コロナへの対応について取り上げ、警戒を呼びかけた。また、新型コロナの主管は社会保障常任委員会となったが、本県知事は、知事会の緊急対策会議の構成員として、また、緊急対策本部の副本部長として、全国知事会の活動に関わってきた。

2 経過	
R2. 1. 30	新型コロナウイルス感染症緊急対策会議を立ち上げ。徳島県(会長)、京都府(総務政策常任委員会)、鳥取県(社会保障常任委員会)とともに、本県が委員に就任
R2. 2. 05	危機管理防災・特別委員会を開催。新型コロナを議題に意見交換 知事会として初めての緊急提言に基づく要請活動に参加
R2. 2. 25	第1回新型コロナウイルス緊急対策本部会議に参加 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明を 発出
R2. 3. 18	西村大臣との意見交換に参加 改正特措法に関する緊急提言を提出
R2. 3. 25	厚生労働省との意見交換会 医療提供体制「神奈川モデル」を説明
	以下、継続的に、本部会議、大臣との意見交換会、緊急提言のとり まとめと要請活動などを展開

3 取組詳細

○ 医療用マスクの支援要請

県は、ダイヤモンドプリンセス号での集団感染への対応をはじめ、全国に先んじて医療提供体制を整備してきたが、医療の現場では、医療用のマスク等の不足が深刻になったこと等を受け、3月10日に厚生労働省に衛生用品の確保に関する要望を行うとともに、全国知事会に医療用マスクの支援を要請。東京都から医療従事者用のマスク5,000枚などの提供があった。

○ 基本的対処方針諮問委員会

特措法に基づく基本的対処方針を検討する政府の諮問委員会に、全国知事会がオブザーバーで参加。最初の緊急事態宣言の期間、本県知事が出席した。

知事は、全国の都道府県を代表し、緊急事態宣言の対象となる特定警戒都道府県として最前線でコロナ対応を行う立場から発言した。

〔主な発言〕

月日	主な発言
R2. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川モデルの医療体制の運用状況 ・ 宣言対象地域として事業活動の自粛要請をする中で、当然、補償を求められるので、検討してほしい。
R2. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初から自粛要請と補償はセットであると主張してきたが、それが難しいままに、知事の権限として(宣言が)始まった。 ・ 特定警戒都道府県とその他地域といった複雑な形がよいのか。統一的に日本全体が非常事態といった方が、シンプルでわかり易いのではないか、
R2. 5. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全都道府県が宣言の対象となることは評価。 ・ 休業要請と補償はセットと言ってきたが、これがないまま突入し、苦しい思いをしている。軍資金も兵糧もないまま戦うようなもので、(県民・事業者)の批判を一手に受けているというのが実感 ・ 協力金でしのいできたが、さらに1か月、息をひそめろといったら、死んでしまう、というのが生の声だと思う。 ・ どうやったら解除になるのかという出口戦略を、データや専門家会議の議論等をわかり易く整理していただきたい。
R2. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言の1期目は、休業の指示までいったのは1件だけだったが、2期に入り、20件が要請に応じていない。 ・ 罰則を含めた徹底した対策がないと危ない、というのが現場からの実感である。
R2. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの流れの中で、国がどこまで権限を持っていて、どこまで知事に権限が与えられているのか、わかりにくい。 ・ 国と知事の権限を整理することが中長期的な課題としてある。

○ 本部会議と緊急提言のとりまとめ

令和2年2月25日に新型コロナウイルス緊急対策本部が設置され、第1回会議が開催されて以降、41回にわたり、本部会議が開催され、本県知事は副本部長として

I 本部体制

出席した。

会議は、感染拡大傾向で危機感が高まり、課題が生じた場合や基本的対処方針の変更など、国の施策動向に応じて開催された。内容は、財政措置やまん延防止の措置の運用改善などを国に求める緊急提言のとりまとめが中心となった。

本県知事は、医療やまん延防止の措置などの現場で直面する課題を中心に、積極的に意見の提出や発言を行い、緊急提言に反映されたものが少なくない。

[主な知事発言、本県意見の概要] ★は、緊急提言に反映されたもの

(R2.3 本部発足当初 特措法の適用等を踏まえ)

- ・ 行動制限の要請と補償はセットであるべき。★
- ・ 特措法上、総合調整を担う知事に、患者等の情報が集約する仕組みが必要★
- ・ 大規模な感染症への対応は、感染拡大防止と地域の活力維持のバランスが問われる、かじ取りの難しい政策課題。国によるリーダーシップと制度や財政面での力強い支援が必要

(R2.5 第1回の緊急事態宣言発令下、湘南への多くの人出を踏まえ)

- ・ 大型連休前、湘南海岸に多くの方が車で訪れ、住民が不安を感じる事態となり、それを抑えるのに苦労した。都道府県間の移動を抑えるため、政府の強いアナウンスが必要

(R2.7 第2波に向けて)

- ・ 当初から、休業要請と補償はセットであり、補償の考え方の整理が必要と言ってきた。私から「補償金的な『協力金』」の制度化を提案し、緊急提言に盛り込まれた。本格的な第2波に向けて、財源措置も含め、早期に法的整理を願う。★

(R2.12 2回目の緊急事態宣言直前)

- ・ 横浜市・川崎市の飲食店に時短要請を行っているが、要請に応じるのは2割程度であり、特措法の限界を感じる。罰則も含めた特措法に基づく知事の権限強化が必要。★

(R3.2 特措法の改正を受けて)

- ・ 2月3日成立の特措法、感染症法の改正では、時短要請などに罰則が設けられるなど、知事の権限が強化されたことを評価
- ・ 新型コロナの発生当初から、休業要請と補償はセットであり、補償について国が統一的な基準を作り、制度化すべきと主張してきた。改正法の付帯決議の趣旨を踏まえ、早急に考え方を示すよう、国に求める必要がある。★
- ・ 罰則の適用に関する指針やガイドラインを示すこと ★

(R3.4 まん延防止等重点措置の適用に際して)

- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間が延長された場合、延長前の要請・命令の効果が継続できるよう、法の運用改善が必要

(R3.8 デルタ株による第5波、緊急事態宣言をうけて)

- ・ デルタ株による感染拡大は、これまでの対応では抑えられない。政府がロック

I 本部体制

ダウンのような強い規制ができるよう、緊急的・時限的な措置を直ちに取りまとめる必要がある。

(R4.7 オミクロン株のまん延を踏まえ)

- ・ 2類相当とされている新型コロナの感染症法上の位置づけは早急に見直す必要がある。(オミクロン株の特性を踏まえ)、既存の枠にとらわれず、対策の見直しを進めてもらいたい。

○ コロナ所管大臣への要請

全国知事会が取りまとめた緊急提言を基に、内閣府特命担当大臣、厚生労働大臣と全国知事会との意見交換会が実施され、対策本部の副本部長として知事が参加し、意見を述べた。大臣との意見交換は、西村大臣だけでも26回に及んだ。

○ 危機管理・防災特別委員会の取組

本県知事が委員長を務める危機管理・防災特別委員会(危防特)では、他の委員会に先駆け、委員会の議題で取り上げ、情報共有を図った。その後、知事会における主管委員会は社会保障常任委員会となったが、危防特では、防災危機管理に関する要望の中で、新型コロナと自然災害との複合災害に備えた避難所等の資機材整備などに関する要望を取りまとめた。

また、複合災害時における避難対策に関する各都道府県の取組事例を調査し、事例集にとりまとめ、情報共有を図った。

コロナ禍にあって、全国各地で自然災害が発生し、自治体間の職員応援が行われた。その際、被災地の感染拡大を防ぐ観点から、被災地への応援に当たって、PCR検査を受けることを求める通知を、会長と連名で発出した。

4 課題と対応

新型コロナなど特措法の対象となる大規模な感染症対策に係る自治体の事務は法定受託事務であり、基本的に国の責任において、基本的対処方針に基づき実施される事務だが、地域の実情に応じ、実現可能で実効性ある対策とするためには、現場の第1戦で感染対策を担う自治体の立場から、地域の実情を政府に伝え、施策の改善や所要の財政措置を国に要請することが重要である。

全国知事会は、地方自治の観点から国との協議を担う立場から、数多くの提言や要望を取りまとめ、全国の都道府県の総意として、政府に働きかけを行うほか、政府分科会への参加等を通じて、基本的対処方針など、政府の対策や方針に大きな影響力があったと考えられる。

また、知事会は、災害時の応援体制が整っており、コロナ対応でも、本県は医療用マスクの支援を受けたほか、沖縄県や大阪府など医療体制がひっ迫している地域への看護人材の応援などの調整を担った。

大規模な感染症対応では、全国知事会と連携し、知事会を通じて国に要請することは有効であり、重要な視点である。本県知事は、危防特の委員長として、知事会の本部の副本部長となったことは、大臣に直接意見を伝える機会も多くあり、本県にとって大きなメリットがあった。

本県は、「休業要請と補償はセットである」「補償金的な『協力金』の制度化の提案」「命令や罰則などに係るガイドラインの作成」「健康危機管理庁の創設」など、

I 本部体制

状況に応じた必要な対策を、具体的な提案や意見として数多く提出してきた。無論、本県だけの意見によるものではないが、本県の提案の多くが、知事会の提言に盛り込まれ、実現につなげることができた。

また、知事会での紹介等を通じて、医療提供体制の神奈川モデルは全国のモデルの一つとなったほか、事業者向けの支援策をまとめたリーフレットは、モデルケースとして知事会を通じて全国に横展開された。

5 将来に向けた教訓

大規模災害からの復旧復興では、膨大な財政需要が発生するため、国に速やかに被災の状況を伝え、財政措置を依頼し、復興の体制を構築することが、一丁目一番地の対策と言われるが、大規模な感染症対策においても同様に、自治体が連携し、実行可能で有効な対策が講じられるよう、働きかけを強めることが必須である。

全国知事会は発信力が強く、政府の対策への影響力も強いと思われるため、知事会本部での立場如何に関わらず、積極的に関わり、知事会を通じて国への働きかけを行っていく必要がある。

3 (3) 保健福祉事務所等への県内市町からの保健師派遣

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保健福祉事務所等の業務が増加し、ひっ迫することとなった

そこで、市長会を通じて協力の検討を依頼し、保健師を派遣いただいた。

その後、保健所設置市と県との業務連携や集中化、保健師の経験者採用、人材派遣会社による看護職の派遣等の取り得る手段を取ったものの、再度の感染拡大により人員が不足したため、改めて、県内市町の協力を仰ぎ、保健師を派遣いただいた。

2 経過	
R2. 4. 7	緊急事態宣言（1回目）の発令
R2. 4	市長会を通じて県への保健師派遣を検討依頼し、回答のあった市と個別に派遣を調整
R2. 4. 16	鎌倉市ほか5市からの保健師の派遣を受入
R2. 5. 25	緊急事態宣言（1回目）の解除
R2. 6. 12	感染状況が一定程度収束したことから、海老名市を除き、保健師の派遣受入を終了
R2. 9. 1	厚木保健福祉事務所大和センターの業務がひっ迫したため、大和市から職員派遣の申出があり、保健師の派遣を受入
R2. 11. 19	第3波の到来により、再び保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市へ保健師の派遣を依頼
R2. 12. 1	秦野市ほか8市からの保健師の派遣受入を再開・開始
R3. 1. 8	緊急事態宣言（2回目）の発令
R3. 1. 19	保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市町村へ保健師の新規派遣・増員を依頼
R3. 1. 28	葉山町ほか17市町からの保健師の派遣受入を再開・開始
R3. 3. 21	緊急事態宣言（2回目）の解除
R3. 3. 31	市町の業務状況を考慮し、保健師の派遣受入を終了
R3. 4. 20	まん延防止等重点措置（1回目）の発令

R3. 4. 21	保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市町村へ保健師の派遣を依頼
R3. 4. 26	大和市ほか9市からの保健師の派遣受入を再開
R3. 8. 2	緊急事態宣言（3回目）の発令
R3. 8. 22	まん延防止等重点措置（1回目）の解除
R3. 9. 30	緊急事態宣言（3回目）の解除
R4. 1. 21	まん延防止等重点措置（2回目）の発令
R4. 3. 21	まん延防止等重点措置（2回目）の解除
R4. 3. 31	感染状況が一定程度収束したことから、海老名市を除き、保健師の派遣受入を終了
R4. 5. 31	市町からの保健師の派遣受入を終了
R4. 7	感染者の増加に伴い保健福祉事務所の業務がひっ迫したため、個別に関係市へ保健師の派遣を依頼
R4. 7. 29	大和市ほか7市からの保健師の派遣受入を再開
R4. 8. 2	かながわ BA. 5 対策強化宣言の発出
R4. 9. 25	かながわ BA. 5 対策強化宣言の解除 自主療養届出制度の終了
R4. 9. 26	感染者数の全数把握を全国一律で簡略化（発生届の対象を高リスク者へ限定）
R4. 9. 30	保健福祉事務所等の業務ひっ迫が収束したため、市町からの保健師の派遣受入を全て終了

3 取組詳細

(1) 保健福祉事務所の業務ひっ迫

保健福祉事務所は、自宅又は宿泊施設での療養者に対し、療養期間中、健康状態の確認・把握及び症状悪化時のフォローアップを毎日電話により実施していた

LINEによる健康観察システムとして、「神奈川県療養サポート」の導入等により、業務負担を軽減するよう取り組んだが、4月中旬以降、県内の感染状況が「フ

I 本部体制

ページ1」となり、新規感染者数の増加に伴う保健福祉事務所の業務がひっ迫することとなった

県の保健師だけでは、業務の継続が困難となったことから、市長会を通じて、政令市を除く市に対し、県への保健師派遣の検討を依頼した

(2) 協定書の締結

県への職員派遣にあたっては、地方自治法第252条の17に基づく派遣とした。そこで、派遣される職員の身分取扱い等について、整理するため、派遣可能と回答のあった市町と「派遣職員の取扱いに関する協定書」を締結し、順次職員の派遣を受けた

また、地方自治法に基づく派遣にあたっては、当該職員は、普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるため、併任に関する発令が必要となった

【参考：地方自治法】

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2～4 (略)

(3) 日常の保健医療体制への移行

令和4年5月頃より、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード等では、発熱外来のひっ迫軽減等を目的として、発生届の項目を削減する案等の議論を開始した

県でも、オミクロン株の特性や、ワクチン等の新型コロナ対応初期との状況の違いを踏まえ、当該株のまん延が継続することを与件として、令和4年6月より、独自に、新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制に移行させる検討を開始した

令和4年8月12日の第2回神奈川県感染症対策協議会において、「新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための考え方」を議論した

これによって、感染症法上の位置づけ変更に向けて、県や保健所が実施している様々なサービスについて、段階的にサービス移行していく将来構想を示した

さらに、令和4年9月5日、第3回感染症対策協議会において、発生届出対象の限定化を踏まえた上での、行政サービスの移行方針について議論を深めた

その後、システムの改修等が完了したことにより、令和4年9月26日より発生届の高齢者等の高リスク者への限定が、全国一斉に施行された

これに伴い、保健福祉事務所の業務ひっ迫も収束したことから、市町からの保健師の派遣受入を終了した

(4) 実績：協定書締結市町及び派遣人数

I 本部体制

項番	団体名	人数
1	平塚市	9人
2	鎌倉市	9人
3	小田原市	38人
4	逗子市	3人
5	三浦市	11人
6	秦野市	41人
7	厚木市	7人
8	大和市	14人
9	伊勢原市	26人
10	海老名市	9人
11	座間市	7人
12	南足柄市	4人
13	綾瀬市	8人
14	葉山町	1人
15	大磯町	1人
16	二宮町	1人
17	中井町	3人
18	大井町	2人
19	松田町	5人
20	山北町	1人
21	開成町	1人
22	箱根町	8人
23	真鶴町	1人
24	愛川町	4人
合 計		214人

※ この他に、平塚市から4人、大和市から8人、海老名市から1人の事務職を派遣いただいた。

4 課題と対応

(1) 派遣の形態

職員派遣にあたっては、地方自治法派遣、派遣法派遣及び個別の協定書に基づく派遣等、様々な形態が存在するため、どのような派遣形態が適切かを検討する必要があった

感染症業務は、本来、県が対応すべき業務だが、新型コロナウイルス感染症への対応により、保健福祉事務所の業務がひっ迫した

こういった状況が、地方自治法の「特別な必要」に合致すると判断し、同法を根拠とした派遣として整理した

(2) 必要な手続

職員の受入にあたっては、明文化されたマニュアル等が存在していなかった。健康医療局総務室職員と人事課職員が協力し、過去の類似例等を参考にしながら、協定書締結等の手続を進めた

(3) 費用負担等

費用負担等についても、地方自治法の規定に基づき、整理が必要となった。過去の類似例等を参考に整理

(4) 派遣終了時期の調整

保健福祉事務所によって、職員の配置や感染状況が異なっており、一律で派遣終了時期を決定することが困難だった

そこで、派遣元である市町の業務状況や県保健福祉事務所の業務ひっ迫状況を総合的に勘案して、個別に派遣終了時期を調整することとした

5 将来に向けた教訓

(1) 有事に備えた恒常的な人員体制の強化

新型コロナウイルス感染症対応での課題を踏まえて今後の新興・再興感染症への対応だけでなく、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が国から、求められている

保健師や事務職員等の増員に対して、必要な地方財政措置も講じられることから、県として必要な人員数を算出し、配置していく必要がある

(2) 市町村との連携

県としては平時から恒常的な人員体制の強化に努めるが、経験豊富な保健師等を即座に配置することは困難であることや確保した体制を上回る事態が発生した際のことを考慮すると、市町村からの保健師等の派遣は、有効な手段と言える
有事に備え、平時から市町村からの派遣体制に係る基準や手続を明確にし、共有しておくことが重要である

しかし、市町村側は、業務を停止・縮小して派遣することとなるため、派遣は可能な限り短期間とする必要があり、当該基準は、上記を踏まえ検討することとする

また、短期間で派遣を終了するためには、職員の配置以外の手法である派遣看護師等の業務委託やI H E A Tへ速やかに移行できるよう準備をしておくことが有効である

II 感染防止対策

1 庁内の対策

(1) 県の基本方針

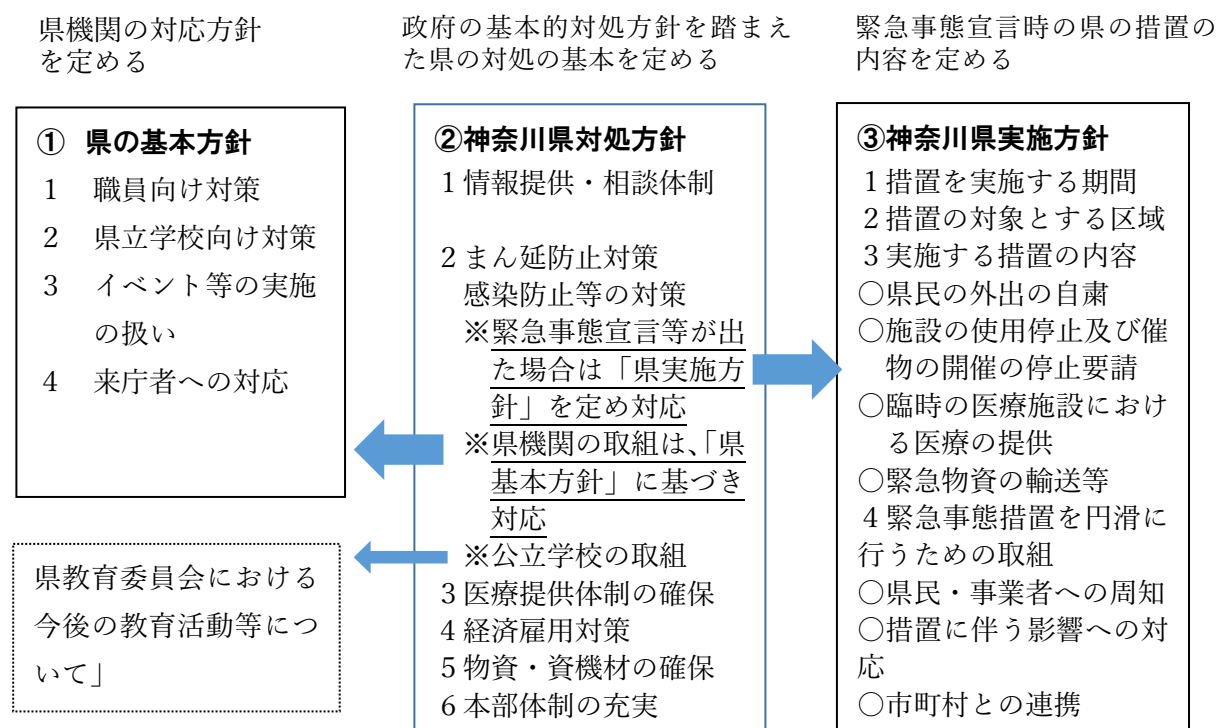
ア 神奈川県対処方針と実施方針

1 取組の概要

本県は、新型コロナウイルスに対応するため、次の3つの指針を定め、運用してきた。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針
- ③ 特措法に基づく緊急事態措置(まん延防止等重点措置)に係る神奈川県実施方針

3つの指針の関係は次の通り



2 経過

R2. 2. 26	(R2. 2. 25 政府が基本方針策定) 県基本方針策定 ※以後、改定 22 回
R2. 3. 30	(R2. 3. 28 政府が基本的対処方針策定) 神奈川県対処方針策定 ※以後、改定 22 回
R2. 4. 7	(R2. 4. 7 政府が緊急事態宣言を実施) 緊急事態措置に係る実施方針策定

R2. 4. 10	緊急事態措置に係る実施方針改定 (施設の使用制限等を追加) ※ 以後、緊急事態宣言、重点措置の適用に際して実施方針策定
-----------	---

3 取組詳細

○ 県対処方針

国の基本的対処方針に対応する県の基本的な対応方針を定めた。緊急事態宣言や重点措置の適用に関わらず、制限が継続したイベントの開催制限の基準や、感染のレベルやステージを判断する指標などを位置付けた。

○ 県実施方針

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された際の措置の基本を定めた。文章形式から始まり、県民や事業者にわかりやすく行動制限措置の内容を伝えるため、パワーポイント形式に様式を変更して運用した。

4 課題と対応

新型コロナの感染拡大当初は、県が基本方針で県機関としての感染防止対策を表明し、他機関の取組を促す形で、感染拡大防止に向けた取組がスタートした。しかし、感染拡大は止まらず、新型コロナが特措法の対象となり、県民や事業者への協力要請を強化する必要から、対処方針を定めた。さらに、緊急事態宣言など、期間を限った措置を定めるため、実施方針を定めることとなり、結果として、3つの方針を並行して運用することとなった。

県としては、それぞれ性格が異なるものとして、差別化して運用してきたが、県民からは、どれを見ればよいのかわかりにくい、との指摘を受けるなど、県民にとってのわかり易さの点で課題があった。

そのため、コロナ禍の中盤以降は、緊急事態や重点措置期間以外の時期も含め「●日以降の県の取組」として、パワーポイントで、県民や事業者に要請事項を伝える方法が定着し、特に対処方針の意義が薄れていった面は否めなかった。

5 将来に向けた教訓

対策の基本を定める「方針」の類は、県機関として共有し、統一的な対応を確保する意義と、関係機関や県民に周知し、県の方針が示す対策に協力してもらう意義がある。新型コロナ等の大規模な感染症への対応は、県民一人ひとりの感染防止対策の取組に繋げることが目的でもあり、後者の観点が大変重要である。

事務の効率化の観点からも、当初から、県民目線から方針を検討し、全ての対策を一本化してわかり易く周知することが望ましい。

II 感染防止対策

1 (1) イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う業務の見直しの全庁周知

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、庁内会議の見直し、テレワークの実施、書類の電子化及び電子決裁の活用、押印の見直し及び申請・届出の電子化、事業の中止・廃止、内部管理事務の見直し、職員の出勤削減の取組等の業務の見直しを徹底するよう各所属へ周知した。

2 経過	
R2. 4. 6	庁内会議の見直しについて（通知）
R2. 5. 26	職員向け対策における「新しい生活様式」の実践例の実践について（通知）
R2. 5. 27	新型コロナウイルスを意識した「新しい生活様式」を定着させるための業務の見直しについて（通知）
R2. 7. 22	書面規制、押印、対面規制の見直しについて（通知）
R2. 9. 7	新型コロナウイルス感染症に対応するための事務事業の見直しについて（通知） 「全庁コロナ・シフト」体制継続のための業務見直しについて（通知）
R4. 1. 20	新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染対策防止策の徹底について
R5. 3. 8	新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染防止対策の徹底について

3 取組詳細

(1) 庁内会議の見直しについて

<対象>

緊急時の会議を除く全庁内会議

<見直し内容>

- ・ 構成員、陪席者の見直し
(例1) 担当局長は原則構成員とはしない
(例2) 常時陪席の廃止（必要時のみ出席）
※会議を開催する場合は、座席の間隔を十分確保すること
- ・ (出張を伴う出席者の) スカイプ等の活用
- ・ 開催の中止、延期、書面開催

(2) テレワークの実施について

全職員は、テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。

(3) 書類の電子化及び電子決裁の活用

- ・ テレワークやテレワークを活用した交代制勤務を効果的・効率的に進めるに

Ⅱ 感染防止対策

あたって、自宅等で業務を行う際や、担当者が不在の場合にも必要な書類を参照できるよう、紙媒体の書類の必要性を見直し、可能な限り書類の削減・電子化を進める。

- ・ 執務室外で起案文書の作成・回議・決裁などができる行政文書管理システムの活用促進を図るとともに、現在郵送・遞送している文書についても、庁内メールや Outlook メールなどを活用し、電子化を進める。

(4) 押印の見直し及び申請・届出の電子化

- ・ 県民（法人を含む。）が県に対し申請・届出を行う業務において、提出書類に押印を義務付けている場合には、根拠となっている条例・規則・要綱等を改正するなど、押印を不要とするよう見直しを行う。
- ・ 県民・事業者（法人を含む。）が直接来庁しなくても申請・届出を行えるようにするとともに、職員が自宅等においても処理を行えるようにするため、新規の申請・届出を行う業務については、電子申請システムを活用するなど、原則として電子申請を導入する。
- ・ 直接窓口や郵送で申請等を行っている既存の業務についても、添付書類の削減を進めるとともに、極力電子申請に切り替える。

(5) 事業の中止・廃止

新型コロナウイルス感染症に関連する事業、県民生活に直結する事業及び法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は廃止（延期を含む）を前提に見直しを行うこと。また、中止・廃止しない事業においても、業務プロセスや手法が適切であるかという視点で業務の簡素化等の見直しを行うこと。

(6) 内部管理事務の見直し

会計・経理事務、庶務事務等のいわゆる全庁共通の内部管理事務について、電子決裁の徹底、資料の省力化はもとより、手続き全般にわたって簡素化できるものは積極的に改めるものとし、速やかに実行に移すこと。

(7) 職員の出勤削減の取組

職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避するため、出勤削減目標 5 割を徹底する。

2 緊急事態措置とまん延防止等重点措置

(1) 緊急事態措置等による行動制限等の要請

1 取組の概要

令和2年3月14日に、新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となり、同法に基づく政府の対策本部と都道府県の対策本部が設置され、特措法に基づく、行動制限を伴うまん延防止等の措置を実施する体制が整った。

これを機に、感染拡大の状況に応じ、政府の基本的対処方針に基づくまん延防止等の措置を講じることとなった。

2 経過

(特措法に基づく行動制限措置の経過)

	外出自粛等	時短・休業要請等	イベント開催制限等
	週末の外出自粛の呼びかけ(法外)等		
R2.4.7～5.25 緊急事態宣言	外出自粛を要請(生活に必要な外出を除き)	幅広い業種に休業要請	大規模イベントの中止等の要請
R2.5.26～6.18 段階的な解除ステップ1	クラスター歴のあるような場所の利用や県域を越えた移動を控える要請	幅広い業種に22時までの時短要請	小規模イベントについては解除
R2.6.19 段階的な解除ステップ2	感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知	解除	千人以下のイベントについて段階的に解除を検討
R2.12.7～		横浜・川崎の酒類を提供する飲食店に22時までの時短要請	
R3.1.8～3.21 緊急事態宣言	特に20時以降の外出自粛を要請	飲食店等に20時までの時短要請(酒類は19時)	人数上限5千人以下かつ収容率50%以下
R3.3.22～3.31 段階的緩和期間	特に、21時以降の外出自粛要請	飲食店等に21時までの時短要請	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.4.1～4.20 リバウンド防止期間	特に、21時以降の外出自粛要請	飲食店等に21時までの時短要請	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.4.20～8.1 まん延防止等重点措置	特に都道府県をまたぐ移動の自粛を要請	飲食店等に20時までの時短要請(酒類とカラオケ設備の提供停止)	人数上限5千人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.8.2～9.30 緊急事態宣言	特に要請に応じない店舗の利用を控える要請	飲食店等に休業を要請	人数上限5千人以下かつ収容率50%以下
R3.10.1～10.24 リバウンド防止措置期間	特に、21時以降の外出自粛要請	認証店の制限緩和 ・時短要請21時(酒類20時)までの緩和	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.10.25	M・A・S・Kによる基本的	1組(テーブル)4人以内	大声のありなしで収容率の

II 感染防止対策

～11.30 基本的対策徹底期間	感染防止対策等の徹底	または同居家族、2時間を目安	上限を設定
R4.1.21 ～3.21 まん延防止等重点措置	M・A・S・K による基本的感染防止対策等の徹底	認証店の制限緩和 ・時短要請21時(酒類20時)までの緩和 ・当日検査による人数制限の撤廃	安全計画策定により、人数上限を2万人まで可 当日検査による人数上限の廃止
R4.8.2～9.25 BA5対策強化宣言	高齢者等の重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底	短時間、少人数、マスク 飲食などの感染防止対策の推奨	安全計画策定により、人数上限の撤廃

3 取組詳細

(1)措置の判断の基準等

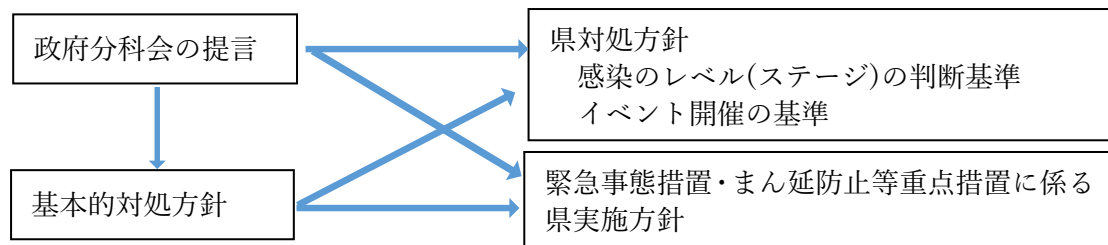
ア 政府の基本的対処方針と政府分科会の提言

特措法第3条により、地方公共団体は、法第18条による政府の基本的対処方針に基づき、新型コロナ(新型インフルエンザ等)への対策を行うことが責務とされている。

基本的対処方針は、状況の変化に応じ47回にわたって変更が行われ、その都度、県は対応方針(実施方針)を変更することとなった。

また、政府の下に、専門家による2つの分科会が設置された。

政府が基本的対処方針を変更するにあたっては、基本的対処方針分科会(当初は諮問委員会)が開催されたほか、感染症対策分科会から、感染状況と取るべき対策を判断する基準や、感染対策に関する提言などが行われ、県の対策を検討する上での基礎となった。



政府分科会が示した基準等を踏まえた県の対応基準の例

(モニタリング指標と神奈川警戒アラートの基準)

最初の緊急事態宣言解除に併せ、モニタリング指標と神奈川警戒アラートの発動基準を定め、再拡大に備えることとした。(警戒アラートの基準は、後に直近7日間で新規陽性者33人に改める)

II 感染防止対策

緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	神奈川県と東京都の週当たりの感染者数増加率：K値	4日連続で予想曲線から大きく外れた場合
	新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	10人
	感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	50%以上
医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
監視体制	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

(ステージ指標と具体的対策：令和2年8月19日県対策本部会議決定)

令和2年8月8日に、政府より、感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせるという目標のもと、今後想定される感染状況を段階(ステージⅠ～Ⅳ)に区分し、各ステージの状態、次のステージへの移行を検知する指標、各ステージにおいて講ずべき施策がパッケージとして示され、8月19日に、新たなモニタリング指標として県の対処方針に規定した。

	病床のひっ迫具合		療養者数	陽性率	新規報告数	週間の比較	感染経路不明割合	国の示した講ずべき施策
	病床全体	うち重症患者用						
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40床)	人口10万人当たり全療養数 15人以上 (1,383人)	10%	15人/10万人/週以上 (1,383人)	直近一週間が先週一週間より多い	50%	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを遵守していない酒類を提供する飲食店等への休業要請 飲食店等の人数制限 夜間や酒類を提供する飲食店等への外出自粛の要請等
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100床)	人口10万人当たり全療養数 25人以上 (2,304人)	10%	25人/10万人/週以上 (2,304人)	直近一週間が先週一週間より多い	50%	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言など強制性のある対応の検討 県境を越えた移動の自粛要請 イベントは原則開催自粛等

II 感染防止対策

(参考)

ステージⅡは、感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階として、基本的な感染予防の徹底（3密回避等）などの施策の実施

ステージⅠは、感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階として、ステージⅡと同様の施策を実施

なお、ステージⅠ及びⅡとも、医療のひっ迫等を示す指標の設定は無い

(新たなレベル分類と具体的対策：令和3年11月22日県対策本部会議決定)

従来ステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期の新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に指標を設定したものであった。

そうした中、ワクチン接種や治療薬の開発が進み、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少した。

これらを踏まえ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、社会経済活動の回復を促進すべきであるとの新たな考え方について、令和3年11月8日に政府より、「新たなレベル分類の考え方」が示され、11月22日に県対策本部において県実施方針を改定し、本県の考え方を規定した。

レベル (L)	状況	病床確保フェーズ(Ph)	具体的対策
L4 避けたい レベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない		
L3 対策を 強化すべ きレベル	一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100床+400床 うち重症 210床+60床	【医療提供体制】 ○一般医療の延期 (医療機関裁量)[Ph4]等 【社会への要請】 ○緊急事態宣言 [Ph4] ○ワクチン検査パッケージ停止 [特別 Ph]
		Ph 4 最大確保病床 2,100床 うち重症 210床	
L2 警戒を 強化すべ きレベル	一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています	Ph 2/3 確保病床 1,300～1,700床 うち重症 130～160床	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1 維持すべ きレベル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床 1,000床 うち重症 100床	
L0 感染者ゼ ロレベル	新規陽性者ゼロを維持できている	Ph 0 確保病床 120床 うち重症 20床	

(2)特措法に基づく行動制限措置の根拠

県(知事)が行動制限を伴うまん延防止の措置を行う根拠となるのは、特措法の次の3条項が基本となった。

これに加え、特措法によらない、任意の要請、いわゆる法定外の要請も行われた。

(特措法に基づく行動制限措置の比較)

○特措法第24条第9項による協力要請

公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

また、政令第11条第1項各号で定める施設を対象とした営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請を行うことも可能である。

○特措法第31条の6第1項等によるまん延防止の措置

令和3年2月の特措法の改正により位置付けられた措置

緊急事態宣言の前段階又は解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階において、「まん延防止等重点措置」として、政府が期間及び区域等を定めて公示し、都道府県知事の判断により、営業時間の変更その他必要な措置として政令で定める措置(施行令第5条の5)を実施できる。

なお、本条に基づく県民への要請は、時短要請がかかる施設に、要請外の時間に入りしめないことを求めるものであり、一般的な外出自粛は法第24条第9項に基づき要請することになる。

○特措法第45条による緊急事態措置

学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

なお、同条に係る休業要請(施設の使用制限)は、国の事務連絡で、法第24条第9項での要請に応じない事業者に、同条の「要請」を行い、それでも応じない場合に「指示」を行う運用となった。

また、2回目の緊急事態宣言の途中から、特措法の改正で、「指示」に代わり、罰則があり、より強制力の強い「命令」が導入された。

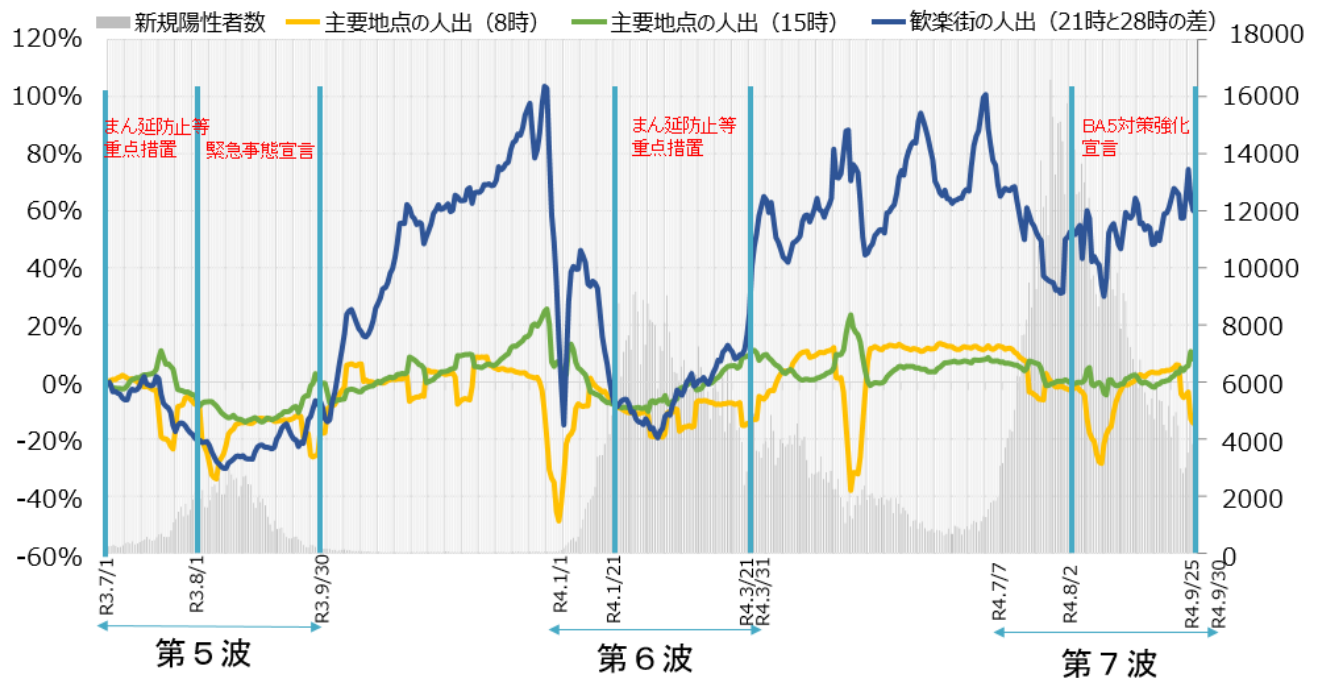
	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置	BA5対策強化宣言
要請根拠	特措法第45条	特措法第31条の6第1項等	特措法第24条第9項
対象地域	都道府県単位	知事が指定する市町村や一部区域	都道府県単位
期間	2年以内(1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内(延長する際の期限は無い)	なし
要請内容	時短・休業要請と命令	時短のみ要請と命令	時短・休業は要請しないが、短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策等を協力要請
罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料	なし

II 感染防止対策

(3) 主要地点や歓楽街における人流動向の推移

令和2年4月9日、特定都道府県と内閣官房との実務者会議で、国がモバイル空間統計を活用して人流動向の分析を行っていることを把握。本県では、横浜駅、川崎駅のみモニタリング対象であったため、同年4月17日から県独自でも同システムを活用し、さらにモニタリング対象を横浜駅、川崎駅含め12駅に追加して人流分析を行った。令和3年7月1日からは国のデータも活用しながら人流動向の把握や外出自粛要請の効果の検証を行うため、同日を基準日として、横浜駅と川崎駅を主要地点とした8時(黄色)と15時(緑色)と野毛地区の歓楽街の21時(紺色)の人流状況を把握し、施策の検討に活用した。

傾向としては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の開始当初は、特に夜間の人流抑制の効果がみられたが、要請の回数を重ねる度に、宣言等の効果が薄れていった。



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：横浜駅／川崎駅、歓楽街：野毛（桜木町）／関内）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

(3) まん延防止に係る措置等の内容

ア 感染拡大から最初の緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月25日）まで

【1回目の緊急事態宣言前】

令和2年2月以降、徐々に感染が全国に拡大し、3月に入り都市部を中心に急

II 感染防止対策

増傾向がみられるようになった。東京都が3月25日に、その時の状況を「感染拡大の重大局面」と捉え、夜間の外出や週末の不要不急の外出を控えることを呼びかけたことを受け、本県も26日に知事メッセージを発出し、東京都との往来を含めた週末の外出自粛を呼びかけた。

[1回目の緊急事態宣言]

3月下旬から都市部を中心に感染者が急増し、医療提供体制のひっ迫が懸念される中、国は4月7日、緊急事態宣言(～5月6日)を発出した。県は、同日、県対策本部において、県民への外出自粛要請の方針を決定した。

これは先ずは外出自粛を行い、その状況を踏まえ施設の使用制限等の措置を行うとの基本的対処方針を受けてのものだったが、東京都が休業要請(施設の使用制限)措置について、国と調整し、11日から実施する方針となった。

これを受け、県は10日に本部会議を開催し、外出自粛に加え、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の方針を決定した。

さらに、5月5日に、宣言の5月31日までの延長の公示を受け、緊急事態措置の延長を決定した。その後、5月25日に、同日付けの宣言の解除の公示を受け、緊急事態措置の段階的な解除の方針を決定した。

(措置の主な内容)

[外出自粛]

法第45条第1項に基づき、県民に対し、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛の協力を要請

[時短・休業]

法第24条第9項に基づき、インフラ、生活必需物資供給等の県民の安定的な生活確保に不可欠な施設を除く幅広い施設に休業を要請

[イベント開催制限]

法第24条第9項に基づき、イベント主催者等に対し、全国的かつ大規模なイベントの開催の停止を要請

[県民への呼びかけ]



人との接触機会8割削減に向け、生活に必要な場合を除く外出自粛、買いだめを控えることなどを呼びかけ

大型連休を控え、

- ・今年のGWはがまんのウイーク
- ・その外出は命よりも大事なのか
- ・今は神奈川に来ないで、今は神奈川から出ないで、今はできるだけ家にいてなどの強い呼びかけを実施

II 感染防止対策

(特措法による個別要請・指示)

休業要請に応じないパチンコ店に対して、特措法第45条第2項、第3項による要請・指示及び第4項による施設名の公表を実施した。

4月28日	パチンコ店	6店舗への休業要請・公表
5月1日	パチンコ店	1店舗への休業指示・公表
5月11日	パチンコ店	20店舗への休業要請・公表
5月12日	パチンコ店	5店舗への休業要請・公表
5月15日	パチンコ店	11店舗への休業要請・公表

[要請に応じない施設の把握]

特措法の行動制限措置を行うにあたっては、国の事務連絡(令和2年4月10日)に基づき実施した。要請に応じない施設については、コールセンターに寄せられる情報や、市町村からの情報提供、事業者団体からの情報に加え、ホームページで施設の営業状況の確認、電話での聞き取りなどで把握し、対象施設をリストアップした。

また、特措法第45条の要請にあたっては、対象施設全ての営業実態を職員が現地で確認し、施設管理者に要請に応じるよう依頼を行うなど、丁寧な対応を心がけた。

[専門家の意見聴取]

特措法第45条の措置を実施するにあたり、法令上、専門家の意見を聴取することが義務付けられている。県は、いわゆる専門家会議を設けなかったため、専門家5名に依頼し、意見徴取を行う体制を確保した。

イ 宣言解除から2回目の緊急事態宣言(令和3年1月8日から3月21日)

1回目の緊急事態宣言の解除にあたり、休業要請等の段階的な緩和の方針を定めるとともに、感染拡大(2波)に向けた対応として、モニタリング指標と神奈川警戒アラートの発出の基準を定めた。

感染拡大に伴い、令和2年7月17日に、神奈川警戒アラートを発出し、外出自粛を呼びかけたが、収束には至らず、12月3日から、県は横浜・川崎市の飲食店に対して22時までの時短要請を行った。

しかし、年末にかけて、首都圏を中心に感染が急拡大したことを受け、令和3年1月2日に、1都3県(東京、埼玉、千葉、神奈川)は、国に対し緊急事態宣言の適用を要請した。

これを受け、国は7日に、2回目の緊急事態宣言(1月8日～2月7日)を1都3県に発出した。

県は、同日、県対策本部において、実施方針を策定し、県民への外出自粛や飲食店等への時短営業の要請等の緊急事態措置の実施を決定した。

また、2月2日、宣言の3月7日までの延長の公示を受け、感染防止対策取組書や市の感染対策ステッカー掲示を協力金支給要件化するなどの実施方針の改

II 感染防止対策

定を行った。3月5日には、宣言の3月21日までの再延長が公示された。

その後、3月18日に、宣言の21日での解除の公示を受け、県対策本部において、措置の段階的な解除の方針を決定した。

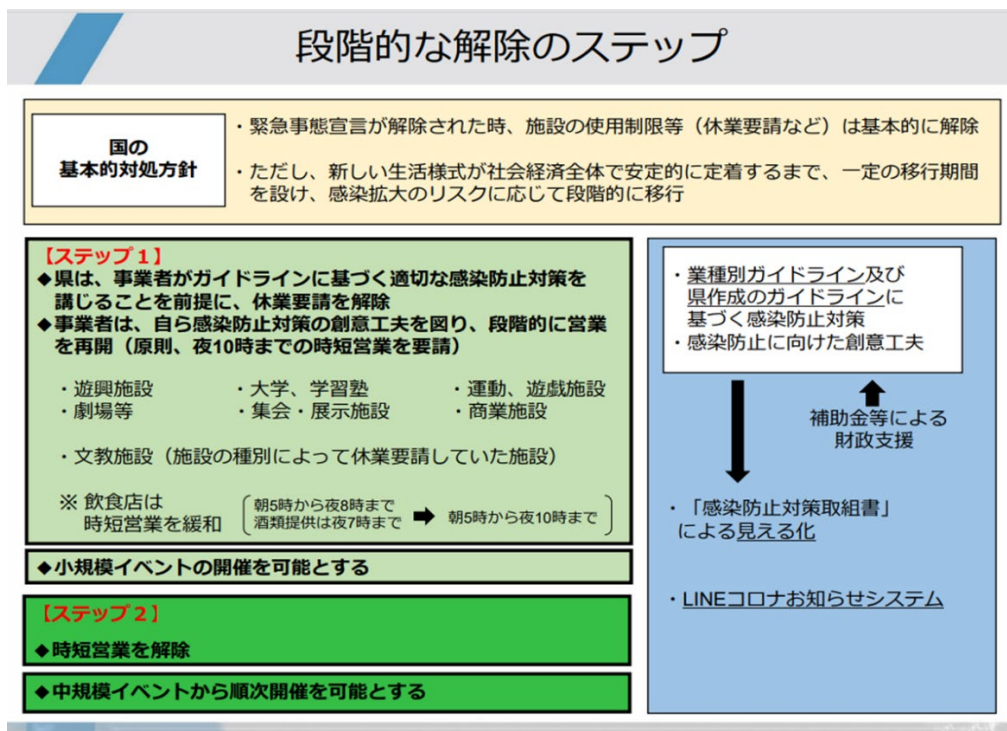
【1回目の宣言解除後の取組】

（段階的な休業要請の解除）

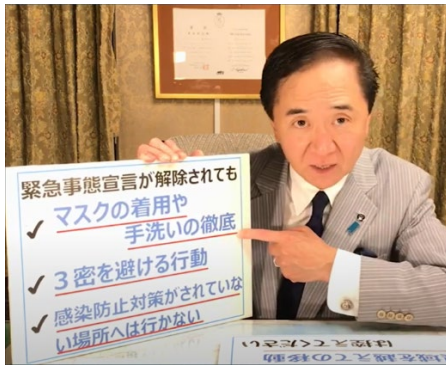
「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に解除することとした。

ただし、当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請した。（時短要請は6月19日に解除）

また、感染の再拡大に備え、新たにモニタリング指標と神奈川警戒アラートの発動基準を定め、警戒アラートを発動した場合は、法第24条第9項により事業者が業種別ガイドラインに沿った感染対策の徹底、県民に、感染対策をとっていない場所にはいかないこと、など感染対策を強化する仕組みを導入した。



[県民への呼びかけ]



- 7月17日神奈川県警戒アラート発動
- ・感染防止対策取組書の掲示はない場所には行かないで
 - ・ウイルスは身近にあるという意識で、「徹底用心」を

(横浜市・川崎市の飲食店への時短要請)

都市部における感染拡大を受け、先行していた東京都の取組を参考に、12月3日から横浜市・川崎市の飲食店に22時までの時短要請を実施した。この間の夜間の巡回では、要請に応じている飲食店は、2～3割との報告であった。

(神奈川県神社庁との連携)

初詣により人が多く集まることが想定されることから、令和2年10月に初詣に向けた感染防止対策について、神奈川県神社庁と意見交換を行った。神社庁では神社本庁が策定した「神社における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」の周知徹底を所管神社へ行っており、加えて県の作成したチラシ等の広報物を配布いただけることとなった。チラシは、神社庁の助言を得て作成した。

神社庁の仲介もあり、鶴岡八幡宮等の初詣の参拝客が多い県内の神社9箇所へ感染防止対策に係る聞き取りを行った結果、神社側から「知事からも県民へ初詣における感染防止対策について呼びかけてほしい」と要望があり、三が日にこだわらない分散参拝に関することを含む知事メッセージを令和2年12月15日に発出した。

鶴岡八幡宮においては、年末年始に境内に設置する大型ビジョンで、基本的な感染防止対策について30秒程度の知事メッセージ動画を公開した。

【2回目の緊急事態宣言直前の対応】

令和2年の年末から首都圏の感染拡大が深刻になり、年末に県民へのメッセージを発出したほか、幹部職員による年始の夜間の巡回など警戒を高めていった。

年末から年始にかけて、1都3県間の情報共有と調整が断続的に進められ、1月2日に、1都3県の知事が連携し、西村大臣に対して、緊急事態宣言の適用の要請を行った。2時間を超える大臣との協議を経て、国から1都3県に対する要請事項が示された。

国からの要請事項

1. 専門家が「急所」としている飲食店については、時短営業を20時まで（酒類提供は19時まで）とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請
2. 企業におけるテレワークの徹底
3. 職場、学校での感染防止策の徹底
4. イベントの開催要件の厳格

（国の要請を受けた県の対応）

国からの要請事項を踏まえ、1月4日、1都3県は知事会議を開催し、合意事項を取りまとめた。これを受け、県は、横浜市・川崎市の飲食店については、8日以降、20時（酒類19時）までの時短要請（協力金増額）、その他県域については、12日以降、同様の措置とした。

【2回目の緊急事態宣言】

政府は令和3年1月7日に基本的対処方針を変更し、1都3県に対して緊急事態宣言を発出した。

（措置の主な内容）

〔外出自粛〕

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請し、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請

2月2日の緊急事態宣言延長を受け、昼間の人流抑制に向けた街頭での普及啓発活動を強化

〔時短・休業〕

食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等に対し、特措法第24条第9項に基づく措置を要請

・1月8日から1月11日までの間

横浜市内と川崎市内の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を要請

・1月12日から3月21日までの間

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を要請

また、施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある遊興施設等について、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を働きかけ

〔イベント開催制限〕

特措法第24条第9項に基づき、イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催の制限（人数上限5千人以下かつ収容率50%以下）を要請

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ

II 感染防止対策

[特措法による個別要請]

3月7日までの期間中に特措法第45条第2項に基づく個別要請した店舗は86店舗で、うち、期間中に時短に応じた店舗は7店舗であった。

また、3月8日から21日の延長期間中に特措法第45条第2項に基づく個別要請した店舗は、100店舗で、うち、期間中に時短に応じた店舗は、11店舗であった。



昼夜を問わず「マスク飲食」の徹底。併せて、「黙食」「個食」の実践を！

複数で食事をするときは、いつものメンバー、少人数で

ウ 最初のまん延防止重点措置（令和3年4月20日から8月1日）から3回目の緊急事態宣言

【最初のまん延防止等重点措置】

2回目の緊急事態宣言の解除を受け、1都3県では、リバウンド防止期間を設定し、共通取組をとりまとめ、感染再拡大に備えたが、アルファ株への置き換わりなどにより、令和3年4月12日に東京都がまん延防止等重点措置の公示を受けたのに続き、14日には、本県の新規感染者数が、ステージⅢに相当する1日当たり200人を超えたことを踏まえ、翌15日に、政府に対し「まん延防止等重点措置」適用の要請を行った。

4月16日に、政府による重点措置（4月20日～5月11日）の公示を受け、県は、同日、県対策本部を開催し、県内の感染者のウェイトが大きく、また飲食店の数も多く、先行してまん延防止等重点措置が適用されている東京都に隣接する、横浜市、川崎市、相模原市を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定した。

（措置区域の拡大）

以降、感染動向に応じて、適宜、対象区域を変更した。

区域指定にあたっての考え方は、感染者がステージⅢ（人口10万人あたり15人以上）の水準を超えていることに加え、人流、飲食店の集積、生活圏、措置区域との連たん性等の観点から、総合的に判断を行った。

- ・ 4月28日、措置区域に鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の6市を追加

II 感染防止対策

- ・ 5月7日、期間延長(～5月31日)の公示
- ・ 5月12日、措置区域に横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の8市町を追加
- ・ 5月28日、期間延長(～6月20日)の公示、同日、6月1日から措置区域に平塚市、小田原市、秦野市の3市を追加
- ・ 6月17日、期間延長(～7月11日)の公示、同日、6月21日から横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市の6市を措置区域として継続することを決定
- ・ 7月8日、措置延長(～8月22日)の公示、同日、7月12日から、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市を措置区域として継続することを決定
- ・ 7月16日、7月22日以降、清川村を除く全市町を措置区域として継続することを決定

(重点措置の主な内容)

[外出自粛]

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛等の協力を要請

[時短・休業]

措置区域については、特措法第31条の6第1項に基づき、その他区域については、特措法第24条第9項に基づき、酒類を提供する飲食店・カラオケ店への時短営業を要請

さらに、措置区域内の人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設については、特措法第24条第9項に基づき、飲食店に準じた時短営業を要請(飲食店等への時短要請等)

- ・ 令和3年4月20日～4月27日

措置区域は、20時(酒類提供は19時)まで

その他区域は、21時(酒類提供は20時)まで

- ・ 令和3年4月28日～6月20日

東京都が25日から緊急事態宣言の公示を受け、飲食店等への休業又は酒類提供の停止を要請したことから、本県も、措置区域の飲食店等に対する酒類提供の停止を要請した。

措置区域は、20時(酒類提供は終日停止)まで

その他区域は、21時(酒類提供は本数等の制限)まで

また、GW中の対応として、イベント主催者等に、20時までの時短に加え、酒類の終日提供停止、大規模集客施設に対して、入場整理の徹底などを要請した。

- ・ 令和3年6月21日～7月11日

東京都の緊急事態宣言が6月20日で解除され、まん延防止等重点措置に移行することに伴い、酒類の提供については、19時までの時短とし、1組4人以内、滞在時間90分以内とする要請内容に緩和した。

II 感染防止対策

措置区域は、20時(酒類は19時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内
その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内
・令和3年7月12日～7月21日

東京都が7月12日から緊急事態宣言に移行するため、マスク飲食実施店以外の店舗への酒類提供の停止を要請した。

措置区域は、20時(酒類は終日提供停止、マスク飲食実施店は19時)まで
その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内
・令和3年7月22日～8月1日

措置区域は、20時(酒類は終日提供停止)まで

その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内

また、措置区域の大規模集客施設に対し、法第24条第9項に基づく時短営業(イベントは21時まで、イベント以外は20時まで)を要請するとともに、その他区域の施設や外出を誘発し、飲食につながる可能性のある施設については、特措法によらない働きかけを行った。

[イベント開催制限]

法第24条第9項に基づき、「イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催の制限を要請(人数上限5千人以下かつ大声あり収容率50%以下、大声なし収容率100%以下)あわせて、21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ

[特措法による個別要請・命令等]

令和3年4月28日から6月20日 個別店舗への要請 延べ320店舗、うち命令、81店舗、また71店舗に過料手続きを実施した。

令和3年6月21日から6月20日 要請内容変更のため手続きがリセットしたため、期間内に命令まで至らなかった。

[県民への呼びかけ]



M・A・S・Kの徹底

路上飲みはやめて

GWは今年も我慢のウイーク

神奈川版緊急事態宣言を發出
オリンピックは、「おうちでお
ひとりおひとり熱い声援」を送
ってください

【3回目の緊急事態宣言(令和3年8月2日から9月30日)】

若い年齢層を中心とする新規感染者が増加傾向となり、また、感染力が強く、

II 感染防止対策

重症化リスクの高いデルタ株が主流となるとの見込みの中、令和3年7月30日に、3回目の緊急事態宣言(8月2日～8月31日)が公示され、県は、同日、県対策本部において、飲食店等への休業要請等の緊急事態措置の実施を決定した。

8月9日には、デルタ株への危機感共有、「人混みは危険」のメッセージ発信し、更なる対策の強化を図るとともに、続く17日には、9月12日までの宣言延長の公示を受け、県対策本部において、混雑した場所への外出5割減、大規模集客施設への「入場整理等の徹底」等の措置を追加した。9月9日には、宣言の再延長(～9月30日)が公示された。

その後、9月28日に、宣言の30日での解除の公示を受け、県対策本部において、措置の段階的な解除の方針を決定した。

(措置の主な内容)

[外出自粛]

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、徹底した外出自粛を要請。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、感染対策が徹底されていない飲食店等や要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請

また、法第45条第1項に基づく路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないことを要請

[時短休業]

特措法第45条第2項に基づき、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に休業を要請するとともに、酒類とカラオケ設備を終日提供停止している店舗は、20時までの時短営業を要請

また、法第24条第9項に基づき、大規模集客施設に対し、時短営業(イベント21時まで、イベント以外20時まで)を要請

[イベント開催制限]

特措法第24条第9項に基づき、「イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催制限を要請(人数上限5千人以下かつ収容率50%以下)、あわせて、21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ

[特措法による個別要請・命令等]

354店舗に対し、個別要請を実施し、うち要請に応じていない131店舗に対し、命令書を送付、また、そのうち99店舗に過料手続きを実施した。

[県民への呼びかけ]



医療崩壊を防ぐため。一人一人が感染拡大防止の徹底を

「コロナを甘く見ないで」

デルタ株に対して

「人混みは危険」

II 感染防止対策

エ リバウンド防止期間を経て2回目のまん延防止重点措置（令和4年1月21日から3月21日）

【リバウンド防止措置期間】

3回目の緊急事態宣言の解除を受け、感染再拡大に備え、1都3県で連携し、リバウンド防止に取り組んだ。

県民に対しては、混雑した場所を除き、外出自粛の要請を行わず、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底等、法によらない働きかけを行った。

また、飲食店等への要請については、令和3年10月1日～10月24日のリバウンド防止期間では、法第24条第9項に基づくマスク飲食実施店の行動制限緩和（20時までの酒類提供の可）を実施。10月25日以降は、時短営業の要請を行わず、人数制限（1テーブル4人以内、11月21日まで）のみとした。

さらに、イベントの開催制限については、感染防止安全計画の策定により、収容定員まで可能とする制限の緩和を実施した。

(1) 2回目のまん延防止等重点措置（令和4年1月21日から3月21日）

オミクロン株への置き換わりなどにより、令和3年12月下旬以降、新規感染者が増加に転じ、連日新規感染者が過去最多を更新した。

感染拡大と病床のひっ迫等を踏まえ、1月17日に、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請した。

19日に、重点措置（1月21日～2月13日）の公示を受け、同日、県対策本部において、全県を適用区域するまん延防止等重点措置の実施を決定した。

2月10日に、措置の延長（～3月6日）が公示され、さらに3月4日に、措置の再延長（～3月21日）が公示された。

3月17日に、重点措置の3月21日での解除を受け、県は、同日、県対策本部において、飲食店への時短要請等の行動制限措置の終了を決定した。

（措置の主な内容）

【外出自粛】

一人ひとりが徹底用心のキャッチフレーズにより、昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底、無料検査の推奨などを呼びかけ、外出自粛の要請は行わなかった。

【時短休業】

特措法第31条の6第1項に基づき、全県を措置区域とし、マスク飲食実施認証店は、①21時（酒類20時）までと②20時（酒類停止）までの選択制による要請を行うとともに、非認証店は、20時（酒類停止）までの要請を行った。

また認証店は、当日検査を行った場合、1テーブル4人以内の人数制限を無くした。

【イベント開催制限】

特措法第24条第9項に基づき、イベント主催者等による感染防止安全計画の策定により、2万人を上限に収容定員まで可能とした。また、対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の人数上限を無くし、収容定員まで可能

II 感染防止対策

とする制限の緩和を行った。

[特措法による個別要請・命令等]

227 店舗に対し、個別要請を実施し、うち要請に応じていない 23 店舗に対し、命令書を送付、また、そのうち 13 店舗に過料手続きを実施した。



オミクロン株に打ち克つために
一人ひとりが「徹底用心」

オ かながわ B A. 5 対策強化宣言（令和 4 年 8 月 2 日から 9 月 25 日）

オミクロン株の B A. 5 系統を中心とする感染が急速に拡大したことを踏まえ、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るため、8 月 2 日に、かながわ B A. 5 対策強化宣言（8 月 2 日～31 日）を行い、基本的感染防止対策の再徹底等の要請や大規模イベントにおける感染防止安全計画策定の要請を行った。

8 月 26 日に、県対策本部において、宣言の延長（9 月 1 日から 30 日まで）を決定した。

その後、9 月 21 日に、9 月 25 日で宣言の前倒しの終了を決定し、長期にわたる特措法に基づく緊急事態措置等の要請を終了した。

（措置の主な内容）

[外出自粛]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、県民に対し、一人ひとりが徹底用心のキャッチフレーズにより、M・A・S・K による基本的感染防止対策等の再徹底、高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底を要請

[時短休業]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等への短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨等の協力を要請

[イベント開催制限]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、イベント主催者等に対し、感染防止安全計画策定による収容定員まで可能とする要請を行った。

（4）命令・過料等の手続き

令和 3 年 2 月 13 日に特措法が改正され、まん延防止等重点措置・緊急事態宣言に係る施設の使用制限に応じない施設に対する「命令」「罰則」が設けられた。県は、2 月 12 日に政府が発出した事務連絡（いわゆるガイドライン）に従い、所要の手続きを進めた。

Ⅱ 感染防止対策

また、命令等の処分のためには、施設の営業状況の調査が必須となるため、職員による夜間の巡回（いわゆる夜回り）を実施した。

【夜回り・命令等の経過】

ア 特措法改正前（令和2年12月7日から同年2月12日）

- 12月18日や年末年始に局外職員や横浜市職員の協力を得て、横浜市や川崎市内の繁華街の夜の見回りを実施し、人出や飲食店の営業状況を確認した。
- 1月8日以降、飲食店等への夜の見回りを実施した。平日の20～21時（1月11日（月・祝）は成人式のため実施）に、乗降客数の多い駅の周辺を戸別訪問し、チラシを配付して県の要請への協力をお願いした。
- 飲食店等とのトラブルを想定し、局内の県警出向職員や警察署の職員と連携して実施した。
- 市町村に県が行う飲食店等への夜の見回りへの同行や県が見回りを行っていない駅や駅から離れた場所の飲食店等への見回りの協力を依頼した。

イ まん延防止等重点措置適用前（令和3年2月13日～同年4月19日）

- 改正特措法及び施行通知を踏まえ、見回り方法を次のとおり変更した。
 - ① 過去の見回りで要請に応じていない飲食店等が多かった9駅を重点地域とし、営業状況調査を実施
 - ② ①の調査で要請に応じていないことを確認した飲食店等に対し、配達記録で事前通知文を送付
 - ③ 事前通知文に記載した期限後に営業状況調査を実施
 - ④ ③の調査で要請に応じていないことを確認した飲食店等に対し、配達記録で要請文（特措法第45条第2項に基づく要請）を送付
- 当時、特措法に基づく手続きについて、内閣官房は「要請期間・要請内容ごとに手続きがリセットされる」という考え方を示していた（口頭でのみ）。

ウ まん延防止等重点措置適用下（令和3年4月20日～同年8月1日）

- 措置区域内の乗降客数が多い駅の周辺を対象に見回りを実施。悉皆的に営業実態を把握。
- 要請に応じていない飲食店等を戸別訪問し、店舗名を記載した要請文を手交
- 令和3年5月12日に、内閣官房は特措法に基づく手続きの考え方を改め、「要請内容ごとに手続きがリセットされる」とした（電話で確認（文書はなし））。これを受けて、令和3年5月12日以降の見回りの手順を次のとおりとした。
 - ① 要請に応じていない飲食店等に2回戸別訪問を行い、要請文を手交
 - ② 3回目の訪問で命令の事前通知文を手交
 - ③ 4回目の訪問で弁明通知書の写しを店舗に手交するとともに、当該店舗を運営する法人・個人に弁明通知書の原本を送付（配達記録）
 - ④ 弁明通知書に示した期限後に外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に当該店舗を運営する法人・個人に命令文を送付（配達記録）
 - ⑤ 命令文の到達を確認後、外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に罰則（過料）手続きを開始

エ 緊急事態宣言下（令和3年8月2日～同年9月30日）

- 令和3年5月12日以降の見回りの手順を基に、当時流行していた株の強い感染力を踏まえ、職員の感染リスクも勘案し、次のとおり手順で実施
 - ① 7月に要請に応じていないことを確認していた飲食店等を中心に、外観調

II 感染防止対策

査し、要請に応じていない店舗に要請文を送付

- ② 要請文を送付した店舗を戸別訪問し、要請に応じていない場合に命令の事前通知文を手交
- ③ 当該店舗を運営する法人・個人に弁明通知書の原本を送付（配達記録）
- ④ 弁明通知書に示した期限後に外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に当該店舗を運営する法人・個人に命令文を送付（配達記録）
- ⑤ 命令文の到達を確認後、外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に罰則（過料）手続きを開始

オ まん延防止等重点措置適用下（令和4年1月21日～同年3月22日）

- 緊急事態宣言下の手順により見回りを実施
- ただし、マスク飲食実施店認証店か否か、過料手続き中か否かで対応を変更

【命令・過料の状況】

期間	日付	対象店舗数	内容
1回目のまん延防止等重点措置	R3. 5. 28	7	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R3. 6. 1	9	
	R3. 6. 2	9	
	R3. 6. 8	15	
	R3. 6. 11	28	
	R3. 6. 15	13	
	R3. 7. 6	71	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施
3回目の緊急事態宣言	R3. 9. 1	66	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R3. 9. 14	36	
	R3. 9. 22	29	
	R3. 10. 14	99	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施
2回目のまん延防止等重点措置	R4. 3. 9	12	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R4. 3. 17	11	
	R4. 5. 10	13	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施

II 感染防止対策

(5) その他感染拡大防止の措置

(外出自粛などの周知)

2回目の緊急事態宣言発出に伴い、外出自粛を促すポスターやチラシを作成し、ポスター約2,000枚、チラシ約25,000枚を県機関や市町村施設、鉄道駅舎等で掲示、配架するとともに、一部事業者においては、デジタルサイネージによる周知にもご協力いただいた。また、ポケットティッシュに外出自粛や黙食、個食、マスク飲食を促すチラシを封入し、約62,000個を県内主要駅周辺の街頭で職員自ら配布した。

さらに、県警や県土整備局等の関係機関と連携し、道路上の電光掲示板や歩道橋に掲げる横断幕に外出自粛を促すメッセージを掲示した。

(路上飲みへの対応)

令和3年4月25日に東京都に緊急事態宣言が発出されると特措法第45条第2項に基づく要請により、飲食店での飲酒が制限されたことで駅前や公園等で集まって飲酒する路上飲みが問題となった。これに対し、4月28日に1都3県知事共同メッセージの中で路上飲みを控えるよう呼びかけるとともに、コンビニなどへ、路上飲みの注意喚起への協力を依頼した。

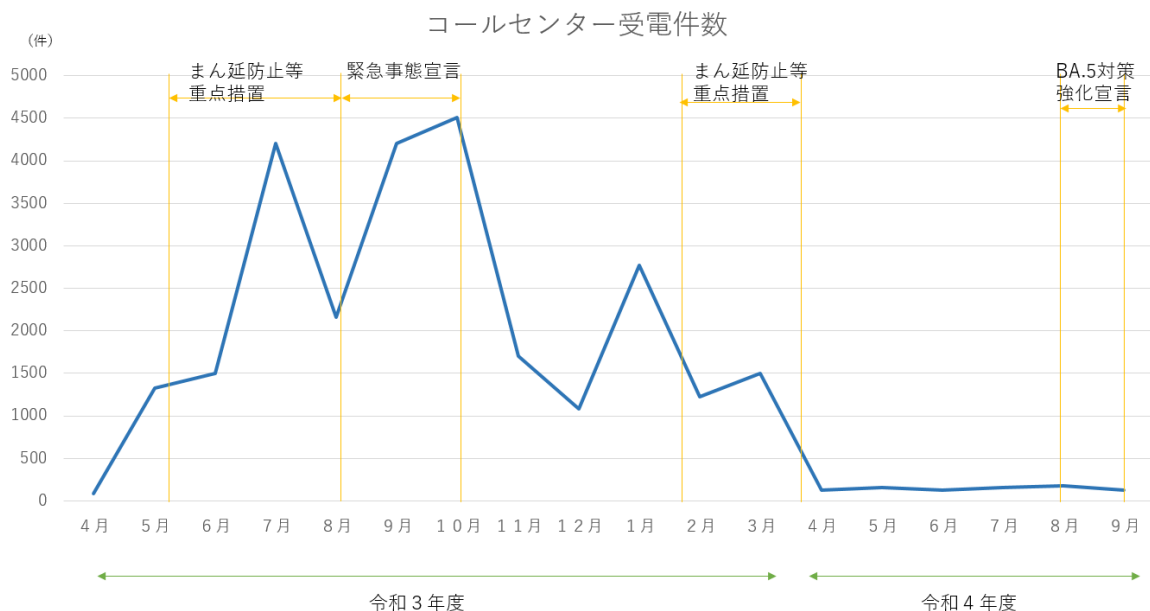
また、本県でも3回目の緊急事態宣言中に8月10日から9月30日まで路上飲み防止啓発業務を委託し、特措法第45条第1項に基づいて、延べ2,318人へ路上飲みを止めるように直接声掛けを実施した。

4 課題と対応

(要請に対する苦情等への対応)

1回目の緊急事態宣言以降、要請内容の問い合わせや苦情等が増加したことを受け、県庁西庁舎6階臨時記者室にコールセンターを設置し、一元的に対応することとなった。令和3年5月からは、事業者へ委託する形で運営した。

令和3年度は、ピーク時は、1日200件を超える相談があり、年間26,270件の問い合わせに対応した。令和4年度は、行動制限の緩和が実施され、年間1,405件の問い合わせに対応した。



Ⅱ 感染防止対策

(措置に関する国や1都2県との調整)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に関しては、都道府県から適用の要請等を受け、政府は基本的対処方針分科会を開催し、その了承の下、同日、夜間に政府の本部会議を開催し、対処方針を決定し、翌日、又は数日後に適用する形で行われた。

そのため、県は国の方針を受け、速やかに県の措置内容を決定し、周知する必要から、国の本部会議と前後して、県の対策本部会議を開催することが多かった。

こうした対応を可能とするためには、政府のコロナ本部との連携が鍵となった。具体的には、担当者ベースでの情報収集に加え、県幹部が国の審議官や参事官と情報収集、連絡調整を密に行った。それでも、国内部でもギリギリの調整が続くことが多かったと思われ、対処方針分科会の資料で、初見となる内容も少なくなかった。

また、生活圏が重なる首都圏は、措置内容が異なると人流に影響する懸念もあることから、幹部による連絡調整体制を確立し、連携に努めた。

こうした国や1都2県との調整は、休日・夜間を問わず実施し、可能な限り前広に庁内調整が図れるよう努めた。

(市町村との連携)

要請に応じない施設の把握や、夜回りなどに関しては、地域の実情に通じた市町村との連携が有効と思われた。県の協力依頼に対し、多くの市町村の協力が得られたが、温度差があるのが実態であった。特措法上、第24条第1項により、県は市町村の対策を総合調整できるが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に関して、市町村の役割に関する規定がなく、県の権限事項に協力しづらい面があったと思われる。

また、県が決定した方針は、速やかに市町村に周知する必要があるが、前述のように、措置内容の決定がギリギリになるケースも多く、周知が県本部会議の開催の直前になるケースが少なくなかった。

さらに、まん延防止等重点措置の措置区域の決定は、市町村に大きな影響を与えるため、県の方針が固まった段階で、県幹部から該当市町村や、県議会関係者への丁寧な説明に努めたが、[本部会議直前の説明](#)に、厳しい指摘を受ける局面もあった。

(特措法第24条第9項と法外の要請)

事業者への協力要請で、特措法第24条第9項に基づくのか、法によらない協力要請とするか、あいまいな点があった。国も、BA.5対策強化宣言の基準の中で、自治体の考えに委ねる姿勢が見られた。

いずれも、行政手続としては「行政指導」であり、効果に違いはなく、都道府県によっても扱いがばらばらだった。

本県は概ね、法第31条6、第45条の対象になり得る措置は法第24条第9項による要請、それ以外の医薬品の備蓄やテレワークなどは「法外の要請」とした。

この違いは問題視されることはなかったが、説得性を高めるうえで、整理が必要である。

(夜回り一要請に応じない施設の把握)

2回目の緊急事態宣言の直前の令和2年12月から、横浜市・川崎市への時短要

II 感染防止対策

請が始まることに併せ、夜間の見回りを実施した。また、2回目の緊急事態宣言から、国交付金の協力要請推進枠の運用拡大や、見回りが協力金の適正な給付を担保する観点も含んでいることを踏まえ、職員による夜回りを本格化させた。夜回りは、くらし安全防災局の職員を中心に、各局からの動員、市町村や警察の協力の下で実施した。

こうした対応は、職員の負担が大きいものだった。他県では、民間への委託を中心に実施した例も少なくないが、次項の命令・過料等の措置には、営業実態と感染対策の確認が不可欠であり、店舗の責任者との接触も避けられず、理解を得るためには、職員の直接的な関与が一定程度は必要と思われる。また、店舗でのやり取りで「明確なエビデンスの欠如」を指摘され、苦情を受けるケースや不満を示されるケースもあった。

(飲食店における感染防止4項目の遵守状況確認の見回り)

令和3年4月1日に国から事務連絡があり、まん延防止等重点措置が適用された場合には、措置期間中に措置区域の全飲食店へ訪問し、感染防止4項目(手指消毒の設置、アクリル板等での遮蔽、換気状況、マスク飲食の推奨)の遵守状況を確認する必要が生じた。県内の飲食店数は統計上約3万店舗あるため、速やかに効率的に見回るため4月の補正予算による委託を検討し、4月20日補正予算が成立。4月21日に緊急随契により委託化し、同日午後から職員による研修を実施した後、職員同行で飲食店訪問を開始した。

当初は感染防止4項目のみの見回りであったが、カラオケ設備の使用停止や酒類提供の停止、時短営業への協力状況など県の飲食店に対する要請の遵守状況も併せて確認を行うこととした。要請への遵守状況は協力金の支給要件やマスク飲食実施店の認証条件であったことから関係局へ見回り結果を情報共有した。

休業中の店舗には期間を空けて再訪問を実施するなど、1店舗に対して複数回の訪問を実施することが多かったが、最終的には、休業、閉業、訪問拒否等により店舗内を確認できなかった店舗を含めて30,717店舗に訪問した。

(命令等の手続き)

特措法上の要請や指示、命令は行政手続法に基づく行政指導、不利益処分にあたるため、国からは事務連絡やガイドラインで、同法も踏まえた厳格な手続きが示された。具体的には、営業実態調査は悉皆的に行う事のほか、特措法第24条第9項の要請から始まり、要請に応じていない状況の確認と協力要請を経て、法第45条第2項等による「要請」、それに応じない状況の調査のほか、「命令に係る事前通知」「命令文書の発行」「弁明に機会の付与」などの重層的な手続きが求められた。

県は、こうした手続きを丁寧に進め、事業者から不服申し立てを受ける事案はなかった。

この一連の手続きには、1か月半程度を要するため、措置期間が終了し、命令に至らず、要請に応じていない施設に強制力のある措置を適用できず、要請に応じていないことを把握しながら、営業継続を許す状況も生じた。

また、国は、当初、措置期間が延長されると、要請内容はリセットされるとの見解であり、全国知事会や1都3県からの要請等を重ね、後に、要請内容に変更がなければ、通算できるとの見解が示されるに至った。

II 感染防止対策

〔国の事務連絡に基づく手続〕	〔1回目のまん延防止等重点措置時の対応状況〕	
○外観調査 〔周辺地域を悉皆調査〕	R3.4.20～4.27 ・時短20時、酒類19時	外観調査(主要駅周辺地域を悉皆調査)、個別店舗への要請
○個別店舗への要請	R3.4.28～6.20 (延長2回) ・時短20時、酒類提供停止	個別店舗への要請延べ320店舗 命令 81店舗 命令までの期間 平均41日
○訪問調査 ※住民票調査等	R3.6.21～7.11 ・時短20時、酒類19時	要請内容変更のため手続きセット 前期から要請違反継続店舗も含め、 外観調査からスタート → 期間内に命令まで届かず
○命令の事前通知	R3.7.12～8.1 ・酒類提供停止	
○弁明機会の付与		
○営業実態調査		
○命令		
○命令遵守の調査→過料通知		

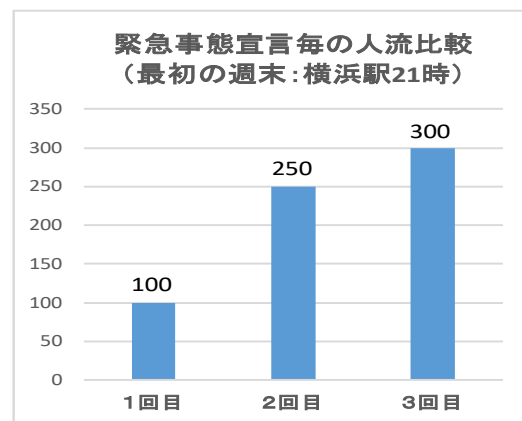
(要請の実効性の確保)

最初の緊急事態宣言の前段階から、本県(知事)は、休業要請と補償はセットであることを、全国知事会や対処方針諮問委員会などで、繰り返し発信してきた。しかし、緊急事態宣言下で、補償の考えも示されず、国の財源措置も不明の中、先行する東京都に倣う形で、都道府県がバラバラに協力金等を支給する事態となった。

その後、本県が全国知事会等を通じて、「補償金的な協力金制度」の創出を要請し、交付金の協力要請枠の設置と、全国統一的な協力金制度の確立に繋がった。令和3年1月8日の2回目の緊急事態宣言に際し、協力金が増額(4万円→6万円)されたことにより、要請に応じる事業者は9割以上となった。

休業要請等に協力を得るためには、適切な(補償に準ずる)協力金の支給が有効だが、措置区域の内外で金額に差がでることや、協力金がむしろ収入増となるなど、様々な指摘があった。

県民への外出自粛に関しては、最初の緊急事態宣言では、街から人出がなくなるような状況も確認されたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返されることにより、いわゆる「宣言慣れ」「自粛疲れ」の状況が発生することになった。



※1回目の人流を100として比較

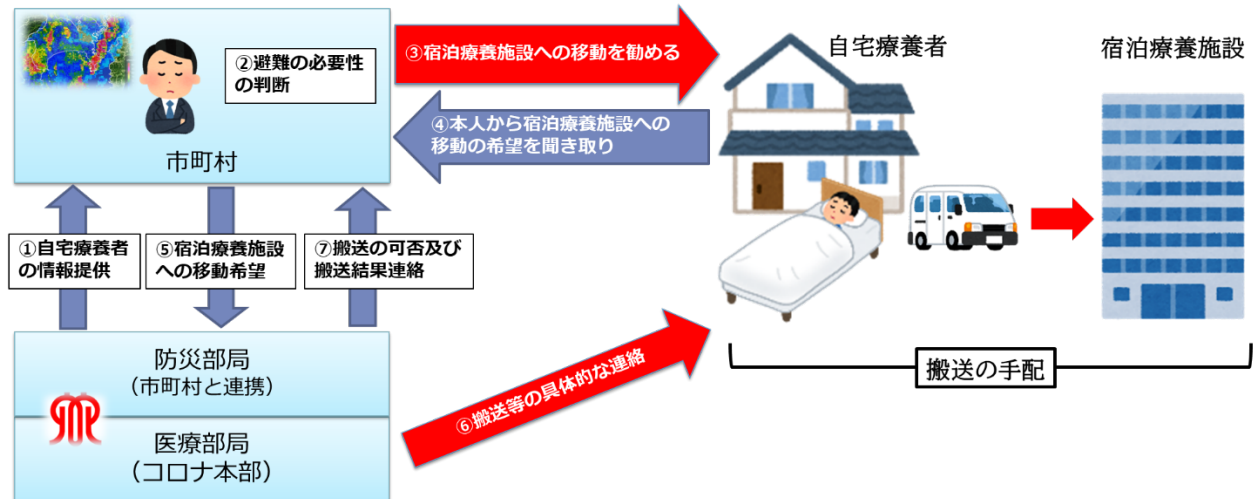
(自宅療養者の複合災害対応)

大量の自宅療養者が発生する状況下で、自治体は自然災害との複合災害対応という課題に直面したが、感染者情報の市町村との共有や、搬送を含めた避難体制の在り方について、国から明確な考え方が示されず、各自治体は対応に苦慮した。

そこで、県では、洪水、土砂災害、内水氾濫等のハザードマップのリスクエリアに居住している自宅療養者の情報について、個人が特定できない範囲の情報を字ご

II 感染防止対策

とに整理し、日々、保健所設置市以外の市町村へ情報提供を行った。また、土砂災害警戒情報等の警戒レベル4以上が発表されたリスクエリアに居住する自宅療養者の情報をプッシュ型で提供した。



(コロナ対応に関する国への提言)

ダイヤモンドプリンセス号への対応以来、全国に先駆け、先導的なコロナ対応を実施してきた本県として、令和4年6月に、「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」をとりまとめ、所管大臣に提出した。

内容は、「Ⅰ パンデミック有事に備えた体制整備」「Ⅱ 人流抑制策の実効性の向上」「Ⅲ パンデミック有事に対応する保健医療提供体制」「Ⅳ 情報基盤の整備」4つの柱で、それまでのコロナ対応を検証し、10項目からなる提言を行った。(別紙参照)

人流抑制策の実効性の向上に関して、次のパンデミックに向けた課題として、次の事項が挙げられる。

- (1) 今後、致死率が高い感染症がまん延した時、有事への切り替えの後に、実効性のある行動制限措置が、憲法が保障する補償の下で、迅速かつ適切に講じられるようにする必要がある。
- (2) 有事への切り替え後、人命を救う観点から必要な場合は、速やかな行動制限が行えるよう、必ずしもエビデンスが明確でない場合でも、躊躇なく行動制限が適用できる環境整備が必要である。
- (3) 感染力、毒性など、感染症の特徴や株の変異の動向を捉え、国の責任において、迅速かつ明確に、「制限」から「緩和」など、適切な行動制限に係る対応方針を打ち出すべきである。
- (4) 実効性のある行動制限措置という観点から、事業者に対しては、「協力金」を支払うのではなく「損失補償」をするとともに、現在の「命令違反への過料」に加え、個別施設における感染防止対策の有無にかかわらず、行動制限に従わない場合において、義務が履行されるまで繰り返すことができる「執行罰」や、違反に対して直ちに罰則を適用することができる「直罰（非刑罰的処理による

反則金)」等の措置がとれるよう検討し、法定化する必要がある。

有事には……

パンデミックを有事と捉え、
総理の強いリーダーシップの下で、
都道府県等が、
医療の提供、行動制限措置などを
一元的に展開

平時には……

感染症対応強化

実働部隊強化

情報基盤整備

増加コストに係る認識共有と制度化

「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」（令和4年6月）概要

< 検証の柱 >

I パンデミック有事に備えた体制整備

政府の一元的な対応に係る問題点、自治体の対応に係る問題点等を検証

II 人流抑制策の実効性の向上

行動制限の実効性、特措法の問題点、次のパンデミックに向けた課題を検証

III パンデミック有事に対応する保健医療提供体制

コロナで顕在化した保健医療提供体制の問題点、神奈川県の実務提供体制の取組み、神奈川県の実務・治療薬に対する取組み、神奈川県の実務連携による危機管理体制の構築、県と保健所設置市との権限、財源の問題点等を検証

IV 情報基盤の整備

情報基盤の問題点、神奈川県の実務連携の取組み、次のパンデミックに向けた課題を検証

< 提言項目 >

- 1 多くの人命に関わる深刻な感染症がまん延するパンデミックを有事と捉えたうえで、有事には、国の主導と都道府県の総合調整の下で、全ての主体が統一的な対応をとることが必要。そこで、平時における有事を想定した医療提供体制や情報基盤の在り方、有事における実効性の高い人流抑制措置、関係する主体の責務などの基本事項を定める、いわゆる基本法の制定など、現行の特措法、感染症法の枠組みを超えた実効性のある、新たな法的措置を検討、立案すること。
- 2 平時における体制整備、有事への適時・適切な切り替え、有事における感染症の特性に応じた有効な対策等を、省庁の垣根を超えて、強いリーダーシップの下で推進するとともに、DMAT 及び感染症医療管理の専門家、患者搬送等のロジスティクスや事務支援の専門家等、プロフェッショナルで構成する実動部隊も有する「健康危機管理の指令塔 機能」を強化すること。
- 3 有事において、感染症の特性に応じた行動制限措置が適切に講じられるよう、憲法に基づく補償や、「執行罰」や「直罰（非刑罰的処理による反則金）」等の実効性の高い罰則規定などを検討し、法定化すること。
- 4 感染拡大に対応する病床確保は、民間医療機関が多い我が国の医療体制の特徴を踏まえ、強制力を持って確保するのではなく、感染フェーズに応じた病床確保の協定といった事前の取り決めを基盤に協力時の給付方針を明示する等、医療機関のインセンティブが働く仕組みを構築し、法定化すること。
- 5 感染症法に基づく感染症指定医療機関の制度を抜本的に見直し拠点病院の強化を

II 感染防止対策

行うことや、感染症に対応できる医療介護人材の拡充を進めること、さらにオンライン診療をはじめとする遠隔医療の活用促進を図ることなど、平時からパンデミック等に対応できる医療介護体制の確保に向けた取組みを促進すること。

- 6 有事に際して、広域的な観点から医療体制を構築することが必須であり、国の方針の下で、都道府県が、総合調整できる体制を強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 7 有事に必要となる医薬品、医療物資、治療薬、ワクチン等を確実に確保するため、グローバルなサプライチェーンにおける調達と国内における開発、製造、分配の体制構築の両面での取組みを進めるとともに、国の責任において、緊急時の治療薬・ワクチン開発に必要な医療情報連携基盤の整備、医薬品企業への被験者情報の提供などが遅滞なく行える個人情報の取扱いの特例措置などを講じること。
- 8 ワクチン接種の目標やスケジュール等のグランドデザインを早期に示すとともに、接種に関わる人材の確保や、接種者要件の緩和、マイナンバーカードを用いた接種券の電子化などにより情報を一貫して管理できる仕組み、及び医療機関の接種費用請求を簡便化するシステムを構築すること。
- 9 水際対策に当たっては、新たな変異株の発生とその流入に備え、国の責任において、平時からクルーズ船などを含め入国前から船舶・航空機の乗客名簿及び個別コミュニケーションが可能なシステムの整備、外国人保健医療調整を一元的に担うサポートセンターの設置など、必要な情報基盤、設備、人員等を準備するとともに、自治体や保健所に対して協力を求めるにあたっては、速やかな方針の決定と必要な情報の提供基盤整備に努めること。
- 10 陽性者等の患者情報はもとより、個々の医療機関・高齢者施設・飲食店事業者について迅速簡便に情報収集・発信・分析等を行うレジストリ（個別情報登録・受発信システム）等、医療機関や保健所の業務効率化・省力化に資するとともに、各自自治体がパンデミック等の危機対応に有効に活用できる情報基盤を整備すること。

5 将来に向けた教訓

特措法に基づく地方自治体の事務は法定受託事務とされているように、パンデミックへの対応にあたっては、国の強いリーダーシップの下で自治体が一元的に対応する体制が確保されるべきである。

本県や全国知事会等からの要望を受け、国は内閣感染症危機管理統括庁を設置し、平時から有事にかけて、国が主導する体制を整備したところだが、次のパンデミックに際しては、国と都道府県が連携し、実効性のある措置が講じられるよう、自治体の立場から必要な対応を国に求めていくことが重要である。

特に、特措法に基づくまん延防止対策の柱となる「行動制限」の措置に関しては、県民の「理解」と「納得」を得ることが重要であり、エビデンスに裏付けされた訴求力のある説明、警戒感をもってもらうための伝え方の工夫とともに、「補償」的な財政支援策が必須であり、国に対して、技術面、財政面での迅速な対応を求めていくことが必要である。

2 (2) ネットカフェ等の休業に伴う緊急受入れ

1 取組の概要

令和2年4月10日(金)の県の緊急事態措置に伴い、休業要請に応じたネットカフェ等が休業となり、行き場のなくなった方について、緊急に受け入れる施設を用意する必要が生じたことから、4月11日(土)から5月11日(月)の間、シンコースポーツ神奈川県立武道館(横浜市港北区岸根町725 横浜市営地下鉄ブルーライン 岸根公園駅下車徒歩5分)に緊急受入所を設置した。

2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定 ・4月11日からの遊興施設等(インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス等)の管理者に対する施設の使用停止を要請
R2. 4. 11	ネットカフェ使用停止に伴い、宿泊先を失った県民のために、シンコースポーツ神奈川県立武道館に緊急受入れ所を設置
R2. 4. 11	受入れを行う旨のビラを施設周辺の住民(横浜上麻生線・水道道沿い)に各戸配付し、地元選出等県議会議員に連絡
R2. 4. 11	横浜市に連絡し、地元自治会長、連合自治会への連絡を依頼
R2. 4. 14	生活支援相談窓口設置
R2. 5. 5	安価な利用料金で提供いただける宿泊施設情報の提供開始
R2. 5. 6	新規受入終了
R2. 5. 11	かながわ県民センター(10階ボランティアサロン)に生活支援総合相談窓口を開設し、あわせて電話・FAXによる相談受付を開始 相談内容 ・くらしの相談(失業、収入減少等による生活困窮の相談等) ・すまいの相談(住居を失った方々に対する支援制度の紹介等) ・しごとの相談(仕事を失った方々に対する就労情報の紹介等)
R2. 5. 12	緊急受入所撤収(物資格納・解体・搬出等)
R2. 6. 2	ジョイントマット等廃棄
R2. 6. 4	県立武道館消毒
R2. 6. 10	県立武道館ワックス塗布

3 取組詳細

(1) シンコースポーツ神奈川県立武道館への緊急受入所の設置

ア 設置理由

令和2年4月10日(金)に開催した第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議においては、東京都における休業要請の動きなどの近隣自治体の対応等を考慮し、急遽、幅広い業種に対する休業要請を主とする緊急事態措置を講じる決定をした。

急転直下の決定であったため、事前の準備が全くない状態で、当該要請により行き場を失う県民等の出現が想定されたため、行動制限を所管するくらし安全防災局職員とシンコースポーツ神奈川県立武道館を所管するスポーツ局職員で協力し、4月10日(金)夕方から深夜にかけて、受入施設の環境整備(総合

II 感染防止対策

防災センターからの物資搬入、簡易ベッドや毛布の設置など）に取り組んだ。

イ シンコースポーツ神奈川県立武道館を緊急受入所に選んだ理由

緊急事態措置により行き場を失う県民に対し、県として、急遽、セーフティネットとして居所を用意する必要が生じたが、県立武道館は、2011年3月11日に発生した東日本大震災で、3月18日から4月28日にかけて、居所の場所を確保することが困難な被災3県の住民に対する一時避難所を設置した実績があったため、緊急受入所として活用した。

ウ 短時間での開設準備

令和2年4月10日（金）に、急遽、休業要請を主とする緊急事態措置を講じる決定がなされたことから、翌11日（土）からの緊急受入所での受入開始に向け、本部会議終了後の勤務時間外に、くらし安全防災局職員及びスポーツ局職員がシンコースポーツ神奈川県立武道館に駆け付け、指定管理者であるシンコースポーツ株式会社職員との打合せ、県総合防災センターから搬入される簡易ベッドの組立て、簡易ベッド・毛布・受付の設置、マスコミ対応を深夜にかけて行った。

翌朝、緊急受入れを行う旨のビラを施設の周辺住民や商店（横浜上麻生線・水道道沿い・約500世帯）に各戸配付し、地元選出等県議会議員に連絡するとともに、横浜市に連絡し、地元自治会長、連合自治会への連絡を依頼した。

エ 緊急受入所における感染防止対策

受付での検温や体調のヒアリングを行ったうえで、入館を許可することを基本方針としたが、入所希望者の中には、長距離を歩行して深夜に辿り着いた際に発熱症状がある者もあり、現場対応で、他の入所者と隔離した場所で受け入れる対応を行なったケースがあった。

また、受付をはじめ各スペースに消毒液を設置するほか、マスクを持っていない者へのサージカルマスクの配付、定期的な室内換気と体調確認を行うとともに、4月11日（土）以降は、順次間仕切りシステムを導入し、入所者同士の飛沫感染を防ぐ措置を講じた。

(2) 緊急受入れの概要

ア 入館要件

次の症状がある方は入館をお断りする必要がある旨を示した。

- ✓発熱、せき、くしゃみ、倦怠感、味覚異常等の風邪症状がある方
- ✓37.5度以上の熱が4日以上（呼吸器疾患等の基礎疾患や妊婦の方は2日以上）ある方
- ✓強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ✓激しく酔っているなど、受入所内の秩序を乱すおそれのある方

イ 受入所内の感染防止対策

- ✓受付時にマスクを持っていない入所者に、サージカルマスクを配付
- ✓消毒液を配備（受付、武道館、剣道場）
- ✓定期的な室内換気
- ✓入所者への定時検温
- ✓入所者へのヒアリング（せき、くしゃみ、倦怠感、味覚異常の有無）
- ✓入所者交替の都度、毛布交換・簡易ベッド消毒

ウ 物資搬入

II 感染防止対策

簡易ベッド（140台）、段ボールベッド（66台）、フロアシート（17枚）
毛布（484枚）、間仕切りシステム（144室）、ジョイントマット（668セット）

エ 清掃等業務

緊急受入所としての生活環境の確保と円滑な運営のため、シンコースポーツ株式会社に対し、清掃等業務（清掃業務、受付業務、消毒剤、使い捨て手袋、ごみ袋、マスク等消耗費）を委託

（3）緊急受入所の運営体制

ア 受付等の体制 24時間体制 県職員4名・指定管理者（日中）3名

イ 導線

受付前の階段上にある会議室を女性用居所スペース、その他の柔道場、剣道場、小道場を男性用居所スペースに区分したほか、1階奥のシャワー室を女性入所者が利用する際には、見張りの県職員を配置するなど、安全面に配慮した緊急受入所の運用を行った。

また、港北消防署からの指導に基づき、発災時の避難誘導経路図を導線上に複数掲示した。

ウ 資機材配備

県消防学校職員が、総合防災センターの備蓄倉庫から大型トラックで簡易ベッドや毛布を運搬し、緊急受入所に搬入するとともに、県災害対策課における協定等に基づく間仕切りシステムや段ボールベッドの調達・搬入、災害時の物資調達のノウハウを生かした、武道館の床や畳の養生用のフロアシートやジョイントマット、消毒液や安全ピンの調達を行った。

（4）民間・ボランティアとの連携

ア 間仕切りシステム・段ボールベッドの調達

避難所におけるプライバシー確保のための間仕切りシステムや段ボールベッドの調達について、NPO法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワークとの災害時協定に基づく物資調達を行った。

令和2年4月15日には、NPO法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク代表の建築家 坂 茂（ばん しげる）氏がシンコースポーツ神奈川県立武道館を訪問し、避難所用間仕切りシステムの組立て方法の助言を頂戴した。

イ スマートフォン

（株）NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからスマートフォンを無償貸与していただき、緊急受入所における県職員間の連絡調整用に活用した。

ウ 差し入れ

8団体及び個人8名より、菓子、飲料、衣類、生理用品、マスク、カイロ、体温計、新聞、消毒液の寄贈を受けた。

（5）生活・就労等支援

ア 入所者への案内／生活支援員

令和2年4月14日（火）～5月6日（水）相談ブース設置

無料低額宿泊所紹介、生活保護案内、シェルター（はまかぜ等）紹介

各市、県保健所の相談支援機関案内

（退所時）一時的な宿泊場所未決定の退所者に資料配付

II 感染防止対策

無料低額宿泊所一覧、相談支援機関一覧、3千円以下の低料金宿泊施設一覧
イ 県営住宅入居相談／県公共住宅課職員
令和2年4月23日（木）26日（日）、30日（木）、5月1日（金）相談ブース設置

（6）緊急受入所の閉所と宿泊施設情報の提供

ア 緊急受入の閉所

令和2年4月24日 ぐらし安全防災局・スポーツ局・福祉子どもみらい局
・産業労働局・県土整備局 打合せ

緊急事態宣言発出から1箇月が経過する5月7日時点では、緊急受入所の利用者自ら実情に応じた居住環境を探す時間が十分にあり、また、5月6日（水）で閉所予定である旨を通知のうえ、生活支援相談や県営住宅申込手続を利用する機会も十分設けた。

なお、県立武道館では空調環境が確保できず、5月以降室内での熱中症リスクが高まるほか、間仕切りシステムを導入したものの、同一空間に多数の者が存在するため、個室に比べて感染リスクが高い

そこで、シンコースポーツ神奈川県立武道館における「緊急受入所」は、5月6日（水）をもって新規受入を行わないこととし、5月7日（木）以降一定の期間は、退所後の居場所への移動準備のための行先調整期間として確保する。

なお、セーフティネットの受皿は次のとおり

<県の対応>

一時生活支援事業（無料低額宿泊所）	10室
〃（ビジネスホテル）	30室
県営住宅	10戸（全体60戸の武道館分内数）

<市町村の対応>

無料低額宿泊所（空室）	約300戸
横浜市一時生活支援（はまかぜ）	空室20～30室（個室利用の場合）

イ 安価な利用料金で提供いただける宿泊施設情報の提供

税込3,000円以下の安価な料金で宿泊施設を提供いただける事業者を、5月5日から募集し、当該情報を県のホームページに掲載するとともに、退所時に希望する者に情報提供した。

募集開始に向けては、4月下旬に関内・桜木町周辺のホテル等に、架電の上訪問し、3,000円以下での宿泊協力の交渉を行った。（11法人、21施設、1,420室）

（7）実績

ア 受入期間 令和2年4月11日（土）～5月11日（月）

イ 利用者数 延べ1,466名（男1,349名、女117名）

→1人当たりの平均滞在日数11.7日、平均滞在人数 47.3名

ウ 運営経費 5,856,708円→1人1泊当たり3,995円

（予備費執行額4,481,708円、現地災害対策本部機能強化事業費執行額1,375,000円）

エ 県営住宅相談窓口利用者

（ア）実施日時・実施体制（公共住宅課職員）

4月23日、26日、30日、5月1日

（イ）利用者 20名

II 感染防止対策

オ 生活相談窓口

- (ア) 設置日時 令和2年4月14日(火)10時
(イ) 設置期間 4月14日(火)～5月6日(水)
(ウ) 受付時間 10時～12時 ※4/18(土)は相談者多数の為13:30まで延長
(エ) 体制 受付奥に相談ブース設置、県生活援護課相談支援員2名配置
※4/18(土)からは相談者多数の為、相談ブースを2つ設置
※横浜市生活保護担当職員参加期間
4/20(月)～24(金)、27(月)～28(火)、30(木)～5/6(水)
(オ) 相談内容 住居確保、就労相談、生活保護相談
(カ) 利用者 延べ 158名(実数 74名)
(キ) 相談者が置かれている状況
・現在、失業状態
・不況により内定が取り消された
・派遣の仕事減少により地元に戻る予定だったが、最終給与受け取りまでネットカフェで過ごしていた
・生活保護を受けていた
(ク) 相談ブース配架資料
神奈川県及び横浜市作成の案内リーフレット
・「自立相談支援、住居確保給付金、就労支援(横浜市)」/生活援護課
・失業者向け家賃給付・就労支援「住居確保給付金」
・生活保護のしおり
・シニア・ジョブスタイル・かながわの案内
・若者就労支援センターの案内 など
(ケ) 相談窓口を通じて居場所が決まった利用者 推計64名
(内訳)・無料低額宿泊所等 約40名(うち、10～15名はまかせ)
・生活保護申請を通じた居所 約10名
・県営住宅(確定値) 14名
※無料低額宿泊所と生活保護申請は本人申請により詳細不明の為、相談を通じた推計値を計上

4 課題と対応

(1) 即応体制・関係局連携

緊急受入所の運営にあたっては、くらし安全防災局職員とスポーツ局職員が協力関係を築き、直面する様々な事態に対応することができた。

加えて、入所者の生活支援に向けて、福祉子どもみらい局職員と県土整備局職員、横浜市職員に、相談ブースの設置運営の協力をいただき、入所者へのくらし・すまい・しごとの相談支援に対応、退所後の道筋を案内するなど、部局等を超えたクロスファンクショナルで緊急事態に対処することができた。

(2) 防災体制の活用

緊急受入所の設置運営には、入所者の生活環境の確保に加え、感染防止対策の徹底が必要であり、様々な資機材やノウハウが求められた。

そこで、くらし安全防災局が平時から準備している防災体制を活用し、段ボールベッドや間仕切りシステム等の資機材(協定事業者)、物資の輸送(総合防災センター)などを行い、短期間で迅速に体制を整えることができた。

II 感染防止対策

有事にあたっては、民間事業者との協定など、防災や危機管理のために確保した仕組みや体制をフル活用し、柔軟かつ臨機に対応することが必要である。

(3) 消防法関係

緊急受入所の設置直後、地元の港北消防署員から建物内部確認後の指導を受けた。

- ・人を宿泊させるのであれば、(非常口への)誘導灯の表示や避難経路図を充実させ、可燃性の布の使用、室内で火の使用は厳禁とのこと

非常時ということで緊急受入所の設置に理解いただくよう、中村消防学校長や能戸消防保安課長から港北消防署長ほか市消防に事後に連絡し了承を求めた。

今回間仕切りシステムの布は防災性で、季節的に暖房の使用も無かったため問題にはならなかったが、万一の事態に備え、避難所等の開設にあたっては、宿泊施設の消防法令上の設置基準に記載され、全ての宿泊施設に適用される項目は、地元の消防との事前のすり合わせが望ましい。

なお、シンコースポーツ神奈川県立武道館では、消防署の指導に基づき、発災時の避難誘導経路図を導線上に複数掲示する措置を講じた。

(4) 自衛隊関連トラブル

令和2年4月13日、自衛隊の採用活動の広報官が、シンコースポーツ神奈川県立武道館に設置した緊急受入所に訪問したが、居場所を突然失った方がやっと思いでたどり着いた緊急受入所は、入所者の方々に安心して過ごしていただくことが非常に重要であり、プライバシーの確保の観点から、県職員が、その場での勧誘はふさわしくないという判断でお断りしたもの

自衛官の募集事務については、県の所管部署ルートを通していただきたい旨伝え、くらし安全防災局総務室から自衛隊神奈川地方協力本部に対し、自衛官募集事務については、改めてくらし安全防災局総務室を通して行う旨を徹底するよう申し入れた。

5 将来に向けた教訓

(1) 緊急事態措置を行う際の多角的な目線での影響の考慮

令和2年4月の緊急事態措置後、数度に渡る施設の使用制限では、生活場所を失う可能性のある施設への休業要請や時短要請は見送られた。

休業要請などの行動制限を行う場合、休業に伴う営業への直接的な影響に留まらず、本事案のような生活困窮に直結する利用者の存在など、間接的に波及する影響についても見極め、可能な限りきめ細かな検討を行ったうえで対応する必要がある。

(2) 本部体制の意義

新型コロナウイルスへの対応は、かつて経験したことのない業務であり、緊急受入所の設置運営も、所管局が明確でない中で、緊急対応を迫られた事案であったが、行動制限措置を主導したくらし安全防災局と、東日本大震災の避難者対応の経験を有するスポーツ局が、躊躇なく初動対応を実施し、また生活支援や住居支援、派生する就労支援などに関係局の速やかな関与があった。

大規模な災害や危機事象に対応する本部体制は、有事の体制であり、平時の役割を超えて、県の組織を挙げて対応することが必要である。本事案は、本部体制の趣旨を踏まえ、県の総力を挙げて取り組んだ好事例である。

2 (3) 緊急酸素投与センターへの救急搬送

1 経緯・必要性

令和3年2月、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増し、それに伴い病床がひっ迫した。そこで県では、陽性者のうち血中酸素飽和度 (SpO₂) の急激な低下が見られ医師により入院が必要と判断された自宅療養者について、受入医療機関が決まるまでの間、酸素投与を行う施設「かながわ緊急酸素投与センター」を県立スポーツセンター陸上競技場(藤沢市)に設置した。

その際に、県内消防本部から、「かながわ緊急酸素投与センター」が救急搬送できる場所だというお墨付きが欲しいと要請があった。消防法上の解釈について消防庁救急企画室に問い合わせたが、「警察庁など他省庁への確認することが必要で回答に時間を要する」との反応であったため、県として搬送可能との通知を各消防本部に発出した。

2 変遷					
R3. 1. 8	神奈川県に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言 (2 回目) が発令				
R3. 1 中旬	新型コロナウイルス感染症の陽性者の急増に伴う病床のひっ迫に対応するため、自宅療養者のうち血中酸素飽和度 (SpO ₂) の急激な低下が見られ、医師により入院が必要と判断された自宅療養者に、受入医療機関が決まるまでの間、酸素投与を行う「かながわ緊急酸素投与センター」の開設を決定。できる限り早く開設するよう知事から指示あった。				
R3. 1. 27	消防保安課及び医療危機対策本部室職員が藤沢市消防局に「かながわ緊急酸素投与センター」の業務内容、職員配置の説明を行うとともに、同センターの設置に必要な消防設備について打合せを行った。その際、同消防局から同センターへの救急搬送が法的に可能なのか疑義が示された。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な疑問点</th> <th>県の回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO₂ が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が</td> <td> <p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主な疑問点	県の回答	消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO ₂ が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が	<p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p>
主な疑問点	県の回答				
消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO ₂ が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が	<p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p>				

II 感染防止対策

	<p>法的に可能と解釈しても、各消防本部が県の解釈に従うとは限らない。したがって、各消防本部が救急搬送を受けない可能性が高い。</p>	
	<p>神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準では、「救急隊は、選定した医療機関の医師に対し、(中略) 傷病者情報等を伝達する。」とある。また、伝達事項は傷病者収容書(医師引継書)を使用するとある。しかし、かながわ緊急酸素投与センターは医師が常駐しておらず、医師への伝達ができないことになる。</p>	<p>かながわ緊急酸素投与センターにDMA T等をチーム単位で常駐させる予定(1チーム医師1名、看護師数名、ロジスティクス数名)であり、医師への引継ぎは可能である。</p>
<p>R3. 1. 28</p>	<p>かながわ緊急酸素投与センターに救急搬送することが法的に可能か消防庁に電話で問い合わせたが、警察庁など他省庁に照会する時間が必要ですぐに返事できないとの回答があった。</p>	
<p>R3. 2. 1</p>	<p>医療危機対策本部室において、「かながわ緊急酸素投与センター」の開設に関する記者発表を実施した。あわせて消防保安課から各消防(局)本部に、記者発表について情報提供した。</p>	
<p>R3. 2. 4</p>	<p>救急搬送が可能か否かの本県からの照会に対する回答が消防庁から得られない状態にあって、令和3年2月4日付け医危 第2189号「新型コロナウイルス感染症療養者の応急処置施設「かながわ緊急酸素投与センター」への救急搬送について(依頼)」により医療危機対策本部室長から県内の各消防(局)長に救急搬送の依頼を行った。</p> <p>依頼の際に、藤沢市消防局ほか複数の消防本部から、かながわ緊急酸素投与センターは医療機関ではないため、自宅療養者の搬送は「移送」に当たり救急搬送には当たらないが、救急搬送が可能な施設かどうか疑義があり、救急搬送可能な施設であるとの県からお墨付きが欲しいと要望があった。</p> <p>このため、令和3年2月4日付け消保第4417号「かながわ緊急酸素投与センターの消防法上の位置づけについて(通知)」により消防保安課長から各消防(局)長に、「かながわ緊急酸素投与センターは消防法第2条第9項に定める(中略)その他の場所に搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間におい</p>	

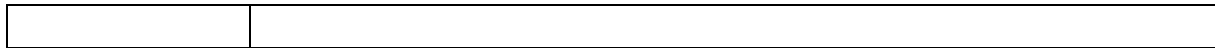
<p>R3. 2. 9</p>	<p>て、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。)をいう。)」に該当する施設と解釈している旨を通知した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>消防法 〔用語の定義〕</p> <p>第二条 この法律の用語は左の例による。</p> <p>②～⑧</p> <p>⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。</p> <p>消防法施行令 （災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等）</p> <p>第四十二条 法第二条第九項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。</p> </div> <p>消防庁救急企画室から、かながわ緊急酸素投与センターを救急搬送可能な施設と判断した者とその根拠についてEメールにて照会があったため、次のとおり回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判断した者は消防保安課長（ただし、くらし安全防災局長の承諾は得ている。）であること。 ・ 根拠は消防法第2条第9項に定める「(前略) その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。)をいう。)」に当たる施設と本県では解釈している。 <p>上記の回答を受けて同日、消防庁救急企画室から、次のことを示すEメールが送付された。</p>
-----------------	--

II 感染防止対策

<p>R3. 2. 11 及び R3. 2. 12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ とある場所（今回でいえば「かながわ緊急酸素投与センター）について消防法第2条第9項に規定する「医療機関その他の場所」に該当するか否かを解釈できる権限が、神奈川県には無いことは言うまでもない。 ※もちろん、緊急性等の状況によっては、該当する余地はある。 <p>消防庁救急企画室に対し、消防保安課長から、Eメールで次の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ緊急酸素投与センターについては、県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が1,000人に迫り、このままでは一両日中に病床が無くなる状況と、この時期に酸素濃度が低下した宿泊療養者や自宅療養者が亡くなる事案が次々発生していた状況を受けて、1月末に最短2月3日に開設するという緊急事態のなかで進めてきたもの。 ・ かながわ緊急酸素投与センターを県のスポーツ施設に急遽展開し、医療行為はDMATが対応することになったが、県の医療統括官でDMATの救急医でもある阿南統括官には、現場でやることは、処置は偏っているがDMATの活動そのものと確認しています。こういったなか、消防庁には内々に消防法第2条第9項に規定する「その他の施設」に該当するか否か照会した場合の処理スピードを確認したが、照会されても他省庁への照会も必要ですぐには回答できないという反応であった。 ・ 消防が、病床が無い中搬送先を逡巡しては、県の施策が有効に機能せず県民の命を危険にさらすことになるので、県庁内で消防法を所管している当課から、開設する可能性があった2月4日に間に合うよう、県医療対策本部の通知を側面支援する形で通知した次第である。当課としては、かなりの緊急性があったと理解している。 ・ 横浜市では保健所業務がひっ迫しており、新型コロナウイルス陽性者の宿泊療養施設への移送は消防局が担っている。
<p>R3. 2. 12</p>	<p>消防庁救急企画室から消防保安課長に電話があり、次のとおり説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急搬送に躊躇する他消防の動きは初めて聞いた。置かれた状況は一段と理解した。 ・ 県のコロナ対策での取組を否定する気は無い。（かながわ緊急酸素投与センターに救急搬送が可能と）県解釈を言い切ってい

II 感染防止対策

R3. 3. 25	<p>るところの波及だけ気にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況は分かったのでこちらで対応を考える。 <p>消防保安課長、消防G Lが消防庁を訪問し、県内の医療機関のひっ迫状況や、かながわ緊急酸素投与センター開設の経緯・運営体制、同センターへの救急車による陽性者の搬送について説明した。</p> <p>その際に消防庁からは、かながわ緊急酸素投与センターへの救急車を利用した陽性者の搬送について、消防法上の解釈ではなく、感染症法上の「移送」に対する協力という形で救急搬送が可能か否か検討する旨の説明があった。</p>
R3. 3. 21	<p>神奈川県に発令されていた緊急事態宣言（2回目）が解除</p>
R3. 4. 1	<p>かながわ緊急酸素投与センターの規模縮小</p> <p>6月以降は伊勢佐木町にあるワシントンホテル内へ移設。容態が悪化する陽性者の増加に伴い、8月7日に同センターを開設し、受入れを行なった。</p>
(R3. 4 月)	<p>(大阪府が入院患者待機ステーションを開設)</p>
(R3. 5. 16)	<p>(札幌市が第1入院待機ステーションを設置)</p>
(R3. 7. 19)	<p>(札幌市が第2入院待機ステーションを設置)</p> <p>※いずれも医療法に基づく無床診療所として設置</p>
(R3. 8. 23)	<p>(岡山県が新型コロナウイルス感染症療養者一時療養待機所設置)</p> <p>※臨時の医療施設として設置</p>
(R3. 8. 24)	<p>(東京都が「TOKYO 入院待機ステーション」を設置)</p> <p>※宿泊療養施設として設置</p>
R3. 8. 26	<p>消防庁救急企画室から事務連絡「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備への対応について（依頼）」を发出。この事務連絡では、陽性者の移送・搬送体制の整備について、「自宅・宿泊療養者が症状悪化した場合の入院待機施設への移送・搬送や、入院待機施設から入院先医療機関等の他の療養場所への移送・搬送が円滑に行われるよう、医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等の関係機関間であらかじめ調整のうえ、移送・搬送体制を確保しておくこと。」とされ、救急車による陽性者の搬送については、感染症法上の「移送」の協力により行われることが明確になった。</p>



3 取組詳細

- 消防法上、救急搬送は病院か救護施設に限られるため、酸素吸入センターに救急搬送可能かどうか県内消防本部から疑義が上がり、運べるようにしてほしいという方向性で調整を開始した。
- 消防庁が救急搬送可能という回答が出せないという反応だったため県で通知した。消防庁救急企画室は、2月当初の時点では、判断を示さなかったうえに県の通知は取り消し、救急搬送は認めないと担当レベルは強硬であったが、理事官と粘り強く交渉し、消防法上の解釈では難しいので、感染症法上の移送協力で搬送可能か検討するところまで調整できた。

消防第 4417 号
令和 3 年 2 月 4 日

各消防（局）長様

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課長
(公印省略)

かながわ緊急酸素投与センターの消防法上の位置づけについて（通知）

本県の消防行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼も申し上げます。

さて、令和 3 年 2 月 4 日付け医危第 2189 号により神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長から貴職に対し、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された療養者を搬送先が決定するまでの間、酸素投与による応急処置を行うため、「かながわ緊急酸素投与センター」に救急搬送するよう協力を依頼したところです。

この「かながわ緊急酸素投与センター」の消防法上の位置づけについてですが、同センターは、前述のとおり、医師により入院が必要と判断された療養者の搬送先が決定するまでの間、応急処置として酸素投与を行う施設であり、消防法第 2 条第 9 項に定める「(略)その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。）をいう。」に該当する施設と解釈していますので、念のため申し上げます。

かながわ緊急酸素投与センターの概要について

- 1 場所
神奈川県立スポーツセンター陸上競技場内（藤沢市番行 7-1-2）
- 2 運営期間
未定（開設が必要と判断してから 2～3 日後に開設）
- 3 運営体制
 - (1) 配置職員について
医療チーム（DMAT 及び JMAT 等、医師 1 名、看護師及びロジスティクス数名ずつ）を配置予定
 - (2) 受入人数
24 名

問合せ先
消防グループ 友光
TEL : 045-210-3436
FAX : 045-210-8829
E-mail : tomomitsu.7y4d@pref.kanagawa.lg.jp

消防第 2554 号
令和 3 年 8 月 5 日

各消防（局）長様

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課長
(公印省略)

かながわ緊急酸素投与センターへの移送協力について（通知）

本県の消防行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、かながわ緊急酸素投与センターについては、令和 3 年 2 月 4 日付け消防第 4417 号通知により、その消防法上の位置づけを、消防法第 2 条第 9 項の「その他の場所」に該当する施設と解釈している旨通知したところですが、その後消防庁との調整の結果、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、本通知をもって、令和 3 年 2 月 4 日付け消防第 4417 号通知は廃止します。

記

感染症法上、新型コロナウイルス感染症の患者等の移送は、保健所等が行う業務とされているところから、かながわ緊急酸素投与センターへの新型コロナウイルス感染症療養者の搬送は、移送協力として取り扱うことが原則となるが、療養者の容体に応じて、各消防本部の判断により、救急業務として同センターへ搬送することは差し支えない。

問合せ先
消防グループ 友光
TEL : 045-210-3436
FAX : 045-210-8829
E-mail : tomomitsu.7y4d@pref.kanagawa.lg.jp

4 取組成果・実績

かながわ緊急酸素投与センター開設直後は、救急搬送の是非について消防庁からクレームがあったものの、8月に消防庁から救急搬送可能という解釈が示された。結果として、本県は2月のかながわ緊急酸素投与センター開設直後から、国の解釈を前倒しして救急搬送可能な体制を敷くことができた。

5 課題・教訓

- かながわ緊急酸素投与センターをできる限り早く開設するよう知事から指示があり、数日で開設できるよう施設の消防設備等は藤沢消防と連携して進めることができたが、救急搬送だけは、判断すべき立場の消防庁が判断を示さな

Ⅱ 感染防止対策

いたため開設後の救急搬送には間に合いそうになく、また、県民目線では、コロナで同じ症状でも、県内に病床があれば救急搬送、病床が無ければ救急搬送はダメというのは理不尽で、どちらも一刻を争うことに変わりはないと判断し、やむなく消防保安課長名で通知を出した。

結果的には、東京都と大阪府が、本県より後に酸素吸入等を行う一時滞在施設を開設した際に、救急搬送も実施したために、なし崩し的に事実上可能となった感があるが、一刻を争う非常時においては、現場の状況を監督官庁に迅速かつ丁寧伝えるとともに、反応が鈍く対応に時間を要する気配が窺える場合には、コロナ対策をとりまとめる内閣府の審議官等に、県の幹部職員から直訴したり、時間が許す場合には、全国知事会のルートなども活用するなど、[全国共通の課題](#)として働きかけを強める必要がある。

3 社会福祉施設等の感染対策

(1) 施設従事者の体制維持（感染発生施設への応援職員派遣）

【県社協派遣関係】

1 取組の概要

社会福祉施設で感染が発生し、職員の入院や自宅待機などにより福祉サービスの維持が困難となった場合に備え、状況に応じて他の施設から応援職員の派遣等を行う事業を開始した。

2 経過	
R2. 5. 8	社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業について（福）神奈川県社会福祉協議会に業務委託
R2. 5. 26	応援職員派遣事業の開始を記者発表
R2. 7. 27	1 件目の応援職員派遣の実施
R4. 11. 30	17 件目の応援職員派遣の実施
R5. 3. 31	社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業について（福）神奈川県社会福祉協議会への業務委託終了
R5. 9. 30	応援職員派遣事業を終了

3 取組詳細

施設等の利用者が新型コロナウイルスに感染し入院等に至らない場合は、個室等での隔離した生活支援となり、施設内でのゾーニングや感染者対応職員の固定が必要となる。また、職員が感染または濃厚接触者となった場合は、長期間職場復帰できない状況となる。

こうした際には、まずは、当該施設又は法人内における勤務体制等を調整し、サービス提供体制の維持を図ることになるが、新型コロナウイルスの感染拡大状況においては、それだけでは対応しきれない状況が生じる恐れがある。

そこで、あらかじめ職員派遣が可能な施設を広く募り、研修等を実施したうえ、緊急時に広域的かつ施設種別を超えた迅速な派遣調整が行える仕組みを整えたものである。

- 派遣可能施設名簿登録者数（R5. 3. 31 現在）
法人・施設数：57（高齢分野 36、障害分野 21）
派遣可能人数：182 人（高齢分野 119 人、障害分野 63 人）
- 派遣実績（延べ数）

年度	派遣先施設	派遣元施設	派遣人数
R2	9	19	84
R3	4	9	25
R4	4	6	19
計	17	34	128

4 課題と対応

事業開始当初はグリーンゾーンへの応援を前提としていたが、特にオミクロン株

II 感染防止対策

の流行時には、感染の広がりが早く、施設内全体がレッドゾーンとなる状態が続くなど、法人内での対応が一層難しくなる事態が生じた。

そこで、応援職員向けに感染者への直接援助に必要な技術の研修を実施するなどの取組みを行い、レッドゾーンへの派遣が可能な応援職員の登録を行った。これによりレッドゾーンへの派遣を1施設実施することができた。

また、感染流行期においては、派遣可能施設でも感染者が発生し、派遣調整が困難となった。その際には応援派遣の依頼を受けても派遣を行えないという事態が生じた。

5 将来に向けた教訓

今後の新たな感染症の流行などの際には、同様のスキームを速やかに立ち上げることができるように、県・県社協・派遣可能施設において本事業のノウハウを継承していくことが大切である。

【県立施設関係】

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業所等でクラスターが発生し、職員不足となることも想定されることから、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）間での職員応援体制を図った。

2 経過	
R4. 2、R4. 11	県立施設での職員応援体制を検討

3 取組詳細

県立施設での職員応援体制

県立直営施設においては、施設内でクラスターが発生し、職員不足となった際、施設内で応援体制を組んだとしても、利用者の生活支援業務の継続が困難となった場合に、福祉子どもみらい局の他所属から職員応援ができる体制を図った。

また、指定管理施設においては、まず法人内で応援職員派遣を行うこととして、指定管理施設から同法人が運営する事業所等へ応援職員派遣を行う場合等、応援職員派遣の考え方を指定管理者と協議し、速やかな応援職員派遣ができるようにした。

4 課題と対応

こうした業務継続体制の確保については、各県立施設で策定する業務継続計画等において事前に検討する必要がある。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、即時応援が必要となる可能性もあることから、平時から各県立施設で策定する業務継続計画等を踏まえた職員応援派遣等の検討・見直しをする必要がある。

3 (2) 高齢者福祉施設等の感染対策及び支援策

1 取組の概要

介護保険施設・事業所等においてもクラスターが発生し、入所施設においては感染者対応とサービス継続の両方が求められ、また、通所系事業所においてもサービスの休止を余儀なくされるなど、大きな影響を受けた。

重症化リスクが高い高齢者が多数生活する高齢者福祉施設等における感染の拡大を防止するとともに、感染者が発生した場合もサービスを継続できるよう、高齢者福祉施設等に対し、研修の実施や不足したマスク等の衛生用品の支給、感染防止対策に必要な経費の補助等の支援を行った。

2 経過

R2. 2	高齢者施設等に向けた感染対策情報の周知開始
R2. 3	衛生用品の送付開始
R2. 6	新型コロナウイルス感染症下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業、介護施設等における感染拡大防止対策事業開始
R2. 8. 17	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金・慰労金）の申請受付開始（～R3. 2 末）
R2. 9	「面会ガイドライン」（第1版）発行
R3. 1. 27	「高齢者福祉施設での療養のしおり」（第1版）発行
R3. 2	高齢者施設従事者へのPCR検査開始
R3. 3. 1	高齢者施設等からの陽性者発生時の報告に日次報告 web フォーム導入
R3. 3. 25	福祉施設職員向け感染症対策研修用動画 DVD 配布
R4. 2	感染症対策職員育成研修開始
R4. 8	高齢者施設従事者への抗原検査キット配布（県購入分）

3 取組詳細

(1) 感染拡大防止対策の周知・研修

ア 感染対策情報の周知

「介護情報サービスかながわ」サイト等を活用し、高齢者施設等に向けた感染対策等に関する情報の周知を令和2年2月から開始。

日々状況が変化する中、連続して発出される国・県の通知のポイントや、施設種別ごとの感染拡大防止対策をまとめた情報等も発信、周知を実施した。

イ 「高齢者福祉施設での療養のしおり（対応の手引き）」の作成

(ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、県内の病床がひっ迫していることから、高齢者福祉施設の入所者が感染した場合に、その病状等に応じて、当該施設での療養をお願いする上で、感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について、施設の管理者や職員の方むけに「しおり（手引き）」を作成した。

また、感染者が発生した場合に、迅速に感染拡大防止対策を徹底し、必要

II 感染防止対策

な支援につなげるため、令和3年3月から日次報告 web フォームを導入し、施設と双方向で連絡を取り合い、対応することを可能とした。

(イ) 作成・改定経過

令和3年1月27日	「高齢者福祉施設での療養のしおり」(第1版)
令和3年4月23日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第1版)
令和4年3月18日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第2版)
令和4年6月2日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第3版)
令和4年8月24日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第4版)
令和5年5月12日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第5版)
令和5年8月1日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」 (第5版-補訂)

ウ 「面会ガイドライン」の作成

(ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、高齢者施設等に対し、看取りなど緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限等をお願いしてきたが、一方で長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与え、ADLやQOLに悪影響を及ぼす恐れがあるので、感染拡大防止に努めるとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するために、「面会ガイドライン」を作成した。

(イ) 作成・改定経過

令和2年9月	「面会ガイドライン」(第1版)
令和3年7月	「面会ガイドライン」(第2版)
令和3年12月	「面会ガイドライン」(第3版)
令和4年8月	「面会ガイドライン」(第4版)

エ 感染対策研修等

(ア) 福祉施設職員向け感染症対策研修用動画DVD配布

a 事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、インターネット配信用に県で制作した映像データを、高齢者施設等の職員の空き時間に視聴できるようにDVD化してほしいという要望に応じて編集。DVDを作成、配布し、施設等での対応力向上を図った。

b 開始年月日

令和3年3月25日

c DVDの内容

- ・感染対策の基礎
- ・新型コロナウイルスの感染対策
- ・在宅でのPCR検体採取方法
- ・日常の感染対策～福祉施設職員編～
- ・高齢者施設内での「ゾーニング」の考え方

(イ) 感染症対策職員育成研修

a 事業概要

高齢者施設等の職員を対象に感染症の基本知識や感染予防対策等の研修を実施し、新型コロナウイルス感染症等に関する知識を有する人材を育成することで、事業所自ら感染症予防や発生時に適切に対応できるよう、

II 感染防止対策

施設等における感染症対応力を強化する。

b 令和3年度（委託先：公立大学法人神奈川県立保健福祉大学）

(a) 日程

- 1 クール～2月28日、3月2日、3月4日
- 2 クール～3月7日、3月9日、3月10日
- 3 クール～3月14日、3月16日、3月18日

(b) 実施方法

オンライン開催（ZOOM ミーティング）

(c) 研修内容

- 高齢者施設等における基本的な感染予防策
- 高齢者施設等において流行しやすい感染症への対策
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対策

(d) 受講者数

350名

c 令和4年度（委託先：公立大学法人神奈川県立保健福祉大学）

(a) 日程

- 10月24日～11月30日の期間にオンデマンドで講義を視聴。
- 感染防止技術演習として、12月1日、12月8日、12月16日に対面研修を実施。
- 研修動画のインターネット配信を実施。

(b) 実施方法

- オンデマンドで講義視聴
- 対面研修で感染防止技術演習
- 研修動画のインターネット配信

(c) 研修内容

- オンデマンド
 - ・高齢者施設等における基本的な感染対策
 - ・職員の健康管理
 - ・生活支援における感染防止技術
 - ・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対策
- 感染防止技術研修
 - ・高齢者施設等の事例を用いた演習（おむつ交換、吸引、食事介助の場面）
 - ・衛生的手洗い、適切な個人防護具の使用、N95マスク装着テスト
 - ・所属施設における感染対策の課題抽出、アクションプラン作成と発表、質疑応答

(d) 受講者数

- ・対面研修参加者 53名
- ・動画申込者 442名

（2）衛生用品等の物的支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者を介助する際の日常的な使用や、感染拡大及びクラスターの発生を防止するために必要不可欠であるマスクや手袋、ガウン等の衛生用品が入手困難となった。その状況に対応するため、県で

II 感染防止対策

衛生用品を一括購入の上、施設等への配布を行うとともに、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、施設等に迅速に衛生用品の配布を行うことで、施設内でのさらなる感染拡大やクラスター発生防止を図った。

ア 取組の概要

(令和元～2年度)

マスク等が入手困難となり、また価格が高騰するなどの事態が生じたことから、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設等に対し、マスクや消毒液等の衛生用品を施設に配布した。

また、感染発生施設に対し、医療危機対策本部室と連携し、必要な衛生用品等を送付するとともに、新たに衛生用品等の不足が生じた場合等に備えて、必要数の3か月程度の備蓄を行った。

(令和3年度)

日常的に使用する衛生用品に係る支援として、国から各都道府県に対し、施設等での使用頻度が高いマスク及び手袋について、毎月一定数が配布され、保管配送委託により県から施設等への配布を行った。

また、2年度に引き続き、感染発生時等に必要な衛生用品に係る支援（備蓄用衛生用品の配布）として、マスク等衛生用品の保管配送に係る業務委託により、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、衛生用品の配布を行った。

(令和4年度)

令和3年度に引き続き、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、衛生用品の配布を行った。

また、在庫不足が懸念されたN95マスク、アイソレーションガウンを追加購入したほか、使用期限が迫った備蓄物品について、希望する施設等への配送を行った。

イ 実績

(令和2年度)

備蓄用購入	サージカルマスク 4,002,000 枚、ガウン 480,000 枚、N95 マスク 480,000 枚、フェイスシールド 180,000 枚、エタノール 50,400ℓ、手袋 13,800,000 枚
施設への送付	マスク 9,306,099 枚、ガウン 637,600 枚、手袋 50,993,000 枚、フェイスシールド 400,700 枚、消毒用アルコール 134,877ℓ 等

(令和3年度)

備蓄用購入※	N95 マスク 200,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 554,700 枚、ガウン 406,250 枚、N95 マスク 345,700 枚、手袋 1,093,600 枚、フェイスシールド 69,800 枚、エタノール 20,720 ℓ 等

※ ほか、医療危機対策本部からガウン 8 万枚譲受

(令和4年度)

備蓄用購入※	ガウン 280,000 枚、N95 マスク 200,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 2,877,300 枚、ガウン 261,050 枚、N95 マスク 324,340 枚、手袋 10,415,600 枚、フェイスシールド 37,100 枚、エタノール 27,060 ℓ 等

※ ほか、医療危機対策本部からガウン 10 万枚、N95 マスク 9.6 万枚譲受

(3) 補助金等の支給

ア 支援金・慰労金の支給（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）

(ア) 取組の概要

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠である。感染による重症化リスクが高い高齢者への接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入した。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対し慰労金を支給した。

【根拠】

- ・厚生労働省 令和2年5月15日付け老発0515第1号通知
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」
- ・厚生労働省 令和2年6月19日付け老発0619第1号通知
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」の別添「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要項」
- ・令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金交付要綱

(イ) 事業内容

a 感染症対策の徹底支援（かかり増し経費）

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援。

【支援対象】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなければ生じなかったかかり増し経費

（マスク、消毒液等の衛生用品、感染防止のために追加的に発生した時間外手当等の人件費や雇用経費等、タブレットや飛沫防止パネル等の備品）

b サービス再開に向けた支援（再開支援）

介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援。

①利用者への再開支援への助成

【支援対象】

サービス利用休止中の利用者への利用再開支援。

【助成額】

1利用者あたり1,500円～6,000円

②環境整備への助成

【支援対象】

感染症防止のための環境整備の経費

（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、

II 感染防止対策

内装改修費

【助成額】

1 事業所あたり 20 万円を上限

- c 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給（慰労金）
- ・新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（20 万円）を支給。
 - ・上記以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（5 万円）を支給。

※対象期間：令和 2 年 1 月 15 日～6 月 30 日

※対象期間に 10 日以上勤務した者であること。1 日当たりの勤務時間は問わない。

※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算。

(ウ) 実績

(予算額)

- ・支援金 ①かかり増し経費：1,239,462,000 円
②再開支援補助：1,518,689,000 円
- ・慰労金：14,270,674,000 円

(支給額)

	R 2	R 3	R 4
支援金（支出額）	8,559,054,000 円	799,388,103 円	0 円
支援金（返納金）※	0 円	137,096,956 円	16,063,243 円
慰労金（支出額）	10,459,233,940 円	1,486,000 円	0 円
慰労金（返納金）※	0 円	72,604,000 円	3,094,000 円

※支援金：未使用分を県に返還

※慰労金：重複申請による返納金が発生

イ かかり増し経費の補助

(ア) 取組の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかりまし経費等を補助する。

【根拠】

新型コロナウイルス感染症下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

(令和 2 年度は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」)

(イ) 交付額・交付件数

令和 2 年度 76,502 千円 37 件

令和 3 年度 441,786 千円 56 件及び 4 市（政令市・中核市）

令和 4 年度 2,770,453 千円 192 件及び 4 市（政令市・中核市）

※令和 2 年度は、県所管域（政令市・中核市除く）への直接補助

※令和 3 年度以降は、県所管域の事業所への直接補助及び政令市・中核市への間接補助

※令和 3 年度発生分から、感染した入所者が施設内で療養した場合の経費が、施

II 感染防止対策

設内療養費として補助対象となった。

ウ 介護施設等感染拡大防止対策事業費補助（多床室の個室化、簡易陰圧装置導入、ゾーニング等環境整備）

（ア）取組の概要

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、地域医療介護総合確保基金のメニューや国庫交付金を活用し、

- ①多床室の個室化に要する経費
- ②簡易陰圧装置の設置に要する費用
- ③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備

に要する支援を行った。

①は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でコロナ対策として令和2年度拡充。令和3年度に基金事業に移管。②は令和2年度から、③は令和3年度から基金事業として実施。

（イ）実績

（令和2年度）

多床室の個室化	補助額 34,210,000 円（1 事業所） （補助額 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 600,856,000 円（162 事業所、424 台） （補助額 4,320 千円／室）

（令和3年度）

多床室の個室化	補助額 97,389,000 円（4 事業所） （補助上限 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 1,386,423,000 円（430 事業所、873 台） （補助上限 4,320 千円／室）
ゾーニング等環境整備	玄関室 補助額 32,310,000 円（8 事業所） （補助上限 100 万円／箇所）
	ゾーニング 25,000,000 円（7 事業所） （補助上限 600 万円／箇所）
	家族面会室 69,924,000 円（22 事業所） （補助上限 350 万円／施設）

（令和4年度）

多床室の個室化	補助額 258,307 円（8 事業所、270 床） （補助上限 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 557,189,000 円（244 事業所 387 台） （補助上限 4,320 千円／室）
ゾーニング等環境整備	玄関室 補助額 3,440,000 円（2 事業所） （補助上限 100 万円／箇所）
	ゾーニング 65,179,000 円（10 事業所） （補助上限 600 万円／箇所）
	家族面会室 422,681,000 円（251 事業所） （補助上限 350 万円／施設）

II 感染防止対策

エ 介護施設等へのロボット・ICT導入支援

(ア) 取組の概要

近い将来、高齢化社会のピークを迎え、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で生産年齢の介護人材の確保が困難となる。

こうした状況で、介護の質の確保・向上という課題に介護現場は直面することになる。こうした課題への方策の一つとして、介護現場でのロボット・センサー・ICTの活用は有効であり、地域医療介護総合確保基金のメニューを活用して実施している①介護ロボット（平成27年度から）②ICT（令和2年度から）各導入支援について、新型コロナウイルス発生による職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷の増加を踏まえ支援内容をさらに拡充し、更なる職員負担軽減や業務効率化を図った。

(イ) 実績

(令和2年度)

ロボット	補助額 161,422,000 円 (87 事業所、1,321 台)
ICT	補助額 117,161,000 円 (214 事業所)

(令和3年度)

ロボット	補助額 359,602,000 円 (77 事業所、2,705 台)
ICT	補助額 215,297,000 円 (236 事業所)

(令和4年度)

ロボット	補助額 359,036,000 円 (99 事業所、2,219 台)
ICT	補助額 202,496,000 円 (266 事業所)

(4) 介護従事者の検査支援

ア 高齢者施設等従事者へのPCR検査

令和3年2月2日付けの国の基本的対処方針改訂を受け、施設内の感染防止対策の強化と県内の医療体制の維持を目的とし、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者を対象として令和3年2～3月にPCR検査を実施した。

令和3年5月からは、(公財)日本財団と連携し、県内の医療提供体制を維持するため、高齢者が利用する施設等の従事者へのPCR検査を実施した。(令和4年4月まで)

イ 抗原検査キットの配布

(ア) 取組の概要

a 抗原検査キット購入・配送事業

上述アのPCR検査は連携先の(公財)日本財団から事業終了の意向が示された。そこで県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、重症化リスクの高い高齢者が入所する施設の従事者に対し、県において検査キットを購入し、配布した。

b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの要請(令和4年9月9日付事務連絡(高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更

II 感染防止対策

なる推進について))を受け、県で集中的実施計画を策定し、集中的検査のために国から配布される抗原定性検査キットを施設等へ配布した。

(イ) 実績

(抗原検査キット購入・配送事業)

対象地域	県域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者1人当たり入所10回分、通所・訪問5回分
購入個数	51万キット
配布時期	令和4年8月
配布か所	4,259か所

(集中的検査に係る抗原検査キットの配布)

対象地域	政令中核市及び保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者数×3回/週×12週（週2回の定期的な検査を実施）
配布個数	211万8千キット
検査期間	令和4年12月～令和5年1月
配布か所	3,170か所

4 課題と対応

(1) 感染症対応力の向上

新型コロナウイルス感染症をめぐる課題として、高齢者や基礎疾患を有する方は重度化しやすいことが、科学的に明らかになってきたため、「高齢者福祉施設における療養のしおり」(第1版)を作成し、事前準備の重要性について、周知した。その後も、「高齢者福祉施設における対応の手引き」として、適宜改訂を繰り返してきた。

新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に見直され、ワクチン接種も進んできたところだが、ハイリスクの高齢者が生活する高齢者福祉施設での感染対策の重要性に変わりはなく、日頃から感染対策を行うとともに、感染発生時には適切な対応をとるなど、高齢者施設等におけるハード・ソフト両面で感染症対応力を高めることが重要である。

また、新型コロナ対応を通じ、高齢者施設等は、協力医療機関など、医療との連携強化を図ってきたが、今後も日頃からの医療・介護連携が進むよう取り組んでいく必要がある。

(2) 利用者のADLやQOLの維持

感染対策の一方、高齢者施設等では面会を制限して、安全確保することによる利用者のADLやQOLの低下が課題となったため、県では「面会ガイドライン」を作成し、適宜改訂を繰り返してきた。

多くの高齢者にとって、家族との交流は、活力の源であり、ADLやQOLを維持するために、とても重要な役割をすることから、安全を確保した上での面会の実施を支援することは、引き続き大きな課題である。

5 将来に向けた教訓

(1) 衛生用品等の確保

今回のような突発的な衛生用品の入手困難の事態に対し、県においても衛生用品の入手ルートや保管配送に係るスペース確保が課題となった。

衛生用品については国から毎月一定程度配布されたものの、感染症や大規模災害発生時などへの備えとして、施設等において感染発生時に必要な衛生用品の備蓄を行うよう指導することで、衛生用品が突発的に不足するといった事態への対処や災害時の対応力強化に繋げていくこととしたい。

抗原検査キットについても個々の施設では入手が困難な状況が続いた。一括購入となると、予算確保（補正・流用）に係る調整や執行手続き（動産取得につき議決が必要となることもある）等で時間を要し、施設等実際に届けるまでは相応のタイムラグを見込む必要がある。事前の見通しをもった計画的な執行等が求められる。

また、今回は、時間がない中、全件配布するため、県が事業所の台帳システムから抽出したリストを基に配布を行ったが、施設等における検査への協力姿勢にばらつきがあり、苦情対応や、主に在宅系事業所の一時閉所・移転住所未反映に伴う宅配での受取不可への対応が相当量生じた。こうした事務負担に鑑み、各施設等への希望制によることも検討する余地があることに留意したい。

(2) 感染症対策研修

感染症の基本知識については動画やオンデマンド形式による講義で十分であるが、個人防護具の適切な使用方法や生活支援場面における対応方法等といった感染防止技術に関する内容については、対面による実践的な研修により理解を深めることが望ましい。

研修受講対象については、高齢者施設等において感染対策の指導的、中心的役割を担う中堅職員とし、正しい知識と技術を身に付けた人材を育成していくことが重要である。

3 (3) 障害福祉施設等の感染対策

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、民間障害福祉サービス事業所等の利用者や施設従事者が感染するなどして、利用者が適切な支援が受けられなくなることを避けるため、様々な対応・対策を実施した。

2 経過	
R2. 2	障害福祉施設等に向けた感染対策情報の周知開始
R2. 3	衛生用品の送付開始
R2. 11. 27	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金、慰労金）交付申請募集開始
R2. 12. 21	障害福祉施設等面会・外出外泊の手引き 作成・配付
R3. 1	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業開始
R3. 2	居住系の事業所の従事者を対象とした PCR 検査開始
R3. 3. 1	障害福祉施設等からの陽性者発生時の報告に日次報告 web フォーム導入
R3. 7	居住系の事業所の従事者向けに抗原検査キット配布開始
R3. 11	未就学の障害児が通所する施設の児童を対象に抗原検査キット配布開始
R4. 9	感染症対策及び感染症に関する業務継続計画 (BCP) の策定に関する研修事業開始
R5. 5. 24	新型コロナウイルス感染症障害福祉施設等における対応の手引き作成・配布

3 取組詳細

(1) 感染拡大防止対策の周知・研修

ア 感染対策情報の周知

「障害福祉情報サービスかながわ」サイト等を活用し、障害福祉サービス事業所等に向けた感染対策等に関する情報の周知を令和2年2月から開始した。

日々状況が変化する中、連続して発出される国・県の通知のポイントや、感染拡大防止対策をまとめた情報等も発信、周知を実施した。

また、感染者が発生した場合に、迅速に感染拡大防止対策を徹底し、必要な支援につなげるため、令和3年3月から日次報告 web フォームを導入し、施設と双方向で連携を取り合い、対応することを可能とした。

イ 障害福祉施設等面会・外出外泊の手引き

県では、感染防止の観点から、障害福祉施設等に対して、面会及び外泊、外出については原則として制限するよう周知してきた。一方で、長期間にわたる面会及び外出外泊制限は利用者や家族に心理的な負担を与え、利用者のQOLに悪影響を及ぼすおそれがあることや、年末年始を迎えるにあたり、ご家族や関係者からの面会や外泊、外出の相談が増加することを踏まえ、令和2年12月に国の通知等を参考に手引きを作成し事業所等へ送付した。

II 感染防止対策

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類に見直されたことに伴い、引き続き、感染症対策を実施しながら事業を継続できるよう、障害福祉施設等における対応の手引きを作成し、事業所等に送付した。

ウ 感染対策研修等

(ア) 事業概要

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象に、「障害者支援施設等における感染症対策及び感染症に関する業務継続計画（BCP）の策定に係る研修事業」として、県クラスター対策班職員による感染対策研修を実施し、新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識や感染対策、感染発生時の備えについて周知を図り、施設等での対応力向上を図った。

(イ) 実施年月日

- 令和4年9月28日（水）
- 令和4年10月19日（水）
- 令和4年10月27日（木）
- 令和5年2月9日（木）
- 令和5年2月27日（月）

※ オンライン開催

(ウ) 研修内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症とは
- ・ 感染対策
- ・ 事例紹介
- ・ 感染発生時への備え

(2) 衛生用品等の物的支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者を支援する際の日常的な使用や、感染拡大及びクラスターの発生を防止するために必要不可欠であるマスクや手袋、ガウン等の衛生用品が入手困難となった。その状況に対応するため、県で衛生用品を一括購入し、または、国から各都道府県に対しマスク及び手袋の配布されたものを、県から施設等へ配布した。

(令和2年度)

備蓄用購入	サージカルマスク 198,500 枚、ガウン 17,000 枚、フェイスシールド 9,320 枚、エタノール 801ℓ、手袋 108,000 枚
施設への送付	マスク 1,506,800 枚、ガウン 135,950 枚、手袋 4,028,600 枚、フェイスシールド 69,280 枚、消毒用アルコール 8,150ℓ 等

(令和3年度)

備蓄用購入	N95 マスク 105,100 枚、サージカルマスク 131,000 枚 エタノール 410ℓ、手袋 100,000 枚、ガウン 7,000 枚 フェイスシールド 1,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 729,000 枚、手袋 5,791,000 枚

(令和4年度)

施設への送付	サージカルマスク 48,900 枚、ガウン 6,100 枚、 手袋 338,000 枚 等
--------	--

(3) 補助金等の支給

ア 支援金・慰労金の支給（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）

(ア) 取組の概要

障害福祉サービスは障がい児者やその家族の生活を支えるために不可欠なものである。最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービスを再開し、継続的に提供するための支援を行った。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員に対し慰労金を支給した。

【根拠】

- ・厚生労働省 令和2年6月25日付け障発0625第2号通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」
- ・令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付金交付要綱

(イ) 事業内容

a 感染対策徹底支援（かかり増し経費）

感染症対策を徹底した上で障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援。

b 感染症防止のための環境整備の経費

c 障害福祉施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給（慰労金）

- ・新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（20万円）を支給。
- ・上記以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（5万円）を支給。

※対象期間：令和2年1月15日～6月30日

※対象期間に10日以上勤務。1日当たりの勤務時間は問わない。

※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算。

(ウ) 実績（令和2年度のみ）

（支給額）

a 支援金（かかり増し経費）	1,419,033,000円
b 支援金（環境整備の経費）	510,016,000円
c 慰労金	2,525,550,000円

イ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

(ア) 取組の概要

国の補助金を活用し、障害福祉施設等が新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合にも必要な障害福祉サービス等を継続して提供できる

II 感染防止対策

よう、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等を補助した。

【根拠】

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱

(イ) 事業内容

a 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

b 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

(ウ) 実績

令和2年度	17 事業所	9,329,000 円
令和3年度	488 事業所	31,472,000 円
令和4年度	305 事業所	58,221,000 円

(4) 検査支援

ア 居住系の障害福祉施設等の従業者を対象とした PCR 検査

令和3年2月2日付けの国の基本的対処方針改訂を受け、施設内の感染防止対策の強化と県内の医療体制の維持を目的とし、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従業者を対象として PCR 検査を実施することとした。

障害福祉施設等に対しては、地域の感染状況を踏まえながら、令和3年2月、5月、7月にPCR検査を集中的に実施した。

イ 抗原検査キットの配布

(ア) 取組の概要

a 抗原検査キットの配布

(a) 令和3年7月～

居住系の事業所の従業者向けに、陽性者の早期発見を目的に国から配布

(b) 令和3年11月～

未就学の障害児が通所する施設の児童を対象に、1名あたり2セットを国から配布

b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの要請(令和4年9月9日付事務連絡(高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施の更なる推進について))を受け、県で集中的実施計画を策定し、集中的検査のために国から配布される抗原定性検査キットを施設等へ配布した。

(イ) 実績

a 抗原検査キットの配布

II 感染防止対策

(a) 令和3年7月～

対象地域	全県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）
対象施設	障害者支援施設、障害児入所施設、障害者グループホーム
配布基準	1施設当たり10回分
配布個数	約9,500セット
配布時期	令和3年7月～
配布か所	約950か所

(b) 令和3年11月～

対象地域	全県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）
対象施設	児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）
配布基準	児童1名あたり2セット
配布個数	約13,000キット
配布時期	令和3年11月～
配布か所	約600か所

b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

対象地域	政令中核市及び保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者数×3回/週×12週（週2回の定期的な検査を実施）
配布個数	138万4千キット
検査期間	令和4年12月～令和5年2月
配布か所	1,214か所

4 課題と対応

小規模な法人が運営するグループホーム等で職員に感染が広がり、出勤できず支援の継続が困難となるケースがあり、県の調整により近隣の法人から応援を受け入れることで支援を継続した。比較的規模の大きな法人においては、法人内で応援体制を整備することができるが、小規模な法人においては法人内での体制整備が難しい場合があり、他法人から協力を受けることを想定する必要がある。

こうした業務継続体制の確保については、各事業所等で策定する業務継続計画等において事前に検討する必要がある。

5 将来に向けた教訓

障害福祉サービス事業所等において感染が蔓延することにより、通所者や入所者の感染等の直接的な影響だけでなく、支援者である職員が感染、または濃厚接触者となること等により職員が不足することで、障害福祉サービスの提供が制限され、通所者や入所者への間接的影響が生じた。

感染症の拡大により事業所等が単独で対応することが困難となる場合があり、地域内の協力が欠かせないことから、平時から地域内の事業所等との協力体制を検討しておく必要がある。

3 (4) 児童関係施設（保育所を除く）

【感染対策の通知等】

1 感染拡大防止対策の通知・周知等

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、児童養護施設の入所者が感染した場合に、感染を拡大しないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について、通知等を発出した。

(2) 子ども家庭課から児童養護施設宛てに発出した通知等

日付	通知区分	通知名（件名）
令和2年1月24日	課長通知	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る協力依頼について
令和2年4月6日	局長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策の徹底について
令和2年4月7日	事務連絡	「児童福祉施設での新型コロナウイルス発生時の連絡体制」について
令和2年4月7日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における対応のポイントについて（令和2年4月7日現在）
令和2年4月15日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における対応のポイントについて（令和2年4月15日現在）
令和2年6月5日	局長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策の継続について
令和2年7月31日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策継続下における児童の外出・外泊について
令和2年12月18日	課長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について
令和3年4月7日	メール	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について（別紙の一部修正）
令和3年4月16日	メール	まん延防止等重点措置に係る協力のお願について
令和3年4月26日	メール	まん延防止等重点措置に係る協力のお願について
令和3年8月26日	課長通知	児童養護施設等への抗原簡易キットの配布事業について
令和3年12月21日	課長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について（別紙の改訂）
令和4年1月11日	メール	PCR等の無料検査の開始について
令和4年12月13日	課長通知	生後6か月以上4歳以下の児童養護施設等入所児童における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについて
令和5年4月27日	知事通知	新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う県の対応について
令和5年4月27日	メール	令和3年12月21日通知の廃止連絡

※ その他、国からの通知・事務連絡等、県コロナ対策本部からの通知・事務連絡等は随時提供を行った。

【補助金交付】

1 取組の概要

令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び「令和2年度補正予算案」が閣議決定されたことを踏まえ、国から児童養護施設等に対する財政措置等が示され、①児童養護施設等内で感染が疑われる者が発生した場合に、施設内での感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる物品等の消毒に必要な費用や、②新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を行う改修工事が補助対象とな

II 感染防止対策

った。

本県では、この国庫補助を活用して、令和元年度から令和5年度まで、県内の児童養護施設等に対して補助を行った。

2 経過	
令和2年4月	補正予算計上
令和2年6月	補正予算計上
令和3年2月	補正予算計上 ※令和3年度へ繰り越し
令和4年度	当初予算計上
令和5年度	当初予算計上

3 取組詳細

(1) 補助事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、入所児童等のための衛生用品の購入費や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を行う改修工事等に対して補助を行った。

(2) 対象経費

○ 児童養護施設等のマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入費、児童養護施設等における個室化に要する改修費及び職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費等)等を補助対象とするもの。

○ 補助基準額：1か所当たり最大800万(令和5年度改正前)

(3) 対象施設

児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム等

(4) 当初予算額の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和2年度 2月補正(※)	令和4年度 当初	令和5年度 当初
児童養護施設等感染症対策費補助	125,654	44,000	12,000	12,500

※2月補正予算の計上に伴い繰越明許費(44,000千円)を計上

(5) 実績額の推移

次のとおり、県所管の児童養護施設等に対して補助を行った。

(単位：千円)

施設区分	R元	R2	R3	R4	R5※
① 乳児院	0	440	8,000	1,107	1,189
② 児童養護施設	116	51,631	11,340	24,754	3,512
③ 地域小規模児童養護施設	2	2,026	1,542	2,129	144
④ 自立援助ホーム	0	695	1,551	1,768	190
総計	118	54,792	22,433	29,758	5,035

※R5のみ交付決定額

II 感染防止対策

4 課題と対応

感染対策に全力を尽くしたが、新型コロナウイルス感染症り患者の発生状況は次のとおりであった。

年度が進むにつれ、施設数、感染者数ともに増加した。

年度	施設数（延べ）			感染者数（延べ）					
	計	うち 県立 施設	うち 民間 施設	職員			児童		
				計	うち 県立 施設	うち 民間 施設	計	うち 県立 施設	うち 民間 施設
令和2年度	1	0	1	1	0	1	1	0	1
令和3年度	61	13	48	74	16	58	69	6	63
令和4年度	162	56	106	153	62	91	255	31	224
合計	224	69	155	228	78	150	325	37	288

※国への報告として記録が残っている令和5年3月20日分までの集計結果。

※「県立施設」とは、平塚・厚木・大和綾瀬児童相談所の一時保護所、おおいそ学園及び子ども自立生活支援センターの6施設のこと。

5 将来に向けた教訓

補助金を活用したスキームは、補正予算の編成や、事業者からの申請手続き等に時間が掛かることから、緊急時の対応としてはもどかしいものがあった。

施設に対しては、児童保護措置費を交付しており、このスキームを活用すれば、即応性が増すことから、感染症対策費用を措置費のなかにビルトインする仕組みを国に提案することも考えられる。

6 その他

県立施設（各児童相談所、おおいそ学園及び子ども自立生活支援センター）にあつては、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合の対応方針を作成し、その方針に基づき感染症対策を行った。

3 (5) 保育関係施設

1 取組の概要

令和2年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県では、国や市町村と連携して、臨時休園への対応、保育所等が講じる感染拡大防止対策への支援、業務継続支援などに取り組み、保育所等への影響を最小限にとどめるよう努めた。

2 経過・取組詳細

(1) 臨時休園への対応

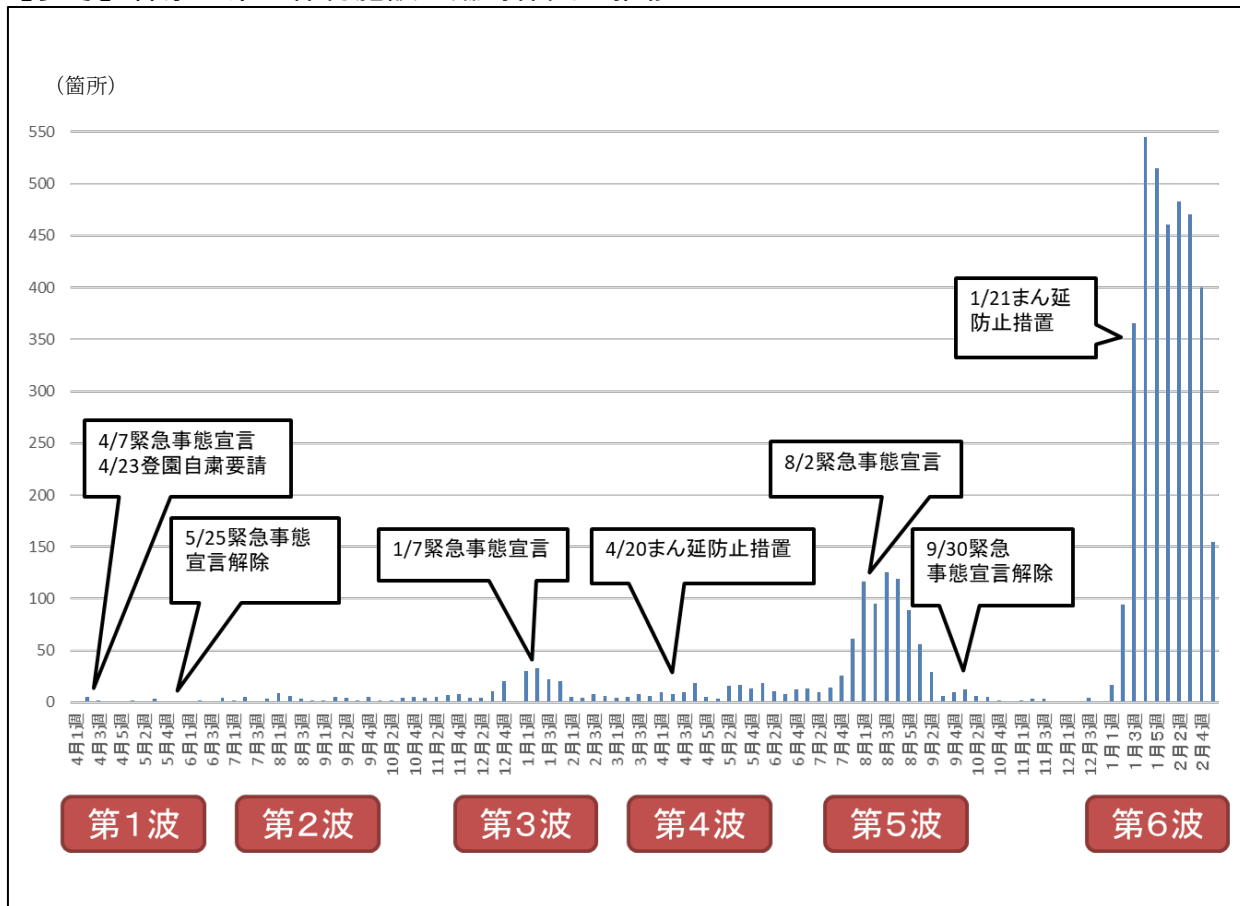
令和2年始め頃から中国湖北省武漢市から感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症に対し、国は、保育所等における臨時休園の対応について、次の通り、方針を示してきた。

県では、国の方針に基づいた対応について、市町村に通知した。

また、令和4年始め頃からの、オミクロン株による急激な感染拡大に伴って臨時休園する保育所等が急増してきたことから、県として、保育所等における臨時休園等の対応を整理し、令和4年2月18日に市町村に通知した。

年月日	国・県等の取組	コロナ対策全般
R2. 2. 18	[国] 市区町村に対し、保育所等に 臨時休園等を要請 するよう依頼	
R2. 2. 25	[国] 感染した子どもが保育所等を利用していた場合、 市区町村は速やかに臨時休園を判断 するよう依頼	
R2. 2. 27	[国] 学校が一斉休業を行う中においても、 原則として開所 するよう要請	
〃	[国] 臨時休園中の保育料の減額を依頼	
R2. 4. 7	[国] 緊急事態宣言の発出を受け、 規模を縮小して開所又は臨時休園の検討 を要請	R2. 4. 7 緊急事態宣言発出 R2. 5. 25 緊急事態宣言解除
R2. 6. 17	[国] 臨時休園しても通常どおり運営費を給付する	
R3. 1. 7	[国] 緊急事態宣言中でも 原則開所することを要請し、登園自粛は求めない	R3. 1. 7 緊急事態宣言発出 R3. 3. 21 緊急事態宣言解除
R4. 2. 18	[県] 原則開所し、感染者が発生しても 濃厚接触者の特定や登園自粛を要請しない 方針を決定	R3. 4. 20 まん延防止措置の実施 R3. 8. 2 緊急事態宣言発出 R3. 8. 22 まん延防止措置の終了 R3. 9. 30 緊急事態宣言解除 R4. 1. 21 まん延防止措置の実施 R4. 3. 21 まん延防止措置の終了

【参考】神奈川県保育施設の臨時休園の推移



(2) 感染拡大防止対策への支援

保育所等において、感染症対策を徹底し、感染症に対する強い体制を整えるため、保育所等へマスクや消毒液等を配布するとともに、保育所等の衛生用品の購入等の経費や施設の改修費用等に補助を行った。

<マスク・手袋・消毒液・抗原検査キットの配布>

【マスク】

- ア 令和2年3月18日 国が布製マスクを県内保育所等に配布
- イ 令和2年4月20日 県が購入したマスク1万枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- ウ 令和2年9月15日 県に寄付されたマスク12万枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- エ 令和2年8月～令和4年3月
国から県に配布されたマスク95万3千枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- オ 県が購入及び県に寄付されたマスクを認可外保育施設に配布
 - ・第1弾 令和2年5月25日 418施設 購入分7万枚を配布
 - ・第2弾 令和2年8月26日 163施設 寄付分7.3万枚を配布
 - ・第3弾 令和2年11月19日 174施設 寄付分12.3万枚を配布

【手袋】

Ⅱ 感染防止対策

令和2年10月～令和4年3月 国から県に配布された手袋 408万8千枚を県内29市町村（政令市・中核市を除く）に配布

【消毒液】

国が構築した優先供給の仕組みにより調達した消毒液を認可外保育施設に配布

- ・ 第1弾 令和2年6月25日 111施設 購入分569リットルを配布
- ・ 第2弾 令和2年9月23日 163施設 購入分721リットルを配布
- ・ 第3弾 令和2年11月20日 155施設 購入分1,250リットルを配布

【抗原検査キット】

- ・ 第1弾 令和3年9月13日
県内33市町村の各保育所等に、国から配布された1児童あたり2キットの抗原検査キットを配布開始
- ・ 第2弾 令和3年10月13日
県内33市町村の各保育所等に、国から配布された従事者向け1施設あたり10キットの抗原検査キットを配布開始
- ・ 第3弾 令和4年3月18日
県内33市町村の各保育所等に、県が購入した、児童用として児童5人当たり3キット、職員用として1施設当たり3キット計65,000キットを配布
- ・ 第4弾 令和4年11月21日
県内26市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する施設等を除く）の希望のあった各保育所等に、国から提供された1施設あたり従事者数×3回×12週分、計612,000キットの抗原検査キットを配布

（3）業務継続支援

コロナ禍においても、保育所等が業務を継続できるよう、登園自粛による利用児童数の減少などがあっても、原則として開所していたものとして、運営費の給付を行った。

また、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な消毒や清掃を行うための時間外勤務手当等（かかり増し経費）への補助を行った。

<公定価格等の対応>

ア 令和2年2月27日

5日を超えて臨時休園等した場合の保育料は、以下の式により軽減する

「0～2歳児の月額保育料×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25」

イ 令和2年6月17日

(ア) 公定価格等の取扱いについて

臨時休園等を行っている保育所等については、通常の開所していた状態に基づき、運営費の給付を行うこととした。

(イ) 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

II 感染防止対策

労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応を求めることとした。

なお、「適切な対応」とは、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、給付された運営費に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応を求めるものとした。

<かかり増し経費に対する補助>

職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費※）に対する補助を行った。

※ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割増賃金、非常勤職員を雇上した場合の賃金など

<感染防止対策・業務継続支援に関する補助金のメニュー>

年度	事業名	事業内容	負担割合	対象施設	決算額 (当初予算額)
R 2	保育所等感染拡大防止対策費補助(国庫)	保育所等に対する衛生用品の購入費等を補助	国 10/10	保育所等※ 認可外保育施設	30億8,813万円 (41億2,557万円)
	認可外保育施設支援事業費	認可外保育施設が保護者に返還する保育料相当額を補助	県 10/10	認可外保育施設	143万円 (-)
R 3	認可外保育施設感染症対策費補助(国庫対象)	認可外保育施設に対する衛生用品の購入費等を補助	県 1/2 国 1/2	認可外保育施設	4,451万円 (5,706万円)
R 4	認可外保育施設感染症対策費補助(国庫対象)	同上	県 1/2 国 1/2	認可外保育施設	4,069万円 (1億150万円)
	感染症対策事業費補助	保育所等において必要な改修や設備の整備等を行う市町村に対し、その費用を補助	県 1/3 国 1/3 市町村 1/3	保育所等※	2,376万円 (6,217万円)

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所

(4) その他

- 令和2年5月、県所管の認可外保育施設（施設 約260か所、ベビーシッター 約160人）に対し、個別に電話連絡を行い、衛生用品の入手状況・県の取組み等を説明
- 保育士等のスキル向上を目的とした保育エキスパート等研修では、特別講座※を開設するとともに、令和2年10月からオンライン研修を開始
- その他、施設・職員の方からの意見・要望に対する個別回答や感染発生状況の市町村への定期報告を行った。

※ 特別講座の概要

○日程：令和2年11月4日～令和3年3月31日

○実施方法：研修動画のインターネット配信

○研修内容：日常の衛生管理、飛まつ・接触感染対策、発生時の心構え等

3 課題と対応

臨時休園への対応では、保育所等において多数の発症者がいる場合は、感染拡大防止の観点から、保育所等へ臨時休園を求めるべきだが、医療従事者等の社会機能

Ⅱ 感染防止対策

を維持する者等が働くことができるよう開所すべきという意見も強く、感染症の特性や拡大状況を勘案しながら、臨時休園・登園自粛要請・原則開所などを判断しなければならず、保育所等及び市町村は難しい判断を迫られた。

特に、感染者が発生した場合の保護者への説明について、感染者が特定されないよう情報提供を限定的にする園が多かったが、保護者に不安を残すこととなり情報提供の方法には日々現場で悩みながら対応を続けた。

臨時休園する際にも、保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の特定に日時を要し、休園期間が延びてしまい、医療従事者の欠勤者が増加する事態となった。

児童や保育士がマスクをすることでお互いの表情が読み取りづらくなり、発達への影響が懸念されるとともに、マスクの着脱について様々な考え方があり、保護者対応に苦慮した。

マスク・抗原検査キット等の衛生用品の配布については、保育所等の所在地、利用児童数、職員数等について、市町村経由で入手する必要があり、配布まで時間を要し、情報把握に課題を残した。

保育所等の認可施設の運営費は、登園自粛・臨時休園等が発生しても、原則として開所していたものとして通常通り給付されたが、保護者からの保育料を主な収入源とする認可外保育施設には大きな影響が生じた。

感染対策として、日常の保育や行事が大きく制約を受けた上、日常的な消毒や換気など新たに発生した業務が保育士を肉体的に疲弊させ、感染が疑われる児童に対しても身体的接触は免れない上、「自分が感染して子どもたちにうつしてはいけない」と職場以外でも外出や外食を控えるなど、精神的にも大きな影響があった。

4 将来に向けた教訓

- ・ 各保育所で感染症マニュアルを見直し、感染症の拡大により保健所が機能不全になった場合も対応できるよう、臨時休園を行う場合の判断基準の明確化、期間や保護者への情報提供の方法、感染防止対策などについて普段から備えておくべきである。
- ・ 県や市町村は、迅速に衛生用品を配布できるよう、各保育所の情報を把握する方法を確立するべきである。

3 (6) 放課後児童クラブ

1 取組の概要

令和2年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県では、国や市町村と連携して、臨時休所への対応、放課後児童クラブが講じる感染拡大防止対策への支援、業務継続支援などに取り組み、放課後児童クラブへの影響を最小限にとどめるよう努めた。

2 経過・取組詳細

(1) 臨時休所への対応

令和2年始め頃から中国湖北省武漢市から感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症について、次の通り、国から保育所、放課後児童クラブ等における対応について方針が示された。

県では、国の方針に基づいた対応について、市町村に通知した。

年月日	国・県等の取組	コロナ対策全般
R2. 2. 18	[国] 市区町村に対し、放課後児童クラブ等に 臨時休所等を要請 するよう依頼	
R2. 2. 25	[国] 感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、 市区町村は速やかに臨時休所を判断 するよう依頼	
R2. 2. 27	[国] 学校が一斉休業を行う中においても、 原則として開所 するよう要請 ※開所時間を長期休暇に準じ1日8時間とするなど、柔軟な対応を要請	
R2. 4. 7	[国] 緊急事態宣言の発出を受け、 規模を縮小して開所又は臨時休所の検討 を要請	R2. 4. 7 緊急事態宣言発出
R2. 4. 16	[国] 運営費については、臨時休所した場合も開所していたものとして補助する	
R3. 1. 7	[国] 緊急事態宣言中でも 原則開所することを要請し、登所自粛は求めない	R2. 5. 25 緊急事態宣言解除 R3. 1. 7 緊急事態宣言発出 R3. 3. 21 緊急事態宣言解除 R3. 4. 20 まん延防止措置の実施 R3. 8. 2 緊急事態宣言発出 R3. 8. 22 まん延防止措置の終了 R3. 9. 30 緊急事態宣言解除 R4. 1. 21 まん延防止措置の実施 R4. 3. 21 まん延防止措置の終了

(2) 感染拡大防止対策・業務継続への支援

放課後児童クラブにおいて、感染症対策を徹底し、感染症に対する強い体制

II 感染防止対策

を整えるため、マスクや抗原検査キット等を配布するとともに、感染防止策を図るために必要な経費や、コロナ禍においても業務を継続できるよう必要な経費の補助を行った。

<マスク・手袋・抗原検査キットの配布>

【マスク】

- ア 令和2年3月18日 国が布製マスクを県内保育所等に配布
- イ 令和2年9月15日 県に寄付されたマスクを、県内29市町村（政令市・中核市を除く）を通じて放課後児童クラブに配布
- ウ 令和2年8月～令和4年3月 国から県に配布されたマスクを、県内29市町村（政令市・中核市を除く）を通じて放課後児童クラブに配布

【手袋】

令和2年10月～令和4年3月 国から県に配布された手袋を県内29市町村（政令市・中核市を除く）に配布

【抗原検査キット】

- ア 令和3年10月13日 県内33市町村の放課後児童クラブに、国から配布された従事者向けの抗原検査キットを配布開始
- イ 令和4年11月21日 県内26市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する施設等を除く）の放課後児童クラブに、国から提供された1施設あたり従事者数×3回×12週分、計108,680キットの抗原検査キットを配布

<補助金のメニュー>

年度	事業名	事業内容	負担割合	対象施設	決算額 (当初予算額)
R2	地域子ども・子育て支援交付金事業費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の臨時休業により午前中から開所するための経費等を補助 ・ 臨時休所した場合の日割利用料を保護者へ返還した場合等の経費を補助 ・ 感染症対策に必要な経費等（かかり増し経費やマスクの購入費等）を補助 	県 1/3 国 1/3 市町村 1/3	放課後児童クラブ	4億7,936万円 (7億1,794万円)
R3	保育所等感染対策費				5億765万円 (6億675万円)
R4	同上				5億3,377万円 (5億6,314万円)

※決算額等には、利用者支援事業等の他の地域子ども・子育て支援事業を含む。

(3) その他

- ・ 放課後児童支援員の資質向上を目的とした放課後児童支援員等資質向上研修では、令和2年度より、集合研修に加え、感染防止対策としてオンライン形式による研修も実施した。(令和2、3年度：eラーニング、令和4年度：ZOOM)

Ⅱ 感染防止対策

- ・ 放課後児童支援員の資格取得を目的とした放課後児童支援員認定資格研修では、令和4年度より、集合研修に加え、感染防止対策としてオンライン形式（ZOOM）による研修も実施した。

3 課題と対応

放課後児童クラブは、保育所等と同様、医療従事者等をはじめとした保護者の就労を支えるため、原則開所を要請されていることから、感染症の特性や拡大状況を勘案しながら、臨時休所・登所自粛要請・原則開所などを判断しなければならず、クラブ及び市町村は難しい判断を迫られた。

また、クラブで勤務する職員は、感染防止対策を徹底しつつ、事業を継続する必要があるため、日常の保育や行事が大きく制約を受けた上、日常的な消毒や換気など新たに発生した業務による負担の増加や、感染が疑われる児童に対しても身体的接触は免れない上、「自分が感染して子どもたちにうつしてはいけない」と職場以外でも外出や外食を控えるなど、精神的にも大きな影響があった。

特に、令和2年2月からの小学校の臨時休業の際には、春休み以外の期間に午前中から開所し児童を長時間預かる必要が出たため、各クラブでは人員配置等の対応に苦慮した。

マスク・抗原検査キット等の衛生用品の配布については、クラブの所在地等について、市町村経由で入手する必要があるため、配布までに時間を要し、情報把握に課題を残した。

クラブの運営費について、臨時休所した場合も開所していたものとして補助するなどの対応は取られたが、クラブによっては、預け控えなどによる児童数の減少等による影響が生じた。

4 将来に向けた教訓

- ・ 放課後児童クラブ運営指針にあるとおり、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝え、理解と協力が得られるようにしておく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応では、感染拡大予防のため、迅速な対応が求められた。前例のない不測の事態に対応するためには、国・市町村等の関係機関との緊密な連携と、迅速さが非常に重要である。

3 (7) 保護施設等

1 取組の概要

各施設・事業所等において感染拡大を防止するためのマスク等の衛生用品の入手が困難になったことから、卸・販社からの一括購入等により、指定都市、中核市を除く県所管域の救護施設、無料低額宿泊所、生活困窮世帯の子どもの学習支援教室、一時生活支援施設（以下「保護施設等」という。）に配付した。

また、感染症が発生した保護施設等の消毒経費及び多床室の完全個室化に要する改修工事費に対する補助並びに救護施設職員への慰労金の支給などを実施した。

2 経過	
R2. 4	4月補正実施（衛生用品等の購入費等）
R2. 6	民間企業から布マスクの寄付（約16万枚）があり、保護施設等に配付
R2. 8～	6月補正実施（衛生用品等の購入費等） 8月頃からマスク、消毒液の購入が可能となりはじめ、以降、県で購入し、保護施設等に定期的に配付
R2. 11	民間企業から不織布マスクの寄付（約10万枚）があり保護施設等に配付
R3. 3	2月補正実施（衛生用品等の購入費等）

3 取組詳細

(1) 保護施設等に対する衛生用品等の配付（令和2年度）

対象施設	救護施設（1箇所）、無料低額宿泊所（60箇所）、生活困窮世帯子どもの学習支援教室（4保健福祉事務所、12市）、一時生活支援施設（県所管施設5箇所、4市）
配付実績	マスク 約107万枚（購入81万枚、民間寄付26万枚） 消毒液（1ℓ）約3千本（購入） ビニール手袋 約12.5万枚（購入11.8万枚、国寄付7千枚） 防護服、防護エプロン、非接触体温計、アクリルパーテーションなど
支出額	1,706万円

(2) 保護施設等における施設消毒費の補助（令和2年度・令和3年度）

対象施設	救護施設、無料低額宿泊所、生活困窮世帯子どもの学習支援教室、一時生活支援施設
補助実績	令和2年度 無料低額宿泊所 1施設 令和3年度 無料低額宿泊所 2施設
支出額	令和2年度 49万円（国庫10/10） 令和3年度 55万円（国庫3/4）

(3) 救護施設職員慰労金支給事業（令和2年度）

救護施設等において、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があるため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給した。

II 感染防止対策

支出額 424 万円（国庫 10/10） 対象 1 施設 84 人

（4）多床室個室化改修費補助（令和 2 年度）

壁が天井まで達していない間仕切りなどで部屋が仕切られている簡易個室を有する無料低額宿泊所（1 施設）の個室化改修工事費の一部を補助した。

支出額 233 万円

（5）保護施設等事業継続支援（令和 3 年度）

救護施設（1 施設）における感染症対策のかかり増し経費を支援した。

支出額 50 万円

4 課題と対応

令和 2 年 8 月頃までの間、マスク等の衛生用品の入手が困難となり、各施設・事業所において、クラスター発生への懸念が高まった。

民間企業から県に寄付されたマスクを、保護施設等へ配付して対応した。

5 将来に向けた教訓

各保護施設等において、平時から、1 箇月分程度の衛生用品のストックが必要である。

3 (8) 女性保護・支援

【共生推進本部室及び女性保護施設の取組】

1 取組の概要

DV 被害者支援については、感染症のまん延状況下においても、被害者に対する相談支援や一時保護を継続して実施する必要があるため、入所施設で感染を拡大させないための感染症対策を行った。

さらに、宿泊療養施設の利用や給付金の受給、ワクチン接種等について、DV 避難者及び女性保護施設利用者の情報が秘匿され、安全が守られるよう対応の調整を行った。

また、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や経済状況悪化による失業等で家庭内暴力の発生やその深刻化が懸念されたため、被害者に対する支援が希薄にならないよう対応を行った。

2 経過

R2.5	かながわ DV 相談 LINE 相談体制拡充
R2.12	公共交通機関及びインターネットでの広報実施（～R3.3）
R3.8	かながわ女性の不安・困りごと相談室開設

3 取組詳細

ア 感染者発生時対応についての検討

イ 感染症対策物品調達

ウ DV 相談窓口の対応

外出自粛や学校休校等の影響により、家族が長時間ともに過ごすことで、電話等による相談がしづらい状況にあったため、SNS を利用した DV 相談窓口を拡大（週 2 日→週 4 日）するとともに、DV の意識啓発や相談窓口周知を図った。

エ かながわ女性の不安・困りごと相談室の開設

生活が苦しい、外出自粛で社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える女性が電話・面接・訪問・LINE で相談でき、同行支援を行う窓口を設置した。

オ 困難を抱える女性支援団体支援

運営基盤が脆弱な女性支援団体に対して支援金を支給し、新型コロナウイルス感染症対策のほか、コロナ禍で深刻化が懸念される DV 被害者等の支援活動の継続を援助した。

4 課題と対応

感染症予防の観点からの事業の変更

感染症がまん延する中で、女性保護施設においては、対面接触する機会を減らすことや三密を避けることに留意し、各種行事や利用者（入所者・退所者）や職

II 感染防止対策

員が交流する機会を縮小した。また、対面ではなく通信機器を活用する方法に切り替えるなどにより、感染予防に努めた結果、施設内での感染拡大は一定程度で抑えることができた。

なお、こうした中でも、感染症により突然失業し、困窮する退所者に対して、生活の再建ができるよう福祉事務所や職業安定所への相談につなげた。

5 将来に向けた教訓

感染症対策と感染予防に必要な衛生用品（消毒液等）や物品等について、施設運営に支障が起きないように、状況に応じた在庫数を確保しておく必要がある。

女性保護施設における安全対策マニュアル（感染症対応等）については、状況に応じた見直しが必要になるため、今後も国等から発表される新型コロナウイルスに関する情報を注視し、適時に確認と見直しを行っていく。

【女性相談所の取組】

1 取組の概要

女性相談所は、暴力被害者等に対して、売春防止法や DV 防止法等による緊急一時保護を行う施設である。感染症によるクラスター等で受入れ不能となることを回避し、その機能を維持していく必要があることから、感染拡大防止に向けた取組み及び運営の維持に努めた。

2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定
R2. 4. 13	本庁との打合せ ・新型コロナウイルス感染症が疑われる方の入所依頼に対する対応、濃厚接触者の入所依頼に対する対応、当所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等を協議した。
R2. 4. 15 ～	女性相談所における新型コロナウイルス感染症対策を取り決めた。 (以降、本県の基本方針や関係通知等の発出状況により適宜見直し)
R4. 8. 10 ～	抗原検査キットを常備し、所での検査が可能となった。

3 取組詳細

(1) 一時保護依頼時

- ・一時保護依頼時の健康確認

チェック項目（依頼時点の体温、依頼時点まで発熱や咳、咽頭痛の症状の有無、倦怠感・息苦しさ、高熱、味覚異常等の症状の有無、濃厚接触者の可能性、基礎疾患や妊娠の有無等、重症化するリスクの確認）

(2) 所内の感染予防対策

- ・各世帯毎に体温計を貸出し、起床時の検温、記録及び職員確認の徹底
- ・サージカルマスクの配布
- ・館内移動時のマスク着用の徹底
- ・食堂での感染を防ぐため、一部居室配膳への変更、食堂の座席位置の変更、黙食の依頼
- ・コロナ感染が疑われる利用者は隔離対応とし、居室生活の徹底及び他利用者との接触を完全に遮断した。
- ・体調不良の利用者に対応する際のサージカルマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、使い捨て袖付きエプロンの用意、対応する職員を限定

(3) 環境整備

- ・感染が疑われる場合の居室の設置
- ・体調不良の利用者への食事用使い捨て容器の使用
- ・抗原検査キットの用意及び実施

4 課題と対応

- ・一時保護依頼時の健康チェックにより、感染者の入所を未然に防ぐことができた。また、濃厚接触者やコロナ感染疑いのある利用者については、隔離できる居室を用意し、居室生活を徹底した。職員とのやり取りは最小限の関わりとすることで、職員への感染予防に努めた。また、他利用者との接触を遮断し、クラスター発生予防に努めた。
- ・抗原検査キットを所内で常備してからは、体調不良の利用者に対し、即時に感染状況を確認できるようになった。しかしながら、それ以前は、受診対応が基本で、職員は感染状況が分からないまま、対応をせざるを得なかったことから、不安感や負担感も大きかった。また、医療機関の受診調整がすぐにつかなかったことから、コロナでなかったのにも関わらず、不必要な隔離生活を利用者をお願いすることとなった。
- ・発熱した利用者が医療受診をする際の移送手段の確保が非常に困難だった。
- ・当所が受入れ不能となることは無く、業務継続ができた。

5 将来に向けた教訓

- ・具体的な感染症対策等、県の基本方針等の発信により、当所で具体的な対策を検討、実施することができた。組織としての対応が非常に重要である。
- ・施設では、クラスターが発生しやすいことから、感染予防のための必要な物資や検査キット等を速やかに入手できるような仕組みが必要。
- ・職員間でのクラスターが発生した場合、勤務体制（宿直含む）を組めない可能性があり、運営維持が困難であることから、関係室課等からの応援職員体制を組むことが課題である。

【かながわ男女共同参画センターの取組】

1 取組の概要

(1) 男女共同参画推進関係

II 感染防止対策

各種セミナーの開催等事業を実施しているが、緊急事態宣言等の発出及び県の方針を踏まえ、実施が困難と判断したセミナー等について中止した。

ただし、オンライン（Zoom）等による開催が可能と判断したセミナー等については、順次、オンラインに切り替えるなど対応し、事業の継続実施に努めた。

(2) DV防止啓発関係

DV（配偶者等による暴力）防止のため、啓発講座等を実施しているが、緊急事態宣言等の発出により実施が困難と判断した講座について中止した。

(3) DV相談関係

外出自粛やテレワーク等の影響から相談者が増加することも想定し、感染防止対策を講じ、可能な限り、DV相談を継続するとともに、県内市町村相談員等の資質向上のための研修等については、オンライン（Zoom）開催も含めて継続的な実施に努めた。

※ なお、当センター内の「資料・交流コーナー利用」「男女共同参画支援室・託児サービス」についても、新型コロナウイルスまん延下においては、利用停止又は定員数を減らして利用に供した。

2 経過

(1) 男女共同参画推進関係

令和元年度	3月実施予定のセミナー等を中止又は延期
令和2年度	中止又はオンライン（Zoom）や書面により開催
令和3年度	中止又はオンライン（Zoom）や感染対策を講じて開催
令和4年度	イベントは中止、会議及びセミナー等はオンライン（Zoom等）や感染対策を講じて開催

(2) DV防止啓発関係

R2. 3. 6 ～ R4. 2. 10	緊急事態宣言の発出又は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、DV未然防止セミナー、DV防止啓発講座及びデートDV防止啓発講座の一部を中止
----------------------------	---

(3) DV相談関係

令和2年度	感染防止対策をし、相談を継続するとともに、研修等も対面で実施（一部書面開催の会議あり）
令和3・4年度	感染防止対策をし、相談を継続するとともに、研修等も可能な限り対面やオンライン（Zoom）で実施（一部書面開催の会議あり）

3 取組詳細

(1) 男女共同参画推進関係（主な事業について、以下に記載）

ア 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

- ・令和2年度は、開催を中止した。ただし、講師陣の協力によりミニ講座動画を作成し、YouTubeによる配信を令和2年12月から3年12月まで行った。
- ・令和3年度は、定員を従来の30名から20名に減員、また、開催予定を8月から10月以降に延期し、感染対策を講じながら開催した。
- ・令和4年度も、定員を20名とし、感染対策を講じながら開催した。また、過去のセミナー参加者に実施する「社会参画状況調査」において、新型コロナウイルス感染症が受講者の社会参画に与えた影響を調査した。

Ⅱ 感染防止対策

イ 女性の活躍応援団支援事業

- ・全体会議は、令和2・3年度は開催を中止、令和4年度は、感染対策を講じながら対面とオンライン（Zoom）の併用で開催し、会議の様子はYouTubeで配信した。
- ・担当者交流会は、令和2年度は開催を中止、令和3年度からオンライン（Zoom）により開催、また、かながわ女性の活躍応援サポーター企業交流会は、令和2年度から、オンライン（Zoom）により開催した。

ウ 中高生のための3大気づき講座

- ・「男女共同参画・メディアリテラシー講座」、「理工系キャリア支援講座」、「デートDV防止啓発講座」は、感染対策を講じながら開催した。

(2) DV防止啓発関係

感染の拡大に比例し、外出等の行動制約が配偶者間による衝突を招きかねないため、DV防止の重要性を鑑み、計画どおり講座等を開催する方針としていたが、緊急事態宣言等の発出や県のイベント等の抑制方針も踏まえ、やむを得ず一部講座を中止した。

半面、デートDV防止啓発講座に関しては、学校側の要請がある限り開催したが、1校については生徒の感染が著しく、学校から中止の申し入れを受けた。

(3) DV相談関係

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的暴力等に悩む方のため、職員等が対応する相談と弁護士等の専門家が対応する相談との連携による相談を実施しているが、外出自粛やテレワーク等の影響から相談者が増加することも想定し、シフトの工夫により緊急事態宣言下においても電話相談については休止せずに対応した。

また、来所相談については、相談者の理解を得つつ、緊急事態宣言等の行動制限のある期間を避け、広い男女共同参画支援室を用い、相談者と一定の距離を置いた形で実施した。さらに、予約の間隔も一コマ空けることにより部屋を連続使用しないようにし、その間に消毒を徹底するなどの対策を行った。

4 課題と対応

(1) 男女共同参画推進関係

ア 対面による会議、セミナー等

標記セミナー等は、参加者の資質向上やネットワークづくりのため、グループワークを多用した対面による開催がより効果的である。このため、参加者側による手指消毒やマスク着用等の徹底の他、開催者側による換気や会場に見合った定員の設定（適切な座席間隔の確保）などが必要となった。

イ オンラインによる会議、セミナー等

オンライン化のメリットとして、感染リスクを低減できることはもとより、参加者が時間と場所に縛られないため、子育て中の女性等も気軽に参加が可能であることや、開催する側も、会場使用料等のコスト減などが考えられた。

一方、通信環境悪化が原因による講座の中断等のリスクや、参加者同士のネットワークづくりが難しいなどのデメリットがあるため、複数職員がパソコンを立ち上げ待機するなどの負担が生じたり、必要に応じてハイブリット開催や開催期間中に対面とオンライン開催日を設けるなどの対応が必要となった。また、参加者や傍聴者の利便性を考慮したハイブリット開催+Youtube配信では、職員対応は困難で、会場設備や配信等に関する業者委託のコスト増が生じた。

II 感染防止対策

なお、オンラインでの開催が問題のない講座等については、今後も引き続き、オンライン開催を継続することとした。

(2) DV防止啓発関係

外出自粛やテレワーク等により配偶者同士が、終日、長期間にわたり生活を一にすることにより、些細な物事で軋轢が生じ、DVに発展してしまう事態が想定され、実際の相談事例も存在している。

そのようなときこそDV防止を啓発すべきであるが、仮にオンラインでの開催に切り替えたとすると女性向けの内容を加害側である男性が視聴してしまうリスクが払拭できない。また、その内容には加害側が認識することで不都合が生じるものも含まれており、さらに録画されるおそれも高く、講師が逆恨みされることも考えられることから、DV防止という性格上安易な配信は困難であり、広報や啓発の在り方について考える必要がある。

(3) DV相談関係

DV相談は、個人情報扱うことから、職員や専門家が登庁しての対応となるため、感染防止対策を徹底したが、感染を完全に防げないこと、相談員が濃厚接触者となり自宅待機中であってもテレワークによる相談業務ができないことを考慮し、シフトの調整で対応した。

研修については、継続的に実施するために、オンライン（Zoom）開催も導入した。しかし、オンライン開催では、通信環境悪化による中断等のリスクがあるほか、事例検討会などは具体的な相談内容について検証しあう構図のため、センシティブ情報の取扱い上、オンラインに馴染まないことから、感染対策としての小分けや、少人数での研修に対応できるだけの人員体制が必要である。

5 将来に向けた教訓

(1) 男女共同参画推進関係

「かなテラス カレッジ」など、対面による交流を重視するセミナー等については、仲間づくりの場の提供と、感染防止の両立を図りながら、セミナー運営を行う必要がある。また、オンライン会議等の対応経験がない職員が異動してくることも想定されるため、マニュアル化やチーム対応による知識の継承など、日頃から心がけておくことが大切である。

(2) DV防止啓発関係

DV被害者救済のため普及啓発は止められないことから、行動制限に伴い対面講座等が開催できなくなった場合であっても、啓発すべき内容を求める県民へ提供する仕組みを考えていく必要がある。

(3) DV相談関係

DV相談は緊急事態宣言下等においても必要なサービスであるため、シフトの工夫で対応せざるを得ないが、将来的にはテレワーク対応の検討が必要と考える。

研修もその時々状況に応じて最適な方法で実施できるよう、マニュアル化やチーム対応による知識の継承など、日頃から心がけておくことが大切である。

4 文教対策

(1) 私立学校に対する対応（幼稚園を含む）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供、学校運営や児童生徒への対応に関する通知を発出したほか、教育活動を継続するため、保健衛生用品等の購入のための支援や修学旅行のキャンセル料に対する支援を実施した。

また、希望する幼稚園や小学校に対し抗原検査キットを配布し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図った。

2 経過

R2. 1. 17	新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に伴う学校における感染症予防対策について依頼文発出
R2. 1. 24	中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に関する注意喚起について依頼文を発出
R2. 1. 24	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生にかかる専用ダイヤルの設置について私立学校に周知
R2. 1. 30	中国から帰国した児童生徒等への対応について私立学校に周知
R2. 2. 28	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について私立学校に周知
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 8	緊急事態宣言における私立学校の休業の措置等について依頼文発出
R2. 4. 24	令和2年度4月補正予算により、私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）議決
R2. 7. 10	令和2年度6月補正予算により、私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）追加分、私立高等学校等オンライン学習推進費補助、私立学校修学旅行等キャンセル料支援事業費補助議決
R4. 10. 14	令和4年度9月補正予算により、私立学校物価高騰対応費補助議決
R4. 12	私立幼稚園、私立小学校に対する抗原検査キットの配布及び集中検査の実施（～令和5年2月）

○年度別臨時休業数（延べ）

（園・校）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	一部	-	159	93
	全校	323	352	43
小学校	一部	-	32	31
	全校	29	18	2
中学校	一部	-	29	25
	全校	60	18	0
中等教育学校 高等学校	一部	-	26	50
	全校	83	31	0
特別支援学校	一部	-	3	1
	全校	1	2	0
専修各種学校	一部	-	10	5
	全校	15	8	0
計	一部	-	259	205
	全校	511	429	45

※一部は一部クラスのみ休業、全校は全てのクラスが休業したものを指す

II 感染防止対策

3 取組詳細

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する通知類の周知

文部科学省を中心とした国からの通知や新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議での決定事項等、速やかに私立学校や私立幼稚園に情報提供を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症者数に関するデータの集計

私立学校からの報告を受け、月別感染者数を集計し国に報告した。(令和2年3月から令和4年8月まで)

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための支援

ア 私立学校感染症対策事業費補助

感染症対策を徹底しながら子どもたちの学習保障をするための経費を補助した。

年度	補助件数	補助金額	概要
令和2年度	153件	235,492,000円	・学校規模別最大250万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助
令和3年度	121件	100,313,000円	・学校規模別最大160万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助
令和4年度	112件	93,923,000円	・学校規模別最大160万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助

イ 私立高等学校等オンライン学習推進費補助

災害や休業中においても、ICTの活用によりすべての生徒の学びを保障するためWi-Fi環境が整っていない家庭の通信環境を整備する学校を支援した。

年度	補助校数	補助金額
令和2年度	2校	6,457,000円

ウ 私立学校修学旅行等キャンセル料支援事業費補助

新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行等の中止や延期により発生したキャンセル料について、保護者の負担軽減を図るため、学校が負担した経費を補助した。

年度	補助件数	補助金額	1人当たり上限額
令和2年度	115件	114,343,000円	国内旅行4千円 海外旅行11千円
令和3年度	111件	63,385,000円	国内旅行 宿泊あり3千円 日帰り旅行150円

II 感染防止対策

エ 私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等に係る経費を補助し、感染症対策の徹底を図った。

年度	補助数	補助金額	備考
令和 2年度	1市312園 464園	124,428,000円 164,513,000円	4月補正分 6月補正分
令和 3年度	404園	139,554,000円	
令和 4年度	419園	158,507,000円	

オ 私立学校物価高騰対応費

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する私立学校及び児童・生徒等の保護者が経済的な負担増を伴うことなく児童・生徒等の学習機会を確保するため、私立学校に対して支援金を支給した。

年度	対象校(園)数	支援金額
令和4年度	557校(園)	283,372,928円

カ 私立幼稚園、私立小学校に対する抗原検査キットの配布

With コロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であるため、小学校や幼稚園についても集中的実施計画を策定し、抗原検査キットの配布を行い、検査を実施した。

年度	区分	配布校(園)数	配布個数
令和4年度	私立小学校	131園	104,760個
	私立幼稚園	6校	5,545個
計		137校(園)	110,305個

4 課題と対応

新規補助制度創設のための情報収集と執行体制

新型コロナウイルス感染症対策については、数々の課題が発生し、それに伴い新たな支援制度が次々に創設された。私立学校に関するものについては、こまめに情報収集を行い、早くから補正予算等の準備を進め、補助制度を構築するとともに、速やかに執行につなげた。

5 将来に向けた教訓

(1) 一斉臨時休業の社会的影響

令和2年2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業が決定され、神奈川県内では3月2日から5月6日まで一斉臨時休業を行ったが、実施開始までの期間が短かったことからとても大きな混乱が生じた。

例えば、夫婦共稼ぎ家庭においては、急遽家庭で過ごすことになった子どもの世話の問題が発生した。

Ⅱ 感染防止対策

また、学びの機会の喪失や学校で友人と会えないことによる児童、生徒に与える心身の影響、孤立の問題など二次的にも甚大な影響が発生した。

一斉臨時休業実施の影響は、計り知れず、実施する場合であっても綿密な準備と決め細かい対応が必要である。

(2) 学びの保証の確保

新型コロナウイルスによる一斉臨時休業やその後、オンラインによる遠隔授業が実施されたが、従来の登校による対面授業に比べ、学びに影響が出た。

本来学ぶべき時期に予定していたカリキュラムの学習が行われないと、遅れを取り戻さないまま卒業を迎えることになり、その後のキャリアにも影響が及ぶ。このため、しっかりと学びの保証が確保できるよう対応していく必要がある。

4 (2) 県立学校及び市町村立学校の対応

1 取組の概要

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、児童・生徒等の安全・安心の確保と、学びの保障を両立させるための新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図った。

2 経過	
R2. 3. 2	令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業
R2. 4. 6	令和2年4月6日から2週間程度、臨時休業
R2. 4. 7	緊急事態宣言発令（5月6日まで） 令和2年5月6日まで臨時休業を延長
R2. 5. 7	緊急事態宣言延長（5月31日まで） 令和2年5月31日まで臨時休業を延長
R2. 5. 22	緊急事態宣言解除
R2. 6. 1	教育活動再開 分散登校、時差通学、短縮授業を実施
R2. 6. 29	【高等学校】時差通学、短縮授業を継続
R2. 7. 6	【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R2. 7. 13	【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続）
R3. 1. 8	緊急事態宣言発令（2月7日まで） 【高等学校】短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 2. 8	緊急事態宣言延長（3月7日まで）
R3. 3. 8	緊急事態宣言延長（3月21日まで）
R3. 3. 22	緊急事態宣言解除・段階的緩和期間（神奈川県独自・3月31日まで） 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 4. 1	リバウンド防止期間（神奈川県独自・4月21日まで）
R3. 4. 20	まん延防止等重点措置期間（5月11日まで）
R3. 5. 12	まん延防止等重点措置期間延長（5月31日まで）
R3. 6. 1	まん延防止等重点措置期間延長（6月20日まで）
R3. 6. 21	まん延防止等重点措置期間延長（7月11日まで）
R3. 7. 12	まん延防止等重点措置期間延長（8月22日まで）
R3. 7. 22	まん延防止等重点措置期間＋神奈川版緊急事態宣言発出（8月22日まで）
R3. 8. 2	緊急事態宣言発令（8月31日まで）
R3. 9. 1	緊急事態宣言延長（9月12日まで） 【高等学校】分散登校、短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 9. 13	緊急事態宣言延長（9月30日まで）

II 感染防止対策

R3. 10. 1	緊急事態宣言解除・段階的な緩和の期間（神奈川県独自・10月24日まで） 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 10. 25	基本的対策徹底期間（神奈川県独自・11月30日まで）
R4. 1. 21	まん延防止等重点措置期間（2月13日まで） 【高等学校】短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R4. 2. 14	まん延防止等重点措置期間延長（3月6日まで）
R4. 3. 7	まん延防止等重点措置期間延長（3月31日まで）
R4. 3. 21	まん延防止等重点措置解除 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R4. 8. 2	かながわ BA. 5 対策強化宣言発令（神奈川県独自・8月31日まで）
R4. 9. 1	かながわ BA. 5 対策強化宣言延長（神奈川県独自・9月30日まで）
R4. 9. 25	かながわ BA. 5 対策強化宣言終了
R5. 2. 20	【高等学校】通常登校へ移行
R5. 4. 1	【特別支援学校】通常登校へ移行
R5. 5. 8	5類感染症に移行

3 取組詳細

- (1) 令和2年2月28日の文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (2) 令和2年3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
- (3) 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (4) 令和2年5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (5) 令和2年5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を

Ⅱ 感染防止対策

終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散 登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

- (6) 令和2年5月25日に、国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下のアからウのとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

ア 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

イ 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

ウ 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

- (7) 令和2年6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

Ⅱ 感染防止対策

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合があります。

- (8) 令和2年7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

- (9) 令和2年7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や

Ⅱ 感染防止対策

英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。

ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。

エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。

オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

(10) 令和2年7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせることで実施することとし、同日、以下のアからケの内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。

イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。

ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。

エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

ク 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

(11) 令和2年7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に

Ⅱ 感染防止対策

関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

(12) 令和2年7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

(13) 令和2年8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

(14) 令和2年11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万

Ⅱ 感染防止対策

全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について
- 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
- 県立中等教育学校入学者決定検査について
などの対応をすることとした。

- (15) 令和2年11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

- (16) 令和2年11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

ア 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

イ 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

Ⅱ 感染防止対策

(17) 令和2年12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

ア 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

イ 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えることにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

(18) 令和2年12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

Ⅱ 感染防止対策

(19) 令和2年12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

(20) 令和2年12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下のアからウのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うよう通知した。

ア 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。

イ 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。

ウ 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

(21) 令和3年1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

(22) 令和3年1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

Ⅱ 感染防止対策

<高校、中等教育学校>

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。
- 学習活動について
 - ・ 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動について
 - ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
 - ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。
- 修学旅行等について
 - ・ 延期または中止する。
- 入学者選抜について
 - ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

(23) 令和3年1月14日に、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。

- 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における Web サイトによる合格発表。
- 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

(24) 令和3年1月27日に、時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。

- 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な

Ⅱ 感染防止対策

行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。

- 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
 - ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。
 - 保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。
 - ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
 - ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

(25) 令和3年2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

(26) 令和3年3月5日に、国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

(27) 令和3年3月18日に、国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

Ⅱ 感染防止対策

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

エ 部活動について

- 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(28) 令和3年3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。
<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

Ⅱ 感染防止対策

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

エ 部活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

オ 修学旅行等について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(29) 令和3年4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

Ⅱ 感染防止対策

- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(30) 令和3年4月22日に、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

(31) 令和3年4月23日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。

(32) 令和3年5月7日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

Ⅱ 感染防止対策

(33) 令和3年5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 感染防止対策の徹底について

- 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認し

Ⅱ 感染防止対策

ながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(34) 令和3年5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

(35) 令和3年6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食

Ⅱ 感染防止対策

事後は速やかにマスクを着用する。

- ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

- (36) 令和3年7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒等の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔

Ⅱ 感染防止対策

軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。
※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、

Ⅱ 感染防止対策

県境を越えるものについては延期又は中止とする。

カ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(37) 令和3年7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

ア 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

イ 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

ウ 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

Ⅱ 感染防止対策

- (38) 令和3年7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

ア 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・ 活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・ 活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

イ 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

ウ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

- (39) 令和3年8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育

Ⅱ 感染防止対策

活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

ア 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

<部活動等における感染防止対策の徹底について>

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

イ 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

ウ 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

(40) 令和3年8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受

Ⅱ 感染防止対策

け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・ 活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱

Ⅱ 感染防止対策

中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(イ) 文化祭・体育祭等について

- 開催する場合は、来場者を児童・生徒等と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (41) 令和3年8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・ 分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・ 登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

Ⅱ 感染防止対策

イ 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

(イ) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

- (42) 令和3年9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・ 分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・ 登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

Ⅱ 感染防止対策

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

(イ) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

(43) 令和3年9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

Ⅱ 感染防止対策

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

(イ) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (44) 令和3年10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者

Ⅱ 感染防止対策

の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

(イ) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

(45) 令和3年11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

(46) 令和3年11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

(47) 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

Ⅱ 感染防止対策

(48) 令和4年1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・ 活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等に

Ⅱ 感染防止対策

ついて「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

オ 卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

(49) 令和 4 年 1 月 19 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、令和 4 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の更なる確保を図るため、以下のとおり対応することとした。

- 共通選抜において、2 月 21 日に予定していた追検査の日程を、学力検査日（2 月 15 日）から 10 日後の 2 月 25 日に変更する。また、2 月 22 日及び 2 月 24 日に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集（県立愛川）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査も 2 月 25 日に変更する。
- 定通分割選抜において、定通分割選抜（3 月 11 日）を受検できなかった受検者を対象として、3 月 25 日に定通分割選抜の追加の検査を実施する。

(50) 令和 4 年 1 月 27 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2 月 3 日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として 2 月 23 日に「特例による検査」を実施することとした。

(51) 令和 4 年 1 月 28 日に、オミクロン株に係る感染の急拡大により、現在、外来診療や保健所の業務が逼迫状況となっていることから、県では、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、I T による健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択できる、「自主療養」の仕組みを導入した。これに伴う「自主療養」の開始に係る学校での対応等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

(52) 令和 4 年 2 月 1 日に、神奈川県公立高等学校の入学者選抜等の受検者のうち無症状の濃厚接触者については、文部科学省の「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項に関する Q & A」に準じて、その取扱いを定めていたが、現在の新型コロナウイルス

Ⅱ 感染防止対策

イルス感染症の感染の急拡大による保健所業務の逼迫等を受け、1月31日付けでこの「Q&A」に変更があったことから、本県の取扱いについても、以下のとおり新たな項目を加えて変更することとした。

【無症状の濃厚接触者の取扱い】

《下線部が新たに加えた項目》

次の要件をすべて満たす志願者については、別室において受検が認められます。

(ア) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること

○ 自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。

○ 抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。

(イ) 検査当日も無症状であること

(ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(エ) 濃厚接触者等確認票を提出すること

(53) 令和4年2月7日に、オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要であることから、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を以下のとおりとすることとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた当面の対応をとるよう依頼した。

ア 基本的な考え方

○ この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。

○ 各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。

○ 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

イ 当面の対応

○ これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していた。

○ 今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。

○ ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内

Ⅱ 感染防止対策

の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

<臨時休業実施の判断基準>

- 学級閉鎖
 - ・直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施
- 学年閉鎖
 - ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施
- 学校全体臨時休業
 - ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

- (54) 令和4年2月10日に、2月14日から3月6日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年2月14日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

Ⅱ 感染防止対策

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・ 活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(イ) 卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

(55) 令和 4 年 2 月 22 日に、自主療養の対象者が 2 月 24 日から変更されることを受け、これに伴う保護者等への周知等の対応について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

(56) 令和 4 年 3 月 4 日に、3 月 7 日から 3 月 21 日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期

Ⅱ 感染防止対策

間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、令和4年2月10日付け通知の内容によりより対応していくこととし、同日に「令和4年3月7日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

- (57) 令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

Ⅱ 感染防止対策

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。
- ウ 部活動について
 - 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
 - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- エ 学校行事等について
 - (ア) 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
 - (イ) 入学式について
 - 感染防止対策を徹底して実施する。
 - 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)
- オ 学年末・学年始休業期間中の対応について
 - 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
 - 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

(58) 令和4年3月29日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査については、行わないこととされたことを受け、授業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【今後の当面の対応の概要】

- 高等学校及び中等教育学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。
- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者を追認してもらう。
- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- 「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」は、7日間自宅待機とするが、無症状であれば、4日目、5日目

Ⅱ 感染防止対策

の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することが可能。

- (59) 令和4年4月12日に、文部科学省から4月1日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (60) 令和4年5月26日に、文部科学省から5月24日付け事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の記載やその取扱いの趣旨に変更はないが、夏季を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な具体的な場面が示されたことを受け、このことを、国のマスク着用に関するリーフレットを活用して、児童・生徒等及び保護者へ丁寧に説明することなどについて、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、国のマスク着用に関するリーフレットを活用するなどして、児童・生徒等及び保護者に対して周知するよう依頼した。
- (61) 令和4年5月31日に、文部科学省が5月24日付け同事務連絡でマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について改めて県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (62) 令和4年7月14日に、文部科学省から7月12日付け事務連絡「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」により夏季休業期間中の留意点が通知されたこと、また、7月13日の県対策本部会議において、病床の医療フェーズが1から3に引き上げられるとともに、感染状況や医療逼迫状況を示すレベルが1から2に引き上げられたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組みながら、夏季休業前及び夏季休業中の留意事項により対応するとともに、各家庭に対して感染予防の徹底への協力を依頼するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと等について依頼した。
- (63) 令和4年7月26日に、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について、新たに作成したチラシを活用し、教職員等への理解を促すとともに、児童・生徒等及び保護者に周知するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (64) 令和4年7月26日に、文部科学省から7月25日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」により、濃厚接触者の待機期間の見直しについて

II 感染防止対策

通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症が無い場合に解除。
- 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。

(65) 令和4年7月28日に、健康医療局長から7月27日付け通知「オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて(依頼)」により、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においても、中学校、高等学校と同様に保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととされたことを受け、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない(保健所にリストを送らない)。
- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。

(66) 令和4年7月28日に、7月27日の県対策本部会議において、自主療養届出制度を積極的に活用するよう周知することとされたことを受け、改めて、教職員及び児童・生徒等並びに保護者に対して同制度の周知を行うよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(67) 令和4年8月2日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を行うこととされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、改めて対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(68) 令和4年8月26日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を9月30日まで延長することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(69) 令和4年9月9日に、文部科学省から9月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」により、患者の療養期間等の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 有症状患者は、発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快

Ⅱ 感染防止対策

後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。

- 無症状患者は、検査日を 0 日として翌日から 7 日間を経過した場合には 8 日目から解除を可能とする（従来から変更無し）。加えて、5 日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除を可能とする。
- (70) 令和 4 年 9 月 21 日に、県対策本部会議において、9 月 30 日までとされていた「かながわ BA.5 対策強化宣言」を、9 月 25 日をもって終了することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (71) 令和 4 年 11 月 30 日に、文部科学省から 11 月 29 日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」により飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (72) 令和 4 年 12 月 27 日に、令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
- 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
 - 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
 - ・ 外部会場を使用して実施する場合は、会場の使用規定等に基づいて実施すること。
 - ・ 国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、対象者を限定した上で、可能な限り間隔をとること。
- (73) 令和 5 年 1 月 26 日に、第 8 波と言われる新型コロナウイルス感染症の感染者数について、依然として多い状況が続いていることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2 月 3 日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として 2 月 23 日に「特例による検査」を実施することとした。
- (74) 令和 5 年 2 月 15 日に、令和 5 年 2 月 10 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこと等、令和 4 年度卒業式の実施上の留意事項等を整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町

Ⅱ 感染防止対策

村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。

- (75) 令和5年2月20日に、県対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (76) 令和5年3月20日に、令和5年3月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」により、学校におけるマスクの取扱い等の留意事項及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されたことを踏まえ、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を改訂するとともに、4月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (77) 令和5年5月1日に、令和5年4月28日付け文部科学省通知により、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示され、同日付け事務連絡により、5類感染症への移行後の教育活動に係る留意点が示された。これらを踏まえ、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、5月8日以降の教育活動等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。

4 課題と対応

(1) 安全・安心の確保

【県立学校における対応】

ア 分散登校、時差通学・短縮授業の実施

- 令和2年3月2日から学年末・学年始休業を挟んで5月31日までを臨時休業とし、学校の教育活動再開に備えて必要な検討、準備を進めた。令和2年6月1日からは、学校の教育活動を再開し、以後、感染状況に応じて分散登校、時差通学・短縮授業を行った。国からの通知や県対策本部会議の方針等を踏まえ、その時々々の感染状況に応じて適切に対応してきた。

イ 各種ガイドラインの作成

- 文部科学省が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を示したことを受け、県教育委員会では、「保健管理等に関するガイドライン」を策定した。文部科学省のマニュアルの改訂の都度、県教育委員会のガイドラインも改訂した。
- 県立学校では、学校における感染の拡大を防止するため、児童・生徒等の感染状況に応じて、臨時休業を行った。
- 県立特別支援学校では、臨時休業等の際、自宅において過ごすことが難しい児童・生徒等の対応として、保護者からの相談に応じて、児童・生徒等が日中に過ごす場として教室を「居場所」として使用し対応した。県立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の実情を踏まえた対応事例であった。
- 感染状況に応じて、教育活動、学校行事及び部活動の留意事項等について取りまとめた。

具体的には、実験や実習を伴う教科・科目の実施にあたっては、感染のリスクが高いため、年間の授業計画を組み換えるなど、感染のリスクを低減する工夫を行った。体育祭等の学校行事の実施にあたっては、各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、児童・生徒等及び保護者等の心情にも配慮しながら、感染のリスクを低減する工夫を行った。部活動の実施にあたっては、学習保障を優先しつつ、感染状況に応じて活動の一部を制限することや、大会等への参加について感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定することなど、児童・生徒等及び保護者等の心情にも配慮しながら、感染のリスクを低減する工夫を行った。

ウ 感染症対策用品の購入等

- 県立学校では、「推奨する備品等の例」を参考に、感染症対策や学びの保障に必要な物品購入等（マスク・消毒液等の保健衛生用品の購入及びサーモグラフィ等）の備品の整備に加え、トイレ清掃・消毒等）を行った。

エ 入学者選抜等における対応

- 受検生の来校回数を最小限にとどめるため、出願の際、中学校から入学願書を郵送し、受理した高校が発行した受検票を中学校に送る、郵送出願を導入した。また、合格発表においても、全受検者が集まる機会を減らすことを目的として、自宅から可否を確認できるWebシステムを導入し、可否結果を確認後、合格者だけが志願先高校に行き、合格通知書及び答案写し等を受

Ⅱ 感染防止対策

領することにした。不合格者の答案写しについては、志願者の指定する住所に郵送することで、志願先高校への来校を不要とした。

- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、共通選抜を受検できなかった者を対象とした「追検査」及び「追検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の検査」を実施した。なお、「追加の検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の二次募集」も実施することとしたが、対象者はいなかった。
- 学力検査時は、受検者の座席間隔を1 m程度確保し、1 教室当たりの人数を35人に制限したことに伴い、職員が不足する学校に対して、応援職員を派遣した。

オ マイクロバス等の借り上げ

- 県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化する恐れがあることから、1 台のスクールバスに乗車する児童・生徒の過密化を防ぐためにマイクロバス等を借り上げ、乗車人数を減らすとともに、通学手段を確保した。
マイクロバス等の活用は、児童・生徒の感染症拡大防止や感染に対する不安の軽減に対して有効な手立てであった。

カ 教育相談体制の充実

- コロナ禍で、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を図り、生徒たちのニーズに対応した。

【市町村立学校における対応】

ア 教育活動の実施

- 各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応するための参考となる、県立学校の基本的な対応について通知した。

イ 各種ガイドラインの作成

- 「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き（幼稚園、小・中学校等）」を作成し、学校における感染防止対策の徹底などについて、基本的な考え方と対応方法等を示した。
また、「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を改訂し、改めてICTを活用する意義やねらいを確認するとともに、情報モラル教育の充実やオンラインで授業配信する際の留意点等について示した。

ウ 感染症対策用品の購入等補助

- 希望する市町村立の幼稚園や小・中学校に対し、マスクや消毒液等の感染症対策用品や業務増にかかわる経費などの購入に際し、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行を支援した。

エ 教育相談体制の充実

- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ・偏見・差別等及び児童・生徒の

II 感染防止対策

不安やストレス等への対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を増やし、教育相談体制の充実を図った。

(2) 学びの保障

【県立学校における対応】

ア きめ細かな学習指導・支援等

- 臨時休業等に当たっては、学習に遅れが生じることのないよう、Google Classroom を活用し、教員がクラウドで課題を提示し生徒がクラウドに成果物を提出することや、インターネット常時接続環境が家庭に整っていない生徒への Wi-Fi モバイルルータ貸与を各学校で行うことなど、オンラインを活用した学習等により、生徒の学びの保障に万全を期すよう取り組んだ。
- 臨時休業の間に行えなかった授業を補充するため、夏季休業期間中等に補充授業を実施することを想定し、非常勤講師等を追加任用できるよう予算措置を行った。

また、感染拡大期には、教員の集団感染によって授業者の不足が生じた場合に非常勤講師の追加配置を行うほか、県立学校については、教育委員会事務局等の教員籍職員を臨時的に派遣できるよう応援体制を整えた。
- 県立学校の教育機能を維持し、児童・生徒等の学びを保障するため、感染防止対策の1つとして、教職員への早期ワクチン接種が必要であった。

このため、県、横浜市及び川崎市の大規模接種会場や、大学等の職域接種会場において教職員が優先的に接種を受けられるよう働きかけ、早期のワクチン接種に向けて取り組んだ。

医療従事者等は当初から優先接種の対象とされていたが、教職員を優先接種の対象とすることについては一定の調整を要した。
- 無症状の濃厚接触者となった場合、感染拡大防止のため、通常は8日目に待機解除となるところ、抗原定性検査キットを用いた検査により陰性が確認されると5日目に解除可能とされていた。そのため、学校機能を維持することを目的に、県教育委員会において、教職員用の抗原定性検査キットを購入し、必要に応じて各所属に配布した。

また、配布した抗原定性検査キットは、教職員が出勤後に体調に異変を感じた場合のセルフテストや、無症状感染者の療養期間短縮を目的とした用途にも使用された。

抗原定性検査キットの購入にあたっては、入札時期が流行期と重なったこと、また、在庫が不足していたことから、指名競争入札（あっせん）の参加業者のすべてが辞退又は未提出となり、その後、設計等を見直したうえで、緊急随契（見積り合せ）により購入することが出来たが、結果として、抗原定性検査キットの配備時期には遅れが生じた。
- 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されており、日ごろ児童・生徒等と接する機会の多い教職員等が、新型コロナウイルスに感染していないことを確認する目的で、ワクチン接種の対象外であった12歳未満の子どもが通う幼稚園、小学校のほか、特別支援学校の教職員等を対象に、国が無償で抗原定性検査キットを配布することとした。

これを受け、令和4年12月から令和5年3月末まで、すべての県立特別支援学校及び希望のあった市町村教育委員会所管の公立幼稚園及び小学校

Ⅱ 感染防止対策

の教職員等を対象に、集中的検査を実施した。

実施にあたっては、健康医療局をはじめ、教育局総務室、財務課、厚生課、特別支援教育課及び子ども教育支援課のほか、県立特別支援学校や各市町村教育委員会、更には、検査の対象となる各教職員等に至るまで、多くの関係者の協力が不可欠であった。

厚生課においては、財務課から予算の再配当を受け、県立特別支援学校のみならず、市町村立学校への検査キットの配送分もまとめて執行した。

【市町村立学校における対応】

ア きめ細かな学習指導・支援等

- 臨時休業の間に行えなかった授業を補充するため、夏季休業期間中等に補充授業を実施することを想定し、非常勤講師等を追加任用できるよう予算措置を行った。
また、感染拡大期には、教員の集団感染によって授業者の不足が生じた場合に非常勤講師の追加配置を行った。
- 最終学年（小6・中3）の学びを保障するためのティーム・ティーチング等の実施に係る教員の追加配置、児童・生徒等の心身の健康への対応のための養護教諭の追加配置、消毒作業等の負担を軽減し教員が指導に注力できるようにするためのスクール・サポート・スタッフの追加配置を行った。
- 教員とともに個別の指導や相談などを行う学習指導員を全校に配置し、活用に努めるとともに、各学校のニーズや各地域における感染状況などを踏まえ、児童・生徒の学びの保障を支援した。

5 将来に向けた教訓

(1) 安全・安心の確保

ア 迅速かつ適切な対応を示したガイドライン等の通知

令和2年3月以降、国の様々な通知等を踏まえ、県教育委員会はガイドライン等を策定・改訂することで、各県立学校での対応を示した。県教育委員会では、国の方針等を踏まえガイドライン等を整理し、その都度迅速に周知する必要がある。また、ガイドライン等の通知に当たっては、局内関係各課及び健康医療局等の庁内関係所属との緊密な情報共有と連携により内容を精査することが大切である。

イ 特別支援学校の実情を踏まえた対応の必要性

県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、感染すると重症化する恐れがあることから、基本的な感染症対策に加え、マイクロバス等の運行や時差通学など、特別支援学校に在籍する児童・生徒等の実態を踏まえた対策を講じる必要がある。また、県教育委員会からの通知等についても、特別支援学校の実情を踏まえた対応が重要であり、このことを今後の教訓とする必要がある。

ウ 市町村立学校の地域の実情を踏まえた対応の必要性

県立学校の基本的な対応を参考とし、各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応していることについて、県民に広く周知する必要がある。

エ 教員採用選考試験の会場変更

令和2年度実施の教員採用選考試験1次試験（筆記試験）については、県内大学等3会場を試験会場として使用する予定だったが、感染拡大により一部会場の借用を受けることが不可能となった。

急遽、他会場を借用するため、短期間で施設管理者等との調整を迅速に行い、結果的には県立高校を中心に12カ所を会場として試験を実施することができた。

一方で、会場が分散したことや準備期間が十分に確保できなかったことから、受験票に誤った試験会場を記載する事故が発生し、試験当日に受験者を他会場へ移動させることとなった。

試験実施そのものが危ぶまれる状況の中、担当職員は短期間での調整、準備に尽力したが、職員間の連携や確認作業の徹底が必要であった。

また、2次試験においては、感染拡大防止のため、模擬授業・集団協議、実技試験の実施を見送ることとしたが、教員としての資質・適性を見極めるために必要な選考内容を実施できなかったことで質の確保に疑義が生じないよう、選考内容を検討する必要がある。

(2) 学びの保障

ア ICTの効果的な活用について

コロナ禍において、教育活動の継続に当たっては、ICTの活用が大きな役割を果たしうることが見出された。平常時からの積極的なICT環境整備とそ

Ⅱ 感染防止対策

の活用はもとより、非常時を想定した端末の持ち帰りを促進するなど、学びの保障に取り組むような体制を、引き続き整えていく必要がある。

教員によってスキルに差があることから、各学校内でノウハウを共有し合う体制の充実を図るなど、これからの時代を見据えた取組が求められる。

(3) その他

ア 予測困難な時代に生きる児童・生徒等にとって必要な資質・能力について

昨今、我が国では、大規模地震や大規模な風水害等の予測を超える自然災害が多発している。あわせて、新型コロナウイルス感染症は5類移行後も、徐々に増加の一途をたどっている。こうした予測困難な時代に、持続可能な社会の創り手となり得る児童・生徒等に、課題解決能力等の資質・能力を身に付けることができるような教育活動について、学習指導要領の趣旨を踏まえて継続していく必要がある。

II 感染防止対策

【参考1】県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況（県教育委員会把握分）＜令和5年5月7日時点＞

1 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校・中等教育学校	36,066	137			
	特別支援学校	1,979	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校児童・ 生徒数	[参考] 県立学校数
	合 計	38,045人	166校	2,821人	121,769	166校

2 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校・中等教育学校	3,108	137			
	特別支援学校	1,464	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校教員数 (本務者)	[参考] 県立学校数
	合 計	4,572人	166校	386人	11,320	166校

3 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和5年5月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(確定値)」より

Ⅱ 感染防止対策

4 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人			

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19		17	
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49		17	
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17		1	
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4		2	
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0		1	
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323 (16)	165 (0)	210 (2)
	特別支援学校	72 (1)		45 (2)	
令和4年 2月	高等学校・中等教育学校	2,654 (96)	2,958 (109)	200 (9)	363 (16)
	特別支援学校	304 (13)		163 (7)	
令和4年 3月	高等学校・中等教育学校	1,822 (103)	2,003 (119)	174 (8)	275 (13)
	特別支援学校	181 (16)		101 (5)	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	

※ () は自主療養者数で外数

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)	(154)	90 (1)	(4)
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	71 (1)	108
	特別支援学校	41 (4)	(88)	37 (0)	(1)
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416	15 (0)	28
	特別支援学校	18 (0)	(24)	13 (0)	(0)
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258	386 (48)	526
	特別支援学校	165 (25)	(541)	140 (35)	(83)
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277	316 (156)	412
	特別支援学校	130 (45)	(1,133)	96 (58)	(214)
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657	135 (27)	184
	特別支援学校	116 (24)	(637)	49 (26)	(53)
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62		39	
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	311	457
	特別支援学校	177		146	
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	4,153	4,398	511	805
	特別支援学校	245		294	
令和5年 1月	高等学校・中等教育学校	2,585	2,706	296	420
	特別支援学校	121		124	
令和5年 2月	高等学校・中等教育学校	591	626	76	101
	特別支援学校	35		25	
令和5年 3月	高等学校・中等教育学校	105	112	17	28
	特別支援学校	7		11	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	26,739人 (2,465人)	28,025人	2,333人 (235人)	3,397人
	特別支援学校	1,286人 (112人)	(2,577人)	1,064人 (120人)	(355人)

※ () は自主療養者数で外数

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和5年 4月	高等学校・中等教育学校	186	196	36	66
	特別支援学校	10		30	
令和5年 5月	高等学校・中等教育学校	58	61	6	7
	特別支援学校	3		1	
令和5年度 小計	高等学校・中等教育学校	244人	257人	42人	73人
	特別支援学校	13人		31人	
合計	高等学校・中等教育学校	36,066人 (2,679人)	38,045人 (2,821人)	3,108人 (252人)	4,572人 (386人)
	特別支援学校	1,979人 (142人)		1,464人 (134人)	

※ () は自主療養者数で外数

Ⅱ 感染防止対策

【参考2】市町村立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況（県教育委員会把握分）＜令和5年5月7日時点＞

1 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校	6,124	〔参考〕 市町村立学校児 童・生徒数 652,572
	中学校	60,847	
	小学校	173,827	
	特別支援学校	867	
	合 計	241,665人	

2 教職員

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校	623	〔参考〕 市町村立学校教 員数（本務者） 41,875
	中学校	4,434	
	小学校	10,573	
	特別支援学校	586	
	合 計	16,216人	

3 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数	
令和2年6月から 令和5年5月まで （学校再開後）	高等学校	11	〔参考〕 市町村立学 校数 1,293校
	中学校	68	
	小学校	119	
	特別支援学校	7	
	合 計	205校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(確定値)」より

Ⅱ 感染防止対策

4 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	7	100	3	18
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	29	705	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	130	3,394	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	52
	中学校	424		23	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	201	12,552	19	863
	中学校	2,981		193	
	小学校	9,334		607	
	特別支援学校	36		44	
令和4年 2月	高等学校	272	30,411	30	1,889
	中学校	5,418		450	
	小学校	24,613		1,317	
	特別支援学校	108		92	
令和4年 3月	高等学校	239	19,729	25	978
	中学校	3,674		245	
	小学校	15,748		673	
	特別支援学校	68		35	
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人		1,061人	
	小学校	53,416人		2,953人	
	特別支援学校	283人		187人	

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727		137	
	小学校	8,991		260	
	特別支援学校	33		13	
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414		69	
	小学校	4,612		154	
	特別支援学校	37		6	
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718		44	
	小学校	2,544		121	
	特別支援学校	17		9	
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418		464	
	小学校	18,314		955	
	特別支援学校	81		55	
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158		370	
	小学校	17,083		689	
	特別支援学校	104		33	
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,029
	中学校	3,915		266	
	小学校	12,986		717	
	特別支援学校	55		33	
令和4年 10月	高等学校	155	8,326	8	648
	中学校	2,415		205	
	小学校	5,737		418	
	特別支援学校	19		17	
令和4年 11月	高等学校	371	21,557	27	1,767
	中学校	5,691		414	
	小学校	15,429		1,273	
	特別支援学校	66		53	
令和4年 12月	高等学校	367	28,240	43	2,406
	中学校	7,772		727	
	小学校	20,024		1,547	
	特別支援学校	77		89	
令和5年 1月	高等学校	1,771	16,132	184	1,601
	中学校	4,345		452	
	小学校	9,962		910	
	特別支援学校	54		55	
令和5年 2月	高等学校	669	4,410	74	376
	中学校	863		86	
	小学校	2,863		205	
	特別支援学校	15		11	
令和5年 3月	高等学校	9	541	2	55
	中学校	163		24	
	小学校	364		28	
	特別支援学校	5		1	
令和4年度 小計	高等学校	5,042人	170,113人	499人	11,409人
	中学校	45,599人		3,258人	
	小学校	118,909人		7,277人	
	特別支援学校	563人		375人	

Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和5年 4月	高等学校	49	808	14	239
	中学校	263		50	
	小学校	490		163	
	特別支援学校	6		12	
令和5年 5月	高等学校	5	122	2	37
	中学校	47		7	
	小学校	70		28	
	特別支援学校	0		0	
令和5年度 小計	高等学校	54人	930人	16人	276人
	中学校	310人		57人	
	小学校	560人		191人	
	特別支援学校	6人		12人	
合計	高等学校	6,124人	241,665人	623人	16,216人
	中学校	60,847人		4,434人	
	小学校	173,827人		10,573人	
	特別支援学校	867人		586人	

5 その他施設の感染防止対策

(1) 本庁庁舎における感染予防対策

1 取組の概要

アルコール消毒液の設置等感染予防対策や職員及び来庁者への注意喚起を実施した。

2 経過	
R2. 1. 20	厚生労働省健康局結核感染症課から発せられた「新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報)」の「国民の皆様へのメッセージ」に基づき、風邪やインフルエンザの予防対策として、咳エチケットや手洗い等の感染対策が必要との指示を受け以下(1)の取組を実施した。
R3. 3. 3	令和3年1月7日に首都圏を対象に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け以下(2)の取組を追加で実施した。

3 取組詳細

(1) 本庁庁舎における感染予防対策

ア 本庁庁舎入口へのアルコール消毒液の設置 (R2. 1. 24～)

職員や来庁者が庁舎を出入りする際、手指の消毒を行えるよう、本庁庁舎入口各所にアルコール消毒液を設置。

○ 消毒液設置状況【個数：当初9→18】

庁舎名	数	場所
本庁舎	6	1階正面玄関、正面エレベーターホール(2個)、西玄関、南玄関、北玄関
新庁舎	7	1階ロビー(2個)、保安員室前(2個)、1階西側通用口(国際文化観光局側) 2階入口、地下駐車場
西庁舎	2	1階(正面玄関、保安員室前)
東庁舎	2	1階正面玄関、保安員室前
横浜合庁舎	1	正面入口

※令和2年1月24日、2月28日、4月28日、6月15日と、物資不足のなかにあっても途切れないように継続して消毒液を購入。(使用料：2ℓ/日)

イ 本庁庁舎共用部分の消毒

本庁勤務職員から感染者が発生した場合は、専門業者に執務室の消毒を緊急発注したほか、庁舎管理課職員が発生者の庁内移動状況に基づき、共用部分の消毒作業を実施。

〈日常的な消毒実施部分〉

- ・ 便所、洗面所、エレベーター、廊下、階段など(委託清掃事業者対応)
- ・ 共用会議室、車両、自動販売機(庁舎管理課職員対応)

II 感染防止対策

ウ 特定屋外喫煙場所の3密防止

○ 特定屋外喫煙場所「3密防止」のための利用ルール

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、密集、密接を防ぐため、次のとおり利用ルールを設定、掲示。

〈利用ルール〉

- ・喫煙場所の利用定員は当初8名（R4.3～11名）まで。
- ・マーキング位置で喫煙する。
- ・喫煙時は、密接した会話は避ける。

この利用ルールを喫煙場所内に掲示するとともに、「利用ルールが守られない場合には、一時的に閉鎖せざるを得ない」ことも掲示した。

(2) 職員及び来庁者への注意喚起

庁舎内共用部に咳エチケットや手洗いアルコール消毒の励行、感染予防のための「食後の歯みがきスタイル」のポスターを掲示。CO₂モニターを設置し執務室内の換気を徹底した。また、令和3年3月3日以降サーモグラフィカメラを設置し発熱症状の有無を入庁時に自己点検してもらうなど、来庁者の体温管理を行った。

4 課題と対応

- 手指消毒剤、マスク、手袋及び非接触型体温計等が入手困難となった。
- 庁舎管理課の消毒業務及び掲示物の掲出作業が膨大となった。
⇒ ・本庁庁舎の共用部（便所・洗面所、エレベータ、階段等）は、消毒用アルコール等を支給することで清掃委託業者の協力を得ることができた。
・共用会議室、自動販売機、共用自動車の消毒は所属職員で実施した。
・職員の感染が発生した場合、休日でも共用部の消毒を実施した。
- 令和5年5月8日5類移行後、マスク、手指消毒剤、飛沫防止アクリル板が大量に不用物品として排出された。

5 将来に向けた教訓

- パンデミック発生時は物資が枯渇することから、特に期限のある物資（マスク、手指消毒剤）を定期的に購入・更新を検討する必要がある。
- 手指消毒剤噴霧器、非接触型体温計等は、次のパンデミックに備えてメンテナンスしたうえで保管しておく必要がある。
- 本庁庁舎における感染症防止対策に係る対応をマニュアル化して整備しておく必要がある。

5 (2) 県民利用施設の臨時休館等の情報提供

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧され、県主催のイベントについて中止や延期等の対応がとられる中、県立公園等の県民利用施設においても臨時休園（館）等の対応が行われるようになった。そうした各施設の対応状況について、分かりやすい情報提供を行うため、情報を一覧にまとめ、県ホームページ上に掲載することとなった。

2 経過	
R2. 3. 2	各局に所管施設の臨時休館等の対応状況を照会
R2. 3. 5	県民利用施設の対応状況について県ホームページに一覧を掲載。 以降、主に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（以下「県基本方針」という。）」の改定等に合わせ、各局に状況を照会し、ホームページの一覧を更新（個々の施設で状況が変わった場合は、随時情報を更新）
R2. 4. 6	第4回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民の外出を誘引する県民利用施設について、出来る限り閉館等の対応を行うことを追記。
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 5. 25	緊急事態宣言解除 第11回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民利用施設は、ガイドラインに基づく感染防止対策等の実施により、順次運営を再開することとなる。
R3. 1. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出 第25回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態宣言に伴う県実施方針の中で、県民利用施設の原則休館及び状況について県ホームページで周知することを記載
R3. 3. 18	第28回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態宣言解除後も、当面の間、原則休館を継続することを決定
R3. 3. 21	緊急事態宣言解除
R3. 7. 30	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R3. 9. 30	緊急事態宣言解除
R3. 10. 20	第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民利用施設について、10月25日以降、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することを決定。
R3. 11. 22	今後、各局への照会は行わない旨を周知（以降は、施設所管課からの依頼により随時更新）

3 取組詳細

(1) 県民利用施設の対応に係る県の方針

ア 緊急事態宣言（1回目）まで

新型コロナウイルス感染症の県内感染のまん延防止を図るため、令和2年2月18日付の「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」（統括危機管理官、総務局危機管理官、健康医療局危機管理官通知）において、県主催の会議、イベント等について、規模の縮小等の対応を検討する方針を示したが、県民利用施設の対応は明示しなかった。

国による緊急事態宣言発出が検討される中、令和2年4月6日の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下「県対策本部会議」という。）で決定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（以下「県基本方針」という。）」の中で、「県民の外出を誘引する県民利用施設について、閉館等の対応を行う」ことを示した。

イ 緊急事態宣言解除（1回目）

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、県基本方針も改定し、県民利用施設については、「類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する」こととした。

ウ 緊急事態宣言（2回目）

令和3年1月7日に2回目の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、県実施方針を決定し、県民利用施設については、「県基本方針に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する」こととした。

エ 緊急事態宣言解除（2回目）から緊急事態宣言（3回目）まで

令和3年3月18日の県対策本部会議において、3月21日に緊急事態宣言が解除されることを踏まえて県基本方針を改定し、県民利用施設については、宣言発令中と同様に「原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する」こととした。

この扱いについては、3月24日の県対策本部会議で、4月21日までをリバウンド防止期間としたのを受けて、「当面（令和3年4月21日まで）の間」実施することを追記した。

さらに、4月20日からまん延防止等重点措置を横浜市、川崎市、相模原市で実施することを決定したのを受け、4月16日の県対策本部会議で「（令和3年4月21日まで）」を削除した。その後、まん延防止等重点措置の延長や措置区域の変更を行う中、原則休館の扱いは継続した。

7月30日に再度緊急事態宣言が発出され、引き続き、県民利用施設は原則休館の扱いとした。

オ 緊急事態宣言解除（3回目）以降

令和3年9月28日の県対策本部会議において、緊急事態宣言は9月30日に解除

Ⅱ 感染防止対策

されるが、10月24日まではリバウンド防止措置期間として段階的に制限を緩和することとなったことを踏まえ、県民利用施設の利用制限は当面継続することとした。

10月20日の県対策本部会議で、10月25日以降の対応を決定し、県民利用施設については、原則休館から基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することに扱いを変更した。

令和4年1月21日からまん延防止等重点措置を実施するにあたり、1月19日の対策本部会議において、県民利用施設については、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営する扱いを継続することを決定した。その後、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類相当に変更されるまで、扱いは変更しなかった。

(2) 県民利用施設の臨時休館等の情報収集及び情報提供

新型コロナウイルス感染症の県内感染のまん延防止を図るため、令和2年2月18日付で、「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」（統括危機管理官、総務局危機管理官、健康医療局危機管理官通知）を発出し、県主催の会議、イベント等について、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討することとした。これを受けて、2月19日にくらし安全防災局から各局へイベント等の対応状況について照会を行い、状況を把握するとともに、中止・延期等が決定したもののについて、知事室で一覧表を作成し、報道機関への情報提供等を行った。

その後、国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定したのを受け、2月26日に、県危機管理対策本部会議で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を決定し、その中で県主催の会議、イベント等について原則中止又は延期することとした。この基本方針を踏まえたイベントの対応状況の把握に合わせて、県民利用施設における臨時休館等の状況を把握し、県民向けに分かりやすく周知するため、庁内への照会及び県ホームページへの一覧の掲載を行うこととした。

各局への照会と結果のとりまとめは、くらし安全防災局総務危機管理室（当時）で対応し、照会結果を基に対応状況一覧のページを作成し、県ホームページに掲載する作業は、知事室で対応した。また、照会のタイミング以外で情報を修正する必要がある場合は、施設所管課から知事室に連絡し、随時更新を行うこととした。

最初の照会は令和2年3月2日に実施し、とりまとめ結果を基に、休館等を行っている県民利用施設の一覧を、3月6日から県ホームページに掲載した。また、同日に、県Webサイトで発信している旨の記者発表（参考資料送付）を行った。

その後は、緊急事態宣言の発出等により、県対策本部会議で県の対処方針・基本方針の修正や期間延長が行われた場合等に、時点修正のための照会を行い、ホームページを修正した。緊急事態宣言の解除等により、施設が再開された時期には、再開状況を掲載するなど、一覧の内容は状況に応じて見直した。各局への照会は、令和3年10月20日まで計23回行った。

令和3年10月20日の県対策本部会議で、県民利用施設については、10月25日以降、原則休館から基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することに変更した。この決定を受けた照会が全庁への照会としては最後となり、次に県対策本部会議が開催された11月22日に、今後は時点修正の照会を行わないことを周知した（一覧のページは引き続き掲載され、修正が必要な場合は、施設所管課が知事室と直接調整を行うこととされた。）。

4 課題と対応

(1) 人員体制等について

この業務については、県対策本部の設置・運営やそれに付随する様々な業務がある中で対応しており、また、当初は県主催イベントの実施状況の照会・ホームページでの周知も並行して行った。

なお、施設の扱いに関する方針が決定するまでは正式に動けず、決定次第、新方針の適用開始までに周知を行うため、照会からホームページ掲載までの期間が1～2日程度しか取れず、可及的に速やかに対応する必要があった。

そうした中で、過去の経緯の詳細が担当者しか分からない状況が生じ、組織的な対応という面で課題があった。

(2) 収集・公表する情報について

くらし安全防災局でとりまとめた情報を知事室に提供し、ホームページに掲載する一覧を作成する流れになっていたが、施設ごとに異なる事情（コロナ以外の理由で休館している、福祉施設等で一覧への掲載を希望しない等）があることや、各局で回答の書きぶりがばらばらであったことから、記載内容の確認、調整が必要となった。回答項目の追加などにより対応し、最終的には、ホームページでの公表に必要な情報を整理した回答様式を作成することで、取りまとめ作業の負担軽減を図った。

5 将来に向けた教訓

県立施設が、改修工事といった理由でなく長期間休業する事態が起こりうるという前提に立ち、予め、どういった情報をどういう手順で周知するのか、準備をしておくことが必要である。

今回作成した様式などを活用し、どのような項目を報告・公表するのか庁内で共有しておくことで、緊急時に、県民への迅速かつ正確な情報提供を効率よく収集できるになると感じた。

5 (3) 県施設の閉館要請に伴う指定管理施設への費用負担

1 取組の概要

指定管理施設の適切な管理運営を継続させるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、県の方針に沿って事業中止、閉館、利用料金の還付等をした場合に、特別に指定管理料の増や納付金の減の予算措置を実施した（全4回）。

2 経過	
	<p>< 1回目：令和2年度6月補正予算> ※執行対応</p>
R2. 3. 24	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設への費用負担の考え方について（通知）」を发出
R2. 4. 10	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事業中止及び閉館等の影響額の照会」を依頼（対象期間：令和2年2月1日から令和2年3月31日）
	<p>< 2回目：令和2年度9月補正予算></p>
R2. 7. 10	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（その2）（通知）」を发出
同日	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和2年4月1日から施設の全面再開まで）
	<p>< 3回目：令和3年度6月補正予算></p>
R3. 1. 21	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（その3）（通知）」を发出
R3. 3. 30	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和3年1月8日から令和3年3月31日）
	<p>< 4回目：令和3年度2月補正予算></p>
R3. 12. 6	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（通知）」を发出
同日	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和3年4月1日からの実際の閉館期間）

3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する指定管理施設への費用負担について、財政課と協議の上、当課で基本的な考え方を整理し、指定管理施設所管課あてに通知及び影響額の照会を実施した。

なお、当課で影響額調査を取りまとめた後、当該調査結果を参考として、財政課が施設ごとに予算調整を行い、施設所管課で費用負担の手続を実施した。

(1) 基本的な考え方

県が指定管理者と締結している基本協定書では「指定管理料の限度額は、特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要した経費、利用料金収入又はその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする」としている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の基本方針として、不特定多数の方が集まるイベント等を原則中止又は延期としたことから、感染拡大防止を目的として事業を中止等した場合、これを「特別な事情」と認め、指定管理料を増額又は納付金を減額できることとした。

(2) 費用負担の主な範囲

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ア閉館、イ事業の中止、ウ利用料金の還付を行った収入の減について、経費の減との差し引きにより県が費用を負担（一般財源で対応）
- ② 運営再開後の費用の増について、県の基本方針に基づき指定管理者が行う対応のうち、再開に向けた準備や感染対策を行うための費用等を県が負担（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応）

4 課題と対応

(1) リスク分担と支出科目の整理

過去の事例としては、東日本大震災に伴う損害・損失の補償（平成23年6月補正）と大涌谷周辺（箱根山）の火山活動の影響による損害・損失の補償（平成27年2月補正）の2つがあり、双方とも、県と指定管理者との間で締結した基本協定上のリスク分担に基づき「不可抗力」に該当するものとして、指定管理者に発生した損害・損失を「合理性の認められる範囲」で県が補償している。

過去の事例は2つとも、指定管理者の責に帰すことのできない自然災害（地震や噴火）を原因としたものであり、この際の支出科目は基本的に「補償、補填及び賠償金」で整理している。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、「不可抗力」ではなく、基本協定上の指定管理料や納付金を増減すべき「特別な事情」に該当すると県が認める場合であると整理した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、県の方針に沿って、事業中止、閉館、利用料金の還付等をした場合の収入と支出の増減につい

II 感染防止対策

て、特別に指定管理料の増や納付金の減の予算措置を図るものであり、この際の支出科目は基本的に「委託料」で整理した^{※1}。

※1 年度を超えて費用負担することになったケースにおいて、既に指定期間が終了している場合などは「補償、補填及び賠償金」の支出科目で対応

□基本協定書標準例における「不可抗力」発生時の費用負担の根拠

(不可抗力が生じた場合の対応)

第●条 乙は、不可抗力による管理業務への影響により、損害・損失や増加費用が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

□基本協定書標準例における「特別な事情」が認められる場合の費用負担の根拠

(指定管理料の支払方法等)

第●条 指定管理料の額は、歳出予算の範囲内で、年度協定書により定めるものとする。

2 前項の規定により定めた指定管理料の額は、第9条第3項の管理業務若しくは仕様書の内容の変更が行われた場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要した経費、利用料金収入及びその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。

(2) 指定管理者との協議に基づく費用負担の手続

財政課の予算調整が終了した後、施設所管課では指定管理者との間で費用負担に向けた協議を実施する必要があるため、当該手続に必要な協議書や協定書の参考例を作成し、施設所管課あてに事務連絡を発出した^{※2}。

※2 「委託料」の場合は年度協定書の変更、「補償、補填及び賠償金」の場合は補償協定の締結という形で整理し、支出科目に対応した参考例を各々作成

5 将来に向けた教訓

特に指定管理者に対して事業中止や閉館などの制限を要請した場合、利用料金収入の大幅な減少等に伴い、指定管理者の経営に直接的な影響を与えるケースも見受けられた。

今回、全4回にわたり対応したことで大きな問題に発展しなかったが、今後も類似の現象が生じた場合、施設所管課が指定管理者との間で丁寧に対話・協議を実施しながら、利用者への影響や経営破綻の危険性なども含めて、可能な限り情報収集に努め、きめ細やかな費用負担のあり方を検討する必要がある。

5 (4) 県立スポーツ施設の対応

1 取組の概要

(1) 県立スポーツセンター

体育センター再整備事業（平成 29 年度～令和元年度）の完了後、令和 2 年 4 月から新たにスポーツセンターとして供用開始予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため供用開始を延期した。その後、県立スポーツセンター感染拡大防止対策ガイドラインを策定し、施設利用を一部制限した上で、令和 2 年 7 月 21 日より供用を開始した。

施設管理者としては、利用人数の制限、手指消毒剤や非接触型体温計の設置等を行った。また、利用者には、利用当日に利用者名簿の提出を求めるとともに、3密防止やマスクの着用等と呼び掛けた。

(2) その他の施設（西湘スポーツセンター、武道館、相模湖漕艇場、スポーツ会館、伊勢原射撃場、山岳スポーツセンター、宮ヶ瀬湖カヌー場）

各施設において、施設利用に関する新型コロナウイルス感染症対策である、手指の消毒・マスク着用、利用人数制限、ガイドラインの遵守等を求める看板やチラシを施設各所に掲示し、利用者に注意喚起と呼び掛けた。

2 経過

(1) 県立スポーツセンター	
R2. 4. 1	供用開始延期
R2. 7. 9	新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定
R2. 7. 21	供用開始
R2. 10. 1	ガイドラインの改定（1回目）
R3. 1. 8	個人利用・団体利用とも原則中止（既に予約済みのものを除く）
R3. 1. 21	酸素投与センターの設置（1回目）
R3. 5. 28	酸素投与センターの設置（2回目）
R3. 10. 25	利用再開
R4. 8. 1	ガイドラインの改定（2回目）
R5. 2. 1	ガイドラインの改定（3回目）
R5. 3. 14	ガイドラインの改定（4回目）
R5. 5. 8	ガイドラインの廃止
(2) その他の施設	
緊急事態宣言の発令や解除に併せ、各施設の利用休止や再開を実施。	

3 取組詳細

(1) 県立スポーツセンター

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインの策定

スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、『県立スポーツセンター新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン』を策定した。主な内容は次のとおり。

Ⅱ 感染防止対策

- ・利用者名簿の提出
- ・LINEコロナお知らせシステムの登録協力の呼び掛け
- ・施設内のマスク着用
- ・アルコール等による手指消毒

(利用者名簿には、当センターの非接触型体温計で測定した体温を記載することとしていたが、令和2年10月1日付けのガイドラインの改定では、利用日当日に体調を確認するとともに、自宅での測定も可能とした。)

イ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインの改定

令和4年8月1日付けでガイドラインを改定し、観客席を使用する場合、主催者側が大会打ち合わせ前までにイベント(大会等)開催時のチェックリストを作成し、施設側で確認を受けた場合は、収容率の上限を100%まで可能とした。

また、令和5年2月1日付けの改定では、利用者名簿の提出を不要とし、令和5年3月14日付けの改定では、マスク着用の考え方を見直した。

新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行となった令和5年5月8日以降は、ガイドラインを廃止するとともに、感染防止対策取組書を作成し、施設入口へ掲示した。

ウ 施設利用の制限と再開

令和3年1月8日に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、個人用・団体利用とも原則中止とした。(既に予約済みのものを除く)

なお、リバウンド防止措置期間が解除されたことを受けて、令和3年10月25日から感染症の拡大予防対策等を講じた上で、利用を再開した。

エ 酸素投与センターの設置

新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設として、酸素投与センターが令和3年1月21日から同年3月31日まで及び同年5月28日から7月10日まで、陸上競技場内に設置された。酸素投与センターの開設に向けた準備が行われたものの、結果的には、酸素投与センターとして使用することなく設置は解除された。

オ その他

- ・アクリルパーテーション及び非接触型体温計等の感染症対策物品の設置
- ・貼り紙の掲示
- ・施設の消毒
- ・観客席等の間隔をあけた使用

(2) その他の施設

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設において、利用者等が遵守すべき新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインを策定した。
- ・入館時には、手指アルコール消毒及び非接触体温計やAI顔認証温度探知カメラ等で入場時の体温測定を実施し、受付にアクリル板を設置した。
- ・施設利用者に対して、体調管理チェックシート等の提出を求めた。
- ・運動時以外のマスク着用を促し、他の利用者、施設管理者等とソーシャルディスタンス(できるだけ2m以上)を確保するよう周知した。
- ・共有備品等を使用する箇所には、アルコール消毒液を用意し、使用後の消毒

II 感染防止対策

のお願いを行った。

- ・感染防止ポスターを施設内外に掲示し、ソーシャルディスタンス、密の回避、接触、歓声等の注意喚起を行った。
- ・施設職員も出勤時に手指アルコール消毒と検温を実施し、健康チェック表として記録した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行した後は、各施設とも、ガイドラインを廃止するとともに、感染防止対策については任意とした。

4 課題と対応

(1) スポーツセンター

運営方針が変更される都度、利用制限の変更や予約済の利用者への利用の自粛要請、利用時間短縮の協力依頼、ガイドラインの改定等の対応が求められたが、職員及びPFI事業者の協力のもと、臨機応変に対応することができた。

ただし、利用自粛やマスク着用に非協力的な利用者もあり、粘り強く丁寧な説明を要する場合があった。

(2) その他の施設

- ・ガイドラインの策定及び改定については、利用者の要望をどこまで聞き入れるか等に苦慮したが、職員間の意見交換や他施設の情報、スポーツ課との相談等を重ねることで、その時の状況に合わせたガイドラインを利用者に提示することができた。
- ・職員及び利用者のアルコール消毒液やそれに付随する消耗品等を購入したが、相当量を必要とするため、各年度消毒に関する消耗品の購入費が大幅な増加となった。また、光熱費の削減に努めたものの、換気を行いながら空調をつけることによって使用量が増えた上に、さらに原油価格高騰も合わさり、光熱費も大幅な増加となった。

5 将来に向けた教訓

(1) 休館時の法的課題

休館しても、予約済（利用承認が既に行われているもの）のものは、取消ではなく、利用の自粛をお願いする（行政指導）にとどまったため、相手方の理解や協力が得られず、利用されるケースがあった（実効性の確保に問題があり、監査でも話題になった。）。

(2) 県立スポーツセンター

新型コロナウイルスへの対応（施設の消毒作業や感染症対策物品の補充などの想定していない業務）については、PFI事業者の協力は不可欠であり、利用者には、利用の制限等について理解していただかなければならない。普段からPFI事業者等と意見交換を行い、利用者からの要望等に真摯に向き合うことで、信頼関係を築いていく必要がある。

(3) その他の施設

- ・令和2年4月の緊急事態宣言に始まり、まん延防止等重点措置、リバウンド

Ⅱ 感染防止対策

防止期間等、数度にわたり、各施設の利用が休止となった。その間、利用再開に向けて、感染症拡大防止のガイドラインを作成・改定したことは、今後、今回のような想定外の状況が起きた時でも活用できる。

- ・施設利用者における様々な制限等に対して、利用者にも色々と協力いただけた。今後とも、利用者から信頼される関係を構築していくことが必要と感じた。

5 (5) 消防学校における取組

1 取組の概要

消防職員初任教育、消防職員専科・特別教育、消防団員教育等を実施

2 経過

No.	時期	概要
①	令和2年度	初任教育生の入寮 4～9月 ⇒ 7～9月に変更 救急科 第1回(10月～)中止、第2回(1月～)実施 その他の専科・特別教育、消防団員教育 中止
②	令和3年度	消防職員教育 通常どおり実施 消防団員教育 概ね通常どおり実施
③	令和4年度	通常どおり実施
④	令和5年度	通常どおり実施

3 取組詳細

① 令和2年度

(感染防止対策の実施)

- 救急救命士資格を持つ消防職員を含め消防学校職員で協議し、対策を実施
- ・ 座学は、間隔をとるため、体育館で実施。大型ファンにより、強制換気
 - ・ 実科訓練は、周囲との距離を確保、マスク着用、大声禁止
 - ・ 食堂は、テーブル上にパーティションを設置、学生番号を席に割り振り毎回同じ席を利用、前後左右の席は空け30分間隔でローテーション
 - ・ 入浴は、40分間隔でローテーション

(消防職員教育 初任教育)

- ・ R2.4.7 緊急事態宣言(1回目)を受け、初任教育生の入寮を4月⇒7月に延期
- ・ 消防学校で実技訓練の動画DVDを作成、消防本部に配布、4月から6月は、所属する市町村で、実技を中心に訓練
- ・ 消防学校に入寮した期間(7月～9月)は、座学を中心に訓練

(消防職員教育 救急科)

- ・ 訓練委託先である神奈川県医師会より、訓練中の感染防止対策の要望あり
- ・ 講義の事前録画、別室からのWEB学習等の準備のため、第1回(10～12月)の実施を見送り、第2回(1～3月)のみ実施、病院内実習は中止

(その他 専科・特別教育、消防団員教育)

- ・ 訓練日数が少なく、感染者が生じた場合に修了認定できないため中止
- ・ (公財)神奈川県消防協会と連携、消防団員を対象にした研修動画を公開

(R3.3.10 C-CAT助言指導)

横浜東部病院大石博士、県クラスター対策班曲渕技師

- ・体温測定は、朝と晩の2回でよい
- ・感冒症状があればPCR受検の対象とする
- ・37.5℃を基準とせず、平熱より1℃以上高い場合は注意、平熱の把握が重要
- ・体調不良で帰宅・通院する際は、N95マスクを着用し、しゃべらなければ、公共交通機関を利用してもかまわない
- ・感染者発生時、濃厚接触者は隔離するが、その他は通常でよい
- ・同居家族に感染者、濃厚接触者がいた場合、座学はN95マスクを着用させ、同室内隔離、実科訓練は休ませる
- ・トイレ利用に注意事項はない
- ・連続歩調（前後片手間隔）の場合、隊列を組んでの声出しは危険
- ・マスクは、1m以上の距離が確保できれば不用
- ・バスを利用する際は、マスク着用、会話禁止、換気
- ・熱中症警戒とコロナ警戒の両立は、マスクの着脱を場面毎に使い分け
- ・水泳実施の際は、更衣室の最大利用人数の制限、着替え中は会話禁止
- ・食事ローテーションは継続を推奨、会話禁止が重要
- ・入浴ローテーションは継続を推奨、窓は常時開放し、扇風機により強制換気
- ・トレーニングルームは、器具消毒より手指消毒を徹底。器具は、最後の使用者が清拭する程度でよい。有酸素運動器具はマスク着用で使用
- ・外部からの面会者は必要最低限度とし、なるべく控えた方がよい
- ・隔離寮室は、ゾーニングの必要なし、寮室のドアを閉めればよい
- ・N95マスクは有効性が高い

② 令和3年度

(消防職員教育)

- ・概ね通常どおり実施
- ・初任教育生は、夏休み明け（R3.8.18）に、PCR検査を全員実施し、1名陽性
- ・救急科は、病院内実習は中止

(消防団員教育)

- ・初級幹部科、現場指揮課程、分団指揮課程、女性消防団員等活性化研修、企業防火・防災教育は中止
- ・その他の訓練は通常どおり実施

③ 令和4年度

- ・概ね通常どおり実施
- ・救急科は、病院内実習は中止

(R4.7.25 C-CAT助言指導)

- 横浜東部病院大石博士、横浜市大病院加藤医師、県クラスター対策班小野主事
- ・学生は常にマスクを着用し、話さない、集まらない、距離をとる
 - ・入浴は、シャワーの個数までの人数制限を行い、話さない
 - ・訓練は、ノーマスク時は話さない、距離を保つ
 - ・プールは、人数制限、距離を保つ、話さない
 - ・感冒症状が出たら抗原検査を実施、PCRは発症から3日後に行うとより正確
 - ・寮室内では、N95マスクでなくても、サージカルマスクでも効果あり
 - ・負荷の高い訓練のためマスクを外す場合は、屋外で換気が十分な場所を実施
 - ・寮室での生活が一番のリスク、夜間空調が停止する場合は、換気を徹底
 - ・学生の訓練時は、バディやチームを固定し、接触を極力抑えた構成が必要
 - ・ワクチンを接種し、換気、マスクを着用することで、感染抑制は十分

④ 令和5年度

- ・通常どおり実施
- ・救急科は、病院内実習を再開（年内に1回以上ワクチンを接種した者に限る）

4 課題と対応

(課題)

感染防止対策や訓練実施の可否等について、消防本部ごとに意見が違っていたため、全てを聞いていると、方針を定めることができない状態であった。

(対応)

方針決定にあたっては、C-CAT等の有識者の意見を基に、消防長会会長と事前相談を行ったうえで、各消防本部と調整を行うこととした

(課題)

消防学校学生は、月～金まで寮で過ごし土日は帰宅するが、往復の電車や土日の過ごし方により感染する者が出るおそれがあった

(対応)

令和2年度 救急科では、土日も帰宅せず寮で過ごすよう協力要請を行った
協力要請に応じ消防学校学生の半数が帰宅しなかったが、土日の食事は、コンビニ等での買い出しになり、金銭的な自己負担が大きかった

また、協力要請に応じなかった半数の者は帰宅しているため、感染防止対策としては不十分だった

以後の訓練では、月曜日の登校時に健康チェックを徹底することとした

(課題)

感染対策を徹底しているにもかかわらず、学校内での感染が発生した

(対応)

入浴時など、学生がマスクを外す場面での行動を徹底的に洗い出し、対応を行った

(課題)

深夜、換気のために、寮の窓を開ける必要があったが、駐車禁止の道路標識があるにもかかわらず、外周道路に路上駐車しているトラックの排気音が大きく、十分な休息をとることが困難となり、翌日以降の訓練に支障をきたす学生が出てきた

(対応)

道路管理者の厚木市に相談し、駐車禁止ポールが設置された。

また、厚木警察署に相談したところ、夜間定期的に巡回していただくことになり、路上駐車がなくなった

5 将来に向けた教訓

(消防職員教育)

消防学校が行う教育訓練は、救急科＝救急車乗務員、はしご＝はしご車乗務員、救助科＝レスキュー隊員など、該当部署への異動の前提条件となっている。

令和2年度は、初任教育及び救急科のみ実施したが、その他の専科教育・特別教育は実施できなかったため、市町村消防本部において、退職者の補充や人事異動にあたり、影響が大きかったと後日報告があった。

将来、類似の事態が生じた場合にあっては、速やかに当該感染症の有識者からの助言指導を受け、訓練を継続実施できないか前向きに検討していく必要があると考える。

(消防団員教育)

令和2年度に、新たに消防団に入団した方向けに、訓練動画を公開したが、カメラの性能により画面が明瞭でない、マイクの性能により風切り音が入ってしまい音声聞きづらい、著作権の問題のため音楽が利用できず盛り上がり欠ける等の結果となった。

準備が十分でない状況で動画撮影を行っても、視聴には結びつきにくいことから、令和5年度に、カメラ、マイク、編集ソフト、編集用パソコン、大判プリンタ等を整備し、動画環境を整えることができた。今後、有効活用していきたいと考える。

また、感染拡大が深刻化した場合に備え、動画の即時的な配信により訓練が実施できるよう、令和4年度から、Zoom Pro(有償版)の契約を行い、配信環境を確保した。

将来、類似の事態が生じた場合にあっては、有効に活用できるよう、平時から定期的に利用し、ノウハウを蓄積していくことが重要であると考えます。

5 (6) 総合防災センターにおける取組

1 取組の概要

防災情報・体験フロアを運営（受付・案内等の業務は、業者委託）

2 経過

No.	日付	内容
①	R2. 3. 28～R2. 7. 31	臨時休館
②	R2. 4. 30～R2. 6. 28	厚木市PCR検査会場として使用許可
③	R2. 7. 16	専門家による助言指導（健康医療局事業）
④	～R2. 7. 29	感染症対策用品の購入
⑤	R2. 7. 30	委託業務の変更契約（仕様変更）
⑥	R2. 8. 1～R5. 3. 31	完全事前予約制で受入再開
⑦	R5. 4. 1～	通常開館

3 取組詳細

① 臨時休館（R2. 3. 28～R2. 7. 31）

新規予約の受付中止

既に予約を受けている団体に連絡し、希望する場合は受入

受付・案内等の業務委託は、教育局生涯学習課に対応を照会し、博物館等に準じて、電話対応や準備作業を依頼することで、再開時に向けて契約を維持

② 厚木市PCR検査会場として使用許可（R2. 4. 30～R2. 6. 28）

防災情報・体験フロアは、完全に受入中止

委託業者は2階コミュニケーションルームで体験フロアに関する電話対応

短期間で検査会場は使用終了（立地が不便なためか、検査希望者は少なかった）

③ 専門家による助言指導（健康医療局）（R2. 7. 16）

令和2年6月29日付け健康医療局総務室事務連絡を受け、健康医療局へ助言を依頼

令和2年7月16日、横浜市東部病院 感染管理対策室 副室長、北里大学 医学部 准教授、ケアファシリティリサーチラボ 代表（看護師）の3名が来所

（助言の概要）

- 受付カウンターにパーティションを置けばフェイスシールドは不要
- 各コーナーに消毒薬を置き、体験前に手指消毒を行うこと
- 館内の清掃は通常どおりで問題ない
- 換気が重要、換気が悪いコーナーには換気扇があると望ましい
- シアターの座席は、前後左右で、隣り合わなければ問題ない
- 異なる集団が交わることがないように、案内時に注意を払う
- 飲食スペースは、マスクを外す時間を短くするため、水分補給に限る

④ 感染症対策用品の購入（～R2. 7. 29）

（購入した主な物品）

- フェイスシールド（購入したが、声が県民に伝わりづらいため、使用中止）
- 受付用パーティション
- 換気用ファン
- 消毒用高濃度エタノール（希少性から高価格【20 リットル 43,300 円（税込）】）
- 非接触型温度計（廉価なサーモゲートは起動が遅く団体には不適だった）

⑤ 委託業務の変更契約（仕様変更）（R2. 7. 30）

（主な変更内容）

- 同じ時間帯には、1 グループのみ受入
- 1 グループは1～40 名、40 名を超えた場合は別グループに分ける
- 予約時に、マスクを着用していない方は入館できない旨を伝える
- 来館時に、発熱等の症状が無いことを確認する
- 強風体験で使用するゴーグルは、使用のたびに消毒する
- 雨体験は中止（レインコートの着回しが必要になるため）
- 午前、昼、午後の3 回以上、来館者が触れる箇所を消毒する
- 常に換気に留意する
- コインロッカーは使用中止
- 委託業者のスタッフが感染した場合は、即時休館とする

⑥ 完全事前予約制で受入再開（R2. 8. 1～R5. 3. 31）

専門家による助言指導の結果を受けて、完全事前予約制で受入再開
遠足・社会見学等、行事利用は継続的に予約あり。学校を対象に広報を実施

⑦ 通常開館（R5. 4. 1～）

通常開館（10 名以上要事前予約、団体案内1 グループ 50 名）

4 課題と対応

（課題）

委託業者（受付・案内等）との契約継続の可否（委託業者スタッフの雇用問題）

（対応）

当面は、電話応対や準備作業を依頼することで、再開時に向けて雇用を維持
専門家による助言指導を活用し、感染防止対策を徹底して、受入再開

（課題）

感染症に関する情報の不足から、委託業者のスタッフの間で不安感があつた

（対応）

専門家による助言指導内容を共有し、感染防止対策について意見を出し合う場を
設けることで、感染症に関する心理的不安を少なくすることができた

5 将来に向けた教訓

受入・案内等の業務委託を維持したことで、経験豊富な委託業者のスタッフが離職することなく、業務を継続させることができた。

専門家による助言指導に従い、物品購入、仕様変更等の対策を行うことができた
感染症ごとに、必要な対策は異なるため、将来、同様の事態が生じた場合は、速やかに専門家による助言指導を受け、感染防止対策の徹底に取り組む。

5 (7) 県立文化施設の対応

1 取組の概要

文化課所管の県立文化施設（県民ホール本館、KAAT 神奈川芸術劇場、音楽堂、かながわアートホール及び近代文学館）において、指定管理者を通じ、県の基本方針等に応じた対応（休館、新規予約の受付停止、イベントの変更、感染症拡大予防策の実施等）を行った。

2 経過

緊急事態宣言の発令や解除、県の基本方針等の改定に併せ、各施設の利用休止や再開、各種利用制限を随時実施した。

3 取組詳細

各時期における県の基本方針等に応じた対応（休館、新規予約の受付停止、利用人数の制限、イベント等の中止・延期・変更要請、手指消毒剤や体温計の設置等）を行った。

各施設においては、主催者、来場者等が遵守すべき新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドラインを令和2年6月に策定し、以降、適宜改定した。利用者（主催者、来場者等）に対しては、ガイドラインに基づき、感染拡大予防対策を呼びかけた。

そのほか、施設の状況に応じて、主に次の取組を行った。

- ・ 貸館予約者にイベント自粛を要請し、新型コロナウイルス感染症を理由として利用をキャンセルされた場合には、利用料金を還付した。
- ・ 施設内のレストラン等に休業要請し、休業期間の使用料を還付した。
- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（いわゆる「ビル管法」）に定められている、空気環境の二酸化炭素濃度の基準値 1,000ppm 以下を満たすための必要な換気やCO₂センサーの監視を行うとともに、利用者の安心のため、場内アナウンスや情報掲示を行った。
- ・ 県及び各指定管理者が主催する公演等のオンライン配信を行った。KAAT 神奈川芸術劇場とかながわアートホールにおいては、オンライン配信対応のため光回線が利用できるよう配信整備工事を行った。

4 課題と対応

- ・ 緊急事態宣言の発令や解除、県の基本方針等の改定のたびに、指定管理者を改定内容の決定時まで待機させ、施設利用方法の変更、ホームページの変更等を通知（指示）した。指定管理者の努力もあり、臨機応変に対応することができたが、対応時間に余裕がなく、県、指定管理者双方の事務的負担が大きかった。
- ・ 各施設のガイドラインについて、施設の事情により異なる部分と、施設の事情によらずに異なる部分があり、指定管理者に対してなるべく統一するよう指導したが、統一されていない記載も見られた。
- ・ 公演等のオンライン配信については、新たな鑑賞方法を提供できたという面がある一方で、リアルで鑑賞する場合と同等の満足感が視聴者に与えられるかという課題があった。

5 将来に向けた教訓

施設の利用制限やマスク着用等の感染拡大予防対策に対して苦情が寄せられることもあったが、丁寧に対応したこともあり、大きな問題とはならなかった。

利用制限は国や県の方針等により決定されるものであるが、方針等が科学的にどの程度有効かわからない面があり、そうしたことが、苦情が寄せられる一因でもあったと考えられる。

次に同様の事態が起こった際には、どのような科学的な根拠に基づいて方針等が定められ、それに応じた対策を行うのかを説明できるようにしておくことが、文化施設のみならず、県全体としての対応として必要である。

5 (8) 公園での対策

1 取組の概要

県立都市公園は、コロナ禍で外出等が大幅に制限された際においても、地域の方々の身近なオープンスペースとして、また、県民の心と体の健康を維持する場として必要であることから閉鎖をせず、感染防止対策等を講じながら、サービスの提供を継続し、多くの利用があった。

一方、感染拡大時には、県の基本方針等に基づき、人流抑制等の観点から、駐車場や運動施設など公園施設の利用制限を実施するなど、様々な措置を講じた。

また、感染拡大の防止を図るため、公園利用者へ「密回避」「手洗い・消毒」「咳エチケット」など基本的な感染防止対策の徹底を看板や園内放送などで呼びかけた。

2 経過

R2. 2. 26	県が基本方針を策定 不特定多数の方が集まるイベント等は原則中止又は延期となったことを受け、全公園でイベントを順次中止
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 3. 2	恩賜箱根公園の湖畔展望館など 15 公園の屋内施設の利用を順次休止
R2. 3. 11	県が基本方針を改定 花見対応として、密集、近距離での会話や飲食を伴う宴会等の自粛を促す看板の設置、放送等での呼びかけの実施
R2. 3. 26	県が基本方針を改定 県民へ週末の不要不急の外出自粛を要請
R2. 3. 27	保土ヶ谷公園の野球場など 7 公園の屋外有料公園施設を順次休止
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u> 外出自粛要請を受け、大型遊具など人が密集する施設を順次休止
R2. 4. 9	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長から県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、葉山公園など 21 公園の駐車場を順次閉鎖
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 1	公園施設の利用制限や駐車場の閉鎖を順次解除 有料運動施設の利用予約を再開
R2. 6. 10	3 公園の屋外プールは、不特定多数の利用者による密集密接が回避できないことから開設を断念
R2. 7. 1	有料運動施設の利用や公園でのイベントを順次再開
-----	-----

II 感染防止対策

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u> 県民へ外出自粛を要請したことを受け、保土ヶ谷公園の野球場など7公園の有料運動施設を休止したほか、全公園でイベントを中止
R3. 3. 5	花見対応として、近距離での会話や飲食を伴う宴会等の自粛を促す看板の設置、放送等での呼びかけの実施のほか、園路対策も実施
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u> 公園施設の利用制限等は継続
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 29	葉山町及び愛川町は、人流が集中することを懸念 地元首長より県有施設(駐車場)の閉鎖要請があり、ゴールデンウィーク期間中、葉山公園とあいかわ公園の駐車場を閉鎖
R3. 6. 22	3公園の屋外プールは、感染防止対策を徹底し、開設する方向で準備を進めてきたが、人流抑制の観点から開設を断念
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 8. 7	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長より県有施設(駐車場)の閉鎖要請があり、葉山公園など6公園の駐車場を順次閉鎖
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1	<u>リバウンド防止措置期間 (10. 24 まで)</u> 公園の駐車場閉鎖を解除
R3. 10. 25	有料運動施設の利用を順次再開
R3. 11. 1	公園のイベントを順次再開
-----	-----
R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置 (3. 21 まで)</u>
R4. 3. 17	県が基本方針等を改定 県立都市公園内の花見では「静かに・少人数で・短時間の・マスク飲食」等をお願い
R4. 7. 9	3公園の屋外プールは、健康医療局のアドバイスのもと、指定管理者と県で「プールにおける感染防止対策の考え方」をとりまとめ、更衣室の換気など感染防止対策を徹底したうえで3年ぶりに開設

3 取組詳細

(1) 公園に求められる役割

- ・ 県の実施方針では、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出自粛を県民に求めた。こうした中、公園は、県民にとって、「生活や健康の維持に欠かせない場」となったことから、公園を利用される方に、基本的な感染防止対策を求めたうえで公園を開放した一方で、密になりやすい

Ⅱ 感染防止対策

大型遊具や、屋内施設・有料運動施設の利用を休止するなど利用制限を実施した。

(2) 公園利用者への対応

ア 公園利用者への呼びかけ

- ・ 公園利用者に対しては、「人と人との距離を空ける」「密集を避ける」「手洗いや手指の消毒」「咳エチケット」等の基本的な感染防止対策の徹底について、園内各所へ設置した看板や掲示物、園内放送などで呼びかけ等を行った。

イ 公園施設における対応

- ・ 公園利用者が利用する公園施設においては、手指消毒薬や離隔表示の設置、窓口の飛沫対策、換気の徹底、不特定多数が接触する場所の清拭消毒など、きめ細かい対応を実施した。

(3) 公園施設の利用休止等の利用制限

ア イベント等の自粛

- ・ 県立都市公園でのイベント等の催し物は、令和2年2月26日に策定した県の基本方針に基づき、2月末から緊急事態宣言が解除された5月末までの間、中止や延期とした。
- ・ 令和3年は、1月8日に緊急事態宣言が適用され、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を経て、リバウンド防止措置が終了する10月24日までの間、イベント等は中止や延期とした。以降、令和4年の上半期頃までは、主催者の判断で、準備に日時を要する大規模なイベント等の多くが中止となった。

イ 飲食を伴う宴会等の自粛

- ・ 三ツ池公園などは、桜の名所であり、例年、多くの花見客で賑わうが、令和2年3月の県の基本方針等の改定を受け、令和2年は、密を回避するため、飲食を伴う宴会等の自粛を利用者に呼びかけたほか、指定管理者による園内巡視や、200枚以上の看板等の設置、園内放送での周知を行った。
- ・ 令和3年は、前年同様の対応を行ったほか、花見などで密な状態を回避し、安全に安心して利用いただけるよう、園路の一方通行などの対策を講じた。
- ・ 令和4年は、3月下旬でまん延防止等重点措置が解除されたため、利用者に宴会等の自粛要請はせず、「静かに・少人数で・短時間の・マスク飲食」を呼びかける看板の設置や、指定管理者による園内巡視などを行った。
- ・ 各年とも、大きなトラブルもなく、マナー遵守のもとで、花見が行われた。

ウ 屋内施設・有料運動施設等の休止

- 令和2年3月1日付けの国通知で「屋内の換気が悪い空間は感染リスクが高い」との見解が示されたことから、恩賜箱根公園の湖畔展望館など15公園の屋内施設の利用を3月2日から順次休止した。

【利用制限期間】令和2年3月2日～5月31日

恩賜箱根公園	：湖畔展望館	観音崎公園	：森のロッジ等
大磯城山公園	：茶室等	秦野戸川公園	：茶室等
境川遊水地公園	：今田管理センター	茅ヶ崎里山公園	：里の家等
湘南海岸公園	：体験学習館	辻堂海浜公園	：交通展示館等
あいかわ公園	：工芸工房村等	七沢森林公園	：森のアトリエ等
座間谷戸山公園	：里山体験館等	相模原公園	：グリーンハウス等
津久井湖城山公園	：展示室等	保土ヶ谷公園	：体育館等
四季の森公園	：ビジターセンター等		

- 令和2年3月26日に県が基本方針を改定し、「週末の不要不急の外出自粛」を求めたため、保土ヶ谷公園の硬式野球場など7公園の有料運動施設の利用を順次休止した。5月末に緊急事態宣言が解除されたことから、6月1日から予約の受付を再開し、7月から利用を順次再開した。

【利用制限期間】令和2年4月4日～5月31日

秦野戸川公園	：少年野球場、多目的グラウンド
辻堂海浜公園	：多目的グラウンド
湘南汐見台公園	：少年野球場、多目的グラウンド
境川遊水地公園	：少年野球場、多目的グラウンド、テニスコート
相模三川公園	：軟式野球場、少年野球場、多目的グラウンド、パークゴルフ場
三ツ池公園	：軟式野球場、多目的広場、テニスコート
保土ヶ谷公園	：硬式野球場、軟式野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等

- 令和3年は、緊急事態宣言が適用された1月8日から、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を経て、リバウンド防止措置の期間が終了する10月24日までの間、予約の受付を中止するなどの利用制限を行った。
- パークセンターや体育館などの屋内施設は、利用再開にあたり、窓口での飛沫感染防止のための遮蔽シートやアクリル板の設置、アルコール消毒液の設置のほか、休憩ベンチの間引きを行うとともに、換気や、手すり、ドアノブ、ベンチ等の消毒などの感染防止対策を徹底した。
- また、屋内施設の利用者に対しては、体調管理チェックシートや施設利用時の検温の実施、感染状況確認アプリへの登録案内等を行ったほか、施設利用後のアルコール消毒の協力をお願いした。

II 感染防止対策

エ 駐車場の閉鎖

- ・ 三浦半島や湘南の海岸沿いなどで、都心の密を避けた人や車が集中し、交通渋滞が発生するなど、地域住民から不安の声が、県や地元市町に多く寄せられた。これを受け、地元の首長は、令和2年4月に自らが管理する公営駐車場を閉鎖するとともに、県に対し、県有施設（駐車場）の閉鎖を要請した。
- ・ 県は、これを受け、エリアマネジメントの観点から、4月中旬から5月31日までの間、県立都市公園で駐車場のある24公園のうち、横浜市内の県立都市公園を除く21公園で駐車場の閉鎖等を行った。

【利用制限期間】 令和2年

4月16日～5月31日：葉山公園、湘南海岸公園、辻堂海浜公園、あいかわ公園

4月17日～5月31日：観音崎公園、城ヶ島公園

（観音崎公園のみ市要請で段階的に開放し全面開放は6月20日）

4月25日～5月31日：七沢森林公園、相模湖公園、相模原公園、津久井湖城山公園、山北つぶらの公園、東高根森林公園

4月29日～5月31日：秦野戸川公園、境川遊水地公園、座間谷戸山公園、恩賜箱根公園

5月2日～5月31日：大磯城山公園、いせはら塔の山緑地公園、茅ヶ崎里山公園、相模三川公園、おだわら諏訪の原公園

- ・ 令和3年も、ゴールデンウィークや夏休み期間中に、人や車の集中を不安視する地元の首長から、県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、葉山公園やあいかわ公園など7公園の駐車場を閉鎖した。

【利用制限期間】 令和3年

4月29日～5月11日：葉山公園

4月29日～5月31日：あいかわ公園

8月7日～9月30日：相模原公園、葉山公園

8月12日～9月30日：湘南海岸公園

8月14日～9月30日：辻堂海浜公園

8月25日～9月30日：観音崎公園

8月28日～9月30日：城ヶ島公園

- ・ なお、公園の駐車場は、完全に閉鎖せず、車いすやベビーカーを利用している方など、車を使用せざるを得ない方に配慮した運用を行った。

オ 屋外プールの利用中止と開設

- ・ 辻堂海浜公園、保土ヶ谷公園、三ツ池公園の3公園では、夏季限定で屋外プールが開設するが、令和2年は、5月の時点で、緊急事態宣言が発出されるなど、不特定多数の利用者の密集密接を回避することが難しいことから、プールの開設を断念した。

Ⅱ 感染防止対策

- 令和3年は、プール開設に向けて、他自治体等から情報を収集し、感染防止対策を徹底したうえで、開設する方向で準備を進めていたが、感染者数の下げ止まりや変異株による感染拡大を受け、人流抑制が必要となったことから、プールの開設を断念した。
- 令和4年は、感染力の高いオミクロン株が流行していたが、健康医療局に確認し、感染リスクが低い屋外プールを開設することとした。なお、開設にあたっては、同局からのアドバイスをもとに、指定管理者とともに「プールにおける感染防止対策の考え方」をとりまとめ、更衣室の換気など感染防止対策を徹底したうえで、利用制限を行わずにプールの管理運営を行った。

【屋外プールの主な感染防止対策（令和4年版）】

- ①基本的な感染防止対策 検温、手指消毒、LINEコロナお知らせシステム
- ②利用者へ注意喚起※ 監視員による指導、放送や掲示等によるお願い
※マスクは「熱中症予防の観点から必要に応じて外すことを可能」とした。
- ③更衣室の対策 換気の徹底、消毒、室内での密の回避、二酸化炭素濃度測定器の設置、水着着用での来園のお願い
- ④プールの混雑状況の発信 ホームページの情報発信
- ⑤従業員のヘルスチェック 検温、体調確認

4 課題と対応

（1）関係局との連携

公園施設の利用制限は、県土整備局内の所管施設だけでなく、局外の所管施設等と歩調を合わせた対応が必要であったため、関係局との連携を図った。

（2）情報発信の必要性

感染拡大防止の観点から、施設の一部利用中止やイベントを中止したが、利用に係る問合せが数多く寄せられたため、情報発信に努めた。

（3）指定管理施設の取扱い

駐車場などの公園施設は、指定管理者が運営し、料金収入を公園の管理運営費の一部に充てているため、県の要請により公園施設を閉鎖することで、公園の適切な管理運営に支障をきたさないように、その減収分を県が負担した。

5 将来に向けた教訓

県立都市公園は、県民の心と体の健康を維持する場として、閉鎖せずに、サービスの提供を継続していく必要があるインフラであることを確認できた。今後は、有事の際を想定し、速やかな情報共有や意思決定が行える体制づくりが必要である。また、公園施設の利用休止等に係る情報は、県や指定管理者のホームページ等で、細やかに発信する必要がある。

5 (9) 道路での対策

1 取組の概要

人流を抑制し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、地元市町からの要請に応じて、駐車場を閉鎖した。

また、道路情報板や横断歩道橋に設置した横断幕を使って、外出自粛を呼びかけるメッセージを発信した。

2 経過

R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u>
R2. 4. 9	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長から県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、由比ガ浜地下駐車場など7駐車場を、調整が整った箇所から順次閉鎖
R2. 4. 20	国から、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけの協力依頼
R2. 4. 21	県内 89 箇所の道路情報板で外出自粛等の呼びかけを実施
R2. 4. 24、 4. 28	県内 17 箇所の横断歩道橋に外出自粛を呼びかける横断幕を設置
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 1	駐車場の閉鎖を、調整が整った箇所から順次解除 横断幕撤去
R2. 8. 31	道路情報板による呼びかけを終了

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u> 県民へ外出自粛を要請したことを受け、県内 89 箇所の道路情報板で 外出自粛等の呼びかけを実施
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 28	県内 17 箇所の横断歩道橋に外出自粛を呼びかける横断幕を設置
R3. 4. 29	複数の地元市町から、市営・町営駐車場の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限（4. 29～5. 11）するよう要請があったことに応じて、由比ガ浜地下駐車場を閉鎖
R3. 5. 12	由比ガ浜地下駐車場の閉鎖を解除 横断幕撤去
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 8. 7	複数の地元市町から、市営・町営駐車場等の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限するよう要請があったことに応じて、由比ガ浜地下駐車場など4駐車場を調整が整った箇所から順次閉鎖
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1	駐車場の閉鎖を解除
R3. 11. 1	道路情報板による呼びかけを終了

R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置 (3. 21 まで)</u> 県内 89 箇所の道路情報板で外出自粛等の呼びかけを実施
R4. 3. 22	道路情報板による呼びかけを終了

3 取組詳細

(1) 県営駐車場の閉鎖

- 三浦半島や湘南の海岸沿いなどで、都心の密を避けた人や車が集中し、交通渋滞が発生するなど、地域住民から不安の声が、県や地元市町に多く寄せられた。これを受け、地元の首長は、令和2年4月に自らが管理する公営駐車場を閉鎖するとともに、県に対し、県有施設（駐車場）の閉鎖を要請した。

- 県は、これを受け、エリアマネジメントの観点から、4月中旬から6月中旬にかけて7駐車場を閉鎖した。

【令和2年度閉鎖期間】

- 4月15日～6月19日：立石駐車場（国道134号 横須賀市）
- 4月16日～5月31日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 4月16日～5月31日：片瀬海岸地下駐車場（国道134号 藤沢市）
- 4月22日～5月31日：三崎駐車場（県道26号 三浦市）
- 4月24日～5月31日：早川駐車場（国道135号 小田原市）
- 4月25日～5月31日：宮ヶ瀬第3駐車場（県道64号 相模原市）
- 4月25日～5月31日：大柵沢広場駐車場（県道64号 清川村）

- 令和3年度もゴールデンウィークや夏休み期間中に、人や車の集中を不安視する複数の地元市町から、市営・町営駐車場等の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限するよう要請があったことに応じて、県が管理する4駐車場を閉鎖した。

【令和3年度閉鎖期間】

- 4月29日～5月11日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 8月7日～9月30日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 8月7日～9月30日：立石駐車場（国道134号 横須賀市）
- 8月12日～9月30日：片瀬海岸地下駐車場（国道134号 藤沢市）
- 8月12日～9月30日：早川駐車場（国道135号 小田原市）

(2) 道路情報板による外出自粛等の呼びかけ

- 令和2年4月20日に、国土交通省関東地方整備局から、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、依頼があった。

- 県は、国からの依頼が、外出抑制に繋がり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に資するものと考え、道路情報板による外出自粛等の呼びかけを行った。



令和2年の道路情報板の表示
(ゴールデンウィークほか)



令和3年の道路情報板の表示
(ゴールデンウィーク)

II 感染防止対策

(3) 横断幕による外出自粛の呼びかけ

- ゴールデンウィークにおける県への人流を抑制するため、令和2年度は、「～今は、神奈川に来ないで～ 海岸沿いの国道・県道の観光利用はお控えください。」というメッセージを、また、令和3年度は、「～今は、神奈川に遊びに来ないで～ GWは、今年もがまんのウィーク」というメッセージを横断幕にして、県境や海岸沿いの国道・県道近くにある横断歩道橋に掲げ、発信した。



令和2年度に設置した横断幕



令和3年度に設置した横断幕

4 課題と対応

(1) 指定管理施設の取扱い

- 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場は指定管理者が運営していることから、閉鎖にあたっては、指定管理者から同意を得る必要がある。由比ガ浜地下駐車場は、鎌倉市、鉄道事業者、バス事業者と連携して、パークアンドライドを実施しているため、関係者の協力を得ることにより早急の対応ができた。
- 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場は、駐車料金が指定管理者の収入となる利用料金制を導入しているため、県の要請により駐車場を閉鎖する場合、閉鎖に伴う減収分を県が費用負担する必要があり、対応した。

(2) 横断幕による外出自粛の呼びかけ

- 横断幕については、国・政令市管理施設への占用手続きに一定の日数を要したが、関係機関と連携し、できるだけ速やかに対応することができた。

5 将来に向けた教訓

駐車場の閉鎖については、迅速な対応が図れるよう、予め協力体制を構築しておくことや、指定管理施設における減収に対する考え方をまとめておくことなどが重要である。

5 (10) 河川・海岸での対策

1 取組の概要

(1) 河川

- 河川は河川法により自由使用が原則ではあるが、感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会やバーベキュー等の利用を控えるよう、自粛看板を設置した。
- 河川敷に人が集まることで、感染拡大が懸念されたため、各土木事務所が判断する箇所でバーベキュー自粛看板を掲示した。
- バーベキュー利用の多い相模川・中津川の河川敷において、地元市町から車両乗入防止の要望を受けたことを条件に、河川敷の土地を管理する主体として、車両乗入防止措置を行った。

(2) 海岸

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された中で、地元以外の人々が海岸にレジャーを楽しむために押し寄せ、感染が拡大する恐れがある期間には、海岸への立ち入りを控えていただく旨を記載した看板を設置した。
- ホームページ等の県の広報媒体の活用や、看板の設置により、感染防止対策の周知に努めた。

2 経過

(1) 河川	
R2. 2. 26	県が基本方針を策定 国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す 宴会等の利用を控えるよう、掲示を設置【宴会自粛看板】 <u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u> 緊急事態宣言が解除
R2. 3. 1	
R2. 3	
R2. 4. 7	
R2. 5. 25	

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u> 緊急事態宣言が解除 河川敷でのバーベキューを控えるよう、掲示を設置【バーベキュー自粛看板】(座間市は、R3. 8~9) (40 箇所) 車両乗入防止措置の実施 (厚木市、愛川町) <u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u> <u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u> 緊急事態宣言が解除
R3. 3. 21	
R3. 4~10	
R3. 4~10	
R3. 4. 20	
R3. 8. 2	
R3. 9. 30	

(2) 海岸	
R2. 2. 26	県が基本方針を策定
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u>
R2. 4～5. 29	感染拡大防止看板の設置
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 5. 29 ～R3. 4. 29	感染拡大防止看板の設置

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u>
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 29～9. 30	海岸への立入自粛看板の設置 (海水浴場除く)
R3. 7. 1～8. 15	感染拡大防止看板の設置 (海水浴場のみ)
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1～	感染拡大防止看板の設置

R5. 3. 13～	感染拡大防止看板の撤去

3 取組詳細

(1) 河川

ア 宴会自粛看板の設置

- 県立公園における花見対応と歩調を合わせ、飲食を伴う宴会等の利用を控えるよう、自粛看板を設置した。
- 掲示箇所の選定、掲示終了時期は、各土木事務所に一任した。

イ バーベキュー自粛看板の設置

- まん延防止等重点措置以上の宣言等がされている場合、河川敷に人が集まることで、感染拡大が懸念されたため、各土木事務所が判断する箇所で自粛看板を掲示した。
- バーベキュー自粛看板については、海岸・県立公園等における対応とは関連なく、河川独自の対応となった。

ウ 車両乗入防止措置の実施

- バーベキュー利用が多い相模川・中津川の河川敷では、バーベキュー客の利用による感染拡大を懸念して、地元市町が閉鎖を県に求めた。
- このため、河川法では自由使用が原則であるが、緊急事態宣言（又は、まん延防止措置）が発令されるような感染拡大が懸念される状況で、地元市町から車両乗入防止の要望を受けたことを条件に、河川敷の土地を管理する主体として、車両乗入防止措置を行った。

(2) 海岸

ア 海岸への立入自粛について

- 緊急事態宣言が出された令和2年のゴールデンウィーク、まん延防止等重点措置が出された令和3年のゴールデンウィークから夏にかけては、地元以外の人々が海岸にレジャーを楽しむために押し寄せ、感染が拡大する恐れがあることから、海岸への立ち入りを控えていただく旨を記載した看板（海岸への立入自粛看板）を設置した。

- ・令和2年4月下旬～5月29日

- 「海岸への立ち入りはお控えください」

- ・令和3年4月29日～9月30日（海水浴場を除く）

- 「近隣の方を除き海岸への立ち入りはお控えください」

- 設置枚数：約400枚

イ 感染防止対策の周知

- ホームページ等の県の広報媒体を活用して、市町と連携して、感染防止対策の周知に努めた。
- 海岸に、「距離空ける」、「密集を避ける」、「マスク着用」といった感染拡大防止を呼びかける看板（感染拡大防止看板）を設置した。
なお、海水浴場が非開設となった海岸では、感染拡大防止を呼びかける看板の代わりに、遊泳自粛を呼びかける看板を設置した。

4 課題と対応

(1) 河川（車両乗入防止措置の実施）

- 地元住民は、従来からバーベキュー客のマナーの悪さ（廃棄物の放置や火の不始末等）を不快に感じており、感染拡大防止を名目とする進入防止措置を求める傾向があったことから、何らかの宣言発出を条件とすることとした。
- 一方で、鮎釣り解禁以降の措置継続は、遊漁券の販売収入に影響を受ける漁業協同組合にとって、望ましくないが、令和3年は、鮎釣り解禁以降も、乗入防止措置が続いたため、関係する漁業協同組合に事前説明を行った。

(2) 海岸

- 海岸への立入自粛看板や感染防止看板の設置は、対象とする海岸延長が長いため設置枚数が多く、緊急事態宣言の発出等により対応が変化する度に看板の張り替えが必要となったが、各土木事務所が、直営作業や事業者への発注によって的確に作業を進め、スピード感をもって対応することができた。

5 将来に向けた教訓

- 車両乗入防止措置など、河川法における自由使用の原則との整合性を考えていかなければならないことがある。また、コロナ感染拡大防止のための措置が、漁業協働組合などの営業に影響を与えることもあるので、慎重な検討が必要である。
- 海岸への立入自粛看板の設置に関して、地元住民から、海岸に隣接した駐車場を閉鎖すべきであるとの意見をいただいたが、海岸管理者が管理する駐車場ではなく、公園等の駐車場であったことから、人流抑制をエリア的に考えている地元市町と連携していく必要がある。

5 (11)東京2020オリンピック・パラリンピック

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で開催が1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な大会運営に向け、本県の提案により、組織委員会、県、横浜市などの関係市のほか県病院協会や県医師会などの関係機関を構成員とする「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」を設置し、3回の協議会を開催して感染対策の徹底に向けた協議を行った。

協議の結果、県内に滞在する大会関係者から陽性者が発生した場合、言語や食事のハラル対応など配慮が必要な場合もあるため、搬送先を分散せず集約することが望ましいことから、重症の場合は、「高度急性期・急性期病院」、中等症の場合は、「神奈川県立臨時の医療施設(湘南ヘルスイノベーションパーク内)」、無症状・軽症の場合は、「湘南国際村センター」、また、スクリーニング検査で陽性と判定された際の再検査については、湘南鎌倉総合病院において対応する「東京2020大会における神奈川モデル」として整理し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した。

県が受け入れた海外選手団の事前キャンプにおいては、国が作成した「受入れマニュアル作成の手引き」をもとに感染症対策をまとめた「受入れマニュアル」に基づき、三密の回避、こまめな消毒、手洗い、マスク着用等の基本的対策や、関係者へのPCR検査の実施などの対策を徹底した。

また、施設内などでは選手団と一般利用者等との動線分離など行ったほか、選手たちの体調変化を察知するための日々のスクリーニング検査や運営スタッフらによる声掛けなども積極的に行い感染防止に努めた。

東京2020大会公式文化プログラムである「東京2020NIPPON フェスティバル」では、当初、有観客で文化プログラムを開催予定だったが、オンライン配信に変更して実施した。

2 経過	
R3. 5. 27	知事が組織委員会橋本聖子会長に対し、安全・安心な大会の開催に向け、組織委員会及び県内の会場所在自治体等による協議会の設置などについて提言書を手交
R3. 6. 4	第1回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 6. 11	第2回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 6. 22	第3回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 7. 2	県立相模湖漕艇場においてカナダ選手団(ボート)の事前キャンプ受入れ 県立宮ヶ瀬カヌー場においてブラジル選手団(カヌー)の事前キャンプ受入れ
R3. 7. 8	県立スポーツセンターにおいてエジプト選手団(フェンシング)の事前キャンプ受入れ

II 感染防止対策

R3. 7. 13	県立スポーツセンターにおいてエルサルバドル選手団（ボクシング、陸上）の事前キャンプ受入れ
R3. 7. 23	東京 2020 オリンピック開幕
R3. 8. 8	東京 2020 オリンピック閉幕
R3. 8. 13	県立スポーツセンターにおいてポルトガルパラリンピック選手団（ボッチャ、陸上、バドミントン、水泳、自転車、柔道）の事前キャンプ受入れ
R3. 8. 24	東京 2020 パラリンピック開幕
R3. 9. 5	東京 2020 パラリンピック閉幕

3 取組詳細

<神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京 2020 大会協議会>

東京 2020 大会において、県内では、セーリング、サッカー、野球・ソフトボール、自転車競技ロードレースの4競技の開催が決定していた。大会時の選手村は都内に設置されることになるが、セーリング競技については県内（大磯プリンスホテル内）に分村が置かれることとなり、大会前には事前練習のために本県を訪れる国々も多くあることが予想された。また、県をはじめ10市3町5団体が、14か国から事前キャンプを行う選手団を受け入れることとなっていた。

こうした選手団に加え、メディアをはじめ海外から多くの大会関係者が県内を訪れることが想定されたが、海外から入国し、県内に宿泊している大会関係者の中から陽性者が発生したときは、自宅療養ができないことから、どのように対応すべきかが大きな課題であった。

折しも、県では、2020年末から2021年の初めにかけて、第3波により新規感染者数が一気に増加し、入院や宿泊療養施設への入所待機者が発生していた状況の中、あらかじめ用意した宿泊療養施設や医療施設で大会時の対応が可能かどうかを検討するには、大会関係者が、いつ、どこに、何人程度滞在するかなどの情報が必要であるが、組織委員会からは、はっきりとした情報がなかなか示されなかった。

さらに、感染拡大防止にはバブル方式での管理を徹底する必要がある中、選手等については行動範囲が選手村と競技会場にほぼ限られているため、バブル方式が機能することが期待できたが、入国の際14日間の隔離措置を経ない海外メディア等の大会関係者については、具体的に誰がどう行動管理の実効性を担保するのか、宿泊先ではどのように行動管理され、市中に出歩くことはないのかなどの情報が示されていなかった。

また、オリンピック・パラリンピックという大規模な大会が、保健所や医療機関にどのような影響を与えるのか、大会関係者はどこで検査を受け、陽性が判明したらどのように連絡が来るのかなどが分からず、医療提供体制を調整する県として具体的な対応の検討ができずにいた。

組織委員会は、大会関係者に陽性者が発生した場合の受入先として「大会指定病院」を定めるとしていたが、県では医療崩壊を防ぐ「神奈川モデル」を構築し、医療提供体制の安定化を図っていたため、受入方法や検査や治療までのフローの整理も急務であった。

こうした課題について、大会直前の限られた日程の中で、地域の実情を踏まえた安

Ⅱ 感染防止対策

全・安心な大会の開催に向けた協議を深めていくためには、組織委員会、会場所在自治体である横浜市、相模原市、藤沢市及び県等による協議会を早急に設置する必要があったことから、これらを提言としてまとめ、2021年5月27日に黒岩知事から組織委員会の橋本会長に提言書を手交し、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」（以下、協議会）が発足した。

協議会は、2021年6月4日に第1回、6月11日に第2回、6月22日に第3回を開催した。

協議会には、組織委員会、県、横浜市などの関係市のほかに県病院協会や県医師会などの関係機関も構成員となり、一堂に会し安全・安心な大会を開催するため協議を行った。

第1回の協議会では、新型コロナウイルス感染症対策関連の県内の医療状況の共有を図ったうえで、感染率のシミュレーションや感染症対策に係る課題について論点整理のための議論が行われた。

論点の1点目は、海外から来日する選手団をはじめとする様々な大会関係者への対応についてであり、バブル方式の徹底と、来日する人数の削減の実現、さらに大会関係者の行動管理の責任をCLOが負うこととされているものの、宿泊施設等の現場における監督体制が明らかになっておらず、どのように実効性を担保していくかが確認できないことなどが課題として示された。特に、バブル方式については、入国日が異なる大会関係者が競技会場等で混交するにもかかわらず、待機期間（入国後14日間）を過ぎると定期的なスクリーニング検査を行わなくなるなど、一定程度、行動制限が緩和されることについて、強い懸念があるとして、県から問題提起を行った。

2点目は、国内在住の方々の行動管理について、ライブサイトや聖火リレー、そして大会の開催により国内では人流の増加が起きると予想されるが、これをどのように管理できるのかということ課題として提示した。

3点目は、県内医療体制が逼迫した場合に海外から人を受け入れる基準をあらかじめ設ける必要があるか否かについて議論された。

第1回の協議会では、前述の3点を中心に厳しい意見のやり取りもあったが、活発な議論が交わされ、課題についての共通認識を確認することとなった。

協議会自体は非公開で行ったが、会議後には黒岩知事が記者団の取材に応じるとともに、会議の概要を当日中に県のホームページで公開するなど、選手や大会関係者だけでなく、県民にとっても安全安心な大会とするための情報提供を行った。なお、会議終了後の取材と協議会当日中の概要公開は、3回の協議会すべてで行った。

6月11日の第2回協議会では、第1回で出された論点を中心に、より深く踏み込んだ議論が行われた。とりわけ、バブル方式については、前回に引き続き組織委員会に対して具体的な実施方法の確認を行うとともに、プレイブックに違反すると競技参加権の剥奪等のペナルティがある選手に比べ、活動の自由度が高い大会関係者、特にメディアに対して厳格な行動管理が行えるのか、という新たな懸念についても組織委員会に伝えた。

大会が近づく中で生じる諸課題は多岐に及んだため、第2回の協議会は予定時間を大幅に超過した。また、第2回の協議会が行われた6月11日には、本県の公道での聖火リレー及びライブサイトの中止を発表したが、協議会ではこのことにも議論が及び、中止に当たり、県民に向けて、「自宅でオリンピック・パラリンピックを応援しよう」というメッセージをしっかりと出す必要があるといった意見も交わされた。

第1回で大会関係者の行動管理や「神奈川モデル」での受入れ等について論点を整

II 感染防止対策

理し、第2回で議論を深めた結果、6月22日に行われた第3回では、選手等の来県が目前に迫る中であって、大会関係者の受入れについて、明確なビジョンの共有を行うことが必要であった。

大会関係者の行動管理については、これまでの協議会での議論等を踏まえ、組織委員会から、海外から入国する大会関係者は待機期間（入国後14日間）経過後も出国まで継続して定期的なスクリーニング検査を実施することが示された。また、メディア等の活動の自由度が高い大会関係者については、人数の縮減を図ることが示された。このほか、メディア等の宿泊施設については、できる限りの集約化を図るだけでなく、それまでの協議会での議論を踏まえ、組織委員会の定める感染症対策や行動管理の基準を満たさない自己手配ホテルは認められず、組織委員会指定の宿泊先へと変更することとされた。

さらに、CLOの管理に加え、外部委託警備員等の第三者性を持った形の監督者を宿泊施設に配置することにより、受入責任者である組織委員会が実効性を担保し、入国から出国までの間、バブル方式での厳格な行動管理を行う方針が示された。

なお、県では、関係市等の協力を得て、宿泊先や活動を制限されたメディア向けに、市中に出ることなくオンラインで街中の声を取材できるよう、取材可能な団体等を紹介するチラシを作成し、メディアが宿泊するホテルに配付した。

また、大会関係者の来日による影響について、組織委員会から県内に滞在する大会関係者の見込み数が示されたことを受け、安全・安心な大会を実現するためのバックデータとして、空港、海港検疫時の陽性率（0.42%※2021年6月時点）と、選手を含めた大会関係者のワクチン想定接種率（80%）、さらにワクチン接種後の想定罹患率（10%）を基に「陽性者発生数シミュレーション」を行った。

その結果、海外から来日する関係者のうち、県内における陽性者発生数は最大で1日当たり6人程度、その多くが無症状・軽症者で、入院が必要となる中等症・重症者はいずれも1人以下となり、本県の医療提供体制に与える影響、負荷は限定的であることが確認でき、仮に、陽性者が毎日6人程度発生したとしても、療養期間は発症日から概ね10日間となることや、8月に入ると事前キャンプや競技が終了し県内宿泊者数が減少することなどにより、無症状・軽症者が療養を行う宿泊療養施設への1日当たりの最大入所者数は60人以下であることが推計できた。

県では、選手等を含む海外からの大会関係者の宿泊療養先については、言語対応等の必要性から、「湘南国際村センター」に限定することを計画していたが、シミュレーションの結果、入所者数が最大ときでも施設のキャパシティを超えないことが判明した。こうしたことから、当初、組織委員会が求めていた一部医療機関のみでの受入れではなく、「神奈川モデル」での対応が可能であることが確認された。

また、東京2020大会への対応に当たっては、県内に滞在する大会関係者から陽性者が発生した場合、言語や食事のハラル対応など配慮が必要な場合もあるため、搬送先を分散せず集約することが望ましく考えた。そこで、重症の場合は、「高度急性期・急性期病院」、中等症の場合は、「神奈川県立臨時の医療施設（湘南ヘルスイノベーションパーク内）」、無症状・軽症の場合は、「湘南国際村センター」、また、スクリーニング検査で陽性と判定された際の再検査については、湘南鎌倉総合病院において対応する「東京2020大会における神奈川モデル」として整理することとし、県内関係機関から合意を得た。

このように協議会を通じて、組織委員会と本県及び関係市、医療関係機関が連携することで、安全・安心な大会の実現に向けた具体的な対策をとりまとめた。結果とし

II 感染防止対策

て、県内においては、事前キャンプ及び大会開催期間を通じて、県内に宿泊した海外選手団や海外の大会関係者から新型コロナウイルス感染症の陽性者は発生しなかった。

<事前キャンプ>

東京 2020 大会に向けた事前キャンプについては、多くの国と協定を締結したが、コロナ禍において、いかにして安全・安心に事前キャンプに向けた準備を進めていくべきか、受入れを決めていた自治体にとって、大きな課題となっていた。

大会延期後の 2020 年 9 月 4 日、東京 2020 大会の開催における感染症対策について総合的に検討するため、国、東京都、組織委員会などで構成される「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（以下、「調整会議」という。）が設置され、ホストタウン及び事前キャンプ地における対応についても協議が進められることとなった。

その後、9 月 23 日の第 2 回の調整会議において、国が「受入れマニュアル作成の手引き」を作成し、ホストタウン及び事前キャンプ地における感染症対策などを定めた「受入れマニュアル」を各自治体が作成することが提案され、11 月 12 日には「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」が全国のホストタウンに示された。

マニュアルについては、ホストタウンと相手国の間で、マニュアル遵守についてあらかじめ合意書を取り交わすこととされ、選手団の規模や国内行程、受入施設などの状況に応じて、関係市町や大使館関係者などとともに綿密な協議を重ね、検討を進めていった。

最終的には、県がホストタウンとなっている各国と、事前キャンプ実施の 2 週間程度前までにそれぞれ合意書を取り交わすに至った。

事前キャンプの受入れは、2021 年 7 月上旬から 9 月上旬にかけて実施され、県をはじめ 10 市 3 町 5 団体が、計 14 か国にわたる総勢 1,357 人の選手団を受け入れた。

徹底した感染症対策を行うため、事前キャンプ期間中の行動管理や、選手団の中から陽性者が発生した場合の具体的な対応、役割分担などについて国や組織委員会などと協議を重ねるとともに、事前キャンプにおける感染症対策をまとめた「受入れマニュアル」に基づき、三密の回避、こまめな消毒、手洗い、マスク着用等の基本的対策や、PCR 検査などの関係者への対策実施の徹底を求めた。

しかしながら、実際の現場における受入れマニュアルに沿った対策の実施に当たっては、国によって生活習慣が異なり、新型コロナウイルス感染症に対する意識も異なることから、感染症対策は十分に理解・徹底されるのか、また、行動ルールはどこまで遵守してもらえるのか、同時に、行動制限により選手団に与えるストレスについても課題だった。管理を徹底するあまり、選手らの自由を過度に制限することで、練習環境を悪化させてしまうことも避けなければならなかった。

空港到着後、選手団は空港内でスクリーニング検査を受け、全員の陰性が判明するまで 2 時間ほどの待機を経て入国した。日本人スタッフと合流した後、専用車両でキャンプ地である県立スポーツセンターへ移動、翌日の施設内オリエンテーションを経て、トレーニングが開始され実質的なキャンプインとなった。

7 月 13 日にはエルサルバドルチームが、8 月 15 日にはパラリンピックのポルトガルチームが来日し、同様の流れでキャンプ入りが進んでいった。他県では空港でのスクリーニング検査で陽性となる事例もあったが、本県ではそういった事例は見られな

Ⅱ 感染防止対策

かった。

県立スポーツセンターでは、まず初めに、7月8日に来日したエジプト選手団を受け入れた。選手団の宿泊拠点としては、同センター内の宿泊棟を使用した。感染症対策のために、期間中は一般利用者の宿泊棟内への立入りを控えていただいた。

7月13日に来日したエルサルバドルとエジプトの事前キャンプは同時期に実施されたため、宿泊フロアを分け、レストランエリアや使用する階段を別にするなど、動線分離を徹底した。レストランエリアでは、テーブルごとの間隔を空け、椅子もそれぞれに十分な距離を空けて配置した。テーブル上にはアクリル板を設置し飛沫感染対策を徹底した。また、宿泊棟各フロアのミーティングルーム内にはスクリーニング検査のための会場を設置し、専任スタッフを数人配置。毎朝7時から検査を実施した。宿泊棟を出入りする際は、必ず検温を受けてもらい、手指消毒を徹底した。

選手たちの体調変化を察知するために、日常的な検査のほかに、スクリーニング検査の際などに、運営スタッフらによる声掛けなども積極的に行った。

選手団への対策と並行して、受入側の運営スタッフについても毎日のPCR検査実施や外部との接触を避けるなど対策を徹底した。

日々のPCR検査を実施する中では、選手団から陽性が疑われる反応が出て、再検査を実施するケースも発生した。事前キャンプでは、日々のPCR検査で陽性反応が出た場合、再検査を行い陽性か否か確定することとしていたが、どの段階で公表すべきか明確なルールは定めていなかった。当該事案については、記者への公開練習直前に発生したため情報が伝わり、テレビ報道されることとなったことから、これを契機に情報伝達や報道発表の方法についてルール化を図り、関係機関とも共有した。

宿泊棟内で行っていた動線分離は、練習施設でも徹底した。県立スポーツセンターでは、主にスポーツアリーナ2と陸上競技場が使用されたが、選手団が練習する施設に限り、一般利用者が立ち入ることがないように、各国の専有利用とした。

合宿時期が重なったエジプト選手団とエルサルバドル選手団について、スポーツアリーナ2では、出入口や施設内の動線を分けるとともに、共用となるトレーニングルームについては、利用する時間帯を国ごとに明確に分け、事後の消毒を徹底した。また、どの国にも共通した対応として、宿泊施設と練習施設を往来する際には、必ず日本人スタッフや職員が帯同し、選手団と一般利用者とのフィジカルディスタンスの確保に努めた。さらに、選手団がスポーツアリーナ2内を移動する場合であっても、職員が必ず同行するなど感染症対策を徹底した。

事前キャンプ前には、感染症対策がどの程度選手団に理解され浸透するのか懸念されたが、各国選手団の理解は深く、その協力的な姿勢が受入側にとって後押しとなった。様々な関係機関と連携・協力した結果、事前キャンプ中、大きなトラブルもなく、県内で受け入れた選手団・関係者からの陽性者をゼロに抑えることができた。

<東京 2020NIPPON フェスティバル>

本フェスティバルは、組織委員会が主体として実施する主催事業と、自治体等が行う組織委員会との共催事業があるが、本県は自治体として唯一主催事業に参画するとともに、共催事業も実施した。

主催事業としては、文化芸術各分野の最先端アーティストが、「共生社会の実現」をテーマに、障がい者も参画するダンスプログラム、音楽公演及び演劇等を有観客で実施する予定であったが、より安全・安心な環境で実施するため、共同主催者である組織委員会と調整を行い、オンライン配信事業のみに変更して実施した。

II 感染防止対策

共催事業の能楽「船弁慶」とオペラ「静と義経」の融合公演も、有観客で実施予定であったが、オンライン配信に変更して実施した。

どちらの事業も、コロナ禍においてオンライン配信を実施したことで、国内外のより多くの方々に神奈川の文化芸術を発信することができた。

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況において、世界的にも最大規模のイベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会を開催することとなり、海外から選手団をはじめとする多くの大会関係者を受け入れるという状況において、いかに安全安心な大会にするかという極めて難しい課題に対し、県側からの積極的な働きかけにより、国や組織委員会、市町村、医療関係機関等を巻き込んだ協議会を設置し議論を重ね、緻密なシミュレーションのもとで、最悪の状況を想定した対策を施した結果として、事前キャンプ中、県内で受け入れた選手団・関係者からの陽性者をゼロに抑えるとともに、大会全体を通じて大きなトラブルや大会開催に起因する感染拡大を招くことなく、無事成功に導くことができた。

5 将来に向けた教訓

コロナ禍において様々な制約や難題を抱える中、具体的な解決策を見出すためには、あらゆる事態を想定するとともに、県が強いリーダーシップを発揮し、多くの関係者を巻き込んで徹底的に議論を重ねていくことが大変重要であるという認識を得られたことは、県としての将来に向けた大きな教訓となった。

5 (12) ねんりんピックかながわ 2022

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となっていた3年ぶりに全国健康福祉祭（ねんりんピック）が3年ぶりに開催となることに加え、with コロナで初めての開催となることから、安心安全な大会とするため、必要な感染症対策を検討する必要があった。そこで、共同主催者である厚生労働省や横浜市、川崎市、相模原市、また、医療危機対策本部室等と調整し、令和4年10月に「ねんりんピックかながわ2022における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）を策定し、関係者が遵守すべき事項を定め、これに基づく取組を行った。

2 経過	
R4. 4. 18	医療危機対策本部室と打合せ（県ガイドライン骨子案等の確認）
R4. 5. 16	医療危機対策本部室と打合せ（県ガイドライン骨子案等の確認）
R4. 5. 20	県医師会等に感染症対策（案）の資料の確認を依頼
R4. 5. 25	厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センター、政令市に感染症対策の資料を送付
R4. 8. 19	県ガイドラインについて医療危機対策本部室と調整（内容確認）
R4. 8. 29	抗原定性検査キットの調達（29,000回分）
R4. 8. 30	体温・体調管理アプリ「Global Safety」の管理サイトの設定保守等について契約
R4. 9. 13	抗原定性検査キットの調達（1,500回分）
R4. 9. 22	選手派遣団体等に抗原定性検査キットを送付
R4. 9. 26	県ガイドラインについて厚生労働省等と最終調整
R4. 9. 30	関係者に県ガイドライン発出
R4. 10. 14	抗原定性検査キットの調達（450回分）
R4. 11. 12	第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会開会
R4. 11. 15	第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会閉会

3 取組詳細

(1) 共通項目

ア 感染症対策

(ア) 手指衛生対策の実施

- ・会場では、各所に手指用消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、関係者に対してこまめな手指消毒を促し、関係者はこまめな手指消毒を実施することとした。
- ・会場の手洗い場には、液体せっけん等を用意し、関係者に対してこまめな手洗いを促し、関係者はこまめな手洗いを実施することとした。

(イ) マスク着用の徹底

- ・大会期間中は、原則マスクを着用することとし、会場ではマスク着用の周知を行った。
- ・交流大会会場では、種目別ガイドラインに基づき、選手・監督等は、競技中にマスクを外すことは可とするが、競技終了後は速やかにマスクを着用することとした。

(ウ) 会場での検温の徹底

- ・会場において非接触型体温計・サーモグラフィー等での体温測定を行い、関係者は検温を受けた。

(エ) 大声での会話等の禁止

- ・会場では、大声での会話や応援等は禁止した。

(オ) 3密の回避

- ・室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- ・可能な限り人と人との距離（目安1メートル以上）を確保する対策を実施した。
- ・必要に応じて、飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- ・必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用した。

(カ) 会場の消毒

- ・施設内で不特定多数の者が触れる箇所は、随時消毒した。

(キ) 会場での飲食

- ・会場で飲食する場合は、黙食を徹底することとした。

イ 体温・体調等の記録

(ア) 関係者は、大会参加初日を起点に14日前から、大会期間中、大会参加最終日を起点に14日後までの各期間における体温及び体調を記録することとした。

(イ) 選手・監督等は、体温・体調管理アプリ「Global Safety」（以下「管理アプリ」という。）の利用対象者とし、管理アプリにて、体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果を記録することとした。

(ウ) 県ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査を実施す

II 感染防止対策

る者で、管理アプリが利用できない者は、書面にて体温・体調の記録及び抗原定性検査結果を記録することとした。

(エ) 管理アプリの利用対象者でない関係者は、書面を用いて体温・体調を記録することとした。

(オ) 会場の受付等で、必要に応じて、記録内容の提示を行った。

ウ 大会に参加できなくなる条件

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者

- ・大会参加日程と感染症陽性者の療養期間（発症日を起点に有症状の場合は10日間、無症状の場合は8日間）又は濃厚接触者の待機期間（最終接触日を起点に5日間、2日目・3日目に抗原定性検査を実施し陰性が確認できれば3日間）が重複した場合。

※ 療養期間等の見直しがあった場合はそれに従うこととする。

(イ) 抗原定性検査による陽性判定者

- ・県ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査で陽性判定となった場合。

(ウ) 体温・体調の記録で異常が認められる者

- ・体温・体調記録の対象期間中に、次のいずれかに該当した場合。

a 体温記録にて37.5℃以上の記録がある。

b 体調記録にて次の症状の記録がある。

- ・咳、喉の痛み、鼻水など風邪の症状
- ・けん怠感（だるさ）
- ・息苦しさ
- ・身体が重い、疲れやすい
- ・味覚や嗅覚の異常

エ その他

(ア) 県ガイドラインの内容を遵守しない者は、会場入場の禁止や会場からの退場措置を行う場合があることとした。

(イ) 関係者は、十分な休養を確保するなど、大会参加にあたり免疫力を高く維持できるよう健康管理を積極的に行うこととした。

(ウ) 関係者は、可能な限り新型コロナウイルスワクチンを接種することとした。

(エ) 体調不良等がある場合は、速やかに本人から会場の責任者等に報告することとした。

(オ) スマートフォン利用者は、原則として、厚生労働省が提供する接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯することとした。

(カ) 会場や店舗を利用する場合は、「感染防止対策取組書」が掲示されているか確認し、店舗については、掲示されている店舗を利用することとした。

II 感染防止対策

また、スマートフォン利用者は、「感染防止対策取組書」に掲示されている二次元コードをスマートフォンで読み込み、「LINE コロナお知らせシステム」に登録することとした。

(キ) 飲食店を利用する場合は、神奈川県が実施している「マスク飲食実施店」認証制度において認証された店舗であるか確認し、認証店舗を利用することとした。

(ク) 飲食中は、マスク飲食を実施することとした。

※ マスク飲食…料理が出てくるまでマスクを着用する、食事中は黙食を原則とし、会話が必要な場合は必ずマスクを着用する。

(2) 団体の役割分担

ア 県・政令市実行委員会

(ア) 県ガイドラインを作成し、随時改定し、関係者へ周知した。

(イ) 感染症対策について、必要に応じて関係機関との調整を行った。

(ウ) 総合開・閉会式、ねんりんスマイリングフェスタ会場等で感染症対策を行った。

(エ) 抗原定性検査キットを調達し、選手派遣団体等に送付した。

(オ) 管理アプリや体温・体調記録の様式を提供した。

(カ) 管理アプリや書面を用いて実施本部員や選手等の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した出演者については、検査結果が陰性であることを確認した。

(キ) 感染症対策に係る総合的な窓口となる「本部感染症対策責任者」を配置した。

(ク) 本部感染症対策責任者を補助する「本部感染症対策担当者」を配置した。

(ケ) 団体の感染症対策責任者及び感染症対策担当者を把握し、連絡体制を構築した。

(コ) 医療救護本部を設置し、関係者の体温・体調の記録や抗原定性検査の結果を管理アプリの管理者用ウェブサイト等で確認した。

イ 市町実行委員会

(ア) 県ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市実行委員会や競技団体と連携し、交流大会会場での感染症対策を行った。

(イ) 管理アプリや書面を用いて交流大会会場での関係者の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した交流大会会場関係者については、検査結果が陰性であることを確認した。

(ウ) 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る総合的な窓口となる「交流大会会場感染症対策責任者」を配置した。

(エ) 交流大会会場ごとに、交流大会会場感染症対策責任者を補助する「交流大会会場感染症対策担当者」を配置した。

ウ 競技主管団体

Ⅱ 感染防止対策

- (ア) 県ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市及び市町実行委員会と連携し、交流大会会場での感染症対策を行った。
- (イ) 管理アプリや書面を用いて競技役員の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した審判員については、検査結果が陰性であることを確認した。
- (ウ) 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る競技団体の窓口となる「競技団体感染症対策責任者」を配置した。
- (エ) 交流大会会場ごとに、競技団体感染症対策責任者を補助する「競技団体感染症対策担当者」を配置した。

エ 選手団及び選手派遣団体

- (ア) 選手・監督等へ県ガイドラインや種目別ガイドラインの周知を徹底し、遵守するとともに、感染症対策を行った。
- (イ) 管理アプリや書面を用いて選手・監督等の体調把握を行い、抗原定性検査の結果が陰性であることを確認した。
- (ウ) 選手団ごとに、感染症対策に係る選手団の窓口となる「選手団感染症対策責任者」を配置した。
- (エ) 選手団の種目チームごとに、選手団感染症対策責任者を補助する「選手団感染症対策担当者」を配置した。
- (オ) 自己都合のため旅行センターを利用せず宿泊を自己手配する選手等について、大会会場で陽性者等が発生した場合に、速やかに対応が取れるよう宿泊先と連絡先を把握した。

(3) 団体における感染症対策責任者及び感染症対策担当者の役割

ア 感染症対策責任者

- (ア) 団体の中心となり、団体全体の感染症対策を統括した。
- (イ) 感染症担当者が担当する団体関係者の体温・体調記録や、検査対象者の抗原定性検査の結果を取りまとめ、団体全体の情報として集約した。また、団体全体の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管理アプリで記録された情報及び書面を用いて記録された情報を確認・把握し、不備等あれば感染症対策担当者や団体関係者に対して指摘を行った。
- (ウ) 県・政令市及び市町実行委員会の求めに応じて、団体全体の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行った。
- (エ) 団体関係者に体調不良者や陽性者が発生した場合は、速やかに対応し、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告し、連絡調整の窓口となった。
- (オ) 必要に応じて感染症対策担当者の業務を代行した。

イ 感染症対策担当者

- (ア) 感染症対策責任者を補助し、団体全体及び担当する団体関係者の感染症対策を行った。
- (イ) 担当する団体関係者の体温・体調記録や検査対象者の抗原定性検査の結果を把握し、取りまとめて感染症対策責任者に報告した。また、担当する団体関係者の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管

Ⅱ 感染防止対策

- 理アプリで記録された担当する団体関係者の情報及び書面で記録された担当する団体関係者の情報を確認・把握し、不備があれば指摘を行った。
- (ウ) 感染症対策責任者の求めに応じて、担当する団体関係者の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行った。
- (エ) 担当する団体関係者に体調不良者が発生した場合は、速やかに対応し、感染症対策責任者に報告し、担当する団体関係者との連絡調整の窓口となった。

(4) 大会関係者において遵守すべき事項

- ア 「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」を遵守することとした。
- イ 大会に参加するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認することとした。なお、陽性判定となった場合は、速やかに選手団感染症対策担当者に報告するとともに、居住地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等することとした。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録することとした。なお、管理アプリが使用できない選手・監督等は、書面で記録することとし、記録内容は、選手団感染症対策担当者等に報告することとした。
- エ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや書面の記録に不備がないことを確認し、準備をすることとした。
- オ 出演者のうち、15分以上マスクを外し発声する等、県・政令市又は市町実行委員会が必要と判断した場合は、当該出演者は抗原定性検査を実施することとした。
- カ オにて抗原定性検査を実施する出演者は、大会に出演するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認することとした。なお、陽性判定となった場合は、居住地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等することとした。
- キ 取材対象者への取材は簡潔に短時間で実施することとした。

(5) 会場で実施した事項

ア 受付等

- (ア) 必要に応じて飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- (イ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。
- (ウ) 滞留、密集を回避するため、事前申請、代表受付、時間差入場、動線の区分等の対策を講じた。
- (エ) 受付や集合場所では、大声が不要となるよう、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用した。

イ トイレ・手洗い場所

II 感染防止対策

- (ア) 手洗い場には、液体せっけん等を用意した。
- (イ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。

ウ 控室・更衣室等の諸室

- (ア) 空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- (イ) 密になりにくいようなレイアウトや運用面での工夫を行った。

エ 観客席

- (ア) 会場では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- (イ) 可能な限り人と人との距離を確保する（目安1メートル）対策を実施した。

オ 会場ブース、売店等

- (ア) 利用者が手指の消毒をできるように、店頭に手指用消毒液を設置した。
- (イ) 出店（出展）者はマスクを着用し、必要に応じて、飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- (ウ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。
- (エ) 支払い時にはコイントレイを使用するなどして、直接手が触れ合わないようにした。
- (オ) 混雑時には入店制限を行うこととした。

カ 救護所

- (ア) 室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施した。
- (イ) 救護所備品は常に清潔に保つよう管理した。
- (ウ) 体調不良者が静養できるスペースを設置した。なお、静養スペースを救護所内に設ける場合は、衝立等により他の傷病者と区分する等を行い、感染症対策を行った。
- (エ) 体調不良者の体調が落ち着いた場合は、感染症対策を確実に実施することを条件にして帰宅を促し、医療機関等の受診を勧奨することとした。
- (オ) 本人の希望によっては、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口へ連絡することとした。医療機関等を受診する場合は、県・政令市又は市町実行委員会に報告することとした。
- (カ) 傷病者及び体調不良者の状態が重篤と判断できる場合、救急搬送の要請を検討することとした。
- (キ) 救護所内が混みあう状況になった場合は、傷病者及び体調不良者を一旦救護所外で待機させ対応するなど、救護所内が密にならないようにすることとした。

(6) 宿泊・交通で実施した事項

ア 宿泊

- (ア) 県・政令市実行委員会が実施したもの
 - ・ 宿泊施設に対し、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟）」の遵守を依頼した。

Ⅱ 感染防止対策

- ・宿泊施設の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう、宿泊施設に対して依頼した。
- ・宿泊者から発熱や呼吸困難、けん怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口へ連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼した。

(イ) 宿泊者が実施したもの

a 感染症対策の実施

- ・「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」に準じた感染症対策を行うこととした。

b 宿泊施設内

- ・ロビーやエレベーター等では、分散等を行い可能な限り人と人との距離を確保することとした。
- ・館内施設混雑時で入店制限がある場合は、宿泊施設の指示に従うこととした。
- ・客室では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施することとした。
- ・客室に加湿器等の設備がある場合は利用し、客室の加湿を実施することとした。
- ・客室で同室者がいる場合は、原則、客室内でもマスクを着用することとした。
- ・食事会場では、マスク飲食を実施することとした。

イ 交通

(ア) 県・政令市実行委員会が実施したもの

- ・交通事業者等に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）」、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）」の遵守を依頼した。
- ・車両の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう、交通事業者等に対して依頼した。

(イ) 交通機関利用者が実施したもの

a 感染症対策の実施

- ・「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」に準じた感染症対策を行うこととした。

b 乗車時及び降車時

- ・可能な限り身体的距離を確保するため、順次に乗降車することとした。

c 乗車中

- ・バス等で往路と復路が同一車両、同一利用者となる場合は、利用者は可能な限り同じ席を利用することとした。

(7) 体調不良者が発生した時の対応

ア 体温・体調記録又は会場入口で体調不良者に該当することが判明した場合

II 感染防止対策

- ・選手団感染症対策責任者又は選手団感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認し、症状に応じて次の対応を行い、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告することとした。
- ・体調不良者が軽度な症状であれば、感染症対策を確実に実施することを条件にして、帰宅を促す。
- ・症状に応じて、速やかにかかりつけ医を受診する。かかりつけ医での受診が困難な場合は、感染症に係る電話相談を行い、近隣の医療機関を受診する。
- ・体調不良者が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。

イ 会場内で体調不良者となった場合

- ・本部感染症対策責任者又は本部感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認し、必要に応じて救護所を案内するとともに、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告することとした。
- ・体調不良者が軽度な症状であれば、感染症対策を確実に実施することを条件にして、帰宅を促す。
- ・体調不良の場合は、救護所の静養スペースで静養する。
- ・症状に応じて、速やかにかかりつけ医を受診する。かかりつけ医での受診が困難な場合は、感染症に係る電話相談を行い、近隣の医療機関を受診する。
- ・体調不良者が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。
- ・本部感染症対策責任者又は本部感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告する。

ウ 宿泊施設で体調不良者となった場合

- ・体調不良者が発生した宿泊施設は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟）」に基づき対応する。

エ 競技団体の対応

- ・競技感染症対策責任者又は競技感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告する。
- ・体調不良者がPCR検査等を行う場合、速やかに県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告し、PCR検査等の結果についても追って報告する。

オ 体調不良者が発生したことに伴う費用

- ・原則、医療機関の受診や待機場所の確保等、体調不良者に係る費用については、体調不良者本人又は団体等が負担する。（一部公費負担となる場合がある。）

(8) 新型コロナウイルス陽性者が発生した場合の対応

ア 陽性者の対応

- ・陽性者は、選手団感染症対策責任者等に連絡し、その指示に従うこと。

Ⅱ 感染防止対策

イ 選手派遣団体等の対応

- ・選手団感染症対策責任者又は選手団感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告する。
- ・保健所の指示に従い、疫学調査等に協力する。
- ・保健所から濃厚接触者と認定された関係者が発生し、PCR 検査等を行う場合、速やかに県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告し、PCR 検査等の結果についても追って報告する。
- ・陽性者や濃厚接触者が待機するための場所や移動手段を確保する。

ウ 陽性者が発生したことに伴う費用

- ・医療機関等の受診や待機場所の確保等、陽性者に係る費用については、陽性者本人又は団体等が原則負担する。（一部公費負担となる場合がある。）

(9) 大会開催の可否判断等

- 感染症の影響により、次のいずれかの状況となった場合、大会開催の可否又は感染防止のための追加措置の判断を主催者間で検討することとした。
 - ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されたとき
 - ・神奈川県独自の緊急事態宣言等が発令されたとき
 - ・新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる神奈川モデル認定医療機関にて、確保する病床数（病床確保フェーズによる）の十分な確保が困難となったとき
 - ・大会参加者に陽性者が発生し、大会運営に重大な支障をきたす又はその可能性が想定されるとき
 - ・その他大会の開催が困難と想定されるとき

(10) 結果

令和4年11月12日から同月15日まで第34回全国健康福祉祭神奈川、横浜、川崎、相模原大会（ねりんピックかながわ2022）を開催し、約1万人の選手が全国から参加した。

開催期間中は、県ガイドラインに基づく取組を行った結果、新型コロナウイルスの感染拡大につながることなく、安心安全な大会を実現することができた。

4 課題と対応

(1) 庁内連携

県ガイドラインの策定にあたっては、医療危機対策本部室と調整を行い、安全安心な大会とするための必要な感染症対策を盛り込むことができた。

また、大会開催期間においては、各局から17名（延べ54名）が応援に来ていただき、感染症対策本部を立ち上げ、感染症対策班業務マニュアルに従って、体温・体調記録管理サイトでの記録内容の確認や感染症対策責任者等への確認、体調不良発生時の電話対応、問合せ対応などの業務を行い、部局等を越えたチームで感染症対策における対応ができた。

Ⅱ 感染防止対策

(2) 選手派遣団体等との調整

過去に事例がない中で、大会に参加する選手、監督、役員等に感染症対策を理解してもらうため、複数回、関係者との会議（文書や電子メール含む）できめ細かな説明をすることで、選手派遣団体等の調整をスムーズに行うことができた。

(3) 事前の抗原検査

抗原検査を実施するのは、「陽性者を来県させないことで、本県の医療体制がひっ迫することをあらかじめ防ぐ」という、県内の感染拡大防止を目的としていたので、来県前に2回検査することを求めた。大会は短期間で終了することから、直前に陰性だった方が、大会期間中に発症する可能性は低いものと考え、来県前に検査することとした。

大会期間中は、健康管理アプリなどを使用した体調管理を徹底し、異変があった場合の連絡体制をあらかじめ構築することや総合開会式等各会場での基本的な感染症予防対策の徹底、会食の際のマスク飲食の実施及び「マスク飲食実施店」認証店舗の利用の周知徹底などにより、参加者の皆様が安心できる大会にした。

(4) 選手の体調管理

健康管理アプリは、未入力の方にアラートを出せるため、確実に入力していただけのことや管理者側として、記録の確認が容易であることが挙げられたが、高齢者の大会ということで、アプリのインストールや体調記録を登録するまでの設定が難しかったという声やアプリを使用できる環境にない方が多くいた。

そのため、紙の記録用紙も併用して対応することで、漏れなく選手等の体調把握を行うことができた。

5 将来に向けた教訓

(1) 県ガイドライン発出の意義

県内外から多くの方々が参加する大規模イベントを安全安心に開催するため、早い段階から開催機関等と綿密に調整を進め、今回策定した県ガイドラインのような、しかるべきルール作りを行い、それに基づいた取組を徹底することが極めて重要であると認識できたことは、県にとって、将来に向けた大きな教訓となった。

5 (13) 窓口業務
ア 消費生活相談

1 取組の概要

消費生活センターにおける相談業務は、(独)国民生活センターから貸与されている執務室内に固定してあるパソコンを使用しており、テレワークによる実施が困難なことから、職員への感染拡大により、相談業務が休止してしまわないようにする必要があった。

そこで、業務継続のための相談体制を構築するとともに、来所相談に係る対応の見直し及び執務室等の環境を整備することにより、職員の感染防止対策を講じた。

- ① 業務継続のための相談体制の構築
- ② 来所相談に係る対応の見直し
- ③ 執務室等の環境整備

2 経過 (※ () 内の○数字は、「1 取組の概要」に記載の①～③に対応)	
R2. 3. 5 ～R2. 5. 31 (②)	来所相談を原則中止し、電話相談のみ対応
R2. 4. 13 ～R2. 6. 19 (①)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に感染者が発生した場合でも相談業務を休止しないために出勤人数を減らして、特別シフトによる相談を実施 ・平日の電話相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施
R2. 5. 26 (③)	来所ブースへの透明間仕切りの設置
R2. 6. 1 (②)	来所者の感染防止対策を講じた上で、来所相談を再開
R2. 6. 20 (③)	電話相談ブースへの透明間仕切りの設置
R2. 7. 6 (③)	相談員休憩スペースへの透明間仕切りの設置
R2. 8. 25 (②)	「面接相談にあたってのお願い」を消費生活課ホームページに掲載し、発熱等症状のある方の来所見合わせをお願いするとともに、来所受付時に非接触型体温計による検温を実施
R3. 1. 10 ～R3. 3. 26 (①)	日曜・祝休日の相談を休止するとともに、平日の相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施
R3. 4. 1 (①)	祝休日の消費生活相談については、働き方改革推進を踏まえ、人材や費用の重点化を図る観点から、令和3年4月1日より廃止
R3. 8. 3 ～R3. 12. 3 (①)	日曜の相談休止に加えて、平日の相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施した。平日を通常時に戻した後も日曜は休止。
R3. 8. 24 (①)	メール相談の回答期日を4日以内から7日以内に変更
R4. 1. 24～ (①)	平日の相談時間を9:30～17:00に変更、日曜休止を継続

3 取組詳細

(1) 業務継続のための相談体制の構築

ア 令和2年4月7日～5月25日緊急事態宣言時

- ・職員に感染者が発生した場合でも、相談業務を休止しないために出勤人数を減らして特別シフトによる相談を実施 (令和2年4月13日～同年6月19日)

Ⅱ 感染防止対策

- ・上記に伴い、平日の電話相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）と変更して実施（令和2年4月13日～同年6月19日）

イ 令和3年1月8日～3月21日緊急事態宣言時

- ・全庁を挙げての新型コロナ対策強化及び相談体制の維持のため、平日の相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）に変更して実施（令和3年1月10日～同年3月26日）

ウ 令和3年度以降

- ・新型コロナ関係業務への職員対応及び相談体制の維持のため、日曜日の相談休止を継続。なお、祝休日の消費生活相談については、働き方改革推進を踏まえ、人材や費用の重点化を図る観点から、令和3年4月1日より廃止。
- ・日曜の相談休止に加えて、平日の相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）に変更して実施した。平日を通常時に戻した後も日曜は休止（令和3年8月3日～同年12月3日）
- ・メールで受信した消費生活相談の回答期限について、受信した日の翌日から4日以内（土曜・日曜、祝・休日及び年末年始を除く）であったところを7日以内（土曜・日曜、祝・休日及び年末年始を除く）へと変更（令和3年8月24日）
- ・平日の相談時間を9:30～17:00に変更、日曜休止を継続（令和4年1月24日～令和8年度のDX導入まで継続）

（2）来所相談に係る対応の見直し

- ・来所相談を原則中止し、電話相談のみ対応（令和2年3月5日～同年5月31日）
- ・来所者の感染防止対策を講じた上で、来所対応を再開（令和2年6月1日）
- ・「面接相談にあたってのお願い」を消費生活課ホームページに掲載し、発熱等症状のある方の来所見合わせをお願いするとともに、来所受付時に非接触型体温計による検温を実施（令和2年8月25日）

（3）執務室等の環境整備

- ・来所ブースへの透明間仕切りの設置（令和2年5月26日）
- ・電話相談ブースへの透明間仕切りの設置（令和2年6月20日）
- ・相談員休憩スペースへの透明間仕切りの設置（令和2年7月6日）

4 課題と対応

新型コロナ感染症の第7波（令和4年7月1日～同年9月30日）では、これまでの波を上回る規模で感染が拡大したが、相談員が一人も従事できず、相談業務を一時休止せざるを得ない状況を想定した対応マニュアルをこれまで整備していなかったため、急きょ策定することとなった。

5 将来に向けた教訓

相談業務を休止するような最悪の事態を避けるため、あらゆる可能性を想定し、業務継続のための相談体制の構築や感染防止対策の取組等を検討し、将来の不測の事態に

備えることができることを学んだ。

5 (14) イ 申請・届出業務

1 取組の概要

高圧ガス保安法、液石法、電気工事二法、火取法及び、武等法において、法に基づく申請・届出では期間などが設定されている手続きもあり、一律に窓口業務を制限することが困難であるため、業務を継続するための環境を整備し、職員及び事業者の新型感染症罹患防止対策を講じた。

また、執務環境もクラスター感染防止措置を行った。

2 取組詳細

電気工事2法については、これまで来所による申請を義務としてきたが、緊急事態宣言後、郵送による申請を可能としたところ、概ね20%程度の申請が郵送に置き換えられた。現在の状況では、50%程度の申請が郵送によるものとなっている。

申請時の窓口については、いち早く飛沫防止の亚克力製衝立を課内予算で購入し、書類のやり取りが可能となる加工を施して使用した。

立入検査については、高圧ガス保安法に基づく保安検査のように、義務的行為なものを除き、立入対象事業所等にアンケートを送付し、その回答の確認を行うことをもって立入検査の代替措置とした。

当課は、先進的な取り組みとして、5年前から執務室をフリーアドレスとし、課員は個人用の机を持たない体制となっていた。しかしながら、緊急事態宣言以降、感染症の罹患の可能性が高くなること、感染経路の追跡が困難になることなどの理由により、フリーアドレスを停止するとともに、クラスター感染がおこった際に、業務の継続性を担保するため、同一業務の職員が固まらないよう配置計画を工夫した。

3 課題と対応

緊急事態宣言時においては、宣言解除がいつ明けるのか不明であったこともあり、長期的な人員配置の対応を取ることが困難であった。課内の人員がひっ迫しているなか、事業継続性をいかに担保するのかが解決しなければならない課題として残った。

4 将来に向けた教訓

人的接触による感染を防ぐためにも、感染時期における申請窓口の制限を実施し、テレワークの推進をすることが有効と考えられる。

また、申請の郵送化や電子申請への転換を継続して取り組む必要がある。

5 (15) 福祉従事者等に対する大規模ワクチン接種会場の設置

1 取組の概要

高齢者、障がい者、保育関係の福祉施設などで働く方が、早期にワクチン接種を受けられるよう、市町村が行う住民接種を補完する目的で、県独自にワクチン接種会場を設置した。

2 経過	
R3. 7. 14	高齢者施設等の福祉施設等従事者を対象とした県大規模接種会場を新横浜に開設
R3. 8. 30	対象者を拡大① (妊婦及び同居家族)
R3. 9. 13	対象者を拡大② (モデルナワクチン2回目接種困難者、福祉施設等従事者、医療従事者等の同居家族)
R3. 9. 24	対象者を拡大③ (高校3年生及び高校を卒業して受験等に臨む方、中学3年生及び中学受験を行う小学校6年生)
R3. 10. 12	県大規模接種会場での交互相接種を開始

3 取組詳細

(1) 福祉施設等従事者向けワクチン接種会場の設置

ア 設置理由

医療従事者や高齢者へのワクチン接種が優先的に進んだことを踏まえ、利用者と密接な状況下でサービス提供を行っている福祉施設等の従事者に対して、感染リスクを下げるためにも早期のワクチン接種が必要と考え、高齢者、障がい者、保育関係の福祉施設などで働く方が、早期にワクチン接種を受けられるよう、県独自にワクチン接種会場を設置した。

イ 事業概要

事業期間：令和3年7月17日（土）～9月30日（木）

場 所：新横浜国際ホテル（南館）

実施主体：神奈川県 健康医療局・福祉子どもみらい局

・会場設置、全体コーディネート、ワクチン確保等は直営

・会場運営、医師・看護師等の派遣等は業者委託

使用ワクチン：武田／モデルナ社製（承認済み）

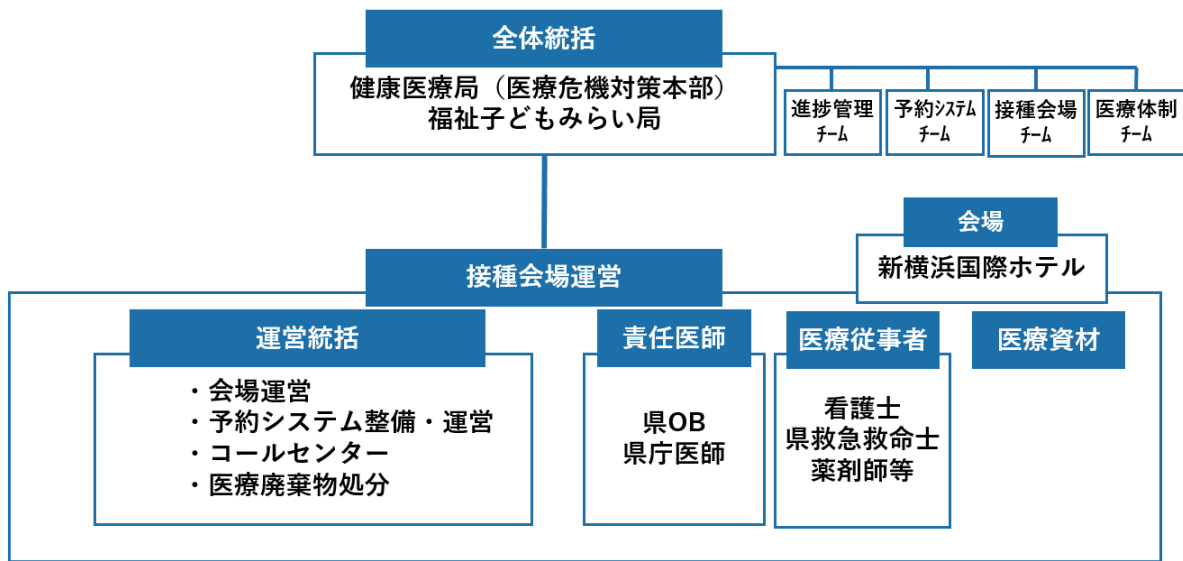
一日あたりの接種予定者数：約1,000人

ウ 予約方法

専用 web サイト「福祉施設等従事者向け新型コロナウイルスワクチン

「優先接種特設サイト」からの申込受け付けを実施

エ 実施体制



(2) 接種対象者

次の施設等に従事する方が対象

区分	接種対象となる施設等
高齢者	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、福祉用具貸与、居宅介護支援事業所 等
障がい者	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、地域生活支援事業の実施事業所 等
子ども	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の事業所、放課後児童健全育成事業・病児保育事業の実施施設、認可外保育施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 特別支援学校
その他	保護施設、無料低額宿泊所 等*

※ 柔道整復施術所、鍼灸マッサージ施術所、ライフセーバー、民生委員・児童委員、生活保護関係業務従事者（福祉事務所のケースワーカー、相談員、支援員 等）生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業の従事者、ホームレス巡回相談実施団体の従事者を含む

※ 小学校、中学校、高等学校、専修学校・各種学校等の教員を含む

(接種対象者の拡大)

福祉施設等従事者向けの接種会場における接種対象者を次のとおり拡大した。

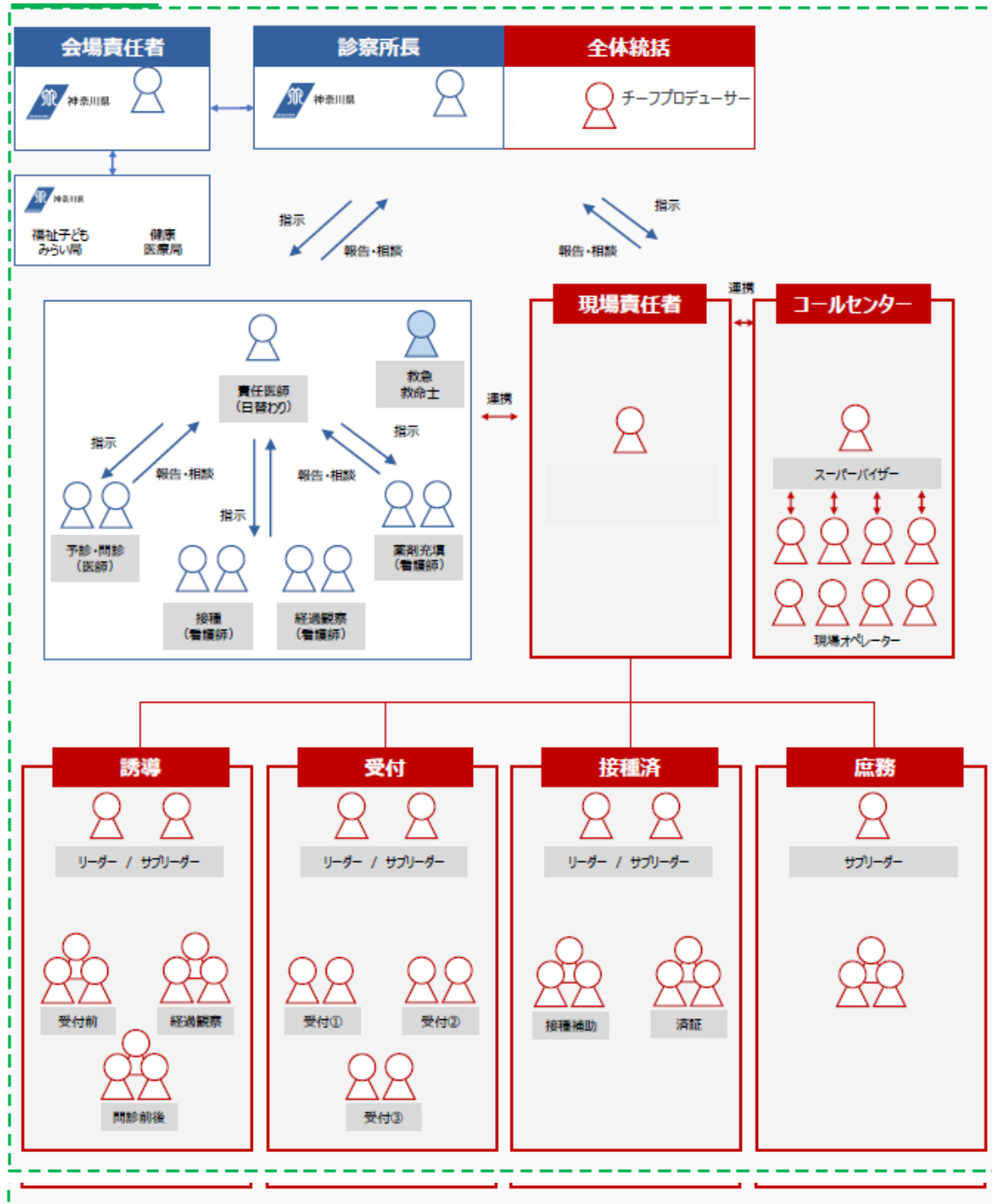
- ① 妊婦及び同居家族
- ② モデルナワクチン2回目接種困難者及び福祉施設従事者・医療従事者等の同居家族

II 感染防止対策

- ③ 高校3年生・高校を卒業し受験等に臨む方及び中学3年生・中学受験を行う
小学6年生（満12歳以上の方）

(3) 運営体制イメージ

<ワクチン接種運営体制>



<ワクチン保管体制>

ワクチンの保管にあたっては、接種会場と同一建物内に場所を確保し、保管機器（冷凍庫）を5台配備し管理を行った。

あわせて、停電等の発生による機器の不作動を防止するため、無停電電源装置

II 感染防止対策

(UPS) を配備するなどワクチンを適切に保管できるような環境を整備した。

(7) 実績

ア 開設日

令和3年7月17日(土)

イ 接種期間

令和3年7月17日(土)～9月30日(木) ※11月30日(火)まで延長

(接種対象者拡大に伴う対応)

対象者	予約開始	接種開始
・妊婦及び同居家族	8月31日	8月31日
・モデルナワクチン2回目接種困難者 ・福祉施設従事者・医療従事者等の同居家族	9月14日	9月21日
・高校3年生・高校を卒業し受験等に臨む方 ・中学3年生・中学受験を行う小学6年生 (満12歳以上の方)	9月25日 10月1日	9月27日 10月8日

ウ 接種時間

平日 : 午後3時～午後9時

土日・祝日 : 午前9時～午後6時

エ 接種会場

新横浜国際ホテル(南館)

オ 利用者数

令和3年11月30日までの接種実績内訳

	1回目	2回目
高齢者施設従事者	4,144人	4,103人
障がい者施設従事者	4,370人	4,333人
子ども関係施設(保育所、小学校等)従事者	28,642人	28,497人
同居家族	1,071人	1,022人
2回目接種困難者	-	899人
受験生等	309人	275人
その他	10,394人	10,210人

(※ 12月1日からは全ての県民を対象としたため、職種別のデータなし)

4 課題と対応

(1) ワクチンの保管・管理体制

ワクチンの品質管理を適切に行うため、保管に当たっては、温度管理等を適正に行うことが可能な冷凍庫等の機器の確保が必要であった。

加えて、冷凍庫等の電源プラグの脱落や電源の投入ミス等により機器が正常に作動しない等の事例が全国的に発生していたことから、電源プラグの脱落防止や機器の運転状況の監視などの必要な対策を講じた。

Ⅱ 感染防止対策

(2) ワクチンキャンセル枠の有効活用

貴重なワクチンを無駄にしないため、LINEによる「新型コロナウイルスワクチン キャンセル枠有効活用システム」を活用し、LINE でキャンセル待ちユーザーへ当日キャンセル枠を通知するなどによりワクチンの有効活用を図った。

5 将来に向けた教訓

今回の県による大規模接種会場の運営は、市町村が行う住民接種を補完する目的で開始されたことから、接種会場での運営ノウハウを持った事業者が存在するなど、先行事例等を参考に事業を実施することが可能であった。

今後、新たな感染症等の流行などにより、同様の対応が必要になった場合備え、庁内において、本事業のノウハウを継承していくことが大切である。

5 (16) 在宅要介護高齢者・障がい者の療養等支援

1 取組の概要

在宅で暮らす介護や支援が必要な高齢者や障がい者が、同居する家族や本人の新型コロナウイルス感染に伴い必要な介護や支援を受けられなくなった場合に備え、「ケア付き宿泊療養施設」「短期入所協力施設」の設置や、協力事業者による訪問介護・看護サービスの提供（在宅療養者支援事業）を行った。

2 経過

R2. 5. 26	「介護者がコロナ入院で不在となった在宅の高齢者・障がい者を受け入れる専用入所施設の設置、及び福祉施設の感染発生時の応援職員派遣事業の開始について」記者発表
R2. 6	短期入所協力施設設置
R2. 7. 1	秦野精華園の施設の一部(旧授産棟)を活用してケア付き宿泊療養施設を設置 (R3. 3. 31 まで)
R3. 4. 1	県立さがみ緑風園の施設の一部(旧 4 ホーム)にケア付き宿泊療養施設を設置
R3. 7. 1	社会福祉法人県央福祉会にケア付き宿泊療養施設の運営業務を委託
R3. 7. 29	在宅療養者支援事業を開始、記者発表
R5. 5. 7	ケア付き宿泊療養施設を終了
R5. 9. 30	在宅療養者支援事業、短期入所協力施設を終了

3 取組詳細

(1) ケア付き宿泊療養施設

ア 概要

同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、家族等が医療機関へ入院した場合、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を設置した。

イ 実績

入所者 9 人 (内訳)知的障がい児 1 人、知的障がい者 6 人、高齢者 2 人

年度	入所期間	入所者	
		年齢	障がい種別等
令和 2	入所 令和 2 年 12 月 27 日 退所 令和 2 年 12 月 29 日	37 歳	知的障がい(自閉症)
令和 3	入所 令和 3 年 8 月 12 日 退所 令和 3 年 8 月 24 日	24 歳	知的障がい(自閉症)
令和 3	入所 令和 4 年 2 月 5 日 退所 令和 4 年 2 月 9 日	82 歳	要介護 4、認知症
令和 3	入所 令和 4 年 2 月 23 日 退所 令和 4 年 2 月 25 日	79 歳	要介護 2、認知症
令和 3	入所 令和 4 年 3 月 4 日 退所 令和 4 年 3 月 10 日	5 歳	知的障がい(自閉症)
令和 4	入所 令和 4 年 4 月 13 日 退所 令和 4 年 4 月 20 日	29 歳	知的障がい (自閉傾向あり)

II 感染防止対策

令和4	入所	令和4年8月8日	46歳	知的障がい
	退所	令和4年8月12日	44歳	(自閉傾向あり)
令和4	入所	令和4年8月26日	24歳	知的障がい
	退所	令和4年9月4日		(自閉傾向あり)

(2) 在宅療養者支援事業

ア 在宅高齢者等療養支援事業

(ア) 概要

介護が必要な高齢者・障がい者が陽性（軽症・無症状）となり在宅で療養する場合に、訪問介護員が住まいを訪ね、療養を支援する仕組み

【県全域、在宅の方対象】

(イ) 実績

○協力事業者

高齢者：2事業者

障がい者：7事業者

イ 高齢者等看護業務支援事業

(ア) 概要

高齢者等の住まいであるグループホーム等で陽性者（軽症・無症状）が発生し、施設内で療養する場合に、施設が行う健康状態の確認等を支援するため看護師を派遣する仕組み【県全域、グループホーム等の利用者の方対象】

(イ) 実績

○協力事業者 1事業者

(3) 短期入所協力施設

ア 概要

(ア) 概要

同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、家族等が医療機関へ入院した場合、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が濃厚接触者（陰性）の場合、短期入所として受け入れる「短期入所協力施設」を設置した。

(イ) 実績

○協力事業者

高齢者：介護保険事業所4か所

障がい者：県立障害者支援施設2か所

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症を巡る課題として、感染拡大の状況では、ケア付き宿泊療養施設業務の委託先の社会福祉法人も、その影響が懸念され、一時的に業務に従事できる人員が確保できない恐れがあったため、政令市や、県内の社会福祉法人に人材支援の確保について協力を求めるとともに県職員(福祉職)のOB職員に業務の参加を打診し、人員の確保に向けて取り組んだ。

幸い、委託先の社会福祉法人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けることなく、人員の確保はできたが、感染症の感染拡大の際に、人員を確保し、安定した業務実施体制の構築については、課題であること強く認識している。

Ⅱ 感染防止対策

短期入所協力施設においては、感染拡大の状況では、その影響から需要に必ずしも応じることができない局面もあり、安定した業務実施体制の構築に課題があった。

5 将来に向けた教訓

今回設置した新型コロナウイルス感染症の療養施設であるケア付き宿泊療養施設は、在宅で生活する高齢者や障がい者について、本人とその介護者である家族の双方が、新型コロナウイルス感染症に感染し療養が必要になった際の、本人の療養と支援の体制を、家族、相談支援事業所、介護事業所、市町村等の関係者が連携して、具体的に構築したものである。

また、短期入所協力施設は、介護者が感染し、高齢者や障がい者が濃厚接触者（陰性）となった場合の受入先として、同様に構築したものである。

いずれもケアラー支援の観点からも重要な仕組みであったが、市町村との連携や、介護事業所のサービス継続の調整など、運用面での課題もあった。今後、感染症に関して、同様の問題に直面した場合に、今回の取組を教訓として、療養と支援の体制の構築に取り組んでいくこととしたい。

6 職員の感染防止対策

(1) 職員向け感染防止対策用品の購入

1 取組の概要

職員の感染防止対策として、執務室や会議、打合せ等における感染防止のためのルールや機器の配備等の検討を行い、温湿度計、加湿器、CO₂濃度測定器、アクリル板等の物品を調達し必要な所属に配付した。

2 経過	
R2. 11. 27	厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」発出
R2. 12. 8	総務省通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」発出
R3. 1. 6	感染防止対策に係る品目（温湿度計、加湿器、CO ₂ 濃度測定器、アクリル板）の必要量の全庁調査（～R3. 1. 14）
R3. 1. 12	必要物品を調達・順次配付（2月末までにすべての納品が完了）
R3. 2. 25	指定管理施設所管課及び各所属長あて県民利用施設等における利用者へのCO ₂ 濃度測定結果の情報提供について、見える化のため適時計測結果を掲示する旨を通知

3 取組詳細

(1) 実施理由

- ・ 国の通知に基づき、県は県民や県内事業者に対し、さまざまな感染防止対策の実施を働きかけていた。
- ・ 国の通知では、「換気」については、「30分に1回の頻度で2方向の窓を全開すること」や「CO₂濃度測定器を使って部屋のCO₂濃度を測定すること」、「サーキュレーターや加湿器の使用」等を推奨されていた。
- ・ 国の通知にはないが、人の出入りが頻繁な施設ではサーモグラフィカメラで来訪者を検温する取組も一般的になされていた。
- ・ こうした状況の中、県庁内の執務室や会議・打合せ等における感染防止のためのルールや機器の配備などの検討を行い、必要な物品を調達して希望所属に配付することとした。
- ・ また、県民利用施設にあっては来訪者が安心して利用できるようCO₂濃度測定結果を掲示することとした。

(2) 調達の詳細

ア 各所属で必要な物品の数量調査

- ・ 令和3年1月6日付け依頼（職員厚生課長、施設整備課長、庁舎管理課長名で発出）
- ・ 224所属 306執務室（議会局・人事委員会・監査事務局・労働委員会を含む）から回答

II 感染防止対策

イ 調達物品一覧

物品	配付対象	調達数
温湿度計	41 所属	213 個
CO ₂ 濃度測定器	各所属 1 個 各県民利用施設 2 個	279 個
加湿器	102 所属	804 台
アクリル板	178 所属	2,051 枚
サーモグラフィカメラ		72 台

ウ 調達方法

- ・ 発注にあたっては、急を要することから随意契約で調達（平成 23 年 4 月 7 日付け会指第 6 号会計局局長通知に基づく、大規模災害等発生時における会計事務の特例処理（兼命令の活用等））した。
- ・ 物品は一括納品されるもの、各所属に配送されるものがあり、各所属あて、納品後の検査の方法、物品の管理等について通知した（令和 3 年 1 月 29 日付け職員厚生課事務連絡）。
- ・ 追加の物品を希望する場合は各所属で調達することとした。

4 課題と対応

- 配付した物品のうち、電気製品（加湿器）については、各所属で使用できる電力量を事前に確認できず、使用すると電源が落ちる場合があった。
- 急を要する取組だったため、必要量の確認に十分な時間をかけることができなかった。
- 同一規格では必要数がすべて確保できなかった。
⇒ 複数種類の同等物品を調達することとした。
- 配付した物品が破損した場合の代替物品の用意はなかった。
⇒ 修繕は所属の責任で行うこととした。

5 将来に向けた教訓

- 今回の対応状況を踏まえて、新たなパンデミック発生時に庁内で必要と見込まれる感染防止のための物品を見積もっておき、有事には迅速に発注・配布できるよう備えていく必要がある。
- 電力を消費する資機材を導入する際には、予め使用可能な電力量を確認しておくことが望ましい。

6 (2) 職員向け新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施

1 取組の概要

当初、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、発症を予防し、死亡者・重症者を減らし、まん延を防止するため、優先順位を実施することとされていたところ、令和3年5月には、より迅速にワクチン接種が行えるよう、事業所内診療所等での接種（職域接種）が可能となった。

県としても、基礎自治体の負担を軽減することを考慮し、職域接種を実施することとし、令和3年度から4年度にかけ、「神奈川県庁職域接種会場」として、①1回目接種、②2回目接種、③追加接種、④オミクロン株対応の4回にわたり職員接種を実施した。

2 経過	
①1回目・②2回目接種	
R3. 2. 9	内閣官房及び厚生労働省の連名で通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が発出
R3. 5. 13	国務大臣が経団連にコロナワクチンの職域接種を要請 (これを機に検討開始)
R3. 6. 16	職域接種の実施を決定 国へ接種計画の申請 (1,200人規模)
R3. 8. 18	コロナワクチン到着
R3. 8. 30	コロナワクチン接種開始 (①8/30、9/6、13、21 ②9/27、10/4、11、18)
R3. 11. 5	接種費用請求
③追加接種	
R4. 1. 25	総務省から各地方公共団体あて通知「コロナワクチンの職域追加接種について」により、“追加接種の一層の促進を図るよう” “前回接種から7か月経過した後に接種するよう”との指示
R4. 1. 28	追加接種の実施を決定
R4. 4. 1	国へ接種計画の申請
R4. 4. 21	国へ変更計画申請 (当初1,200人規模→600人想定に変更)
R4. 5. 10	コロナワクチン到着
R4. 5. 23	コロナワクチン追加接種開始 (③5/23、24、25、30)
R4. 8. 10	接種費用請求
④4回目接種	

II 感染防止対策

R4. 7. 22	厚生労働省から各地方公共団体あて通知「オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保について」発出
R4. 8. 31	総務省から各地方公共団体あて通知「オミクロン株対応ワクチンの職域接種について」により、職域接種実施に係るアンケート調査
R4. 10. 4	オミクロン株対応ワクチンの職域接種の実施を決定
R4. 10. 24	国へ接種計画の申請
R4. 11. 22	国へ変更計画申請（当初 600 人規模→500 人想定に変更）
R4. 12. 7	オミクロン対応ワクチン到着
R4. 12. 15	オミクロン対応ワクチン接種開始（④12/15、16、19）
R5. 1. 10	接種費用請求

3 取組詳細

【①1回目・②2回目接種時】

(1) 背景

ア 感染等の状況

令和3年2月の時点で神奈川県には緊急事態宣言が発令されており、県内感染者数も増加傾向にあった。また、自衛隊による大規模接種会場の開設が予定されていた。

イ 国の方針等

- 令和3年2月9日付け内閣官房及び厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」により、優先順位をつけてワクチン接種を実施するとされた。優先順位の考え方は、重症化のリスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、①医療従事者、②高齢者③基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者、④それ以外の者とされた。
- 令和3年5月13日、全国知事会のワクチン接種特別対策チームとの意見交換会において、国務大臣より「事業所内診療所については、企業内接種を依頼するスキームを作成中」との発言があった。
- 令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」及び総務省地域創造力グループ地域政策課事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」により地域の負担軽減、接種の加速化を図るため、企業・大学等でも職域接種の実施が可能となった（職域には地方公共団体も含む旨 6/10 国が見解を示した）。

ウ 県の方針等

- 令和3年5月13日の国務大臣の発言を受け、庁内で職域接種についての検討を開始した。

Ⅱ 感染防止対策

<検討結果>

目的：地域の負担軽減、接種の加速化を推進、行政サービスの持続的な執行体制の確保、県民の安全・安心の確保

対象：一般職員のうち1,200人程度（300人/日×週1日×4週間）

想定／コロナ対応（特別職、健康医療局、くらし安全防災局、産業労働局、福祉子どもみらい局）

災害対応（土木、ダム、浄水場 等）

その他（県民窓口、オリンピック・パラリンピック対応 等）

時期：未定（国への申請後審査を経て承諾後）

場所：本庁舎内に接種会場を確保

体制：県直営（事務局/職員厚生課）

※「神奈川県職員厚管理センター」は横浜市に開設届を提出している診療所であるため、実施可能

当日運営/医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職員

方法：県庁内に接種会場を設置し対象職員が来場し接種（職務専念義務を免除）

- ・ 令和3年6月16日 県職員の職域接種の実施を決定。

(2) 実施

ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の提出（令和3年6月16日）
※「神奈川県庁職域接種会場」として実施
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループGL

- ・ 事務11（検温2、受付4、予診案内1、ワクチン運搬1、接種済証交付3）
- ・ 医師2（予診2）
- ・ 看護師/保健師5（接種3、状態観察・緊急対応2）
- ・ 薬剤師3（ワクチン充填3）

II 感染防止対策

ウ 実施日程及び接種人数

① 1回目接種	接種人数 (計 1,166人)
令和3年8月30日(月)	262人
令和3年9月6日(月)	296人
令和3年9月13日(月)	304人
令和3年9月21日(火)	304人
② 2回目接種	接種人数 (計 1,164人)
令和3年9月27日(月)	261人
令和3年10月4日(月)	294人
令和3年10月11日(月)	304人
令和3年10月18日(月)	303人
令和3年10月25日(月)	2人

エ 接種終了後の報告事務

①～④のいずれの職域接種の場合も同様に、接種日ごとに「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」により接種人数や実施結果の報告を行った。

オ 請求事務

①～④のいずれの職域接種の場合も同様に、国のスキームに従ってコロナワクチン接種経費等を請求した。請求は神奈川県国民健康保険団体連合会及び接種会場の所在市（横浜市）あて接種券を貼付した「予診票」及び請求書の送付により行い、その収入を県費として受け入れることとした。

【③ 3回目接種時】

(1) 背景

ア 感染等の状況

県庁職域接種（1・2回目）が終了して以降、令和3年9～12月の間は職員のコロナ感染も減少していたが、年末年始を挟み令和4年1月末の時点では急激に増加していた。

イ 国の方針等

- 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」により、1・2回目の接種と同様に職域単位でのワクチン接種が可能となった。
- 令和4年1月13日付け厚生労働省通知「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」により接種間隔が短縮され、2回目接種から7か月以上経過し

II 感染防止対策

た後に接種を実施するよう通知された。

- ・ 同時期に令和4年1月25日付け総務省通知「新型コロナワクチンの職域追加接種について」が発出され、「オミクロン株」の感染拡大が急速に進んでいる状況を踏まえ、ワクチン追加接種のペースアップを行うべく、関係省庁の所管業界への協力依頼があった。

ウ 県の方針等

令和4年1月25日付け総務省通知を受け、追加接種は2回目接種を受けた18歳以上の全員が対象となったことから、**①**コロナワクチン接種に係る地域の負担軽減、接種の加速化を推進**②**行政サービスの持続的な執行体制の確保**③**県民の安全・安心の確保のため、実施する意向を総務省へ回答した。

(2) 実施

ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の申請（令和4年4月1日）
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループ GL

- ・ 事務 11（検温 2、受付 4、予診案内 1、接種済証交付 4）
- ・ 医師 2（予診 2）
- ・ 看護師/保健師 4（接種 2、予診案内 1、状態観察・緊急対応 1）
- ・ 薬剤師 3（ワクチン充填、ワクチン運搬 3）

ウ 日程等

③追加接種	接種人数（計 557人）
令和4年5月23日（月）	129人
令和4年5月24日（火）	133人
令和4年5月25日（水）	145人
令和4年5月30日（月）	150人

【④オミクロン株対応ワクチン接種時】

(1) 背景

ア 感染等の状況

令和4年8月31日の県内の新規感染者数は8千人を超え、職員への感染も8月だけで1,200人を超えるなど、感染拡大は続いていた。

イ 国の方針等

- ・ 令和4年9月2日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、オミクロン株対応ワクチンの接種を進めること、同日付け厚生労働省通知「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」により、最短で9月半ばに配送を開始することが示された。
- ・ 令和4年8月31日付け総務省事務連絡「オミクロン株対応ワクチンの職域接種について」が発出され、実施の意向調査が行われた。

ウ 県の方針等

令和4年9月20日付け厚生労働省通知「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」を受け、地域の負担軽減、年末年始を控えた感染拡大防止のため、4度目の職域接種の実施を決定した。

(2) 実施

ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の申請（令和4年10月26日）
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループ GL

- ・ 事務 11（検温 2、受付 4、予診案内 1、接種済証交付 4）
- ・ 医師 2（予診 2）
- ・ 看護師/保健師 4（接種 2、予診案内 1、状態観察・緊急対応 1）
- ・ 薬剤師 3（ワクチン充填、ワクチン運搬 3）

ウ 日程等

④オミクロン株対応ワクチン接種	接種人数（計 463 人）
令和4年12月15日（木）	159人
令和4年12月16日（金）	131人
令和4年12月19日（月）	172人
令和4年12月26日（月）	1人

4 課題と対応

(1) 実施体制

主に医療職職員が中心となり、運営全体のシミュレーションを行い、必要な資機材、人員等を検討の上確保することとしたが、実施を決定した当初、県を主体とした職域接種の運営の前例がなかったため、マニュアル作りに苦慮した。

⇒ 他自治体の集団接種を参考とし、改訂を重ねることで対応した。

(2) 接種対象者

- ・ ①②の際には、市中に流通するワクチンの量が少なく、接種対象者としての優先枠を設けざるを得なかったため、不満の声も聞かれた。
- ・ ③④の際には、ワクチンの供給が安定し、基礎自治体や県が大規模接種会場等での接種が進んでいた。このため、接種対象者は職員からの公募としたものの、当初の募集人数の約半数の希望にとどまった。

⇒ 希望者数にあわせて、国へは変更計画書を提出することで対応した。

(3) 職域接種に係るスタッフ研修

①～④の各回において、薬剤の使用量や使用する資材の変更などにより、ワクチンの充填作業や接種方法の事前講習が必要となった。

⇒ 職員厚生課の看護師が講師となり、複数回研修を実施した。

(4) 職域接種実施後

接種当日、「接種券」を持参できなかった職員が多数おり、「接種券」の徴取に時間を要したため、接種費用の請求、県費収入に遅れが生じたケースがあった。

5 将来に向けた教訓

(1) 職域接種実施に際して

職域接種のように、緊急で大規模に職員を動員し決められた医療行為を行う際には、実施の可否と時期、規模や体制等を早急に決定する必要があり、本県では全国的に見て比較的早期に実施を決定したことで、ワクチン流通量の問題で国への申請が制限される前にエントリーすることができた。

(2) 職域接種実施中

医療行為であるため、セーフティーネットに留意して実施した。具体的には、医師2名が会場に常駐するほか、その他医療職職員が接種後の職員の体調を観察することとし、また、救急搬送も想定して会場設営を行った。

II 感染防止対策

6 (3) 新型コロナウイルス陽性者が複数発現した所属でのPCR検査実施に係る経費措置

1 取組の概要

医療機関や保健所の業務ひっ迫状況を受け、令和3年6月1日付け厚生労働省通知「職場における積極的な検査等の実施手順」により、保健所業務の一層の負担軽減のため、事業所内で陽性者が発生した場合は、保健所の了承を得た行政検査として「接触者」へのPCR検査を実施するよう示された。

県でも、令和3年1月からの「第3波」、4月からの「第4波」の影響で、所属における陽性者が増加していたため、要望があった場合は職員健康管理センターの看護師・保健師による集中PCR検査を行うこととした。

この取組は、運用開始後に検査対象所属が急増したため、令和3年6月22日以降は各所属で検査を実施し、その経費を職員厚生課が措置する運用に変更した。

2 経過	
R3. 1. 8	新規コロナ陽性患者の増加に伴い、県内保健所による積極的疫学調査の対象を絞り重点化（医療機関、高齢者施設、福祉施設等）
R3. 1. 20	職員厚生課通知「県職員が感染した場合の基本的な対応について」において、県内保健所における積極的疫学調査の重点化に伴い、県職員がPCR検査を受けることになったときの対応等を周知
R3. 5. 31～	陽性者が発生した所属からの要望により、職員健康管理センター職員によるPCR検査を実施
R3. 6. 22	総務局管理担当課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」において、陽性者の発生した所属等は、職員健康管理センターや医療危機対策本部室の保健師等の助言にしたがってPCR集中検査を実施することを周知
R3. 6. 22～	陽性者が発生した所属は、実施マニュアルに従い各所属で検査を実施

3 取組詳細

(1) 背景

ア 感染等の状況

令和3年1月から3月に発生した「第3波」では、新規感染者数が当時の最多となる等、全国的に増加傾向が顕著であった。4月から6月にあたる「第4波」でも新規感染者数は依然として高いまま推移し、医療機関や保健所の業務ひっ迫状況は持続していた。

イ 国の方針等

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け（令和3年5月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場において陽性者

Ⅱ 感染防止対策

が発見された時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施するよう示された。

これを受けて厚生労働省・内閣官房より令和3年6月1日付け通知「職場における積極的な検査等の実施について（以下、「厚労省等6/1通知」という。）」および令和3年6月25日付け通知「職場における積極的な県等の実施手順（第2版）について」が発出され、職場で陽性者が出た場合、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定するよう指示があった。

ウ 県の方針等

厚労省等6/1通知を受け、令和3年6月10日付け総務局長通知「新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染防止対策の徹底について（以下、「総務局長通知」という。）」で、職員自身の感染防止および職場でのクラスター発生防止のため、出勤削減目標を5割に設定する等、職員の出勤削減の取組を推進、さらに所属・職員が行う感染防止対策の徹底として、具体策を提示した。

県庁内では所属からのコロナ陽性者が増加しており、職場におけるPCR検査の実施や、医療的な助言に関する要望があったため、職員健康管理センターの看護師・保健師が該当所属において集中PCR検査を実施することとした。

さらに、令和3年6月22日付け総務局管理担当課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」で、職員の陽性判明時の対応について具体的に示した。特に感染拡大を防止するため、保健所による所属内濃厚接触者の認定がない場合でも、初発陽性者と同一執務室にいる他職員に対してPCR集中検査を実施することとした。また、濃厚接触と思われる職員については体調を注視し、テレワークや交代制勤務を実施することとした。

(2) 実施

ア 運用

・ 当初の運用

PCR集中検査の実施依頼があった場合は、職員健康管理センターの看護師、保健師が検査者となって当該所属において検査を実施した。

・ 職員の陽性判明時等の対応

保健所による所属内濃厚接触者の認定がない場合でも、クラスターが想定される場合等は、初発陽性者と同一執務室にいる他職員に対してPCR集中検査を実施した。

また、職員の陽性が判明せずとも、複数の発熱者が生じている等クラスターが想定される場合は上記に準じた対応を行った。

・ 運用の変更

対象となる所属が急増したため、令和3年6月22日以降は、検体は各所属において採取、各局総務室が検査請負業者への発注調整と結果のとりまとめ、

Ⅱ 感染防止対策

職員厚生課が検査に係る経費を再配当により措置することとした。

なお、各所属における検査の実施については、職員健康管理センターから実施マニュアルを送付して案内した。

イ 実績

県職員を対象としたPCR検査の実施状況は、令和3～4年度の間で延べ18所属555名（職員厚生課で経費を措置したもののみ）であった。

4 課題と対応

運用開始当初は職員健康管理センターの看護師等が検査を実施したが、対象となる所属が急増して対応しきれなくなった。

⇒ 職員健康管理センターから実施マニュアルを送付して、検体採取は各所属で対応し、検査請負業者への発注は各局総務室で対応することとした。ただし、発注・契約事務について、各々で対応できる事業者を探し、調整することは困難を伴う対応であった。

5 将来に向けた教訓

検査対象所属が急増したため、検体は各所属において採取、各局総務室が検査請負業者への発注調整と結果のとりまとめ、職員厚生課が検査に係る経費を再配当により措置することとしたが、発注・契約事務について、各々で対応できる事業者を探し、調整することは困難であり、効率的な対応とはいえなかった。対象所属が急増した場合のPCR検査実施の契約事務については、効率的な運用スキームを検討しておく必要がある。

6(4) 新型コロナウイルス濃厚接触者となった後業務都合のため出勤する職員への抗原検査キットの配付

1 取組の概要

令和4年1月以降、県および全国の陽性患者数が急拡大したため、令和4年1月5日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」により、医療機関、保健所の業務ひっ迫状況の回避および社会機能の維持のため、①自宅等の療養体制が整っている自治体においては症状に応じて宿泊療養・自宅療養とすることに差し支えないこと、②濃厚接触者の待機期間を従来の14日から短縮すること、③社会機能維持に必要な業務に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、一定の条件により待機を解除できること等が示された。

県では、職員のうち社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除への対応のため、職員厚生課の費用負担により新型コロナウイルス抗原定性検査キット（以下「抗原検査キット」という。）を調達し、希望者に配付した。

2 経過	
R4. 1. 5	厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」（以下、「厚労省通知」という。）発出 自宅等の療養体制が整った自治体において、感染急拡大下では自宅療養や宿泊療養を行っても差し支えないと示される
R4. 1. 14	厚労省通知の一部改正版（1/14 改正版）発出 濃厚接触者の待機期間が従来の14日間から10日間に短縮、うち社会機能維持者の待機期間を一定の条件を満たした場合に限り10日を待たずに待機を解除が可能と示される
R4. 1. 19	抗原検査キットの配付等運用方法等を検討 抗原検査キットを1,000回分発注
R4. 1. 27	社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除関係の対応を検討
R4. 1. 28	抗原検査キット1,000回分納品 厚労省通知の一部改正版（1/28 改正版）発出 濃厚接触者は原則7日間の待機期間で8日目に解除、および社会機能維持者は一定の条件下で5日目に待機解除と示される
R4. 1. 31	社会機能維持者への抗原検査キット配付開始
R4. 2. 2	厚労省通知の一部改正版（2/2 改正版）発出 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について示される
R4. 8 中旬	使用期限間近となった抗原検査キットの配付
R4. 8. 25	抗原検査キット300回分発注
R4. 9. 12	抗原検査キット300回分納品

R5. 5. 8	抗原検査キットの配付終了 新型コロナウイルス感染症の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に移行
----------	--

3 取組詳細

(1) 背景

ア 感染等の状況

令和3年7月から9月にかけてのデルタ株による「第5波」以降、新規感染者数は低い水準で推移していた。しかし、令和4年1月初旬から新規感染者数が急拡大し、オミクロン株B.A.1による「第6波」（令和4年1月から3月）を迎えていた。

イ 国の方針等

- ・ 国は、感染の急拡大を受け、県に対し1月21日にまん延防止等重点措置を適用し、不要不急の外出を控え、感染予防の徹底等対策を呼び掛けた。
- ・ 医療現場や保健所業務のひっ迫回避および社会機能の維持等を勘案し、令和4年1月5日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（以下、「厚労省通知」という。）」により、自宅等の療養体制が整っている自治体において感染の急拡大が確認された場合には、自治体の総合的な判断の下、症状に応じて宿泊療養・自宅療養とすることに差し支えないことが示された。
- ・ 1月14日には、濃厚接触者の待機期間が従来の14日間から10日間に短縮、また、社会機能維持に必要な業務に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、一定の条件により待機を解除可能と変更した（厚労省通知1月14日改正版）。

一定の条件とは、①社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要であること ②無症状であること ③抗原検査キット等で検査を行い、陰性が確認されていること ④抗原検査キットを用いる場合は、最終曝露日から6日目と7日目に行うこと ⑤検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、抗原検査キットの入手に当たっては、必要と想定される量を勘案すること ⑥事業者は社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること 等である。

- ・ 1月28日には、濃厚接触者の待機期間について、原則7日間で8日目に解除、社会機能維持者については、厚労省通知1月14日改正版にある一定の条件のうち、④について、4日目と5日目の抗原検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除可能と変更した（厚労省通知1月28日改正版）。
- ・ 2月2日には、濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについて追加通知した（厚労省通知2月2日版）。

ウ 県の方針等

① 実施に向けた検討

厚労省通知 1 月 14 日改正版を受け、社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除に対応するため、検討を開始した。

- ・社会機能維持者にあたる県職員の選定

各局の業務継続計画に従い、医療従事者、福祉施設従事者、インフラ関係従事者等の他、業務継続に必要な職員を社会機能維持者と定義した。

- ・実施方法

厚労省が認める検査のうち、簡便かつ安価に判定が得られる抗原検査キットによる検査を、最終曝露日から 6 日目と 7 日目（のちに短縮）を行うこととした。

- ・運用

職員健康管理センターが抗原検査キットを調達し、必要な所属へ配付する。各所属は検査を実施し、その結果を報告することとした。

② 事前準備

- ・抗原検査キットの調達

令和 4 年 1 月 20 日に対象となる職員約 500 人に各 2 回分の抗原検査キットを配付することとして、1,000 回分を調達した。

なお、発注にあたっては急を要することから、納品可能な業者との随意契約で調達（平成 23 年 4 月 7 日付会指第 6 号会計局局長通知に基づく、大規模災害など発生時における会計事務の特例処置（兼命令の活用等））した。

- ・県職員向け通知の改定と周知

厚労省通知で示された、濃厚接触者の待機期間の変更や社会機能維持者の待機期間早期解除の対応等（抗原検査キットの配付等）に関係する事柄について、関係各局と協議し、県職員向け通知（改定版）を作成し、これに基づき職員専用ポータルで待機期間や抗原検査キットの配付について随時周知した。

(2) 実施

ア 実績

① 令和 4 年 1 月調達分

局	払出所属数	払出数（回）
政策局	14	39
国際文化観光局	3	6
環境農政局	2	3
健康医療局	9	14
産業労働局	10	18
県土整備局	18	38

Ⅱ 感染防止対策

その他（会計局、議会局、各種委員会等）	1	2
合計	57	126

※配付しなかった抗原検査キットのうち 830 回分は、令和 4 年 9 月末使用期限のため、社会機能維持者を配する局の希望所属に配付した。（令和 4 年 8 月以降）

② 令和 4 年 9 月調達分

令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症に移行してからは、発熱症状等新型コロナウイルス感染症疑いのある職員等に対して使用。

局	申出数（所属）	払出数（回）
政策局	1	2
総務局	1	2
くらし安全防災局	3	6
国際文化観光局	1	4
環境農政局	2	2
産業労働局	1	1
その他（会計局、議会局、各種委員会等）	6	6
合計	11	23

4 課題と対応

1,300 回分調達したが、使用できるケースを厳密に絞ったところ、目的に沿った使用は 150 回程度であった。

⇒ 使用期限間近の抗原検査キットについては、社会機能維持者を配する所属へ配付し、条件によらず使用できるようにした。

⇒ 新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症に移行してからは、発熱症状等新型コロナウイルス感染症疑いのある職員等に対して使用できるようにした。

5 将来に向けた教訓

- 抗原検査キットをより迅速に配付するため、職員健康管理センターではなく各局総務室で管理するなど、配付スキームを改善する余地がある。
- 目的通りの使用ができないケースが想定されるため、使用期限の数か月程度前に福祉所属等の必要所属に配付するなど、より有効に活用する方法を検討し、対応する必要がある。

Ⅲ 県民生活・経済支援

1 行政手続の緩和等

(1) 自動車税障害者減免の申請期限延長

1 取組の概要

各県税事務所等の窓口で申請を受け付けている自動車税障害者減免について、緊急事態宣言下において外出を自粛した県民へ対応するため及び窓口の混雑回避に努めるため、申請期限の延長等を行った。

2 経過	
R2. 4. 7	県内に緊急事態宣言発令（1回目）
R2. 4. 22	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請に特例措置を講じることについて総務局長通知発出
R3. 1. 8	県内に緊急事態宣言発令（2回目）
R3. 3. 18	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請の申請期限を延長することについて総務局長通知発出
R3. 8. 2	県内に緊急事態宣言発令（3回目）
R3. 8. 20	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請に特例措置を講じることについて総務局長通知発出

3 取組詳細

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた自動車税の身体障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和2年4月22日）

令和2年6月2日から同年11月2日までに行われた申請について、本来の提出期限内に申請があったものとして取り扱うなどの特例措置を講じること、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき外出自粛を行っていただいている県民の方に不利益がないようにすることに加え、窓口の混雑回避に努めることとした。

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課、障害者団体及び自動車関連団体への周知を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた自動車税の身体障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和3年3月18日）

令和3年5月6日から同月31日までの間に申請期限が到来する申請について、令和3年6月30日まで申請期限を延長することで、窓口の混雑回避に努めることとした。

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課及び各市町村税務主管課への周知を行った。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた自動車税の障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和3年8月20日）

令和3年8月2日に発出された緊急事態宣言の初日から緊急事態宣言が解除された日から1月を経過する日までの間に行われた申請について、本来の提出期限内に申請があったものとして取り扱うなどの特例措置を講じること、感染拡大の防止に向け、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図ることとした。

Ⅲ 県民生活・経済支援

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課、各市町村税務主管課及び自動車関連団体への周知を行った。

4 課題と対応

神奈川県県税条例施行規則第2条第15号に規定する自動車税環境性能割の障害者減免及び同条第24号又は第25号に規定する自動車税種別割の障害者減免については、減免申請時に障害者手帳等の提示が必要なことから、県税事務所又は自動車税管理事務所の窓口において申請を受け付けている。

しかし、緊急事態宣言下において、申請を行う県民の方に窓口への来所を求めることは県の対応として適切なものではなく、また、申請期限直前に窓口の混雑が予想されたことから、申請期限の延長又は特例措置を講じることで新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることとした。

5 将来に向けた教訓

1回目の緊急事態宣言発令後、直ちに税務指導課、税制企画課及び自動車税管理事務所で一丸となって課題の整理及び対応案の検討を行ったことから、短時間で全く新しい取扱いを作り上げる必要があったにもかかわらず、県民の方に不利益を生じさせてしまうこともなく、申請窓口における大きな混乱もなかった。

また、3回目の緊急事態宣言発令に対応して通知を行った取扱いは、今後同様の事態が生じた際にもそのまま活用できるものとなっている。

1 (2) 納税証明書の交付に係る手数料の減免

1 取組の概要

納税証明書の交付を請求する者は、原則として1件について400円の手数料を納付しなければならないとされているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた者に対する支援の一環として、令和2年5月7日から令和5年5月7日までの間、当該感染症の影響により、貸付や融資等を受ける必要があるために納税証明書が必要となった者に対して、交付手数料の全額の減免を行った。

2 経過	
R2. 5. 1	各県税事務所長及び自動車税管理事務所長に対し、手数料減免に関する取扱いについて総務局長通知発出
R2. 6. 25	「総務政策常任委員会報告資料」に、新型コロナウイルス感染症に係る「県民等への対応」として手数料減免制度を記載
R2. 5～	減免制度について広報を実施 (広報媒体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税ホームページ(県税便利帳)掲載(R2. 5. 8～) ・ ちらし配布(感染拡大防止の観点から、納税証明書の交付請求を郵送でお願いする旨の内容に加え、手数料減免制度について記載) ・ 関係団体に周知 ・ 県公式Twitter掲載(R2. 5. 11) ・ 県のたより お知らせ面掲載(R2. 7月号) ・ LINEパーソナルサポート掲載(R2. 5下旬)
R5. 3. 7	各県税事務所長及び自動車税管理事務所長に対し、手数料減免制度の終了について総務局長通知発出
R5. 3～	減免制度終了について広報を実施 (広報媒体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税ホームページ(県税便利帳)掲載 ・ ちらし配付 ・ 関係団体に周知
R5. 5. 7	減免制度終了

3 取組詳細

(1) 証する書類の提出

手数料減免の適用に当たっては、納税証明書交付請求書に記載された「使用の目的」が「新型コロナウイルス感染症の影響による貸付・融資等のため」とされているかにより判断をしており、請求者に対して、証する書類の提出は求めない運用とした。

(2) 減免の適用実績

- ・ 制度開始当初は、減免割合が全体の半数を超えており、その後、数か月間にわたり20%を超える状況が継続していた。
- ・ 令和3年度以降、多くの月で減免割合が10%を下回るようになった。

Ⅲ 県民生活・経済支援

(手数料減免が適用された交付請求の割合)

R2.5 : 53.1% ⇒ R3.5 : 7.4% ⇒ R4.5 : 8.4% ⇒ R5.1 : 5.4%

(3) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化

- ・ 政府は、令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から、感染症法上の位置付けを、5類感染症とする方針を決定した。
- ・ 5類感染症に位置付けられることに伴い、これまで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することとなる。

(4) 手数料減免措置の終了

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類感染症となることにより、コロナのみを特別に扱う理由が見い出せず、他の疾病に罹患した方との公平性が損なわれることから、令和5年5月7日をもって手数料減免措置を終了した。

1 (3) 県営水道の料金の減額

1 取組の概要

水道使用者に対し減額相当の水量で手洗いなどの徹底を支援するため、令和2年5月1日からの4カ月間、水道料金を一律10%減額する対応を行った。

2 経過

R2. 4. 7	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発出	
R2. 4. 30	新型コロナウイルス感染症に係る水道料金の減額について（企業庁長通知）	
R2. 4. 30	〃	記者発表
R2. 5. 1	水道料金の10%減額開始	
R2. 8. 31	〃 終了	

3 取組詳細

(1) 取組内容

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出を受け、企業庁として何が出来るかを検討した結果、水道使用者に対し減額相当の水量で手洗いなどの徹底を支援することを目的とし、県営水道のすべての使用者を対象に、令和2年5月1日から令和2年8月31日までに調定する水道料金を一律10%減額する措置を行った。

なお、減額の対象を一般家庭に絞らず、職場や工場等においても手洗いや清掃が徹底されるよう全用途の水道料金を一律減額とした。

(2) 取組結果

ア スピード感

全用途について一律減額としたことにより、申請手続きが一切不要となり、緊急事態宣言発出後1カ月以内に減額措置を実施することが可能となった。

イ 減額期間の使用水量と減額総額

令和2年5月から8月までの4か月間における使用水量は前年と比較し、家事用が約5.8%の増加となった。特に8月の使用水量は、活動自粛要請が解除された状況においても約7.6%増と大きく増加した。

業務用については前年同期と比較すると約20%の減となっているが、8月には約10%の減となり減少幅が縮小し、経済活動の回復がみられた。

この減額措置による減額総額は約15億円となった。

4 課題と対応

減額により老朽管等の施設更新事業等に支障が出ることがないように、経費節減等を行うことによって更新費用の財源確保に努め、経営計画に基づき、管路更新等の取組みを着実に進めた。

5 将来に向けた教訓

全用途における一律減額を早期に行ったことにより、県営水道利用者に対して手洗い等の新たな生活習慣の定着の一助となることができた。

1 (4) 上下水道料金の支払いの猶予

1 取組の概要

厚生労働省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金の支払いが困難になった方について、支払いの猶予を行うこととした。

2 経過

R2. 3. 18	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長より薬生水発 0318 第 1 号通知発布
R2. 3. 25	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上下水道料金に係る執行猶予について（経営課長通知）
R2. 3. 25	〃 〃
R2. 3. 25	〃 記者発表 支払猶予の受付を開始 (現在も継続して実施中。)

3 取組詳細

(1) 薬生水発 0318 第 1 号通知の概要

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」
新型コロナウイルス感染症の影響を念頭に「支払猶予等の対応」や、「給水停止にあたっては水道使用者の状況を踏まえて、より丁寧で慎重な対応をとる」など、柔軟な措置の実施に関する通知があった。

(2) 猶予期間の検討

県営水道では、原則として上下水道料金を 2 か月に 1 度請求していることから、2 回分の 4 か月を猶予することが適当と考えた。また、近隣の他水道事業体の状況を参考とし、最長で 4 か月間の猶予期間を設定した。

(3) 取組結果（令和 4 年度末）

申請件数：408 件
猶予金額：約 9,900 万円

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響は根強く、4 か月の猶予を行ってもなお支払いが困難になる水道使用者も想定されたが、機械的に給水停止をすることなく、個別の事情をよく聞きながら水道使用者に寄り添い柔軟に対応することとした。

5 将来に向けた教訓

県営水道では従前から支払計画書を用いて、個別の水道使用者の生活状況に応じた対応を行っていた。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金の支

Ⅲ 県民生活・経済支援

払が困難になった水道使用者に対する取組も早急かつ円滑に実施することができた。

2 飲食店への協力金交付等

(1) 飲食店等に対する協力金（神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国の基本的対処方針に基づく県からの夜間営業の短縮や休業の要請（以下「時短要請等」という。）に御協力いただいた飲食店等の経営への影響を緩和する観点から交付を行ったもの。

令和2年4月から5月にかけて、幅広い業種を対象にした時短要請等を行い、これに伴い、協力金第1弾及び第2弾の交付を行った。

その後、多くの人命に関わる深刻な感染症のまん延を受け、感染症対策の急所として、主に飲食店を対象に時短要請等を行い、これに協力した事業者に対し、協力金第3弾（令和2年12月要請）から第18弾（令和4年3月要請）まで、感染状況の落ち着いた一時期を除いて連続して実施した。

2 経過	
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定 4月11日からの遊興施設等（インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス等）の管理者に対する施設の使用停止を要請
R2. 4. 11	第1弾の時短要請等期間開始（～5.6）
R2. 5. 7	第2弾の時短要請等期間開始（～5.27）
R2. 12. 7	主に飲食店を対象にした第3弾の時短要請等期間開始。
～R4. 3. 21	以後、感染状況の落ち着いた一時期を除き第18弾まで連続して時短要請等を行った。 ※ 令和5年3月までに交付事務は終了

3 取組詳細

(1) 協力金事業の実施

ア 事業実施理由

県からの時短要請等に御協力いただいた飲食店等の経営への影響を緩和するため。

イ 協力金交付のための体制

迅速な審査・交付のため、全庁的な応援体制を構築し、業務の一部を委託して実施した。

また、第1弾及び第2弾の交付額は1事業者当たり定額であったが、これまでに取り組んだことがない事業であり、交付に時間を要した。第3弾以降は、店舗ごとに1日当たりの金額を計算する方法に変更となり、制度が複雑になったため、受託事業者と一層密に連携・協力して進める体制を取った。

ウ 短期間かつ膨大な審査事務

神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出され、それを踏まえた県の時

Ⅲ 県民生活・経済支援

短要請等に協力した事業者を対象とした第1弾（令和2年4月要請）及び第2弾（令和2年5月要請）においては、8万件超の申請があった。

県の時短要請等に協力いただいた主に飲食店を対象とした第3弾（令和2年12月要請）から第18弾（令和4年3月要請）においては、39万件超の申請があった。

この過去に例のない件数の申請に加え、次のような目まぐるしい国制度の変更等が申請の不備に繋がり、審査も複雑化した。

- ・第3弾からは、交付額が「1事業者当たり定額」の簡易な計算方法から、「店舗ごとに1日当たりの金額を計算する」方法に変更。
- ・第9弾（令和3年4～5月要請）からは店舗の売上高を考慮する申請が可能となり、より複雑な制度に。
- ・第13弾（令和3年7～8月要請）から第15弾（令和3年10月要請）まで、先行交付制度（協力金の一部を簡易申請で時短要請等終了前に先行して受け取れる制度）を実施。この先行交付制度は、先行交付のための事前申請と時短要請等期間後に行う本申請、計2度の申請を必要とすることになり、混乱してしまう申請者も多く、申請の不備が多発。
- ・第16弾（令和4年1～2月要請）から第18弾（令和4年3月要請）までは、「マスク飲食実施店認証制度」の認証店舗か否かにより、申請内容が異なる制度に。

このため、令和3年の春頃から、全国的にも協力金の交付の遅れが問題となっていた。本県においても一時、申請に対して交付が追い付かない状況となったが、協力金の交付迅速化のため、次のような様々な取組を行った。

- ・システム構築及び運用等、民間業者への委託
⇒県と受託事業者で業務の役割分担を行い、受付、審査業務を効率化。
- ・事務局体制の大幅な強化
⇒全庁から応援職員を投入し、最大約190人体制での審査を実施。また、委託業者においても、コールセンターや審査の体制を見直し、協力金の交付を迅速化。
- ・「時短営業（休業）の案内」等の掲示物や提出書類のわかりやすい周知
⇒提出書類の誤りや不足を削減し、申請不備を低減。
- ・先行交付の実施
⇒時短営業等の要請期間中に、協力金の一部を先行して交付することで、苦しい経営状況が続く飲食店に対する協力金の交付を迅速化（ただし前述のような課題もあった）。

こうした取組の結果、次第に状況は改善し、令和3年の秋頃以降は概ね速やかな交付を実現することができた。

（2）不適正事案への対応

ア 不交付

他の弾における審査や、通報に基づく現地調査等により、協力金の交付

Ⅲ 県民生活・経済支援

要件を満たしていないことが判明した場合は、不交付通知を発出した。

イ 返還請求

不交付と判断したもののうち、既に交付済の協力金がある場合は、返還請求を行った。

こうした事案は、制度が複雑だったことによる申請者の交付要件の認識誤りによるものが多数を占めているが、中にはそもそも営業時間短縮等の要請に応じていなかったり、実態とは異なる資料を提出していたといった、悪質なケースもあった。

<不交付・返還の主な事例>

- ・コロナ禍以前から夜間営業はしておらず時短要請等対象外
- ・時短要請等に応じず実際は夜間営業していた
- ・交付要件対象外(テイクアウト専門店) など

(3) 実績

ア 第1弾及び第2弾の実績

【交付実績(成果)】 (令和5年11月末時点)

	申請	交付	不交付・ 交付取消	取下げ等
件数(件)	83,372	74,316	5,385	3,671
金額(千円)	-	8,801,500	-	-

※ 交付不交付の決定は令和2年度をもって終了した。

※ 不交付・交付取消・取下げ等については、同一事業者からの複数申請や、時短要請等の対象でない施設からの申請が多数あったことなどによるもの。

※ 件数・金額は返還を反映したもの。

イ 第3弾から第18弾の実績

【交付実績(成果)】 (令和5年11月末時点)

	申請	交付	不交付・ 交付取消	取下げ等
件数(件)	395,356	385,440	4,084	5,832
金額(千円)	-	584,631,572	-	-

※ 交付不交付の決定は令和4年度末をもって終了し、現在は交付取消をした事業者に対する返還請求及び債権回収、管理業務を行っている。

【返還請求及び債権回収状況】 (令和5年11月末時点)

	相手方(者)	件数(件)	金額(円)
返還請求	727 (100%)	1,583 (100%)	1,572,597,404 (100%)
【返還】	675 (92.8%)	1,361 (86.0%)	1,325,411,306 (84.3%)
返還済み	611	1,088	1,011,739,011
分割返還中	42	200	218,631,752

Ⅲ 県民生活・経済支援

(予定含む)			
強制執行 (予定含む)	22	73	95,040,543
【未返還】	52 (7.2%)	222 (14.0%)	247,186,098 (15.7%)
未返還 (訴訟対応中 等)	46	201	195,080,000
破産による訴訟 中断 等	6	21	52,106,098

※ 利息・遅延損害金、違約金を含む。

4 課題と対応

(1) 度重なる国の基本的対処方針の変更への対応

ア 課題

国の基本的対処方針は短いスパンで変わる状況であったため、それに基づき、協力金事業も極めて短期間のうちに対応を行う必要があり、次のような影響が発生した。

- ・国の基本的対処方針変更の都度、協力金制度の再構築が必要となった。
- ・制度の複雑化に伴い、申請者の提出書類不備の増加や、追加書類の提出の遅れ等が発生し、交付まで時間がかかる原因の一つとなった。

イ 対応

このような中でも、国や社会からの強い要請に応じ、協力金を迅速に交付していくため、県と受託事業者双方の体制強化に加え、自動で協力金額を計算する申請者にわかりやすい電子申請システムの開発等により対応。

(2) 不適正な案件への対応発生

ア 課題

大量の審査業務を処理する中、結果として数百件もの返還・債権管理案件が発生した。

イ 対応

大量の自治体債権の回収について、組織だった対応実績のある弁護士事務所への委任により対応。分納による返還により債権管理業務は今後も継続。

(3) 協力金事業の実施体制

ア 課題

1つの所属では対応しきれない膨大な業務量が発生した。

イ 対応

全庁的かつ機動的な応援体制や会計年度任用職員の雇用、業務受託事業者との緊密な連携といった、事業実施体制の強化により対応。

5 将来に向けた教訓

(1) 緊急事態措置等を行う際の多角的な目線での影響の考慮

令和2年4月の緊急事態措置後、感染拡大の場の一つと考えられていた飲食店等に対し営業時間短縮等の要請を行うことと併せて御協力いただいた事業者に

Ⅲ 県民生活・経済支援

協力金を交付したことは、当時極めて厳しい状況となっていた飲食店等の経営への影響を緩和する効果はあったと考える。

ただし、同様に経営上大きな影響を受けた飲食店以外の業種も数多くあったことから、不公平感を抱かれる制度であったことは否定できない。

また、協力金自体は、国の基本的対処方針に基づき県が実施する事業であるが、本県においてその回数は18回（弾）を数え、度重なる基本的対処方針の変更は、頻回の制度変更を発生させ、申請及び審査を極めて複雑なものにした。

感染拡大防止策及び事業者支援策の実効性の検証や、将来に備えた各種法制度、申請事業者の情報基盤の整備等については、国が責任をもって実施していく必要がある。

仮に将来、協力金と同様の事業を県が実施すべきこととなった場合は、可能な限りきめ細かに制度を検討したうえで対応していく必要がある。

（2）協力金事業の実施体制を構築した意義

新型コロナウイルスへの対応に伴う協力金事業は、国及び県をはじめとした地方自治体がかつて経験したことのない業務であり、最も緊急対応を迫られた取組の一つであった。

こうした中であって、事業者支援を所管する産業労働局と、行動制限措置を主導したくらし安全防災局等の各局が速やかに連携しながら、全庁的な応援体制を構築するなど、県庁の総力を挙げて取り組んだという側面からは、本事業は好事例の一つになったと考えられる。

2 (2) 大規模施設等に対する協力金

1 取組の概要

大規模施設等協力金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、まん延防止等重点措置、緊急事態措置に伴う営業時間短縮等の要請に協力した大規模施設の運営事業者及び同施設に入居するテナント等事業者に対し交付したものの。

2 経過	
R3. 7. 1	第1弾・第2弾 申請受付開始 (第1弾に係る要請期間 R3. 5. 12～5. 31) (第2弾に係る要請期間 R3. 6. 1～6. 20)
R3. 9. 15	第1弾・第2弾 申請受付終了
R3. 7. 28	第3弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 6. 21～7. 11)
R3. 10. 12	第3弾 申請受付終了
R3. 9. 9	第4弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 7. 12～8. 31)
R3. 11. 18	第4弾 申請受付終了
R3. 10. 7	第5弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 9. 1～9. 30)
R3. 12. 14	第5弾 申請受付終了
	※R4. 2月までに全ての弾の交付事務は終了

3 取組詳細

(1) 制度概要

対象施設及び協力金の算出方法を以下の通り定め、実施した。

- ・主な対象施設
営業時間短縮等の要請に協力した建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える特定の大規模施設及び同施設内で事業を営むテナント
- ・算出方法
大規模施設…施設の自己利用部分面積と営業時間短縮率等に応じて算出
テナント等…テナントの床面積と営業時間短縮率に応じて算出

(2) 交付実績

ア 第1弾・第2弾

- ・交付件数 2,963件(大規模施設 273件、テナント 2,690件)
- ・交付額 1,547,461千円

イ 第3弾

- ・交付件数 2,065件(大規模施設 184件、テナント 1,881件)
- ・交付額 603,967千円

ウ 第4弾

- ・交付件数 3,031件(大規模施設 266件、テナント 2,765件)
- ・交付額 1,834,451千円

エ 第5弾

- ・交付件数 2,982件(大規模施設 264件、テナント 2,718件)
- ・交付額 1,152,242千円

4 課題と対応

(1) 課題

- ・国の基本的対処方針変更の都度、協力金制度の再構築及び制度変更に対応した申請、審査体制を整える必要があった。

(2) 対応

- ・交付金額の計算方法等、制度が複雑な中で申請者が混乱せず申請でき、審査がスムーズに行えるよう、交付金額の算定シートを作成し、自動で計算結果が出るなどの工夫を行った。
- ・申請手続きの簡素化を図るため、大規模施設が営業時間短縮を証する書類を提出した場合は、当該施設に入居するテナントの申請にあっては提出書類を省略できることとするなどの工夫を行った。
- ・生活必需品販売者が対象外であるなど、当初の想定より申請件数が少なかったため、事業者へのヒアリングをするなど実態の把握に努めた。

5 将来に向けた教訓

(1) 大規模施設等協力金制度について

大規模施設等協力金制度は、大規模商業施設など多くの時間短縮営業実施に繋がり、要請遵守に一定の効果があったと考える。

一方、劇場など一部の施設については、国の基本的対処方針で、休業・時短要請の対象とされながら、協力金を交付する場合の財源が、国の地方創生臨時交付金(協力要請推進枠)の対象外となるなどの課題もあった(このことは、全国知事会でも、「協力要請推進枠による支援の対象について、基本的対処方針において休業・時短要請の対象とされながら施設運営事業者に対する協力金が協力要請推進枠の対象外となっている施設を加えること」との要請を行っている。)

これらのことも踏まえ、感染症拡大防止策及び事業者支援策の実効性の検証や、将来に備えた各種法制度の整備については、国が責任をもって実施していく必要がある。

仮に将来、同様の事業を行うような事態になった際には、国に対し詳細な制度設計をするよう要望するとともに、県としても可能な限りきめ細かに制度を検討したうえで対応していく必要がある。

(2) 大規模施設等協力金実施体制について

大規模施設等協力金も飲食店向けの協力金と同様に、これまでに経験したことのない業務であった。国の基本的対処方針や制度設計が不十分であったために、県職員は多大な労力を費やすことを余儀なくされたが、本事業においても、所管する

Ⅲ 県民生活・経済支援

産業労働局をはじめ、全庁的な応援体制を構築するなど、県庁の総力を挙げて取り組んだ事業という側面からは、好事例の一つになったと考えられる。

なお、幅広い業種の事業者に対する一律の支援については、公平性、迅速性の観点から、必要となる施策を国が責任をもって検討・実施すべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討していく必要がある。

2 (3) 感染防止対策用具の無償貸与

1 取組の概要

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効と言われており、令和2年5月から募集を開始した「中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」では、感染防止対策用具も補助対象としていたが、第2波が拡大する中で、飲食店における感染防止対策が急務となった。

そこで、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、令和2年11月25日から開始した。さらに、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO2濃度測定器」を貸出物品に追加した。

その後、当該事業と飲食店が自ら設置したものを合わせ、県内飲食店のほとんどの店舗にアクリル板が設置され、事業の一定の目的が達成されたため、令和3年11月末で申込受付を終了した。

2 経過	
R2. 11. 25	アクリル板、サーキュレーター、加湿器の貸出開始
R2. 12. 9	CO2濃度測定器の貸出開始
R3. 1. 6	厚木合同庁舎においてアクリル板貸出を開始
R3. 2. 3	横須賀合同庁舎、平塚合同庁舎、小田原合同庁舎においてアクリル板貸出を開始
R3. 11. 30	申込受付終了

3 取組詳細

(1) 事業の概要

新型コロナウイルスの感染防止対策として、県内飲食店に限定して、「アクリル板」「CO2濃度測定器」「サーキュレーター」「加湿器」を無償で貸し出す。

(2) 対象となる事業者

県内の飲食店（飲食店の営業許可又は喫茶店の営業許可）

(3) 貸出期間

6週間 ※ 貸出期間終了後、低廉な価格で購入いただくことも可能

(4) 申込方法

ホームページ内の申込フォーム又は電話

(5) 貸出の流れ

ア フォームメールまたは電話で物品の貸出申請を受け付ける。

イ 在庫を確保できた場合は、申請者に連絡し、引取日時を調整する。

ウ 引取日時に来所した申請者に借用書等の必要書類を記入いただき、要件を確認のうえ、物品を貸し付ける。

エ 貸出から概ね4～5週間後に申請者あて連絡し、買い取るか、返却するか意思を確認する。

オ 買取の場合は、譲渡申込書を送付。受領後、納入通知書を送付して支払いを受ける。

Ⅲ 県民生活・経済支援

カ 返却の場合は、持込日時を申請者と調整し、当日返却を受ける。

(6) 貸出場所

地区	貸出物品	貸出会場
横浜	アクリル板、CO2 濃度測定器、サーキュレーター	かながわ労働プラザ（住所：横浜市中区寿町1-4）
横須賀	アクリル板	横須賀合同庁舎（住所：横須賀市日の出町2-9-19）
厚木	アクリル板	厚木合同庁舎4号館（住所：厚木市水引2-3-1）
平塚	アクリル板	平塚合同庁舎（住所：平塚市西八幡1-3-1）
小田原	アクリル板	小田原合同庁舎（住所：小田原市荻窪350-1）

(7) 受付数

アクリル板	267,345 枚
サーキュレーター	9,119 台
加湿器	3,607 台
CO2 濃度測定器	8,405 台

4 課題と対応

(1) アクリル板の処理に関する周知

飲食店等から排出されるアクリル板は、事業活動に伴って生じる産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するため、適正に処理するよう、貸出事業者に対して周知を行った。

(2) 返却後のアクリル板等の活用

返却を受けたアクリル板やサーキュレーター等は、県内の学校や県立施設等に送付し、活用いただいた。

(3) 貸出期間終了後の譲渡等の処理

貸出期間終了後は多くの事業者が買取を希望し、譲渡承認、調定、収納管理等の手続きが短期間に大量に発生した。中には買取等の意思確認ができなかったり、代金納付が遅れる事業者もあったが、電話・現地訪問等による丁寧な説明や督促に努め、概ね円滑に処理することができた。

5 将来に向けた教訓

今後、新型コロナウイルスのような感染症が発生した場合に、飲食店等で感染防止対策に必要な物品を、県内全域で迅速に貸し出すことができるよう、今回のスキームの手順書やマニュアルを、しっかり共有しておく必要がある。

また、貸出物品の譲渡代金については、税金等と異なり金融機関の窓口でのみの収納となり、飲食店にとっては不便という声があったことから、県の公金収納のキャッシュレス化を推進して一層の利便性向上を図る必要がある。

3 事業者支援

(1) 事業者支援体制の構築

1 取組の概要

産業労働局では、協力金の交付等、事業者を支援するために新たに実施する事業に対して、全庁コロナシフトの下、支援に必要な体制を構築した。

体制構築当初は、それまで経験がなかった事業を実施するにあたり、決裁ルートの整理やサービス管理、契約業務など、平時を想定したルールに苦慮することが多かったが、関係局と逐次協議を重ね、見直しが行われたことで、業務を円滑に進めることができるようになった。

2 経過	
R2. 5	協力金（第1弾・第2弾）・補助金等に係る支援体制の構築
R2. 12	協力金（第3弾以降）・補助金等に係る支援体制の構築
R3. 4	約230人による支援体制（協力金約120名、補助金約70名、その他約50名）
R3. 5	協力金審査業務の増員（約170名体制）
R3. 9	協力金審査業務の増員（約190名体制）
R4. 3	約260人による支援体制に移行（協力金約160名、補助金約50名、その他約50名）
R5. 4	約60人による支援体制に移行（協力金約20名、補助金約40名）

3 取組詳細

(1) 応援職員の派遣要請

支援体制の構築に当たり、飲食店等に対する協力金の交付など、事業者を支援するために新たに実施する事業について、担当する所管課が事業の規模や業務委託の有無等を勘案し、必要な人員を算定して、応援職員の派遣を局内外に要請した。

要請に当たっては、業務量や内容を的確に把握し、応援職員への依頼内容と実際の業務内容との乖離を防ぐよう努めた。特に、協力金の交付事務については、新たな協力金の弾が発生し続け（結果的に第18弾まで実施）、終わりの見えない業務に対し、短期間での交代が前提の応援職員では、現場のニーズとのミスマッチが生じる課題があったことから、関係部局と相談・連携し、長期派遣が可能な業務の「核」となる応援職員を配置することで、ミスマッチの解消に努めた。

(2) 会計年度任用職員の雇用

事業を実施する所属の職員や、応援職員だけでは対応できない事業については、会計年度任用職員を雇用して対応した。

(3) 執務場所の確保

協力金や補助金の審査事務等を行う執務場所について、県庁大会議場や議会会議室などへの移転を繰り返したため、安定的に実施できるよう、新たに県庁周辺の賃貸オフィスを確保した。

4 課題と対応

(1) 事業者・県民からの膨大な問合せへの対応

飲食店等に対する協力金や県内消費喚起対策事業（かながわP a y）は、事業者・県民の関心が極めて高く、所管課に対して、「いつ協力金が支払われるのか」「審査はどうなっているのか」「かながわP a yはどのお店で使えるのか」といった問合せが殺到し、担当職員以外も対応せざるを得ない状況となり、業務に支障が生じていた。

そこで、こうした問合せに対応する窓口を一本化し、専従の応援職員や会計年度年度任用職員を配置するとともに、問合せ内容を類型化し、ホームページに「よくある問合せ」として掲載することなどにより、業務の軽減に努めた。

(2) 決裁権限・ルートの整理

事業開始当初は、起案・決裁権限を持たない応援職員が現場に多く配置されていたため、特定の所管課職員や現場に常駐できない所属長に起案・決裁業務が集中するなどの業務負担が生じていた。

その後、関係局と調整し、人事異動による増員や担当課長の配置、決裁権限の委譲等が可能になったことで、業務を円滑に進めることができるようになった。

(3) サービスの管理

応援職員の配置当初は、応援先への通勤の扱いや休暇・時間外勤務の申請先など、サービスの整理が浸透しきっておらず、応援職員の派遣期間や切り替わるタイミングもバラバラであったため、勤怠管理に混乱が生じていた。

また、現場に常駐していない所管課のグループリーダーに応援職員の時間外勤務承認業務が集中し、業務負担が生じる一方で、現場の応援幹部職員が時間外勤務の状況を把握しにくくなるなど、サービス管理に支障が生じていた。

そこで、時間外勤務や休暇の状況について、所管課が定期的に現場の応援幹部職員と共有するとともに、サービス申請に疑義がある場合は、その都度現場の幹部職員に確認するなどの対応を整理し、改善に努めた。

(4) 共同作業への対応（電子メール、ファイル交換、共用サーバー等）

応援職員が共同作業を行うためには、業務用メールの転送設定やファイル交換の承認権者の追加、共用サーバーの読書権限の付与などの設定を、所管課がシステム上で行う必要があったが、応援職員の派遣期間や切り替わるタイミングがバラバラであったため、その都度対応せざるを得ず、業務負担が生じていた。

その後、人事異動による増員や担当課長の配置等により、これらの設定業務を円滑に進めることができるようになった。

(5) 審査業務の質の確保

短期の応援職員については、業務内容を説明し引き継いでも、業務に慣れた頃には交代となり、後任の応援職員に業務内容の説明を繰り返すなどの業務負担が生じていたほか、結果として特定の職員に業務が集中し、審査業務の質の確保に苦慮する状況が生じていた。

その後、人事異動による増員や長期の応援職員の配置などにより、職員の異動

Ⅲ 県民生活・経済支援

や退職・雇用時期が重なる年度末・年度初めを除いて、円滑に審査業務を進めることができるようになった。

(6) 支援体制構築に伴う法定事項に係る業務への対応

新たに県庁周辺のテナントを執務場所として確保したが、これに伴い、防火・防災管理者の選任や消防計画の作成、消防査察への対応等が必要となった。

また、人事異動による増員や会計年度任用職員の新規雇用に伴い、所管課において新たに衛生管理者を選任し、衛生委員会を月1回以上開催するなど、法定事項に係る業務にも対応する必要性が生じた。

5 将来に向けた教訓

(1) 緊急時における事業者・県民対応

飲食店等に対する協力金やかながわPayなど、事業者・県民の関心が極めて高い事業については、その情報が対外的に発表された瞬間から、電話やフォームメール、来庁者が殺到し、担当者はもとより、所管課全体がその対応に忙殺され、業務に著しい支障が生じることを実感した。

そこで、今後こうした注目度の高い施策を実施する際には、関係局との連携のもと、例えば、事業者や県民からの問い合わせに対応するための応援職員をあらかじめ指定しておくなどの対応を図るとともに、ホームページ上での「よくあるお問合せ」の掲載やチャットボットの活用等によって、問合せそのものを減らしていく対策を講じる必要がある。

(2) 緊急時における業務の円滑化

サービスや決裁、情報化関連など、適正な業務遂行の観点から定められている平時におけるルールは、緊急時における迅速な業務遂行の観点からは、どうしても支障となってしまいう事例が多かった。

関係局との調整により適宜ルールの見直しが行われたことで、円滑に業務を進めていくことができたが、今後、同様の事態が生じた際にも迅速に対応できるよう、支障となる事例を共有しておく必要がある。

(3) 効果的な広報や情報基盤の整備

緊急時においては、「自らが使える支援策をできるだけ早期に届けてほしい」という事業者・県民の強いニーズがある。

今般のコロナ対応では、LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ事業者サポート」を活用することなどにより、県の支援策がより多くの事業者・県民に届くよう工夫してきたが、今後は、例えば国がすでに保有している事業者情報を活用した、全国共通の情報基盤による効果的な広報や支援策を検討していく必要がある。

3 (2) 消費喚起対策

ア 県内工業製品購入促進事業

1 取組の概要

県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品を購入した際の、割引クーポンを発行することで、県内製造業を支援した（かもめクーポン）。

2 経過

R2. 10. 22	かもめクーポン発行・利用開始
R4. 2. 13	かもめクーポン発行終了
R4. 2. 15	かもめクーポン利用終了

3 取組詳細

(1) 対象となる製品

県内の工場・工房で製造された完成された製品（一般に流通し、製造されているもの。部品・部材は除く。）

<令和2年10月22日～令和3年6月15日まで>
 希望小売価格等が単価10万円以上（税抜）のもの
 <令和3年6月16日～令和4年2月15日まで>
 希望小売価格等が単価3万円以上（税抜）のもの

(2) 対象となる事業者

県内の工場・工房で、本事業の対象となる製品を製造する事業者等

(3) 利用できる方

神奈川県内在住の個人又は県内に所在する法人（事業所）

(4) 割引額と上限額

対象製品1つ当たり最大20万円（税抜希望小売価格等の10%以内）
 購入者1人（1事業者）当たり上限100万円

(5) 利用実績

利用件数 11,582件
 利用金額 1,061,405千円

製品価格（税抜希望小売価格等）	クーポンの金額
3万円以上5万円未満	3,000円
5万円以上10万円未満	5,000円
10万円以上15万円未満	10,000円

Ⅲ 県民生活・経済支援

15万円以上 20万円未満	15,000円
20万円以上 35万円未満	20,000円
35万円以上 50万円未満	30,000円
50万円以上 75万円未満	35,000円
75万円以上 100万円未満	45,000円
100万円以上 150万円未満	50,000円
150万円以上 250万円未満	75,000円
250万円以上 400万円未満	125,000円
400万円以上	200,000円

4 課題と対応

当初、単価 10 万円以上（税抜）の製品を対象としていたが、より多くの製品の販売を促進するため、令和 3 年度事業（クーポン利用期間：令和 3 年 6 月 17 日から令和 4 年 2 月 15 日まで）から、単価 3 万円以上（税抜）の製品に拡充した。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

イ 県内消費喚起対策事業（かながわP a y）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわP a y」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大 20%の金額に相当するポイント（1人あたり上限 30,000 円相当分）を消費者に還元する取組を実施した。

<キャンペーン概要>

ポイント付与上限額：1人あたり 3万ポイント

（令和3年12月23日に付与上限額を1万ポイントから3万ポイントへ引き上げ）

ポイント還元率：中小企業及び小規模事業者 20%

大企業 10%

対象決済サービス：auPAY、d払い、はまPay、LINE Pay、楽天ペイ

2 経過	
R3. 10. 25	第1弾 キャンペーン開始（還元総額 70 億円）
R3. 12. 23	1人あたり付与上限を 10,000 ポイントから 30,000 ポイントに引き上げ
R4. 1. 17	ポイント付与期間を 4月 30日、ポイント利用期間を 5月 31日まで延長
R4. 4. 15	予算上限に到達したためポイント付与終了
R4. 5. 31	ポイント利用期間終了
R4. 7. 19	第2弾 キャンペーン開始（還元総額 100 億円）
R4. 10. 30	予算上限に到達したためポイント付与終了
R5. 1. 31	ポイント利用期間終了

3 取組詳細

（1）第1弾の実績

アプリダウンロード数：約 100 万ダウンロード

加盟店数：約 18,000 店舗

累計決済額：約 600 億円

（2）第2弾の実績

アプリダウンロード数：約 185 万ダウンロード

加盟店数：約 24,000 店舗

累計決済額：約 900 億円

4 課題と対応

第1弾開始当初は利用が低調であったため、1人あたりポイント付与上限引上げ、期間延長を行うとともに、広報に力を入れたことで、徐々に利用が伸びた。

Ⅲ 県民生活・経済支援

第2弾では加盟店舗数の増加に注力し、第1弾開始時の2倍以上の店舗に参加していただいた。結果として第1弾を大きく上回るペースの利用があり、大きな消費喚起効果をもたらすことができた。

なお、第1弾では、他の年代に比べて60代以上の高齢者の利用者が少ないという課題があったが、第2弾では、主に高齢者を対象とした、県内各地の商業施設等で利用者説明会や県内のドコモショップ全店舗で利用者サポートを実施したところ、60代以上の利用者が2倍以上となった。

また、かながわPayアプリについても、利用者及び加盟店からの声をもとに、決済完了画面や加盟店検索機能等のアプリ改修を行い、利便性の向上に努めた。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルスの感染拡大時の、非接触のキャッシュレス決済の促進と消費の下支えという当初の目的に加え、5類移行後も、長引く物価高騰から事業者、消費者双方を支援するため、還元総額100億円で、かながわPay第3弾を実施し、県内に大きな消費喚起効果を上げることができた。

ウ 商店街等プレミアム商品券支援事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、令和2年度から、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援した。

なお、令和5年度においては、地域における消費を喚起することにより、物価高騰等の影響を受けている商店街の活性化を図ることを目的として実施している。

2 経過

R2. 7. 13	令和2年度 募集の開始
R2. 8. 28	募集の締切
R2. 10. 13	令和2年度 2次募集の開始
R2. 11. 27	2次募集の締切
R3. 10. 25	令和3年度 募集の開始
R4. 1. 11	募集の締切
R4. 4. 21	令和4年度 1次募集の開始
R4. 7. 29	1次募集の締切
R4. 9. 5	令和4年度 2次募集の開始
R4. 12. 16	2次募集の締切
R5. 4. 20	令和5年度 募集の開始
R5. 12. 1	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

商店街団体等がプレミアム商品券を発行する事業

(3) 主な補助条件

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響が生じていること。(令和2～4年度)

イ 「感染防止対策取組書」を推進していること。(令和2～4年度)

ウ 「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること。(令和4年度)

エ 商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。(令和2～5年度)

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限及び下限

ア 令和2年度

補助額の上限1,000千円、下限150千円

イ 令和3年度

1商店街当たり 補助額の上限2,000千円、下限150千円

Ⅲ 県民生活・経済支援

※ 複数の商店街団体等が連携して実施する場合、最大 5,000 千円

※ 2回まで交付申請可

ウ 令和4～5年度

1 商店街(正会員数が40以下の団体)当たり

補助額の上限1,000千円、下限150千円

1 商店街(正会員数が41以上の団体)当たり

補助額の上限2,000千円、下限150千円

※ 複数の商店街団体等が連携して実施する場合、最大 5,000 千円

※ 令和4年度のみ、2回まで交付申請可

(6) 募集期間

上記「2 経過」記載のとおり

(7) 予算額^{※1}、交付件数及び交付額

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
予算額	20,000千円	100,000千円 ^{※2}	160,617千円	122,800千円
交付件数	17件	32件	69件	—
交付額	13,093千円	73,948千円	155,056千円	—

※1：補正後の最終予算額

※2：執行残額については、全額繰越明許費を設定した。

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

3 (3) 補助金・交付金

ア 宿泊施設感染症対策等事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた宿泊事業者を支援するため、①感染拡大防止策に必要となる設備等の導入経費や、②ワーケーション・スペースの設置等の新たな需要に対応するための取組に要する経費に対する補助を実施した。

2 経過

R3. 7. 30	申請受付開始
R3. 10. 29	申請受付終了
R3. 12. 20	事業計画の変更(増額)申請受付終了
R4. 1. 24	補助事業の中止・廃止申請受付終了 補助事業遅延の連絡受付終了
R4. 2. 10	実績報告書提出受付終了

3 取組詳細

(1) 制度概要

事業区分	取組事例	補助率	補助上限額
1 感染防止対策に必要となる設備等の導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品（マスク、消毒液等） ・アクリル板、換気設備 ・非接触型チェックインシステム など 	令和2年度分：1/2 令和2年5月14日から令和3年3月31日までに着手し、令和4年1月31日までに完了する事業	1 施設：500万円
2 新たな需要に対応するための体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーション等の環境整備 ・通信環境整備 ・外国人対応整備 ・バリアフリー整備 など 	令和3年度分：3/4 ※令和3年度の補助率上乘せ分の予算が上限に達した9月14日消印以降は1/2 令和3年4月1日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する事業	旅館業法の許可番号を付与された施設ごとの上限額

(2) 予算額及び実績

予算額	決算額	件数
2,685,868,000円 (R3年度6月補正) △1,126,610,000円 (R3年度2月補正)	1,398,535,063円	804件 (R2年度分262件) (R3年度分542件) ※
執行率 89.7%		

※ 事故繰越1件を含む。(新型コロナウイルスの感染拡大の影響により年度内に事業が終了しなかったため)

4 課題と対応

(1) 宿泊事業者への補助について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光事業者は、厳しい状況の中、観光需要の回復後を見据えて、感染防止対策をはじめとする受入環境整備に取り組んでいた。とりわけ、宿泊事業者は、客室のほか、浴場、食事処など、多くの施設や設備を有していることから、より重い負担が生じている状況にあった。

そこで、宿泊事業者が行う感染防止対策やワーケーション・スペースの設置等を支援するために令和3年6月補正予算において、国の補助金を活用して、新たな補助制度を創設した。

また、先行して整備を行った事業者も支援するため、感染防止対策の業界ガイドラインが策定された令和2年5月に遡って補助するとともに、新規整備については、県独自で、補助率を上乗せした。

(2) 効果的な支援への取組

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた県内の宿泊事業者を効果的に支援するためには、実態に即した補助メニューの設定及び本事業の周知を徹底する必要がある。

そこで、事前に観光庁に赴き、意見交換を行うとともに、宿泊事業者に対してヒアリングやアンケートを行い、補助メニューの設定を行った。

また、補助対象者(旅館業法の許可を持つ者)に対して個別に補助金案内及び必要書類を送付することで、本事業の認知度の向上を図った。

5 将来に向けた教訓

(1) 交付決定までに要する時間の短縮について

申請件数が多い場合、申請書類の不備対応などで交付決定までに相当の時間を要してしまい、迅速に事業者への支援を行うことが難しくなる。そのため、申請書類の提出方法を電子化するなどの対応を行う必要がある。

(2) 業務委託について

本事業実施に当たり、①短期間に大量の応募が想定される補助金交付申請に係る事務処理能力、②業務の実施に必要な作業員の確実かつ速やかな確保が必要であったため、これらの点を補うために事業の一部を業務委託した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

コールセンター業務については、県職員の電話対応の削減への大きな助けとなった。審査業務については、不足書類の補填や、金額の計算等、個別担当者の判断が必要ない業務については大きな問題も無く行えた。一方で補助対象の適否等、判断が必要な業務については、委託事業者との意思疎通を徹底し、審査基準の認識のすり合わせを綿密に行う必要がある。

イ IoT 導入支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるため、県内中小企業における無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化を支援した。

2 経過

R2. 6. 29	募集開始
R2. 9. 11	交付決定（8社）
R2. 12～ R3. 1	補助事業完了

3 取組詳細

県内中小企業8社に対して、無線通信ネットワークの環境整備に要する費用のうち機器装置費やソフトウェア費を補助するとともに、希望により情報化、情報関連技術などの専門家による支援を行うことで、設備稼働状況の遠隔監視、工程管理システム導入等のスマート工場化を実現した。

4 課題と対応

中小企業のデジタル化には、経営者の意識改革やデジタル人材の確保など、複数の課題がある。そのため、設備等に係る導入費用単独の補助だけでは、根本的な課題解決にはつながらないことから、多方面からの支援施策を検討する必要がある。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

ウ 感染症対策型ビジネスモデル創出支援事業費補助金

1 取組の概要

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助した。(上限2億円(生産規模の要件を満たす場合)、補助対象経費の10/10)

2 経過

R2. 5. 11 ~ R2. 5. 22	募集期間
R2. 6. 17	交付決定 (1社)
R2. 10. 30	補助事業完了

3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症の拡大によるマスク、アルコール消毒液等(アルコール消毒液及びアルカリ性次亜塩素酸ナトリウム水溶液)の生活衛生用品の不足に対応するため、県民等への優先的な供給を目的に、事業者の生産ラインの増強、新規生産ラインの設置、生産設備の導入等に要する費用を補助した。

採択事業者により、月180万枚のマスク生産が可能となり、県内へのマスク供給に貢献した。

4 課題と対応

県内に立地する多様な業種の企業情報の把握をしておく必要がある。それにより、非常時に適応した施策等の立案を早期に進めることが可能となる。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

エ 産業技術総合研究所交付金

1 取組の概要

(1) 試験計測等料金の減免

県内に事業所をもち、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所（以下、「KISTEC」という。）の依頼試験、機器使用の料金を50%減額した。

(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備

県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、KISTECにローカル5Gの実証環境を整備した。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、KISTECにおいて、新型コロナウイルス感染症に対応した性能評価サービスを実施した。

2 経過

R2. 6. 8	【(1) 試験計測等料金の減免】 要件に該当する企業に対して減額措置を開始 減額措置終了
R3. 3. 26	
R2. 11. 6	【(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備】 ローカル5G等無線通信に係る無線通信ネットワーク整備設計施工着手 ローカル5G等無線通信に係る無線通信ネットワーク整備設計施工完成 ローカル5G無線局免許を取得
R3. 3. 30	
R3. 3. 31	
R2. 12. 25	【(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施】 相談・申込受付開始

3 取組詳細

(1) 試験計測等料金の減免

減免制度利用件数：151件

減免総額：9,326,725円

(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備

県内企業等がローカル5G等無線通信を利用できる実証用スペースを整備した。また、ローカル5Gのほか、sXGP（プライベートLTE）やLoRaWAN（広域省電力無線）の通信環境を整備した。

<令和3年度実績> 共同研究5件

<令和4年度実績> 技術支援1件、共同研究3件

(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施

新型コロナウイルスに対する抗ウイルス性能（ウイルス粒子を破壊または変性することで、生物の細胞に侵入して増殖する機能を失わせること。）を評価した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

- <令和2年度実績> 0件
- <令和3年度実績> 20件
- <令和4年度実績> 2件

4 課題と対応

県内企業に対する短期的な支援とともに、社会の急激な変化を踏まえた中長期的な支援体制の構築との両立が求められる状況において、地方独立行政法人の優位性を活かし、迅速且つ適切な取組を実施した。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

オ 中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者等に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

主な取組は、感染症拡大を防止するための換気設備やアクリル板等の購入を補助するものや、既存事業から新たな事業への転換に必要な費用の一部を補助するビジネスモデル転換事業を実施した。

2 経過	
R2. 5. 22	令和2年度再起促進事業費補助金（再起支援型・緊急支援型） 申請受付開始 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業、ITサービス導入事業、生産設備等導入事業、ビジネスモデル転換事業）
R2. 6. 15	令和2年度再起促進事業費補助金（緊急支援型） 申請受付終了
R2. 6. 30	令和2年度再起促進事業費補助金（再起支援型） 申請受付終了
R2. 8. 3	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業、ITサービス導入事業、生産設備等導入事業）
R2. 10. 30	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （ITサービス導入事業、生産設備等導入事業）
R2. 12. 4	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業）
R3. 5. 19	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業、ビジネスモデル転換事業）
R3. 6. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （ビジネスモデル転換事業）
R3. 7. 30	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業）
R3. 10. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業・第2次）
R3. 12. 17	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業・第2次）
R4. 1. 20	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業・第3次）
R4. 2. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業・第3次）
R4. 4. 1	令和4年度ビジネスモデル転換事業費補助金 申請受付開始
R4. 5. 31	令和4年度ビジネスモデル転換事業費補助金 申請受付終了

3 取組詳細

(1) 令和2年度再起促進事業費補助金

- ア 非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業
交付件数 2,458件 交付額 1,364,733千円
- イ ITサービス導入事業
交付件数 261件 交付額 142,363千円
- ウ 生産設備等導入事業
交付件数 251件 交付額 364,754千円
- エ ビジネスモデル転換事業
交付件数 108件 交付額 2,503,403千円

(2) 令和2年度感染症対策事業費補助金

- ア 非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業
交付件数 3,751件 交付額 2,202,556千円
- イ ITサービス導入事業
交付件数 210件 交付額 114,792千円
- ウ 生産設備等導入事業
交付件数 272件 交付額 393,072千円

(3) 令和3年度感染症対策事業費補助金

- ア 感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業
交付件数 1,571件 交付額 966,565千円
- イ ビジネスモデル転換事業
交付件数 304件 交付額 4,723,041千円
- ウ 感染症拡大防止事業(第2次)
交付件数 1,579件 交付額 531,830千円
- エ 感染症拡大防止事業(第3次)
交付件数 1,225件 交付額 371,459千円

(4) 令和4年度感染症対策事業費補助金

- ア ビジネスモデル転換事業(令和5年12月末時点)
交付件数 384件 交付額 5,463,371千円

4 課題と対応

令和2年度及び3年度は、コロナ禍による影響を受けた中小企業に対し、感染拡大防止の取組やビジネスモデル転換の取組を支援してきた。とりわけ感染症拡大防止の取組に対する補助については、2年間で5回の公募を行うなど、事業者に対し手厚い補助を行った。

令和4年度は、次の段階として、感染拡大防止に留意しつつもウィズコロナ時代を見据え、コロナ禍にあっても対応できるような事業の構築を推進するため、ビジネスモデル転換事業への補助のみ実施した。また、事業者から申請期間が短いとの声が上がっていたため、申請期間を1か月から2か月にする等の対応を行った。

更に、「ビジネスモデル転換事業」への補助について、一部の補助事業者は事業計画どおりに進捗しておらず、継続的なフォローアップが必要であるという課題があったため、令和4年度から、専門家(中小企業診断士等)を派遣し、財務指導や経営課題の洗い出しをするなど継続的な支援を行った。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難だったとも言える状況の中、その時々求められる支援施策を打ち出し続けたが、コロナ禍以降も、中小企業等を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等によって、事業に影響を受けている中小企業者等を支援していく必要性が生じている。

このため、令和5年度は賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するための「ビジネスモデル転換事業費補助金」を実施している。中小企業が今後も急速に変化し続ける社会経済環境に適応し「稼ぐ力」をつけて、継続的な発展を遂げるためには、適時適切な施策を講じ続けていく必要がある。

カ 事業承継補助金

1 取組の概要

中小企業では、経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となっており、廃業予定者のうち約3割が、後継者難をその理由としてあげている。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化し廃業等が拡大していくことが懸念された。

そこで、第三者への事業承継後に譲受前の従業員を引き続き雇用する場合の人件費を補助することで、事業の継続と雇用の維持を図った。

また、令和4年度9月補正予算により補助内容等を拡充し、事業承継に取り組む中小企業者（買い手及び売り手）が専門家等による企業価値の算定を実施する場合に係る費用等の補助を行った。

2 経過	
R2. 7. 10	令和2年度 公募開始
R3. 1. 31	令和2年度 公募終了
R3. 5. 10	令和3年度 公募開始
R3. 12. 28	令和3年度 公募終了
R4. 5. 19	令和4年度 公募開始
R4. 11. 16	補助内容の拡充
R5. 1. 31	令和4年度 公募終了

3 取組詳細

年度	交付件数	交付金額
令和2年度	4件	3,300千円
令和3年度	3件	2,600千円
令和4年度	15件	12,550千円

4 課題と対応

令和2年度、令和3年度は実績が少なかったため、支援機関等に聞き取りを行い、その結果を踏まえて、令和4年度補正予算により補助内容を拡充した。

これにより、令和4年度は利用件数が一定程度増加し、事業承継に取り組む事業者の支援を行うことができた。

5 将来に向けた教訓

事業承継は、経営者の高齢化に加え、物価高騰などの影響もあり、喫緊の課題となっており、令和5年度においても当補助を実施している。価格転嫁が難しい中小企業を中心に物価高倒産が増加し、今後も廃業等の拡大が懸念されており、引き続き支援に取り組んでいく必要がある。

キ 商店街等再起支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少などの影響を受けた商店街団体等に対して、新型コロナウイルスに係る感染拡大抑制期間中にできる商店街活動や終息後になすべき商店街活動など、感染症拡大防止又は再起を図る事業を支援した。

2 経過

R2. 5. 22	募集の開始（募集締切日 7月 22日）
R2. 7	6月補正予算により予算額を増額
R2. 7. 21	募集期間の延長（募集締切日 8月 28日（金））
R2. 8. 27	募集期間の再延長
R2. 9. 28	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が感染症拡大防止又は再起を図るための事業

(例) 「商店街内に設置するための消毒液の購入」、「商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知する Web サイトやチラシの作成」 等

(3) 主な補助条件

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響が生じていること。

イ 「感染防止対策取組書」を推進していること。

ウ 商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。

(4) 補助率

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の 1 / 2 以内

(5) 補助額の上限及び下限

補助額の上限 3,000 千円、下限 150 千円

(6) 募集期間

令和 2 年 5 月 22 日（金）～ 9 月 28 日（月）

(7) 予算額

50,000 千円

【内訳】 4 月補正予算：30,000 千円、6 月補正予算：20,000 千円

(8) 交付件数及び交付額

47 件、45,095 千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討

する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

ク 商店街等再起重点支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模な商店街団体等に対して、地域コミュニティの核としての重要な役割を果たせるよう商店街の再活性化を支援した。

2 経過

R4. 4. 7	募集及びアドバイザー派遣(事前相談)の開始
R4. 4. 28	アドバイザー派遣(事前相談)の締切
R4. 5. 27	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

令和4年4月1日時点における正会員数が40以下の商店街団体等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模な商店街団体等が商店街の再活性化を図るための事業

(3) 主な補助条件

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- イ 事前相談を行い、当該補助事業に係る県のアドバイザー派遣を受けること。
- ウ 「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること。
- エ 基本的な感染防止対策である「MASK-マスク-」を徹底すること。

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限及び下限

補助額の上限1,500千円、下限100千円

(6) 募集期間

令和4年4月7日(木)～5月27日(金)

(7) 予算額

15,000千円

(8) 交付件数及び交付額

23件、11,541千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

Ⅲ 県民生活・経済支援

ケ 商店街等名産PR事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等に対して、商店街の魅力ある商品等を再発見し、実際に地域の方に体験いただき、商店街の名産品として発信するPR事業を支援した。

2 経過

R4. 4. 21	募集の開始(正会員数が 40 以下の商店街団体等)
R4. 6. 1	募集の開始(正会員数が 41 以上の商店街団体等)
R4. 12. 16	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が商店街の魅力ある商品等を再発見し、商店街の名産品を発信するPR事業

(3) 主な補助条件

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること
- イ 「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること
- ウ 基本的な感染防止対策である「MASK-マスク-」を徹底すること

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限

補助額の上限 300 千円

(6) 募集期間

- ア 正会員数が 40 以下の団体(令和4年4月1日時点)
令和4年4月21日(木)～12月16日(金)
- イ 正会員数が 41 以上の団体(令和4年4月1日時点)
令和4年6月1日(水)～12月16日(金)

(7) 予算額

30,000 千円

(8) 交付件数及び交付額

61 件、15,358 千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

Ⅲ 県民生活・経済支援

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

。

コ テレワークの導入に向けた支援

1 取組の概要

「新しい生活様式」等を踏まえ、テレワークの整備を図ろうとする県内企業を支援し、事業継続及び労働者の多様な働き方を可能とする環境の整備促進を図る。

2 経過	
R2. 4～6	個別相談会の実施
R2. 9. 18 ～10. 9	令和2年度テレワーク促進事業費補助金募集（コース① 「アドバイザー派遣」及び「事業費補助」）
R2. 9. 18 ～12. 18	令和2年度テレワーク促進事業費補助金募集（コース② 「事業費補助」）一次募集
R3. 1. 15 ～2. 19	同二次募集
R3. 7. 30 ～9. 17	令和3年度テレワーク促進事業費補助金募集
R3. 7. 30 ～11. 5	令和3年度アドバイザー派遣募集
R3. 11. 24	Webセミナー実施（1回目）
R3. 11. 25	Webセミナー実施（2回目）
R4. 4. 28～	令和4年度アドバイザー派遣募集
R4. 5. 13 ～7. 29	令和4年度テレワーク促進事業費補助金募集
R4. 10. 20	Webセミナー実施（1回目）
R4. 10. 27	Webセミナー実施（2回目）

3 取組詳細

【令和2年度の支援内容について】

1. 個別相談会の実施

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から6月まで、予約制のウェブによる個別相談会を実施した。参加者数 27 社

2. テレワーク促進事業費補助金

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、在宅勤務等のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者等に対し、その取組に係る経費を補助することで、テレワークの導入を促す。

(2) 補助率

補助対象経費の3/4以内

(3) 補助上限額

40 万円

(4) 補助対象経費

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアの購入費用
- ・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアのリース費用・利用料（期間による料金設定がある場合は、補助事業を実施する期間内で最長3か月分）
- ・テレワーク導入に係る外部専門家へのコンサルティング費
- ・就業規則等整備費

(5) 補助対象及び募集等期間

以下の2つのコースがあり、それぞれの補助対象者及び時期は次のとおり。

コース① 「アドバイザー派遣」及び「事業費補助」

テレワークに関するアドバイザー派遣（3回程度）と導入試行（1～3か月）の支援と併せて、そのアドバイザーの助言に基づく、テレワーク導入のための通信機器等の導入や運用のための経費を補助する。

ア 対象者

県が委託実施する「神奈川県テレワーク導入 促進事業」のうち「アドバイザー派遣」※の支援対象企業として決定した企業 10社

※ アドバイザー派遣については、「テレワーク導入促進事業」として併せて実施

イ 募集期間

令和2年9月18日（金）～令和2年10月9日（金）

ウ 対象となる期間

令和2年4月7日（火）～令和3年3月25日（木）

コース② 「事業費補助」

補助の対象となる期間中に、テレワークを導入し、在宅勤務型又はサテライトオフィス勤務型のテレワークを2日以上実施する県内中小企業者に対し、そのテレワーク導入のための通信機器等の導入や運用のための経費を補助する。

ア 対象者

県内中小企業者（常時雇用する従業員が2名以上いること）

イ 募集期間

<一次募集>令和2年9月18日（金）～令和2年12月18日（金）

<二次募集>令和3年1月15日（金）～令和3年2月19日（金）

ウ 対象となる期間

<一次募集>令和2年4月7日（火）～令和3年1月15日（金）※
※遅延報告書により最長3月31日まで

<二次募集>令和3年1月7日（木）～令和3年3月31日（水）※
※遅延報告書により最長5月31日まで

エ 募集状況

Ⅲ 県民生活・経済支援

	一次募集	二次募集	合計
電子申請件数	768 件	1,862 件	2,630 件
申請件数	570 件	1,355 件	1,925 件
交付決定件数	570 件	1,354 件	1,924 件
不交付決定件数	-	1 件	1 件
交付決定額	187,835 千円	425,379 千円	613,214 千円

【令和3年度の支援内容について】

1. アドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 32 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行った。

2. Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催した。

<実施状況>

- ・11月24日 介護福祉・サービス業向け 20社参加
- ・11月25日 製造業・建設業向け 25社参加

3. テレワーク促進事業費補助金

(1) 概要

目的、補助率、補助上限額、補助対象経費、補助対象は令和2年度と同様。

募集期間：令和3年7月30日（金）～令和3年9月17日（金）※

※アドバイザー派遣は令和3年11月5日（金）

対象となる期間：交付決定日～令和3年12月22日（水）※

※アドバイザー派遣は令和4年2月4日（金）

(2) 募集状況

	補助金のみ	アドバイザー派遣	合計
事前登録件数	589 件※		589 件
申請件数	453 件	27 件	480 件
(うち審査中)	(0 件)	(0 件)	(0 件)
(うち取下げ)	(13 件)	(0 件)	(13 件)
申請金額	150,542 千円	10,614 千円	161,156 千円
交付決定数	437 件	27 件	464 件
交付決定金額	150,542 千円	10,614 千円	161,156 千円
不交付決定数	3 件	0 件	3 件

※「補助金のみ」と「アドバイザー派遣」の内訳については、「補助金のみ」と「アドバイザー派遣」間の変更及び事前登録後の期限切れ等により、明確

な区分がない。

【令和4年度の支援内容について】

1. アドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 30 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行った。

2. Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催した。

<実施状況>

- ・第1回 令和4年10月20日開催 19社参加
- ・第2回 令和4年10月27日開催 6社参加

3. テレワーク促進事業費補助金

(1) 概要

目的、補助率、補助上限額、補助対象経費、補助対象は令和3年度と同様。

募集期間：令和4年5月13日（金）～令和4年7月29日（金）

対象となる期間：交付決定日～令和4年12月21日（水）

(2) 募集状況

	件数・金額
事前登録件数	387件
申請件数	326件
(うち審査中)	(0件)
(うち取下げ)	(3件)
交付決定数	304件
交付決定金額	104,091千円
不交付決定数	4件

4 課題と対応

令和2年、補助制度創設時は、テレワーク推進希望の事業者に対し緊急的な支援が急務とされていたが、その後、保健・医療提供体制の強化やワクチン接種の促進等の取組により、経済社会活動が徐々に日常に戻る中、テレワークの緊急性も低下した。

同時に、通信機器の導入支援も進み、当該補助制度の目的は達成されたため令和4年度をもって終了した。

課題としては、補助制度開始後、世界的な半導体不足等の影響もあり機器納期遅延も発生し、制度期間の延長、継続等の対応処置を行った。

Ⅲ 県民生活・経済支援

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

サ サテライトオフィスの設置支援

1 取組の概要

With コロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的に、特にサテライトオフィスが少ない地域へ設置する企業、団体等を支援するための「サテライトオフィス整備事業費補助金」を創設し、令和2年10月16日から同12月15日まで一次募集を行い、11月補正予算にて繰越明許の承認を得て、令和3年1月8日から同2月24日まで二次募集を行った。

2 経過

R2. 10. 16 ～ R2. 12. 15	神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金の一次募集
R3. 1. 8 ～ R3. 2. 24	神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金の二次募集
R3. 6. 11	一次応募企業等への補助金交付完了
R4. 2. 22	一次応募企業等への補助金交付完了

3 取組詳細

(1) 補助率

補助対象経費の3/4以内

(2) 補助上限額

200万円

(3) 補助対象経費

- ・土地及び建物取得又は賃借に係る費用
- ・工事費（インターネット環境整備、電気・電話配線整備、空調整備、内装整備、情報セキュリティ関連機器整備、予約・入退店システム整備、感染防止対策（仕切り版設置等）など）
- ・施工監理費
- ・備品購入費
- ・広告費

(4) 補助対象者

<一次募集>

企業等（法人、個人事業主、法人化されていない任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）及び横浜市、川崎市以外の県内市町村

<二次募集>

企業等（法人、個人事業主、法人化されていない任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）及び補助事業対象地域※の県内市町村

※補助対象地域

逗子市、葉山町、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清

Ⅲ 県民生活・経済支援

川村、平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

(5) 補助対象期間

<一次募集> 令和2年10月16日(金)～令和2年3月15日(月)

<二次募集> 令和2年10月16日(金)～令和4年2月28日(月)

(6) 募集期間

<一次募集> 令和2年10月16日(金)～令和2年12月15日(火)

<二次募集> 令和3年1月8日(金)～令和3年2月24日(水)

(7) 募集結果

<一次募集> 交付決定数 23件 交付決定額 43,550千円

<二次募集> 交付決定数 9件 交付決定額 16,450千円

(8) 支払等状況

	一次募集 件数・金額	二次募集 件数・金額	合計 件数・金額
交付決定取消	0件	3件	3件
支払数	23件	6件	29件
支払額	43,051千円	10,228千円	53,279千円

4 課題と対応

県が補助金を交付した事業者より、サテライトオフィスの利用者を集めることが難しいという意見が多々挙げられている。県ホームページに補助金交付施設一覧を掲載することを検討中である。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な広報について、全庁的に検討しておく必要がある。

シ 文化芸術活動再開加速のための、感染症拡大防止の経費補助

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために自粛されていた文化芸術活動の再開を加速させるため、感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の下での文化芸術活動を定着させるための事業を募集し、支援を行う、「神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金」を令和2年度の6月補正予算により創設した。

2 経過

R2. 7. 20	補助事業募集開始
R2. 8. 7	補助事業募集締切
R2. 9. 16	交付決定（以降、補助事業順次実施）
R3. 2. 28	全補助事業終了

3 取組詳細

(1) 補助対象・上限額

ア 補助対象

神奈川県内で不特定多数の方を対象に公開し、令和3年2月28日までに終了する文化芸術活動において、広く感染症対策に要する経費

イ 上限額

150万円まで補助

(2) 予算額

300,180,000円（補助金300,000,000円、報償費180,000円）

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(3) 募集結果

令和2年7月20日から8月7日まで募集を行ったところ、331件の応募があった。（補助金申請額計約340,000,000円）

(4) 採択

採択件数265件（採択率80.1%） 272,272,000円（予算額の90.8%）

※ うち団体からの申請174件、個人事業者からの申請91件

※ 取下げ件数 3件 3,193,000円

(5) 事業実施結果

最終執行額 248,052,000円（執行率82.6%）

事業実施件数 251件

廃止・中止件数 11件

※実施事業については、書面及び現地調査により履行確認。

4 課題と対応

事業の検討段階では、文化芸術活動の事業（イベント）に対して補助することとしており、補助対象者としては、「団体」を想定していた。

Ⅲ 県民生活・経済支援

しかし、実際には、イベントは「団体」だけでなく、個人事業者が従業員を雇用したり、業務を外注したりするなど「個人」の事業として実施される場合も多いという実態があったことに加え、地方創生臨時交付金の事例集で、「文化・スポーツ」に関する事業の支援対象に「団体等やフリーランス」と例示されており、個人への支援も想定されていたことから、最終的に、「団体」（法人及び任意団体）に加えて「個人事業者」も対象者とする事とした。

5 将来に向けた教訓

感染症対策にかかる経費の負担を軽減するという発想は当時のニーズに合致しており、本補助の実施により文化芸術活動の再開を加速させることができたが、傷付いた経済基盤の回復には、なお時間を要すると考えられ、段階に応じて事業者のニーズを的確に把握し、状況に応じた支援を引き続き行っていくことが課題となった。そこで、令和4年度に創設した神奈川県マグカル展開促進補助金では、各種文化芸術団体からアンケート調査やヒアリングを行いながら制度を設計した。

また、補助金申請等の手続きに慣れていない団体が多数あったため、令和4年度以降の補助金の募集に当たっては、新たに説明会を開催するなど、より丁寧に相談に応じている。

ス 交通事業者（バス・タクシー）への支援（感染症対策）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響をうける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、令和3年4月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」が、国により創設された。

県としても、コロナ禍の中、輸送需要が減少しながらも、政府の要請により、エッセンシャルワーカーとして事業を継続している地域公共交通事業者に対する支援を国交付金を活用して行うこととし、令和3年度の補正予算に「地域公共交通事業者感染症対策支援事業費」を計上して、バス、タクシー事業者に対し支援を行った。

2 経過

R3. 4	国が特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を創設
R3. 5	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R3. 6. 7	(一社)神奈川県バス協会、(一社)神奈川県タクシー協会から県へ要望書の提出（以下それぞれ「バス協会」、「タクシー協会」と記載）
R3. 6	令和3年第2回県議会に6月補正予算として「地域公共交通事業者感染症対策支援事業費」を計上し議決を得る
R3. 7	バス協会・タクシー協会の協力により申請等手続き説明会を開催（バス1回、タクシー5回）
R3. 7. 1～9. 30	申請受付開始
R3. 8. 2	交付業務委託開始
R3. 10. 18	最終交付決定終了
R4. 4. 20	報告書審査等業務委託開始

3 取組詳細

(1) 根拠規定

神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金事業実施要綱

(2) 目的

コロナ禍においても通勤・通学や生活の足として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援を行う。

(3) 事業効果

地域を支える公共交通に対して、利用者の安心・信頼を高める効果が期待される。

(4) 事業内容

地域を支える公共輸送サービスを確保するため、テレワークや外出制限などの要請により人流抑制の影響を受けている一般乗合バスやタクシーの運行に対し、感染症対策の強化に関する費用に対して支援する。

- 県内一般乗合バス事業者
県内に営業所を有するバス事業者が保有するバス車両1両について、8万円の支援金の交付を実施
- 県内タクシー事業者
県内に営業所（個人タクシーにおいては住所）を有し、県内が営業区域である事業者が保有するタクシー車両1両について、2万円の支援金の交付を実施
- 業務経費
事業者から提出された書類等を審査する業務の外部委託を実施

(5) 事業実績

事業内容	R3年7月	8月	9月	10月	11月		R4年4月	5月
交付申請 受付	←→							
交付決定	←→							
委託契約		←→						←→

支援金交付実績

事業者	想定台数	事業者ベース		台数ベース		金額
		申請数	申請率	申請数	申請率	
乗合バス	4,174台	23者	85.2%	3,843台	92.1%	307,440千円
法人タクシー	9,653台	161者	91.0%	8,940台	92.6%	178,800千円
個人タクシー	2,092台	1,848者	88.3%	1,848台	88.3%	36,960千円
合計	15,919台	2,032者	88.5%	14,631台	91.9%	523,200千円

4 課題と対応

コロナ禍の中、輸送需要が減少しながらも政府の要請により、エッセンシャルワーカーとして事業を継続しているバス事業者、タクシー事業者に対し、地域公共交通を維持確保するために速やかな支援が必要であり、国制度創設に即応して県議会へ補正予算計上し事業を実施する必要があった。そのため、補正予算成立直後に申請受付を開始するなど、事業実施スケジュールに時間的余裕をあまり持てなかったが、支援金支給に際しては、申請・実施報告の手続き方法を工夫するなどして、支援対象者には負荷がかからないような配慮を行った。

タクシーについては、バス事業者に比べ申請率が低かった。個人タクシー事業者については、高齢の方が事業主であることも多く、それも理由の一つとも考えられ、

Ⅲ 県民生活・経済支援

さらに書類申請等の手続きについて、不備や問い合わせ等も数多くあったが、電話等によるきめ細かいサポートを行うことで、支援金支払いまでつなげた。

5 将来に向けた教訓

緊急的に実施する事業については、時間的に余裕を持ったスケジュールを組み事業を進めることが困難なため、事業の周知期間なども短く、対象者の全てに情報が行き届かなかった可能性があると考えられた。今回の事業では、記者発表、ホームページ掲載を行い、また、バス協会・タクシー協会などに協力いただき、説明会の開催や声かけを行っていただくなどの、時間のない中でも可能な限りの手段を駆使した支援事業の周知を実施したが、こういった県庁各所管で一斉に支援を行う事態においては、全庁的な事業者支援の取組を一括して掲載・周知した方が業務の効率化も図れ、より効果的ではないかと考える。

セ 交通事業者（バス・タクシー）への支援（物価高騰対応）

1 取組の概要

原油価格の高騰により影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金におけるひとつのメニューとして「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が、令和4年4月に国により創設された。また、令和4年9月には、国により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。

県としては、コロナ禍において、燃料価格高騰の影響を受けている県内交通事業者の負担を軽減することにより、地域公共交通の維持確保を図れるものと考え、令和4年度の補正予算に「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」を計上して国交付金の推奨事業を実施することとし、バス、タクシー事業者に対し支援を行った。

2 経過

R4. 4	国が「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設
R4. 5	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R4. 6. 6、6. 8	バス協会、タクシー協会から県へ要望書の提出
R4. 7	令和4年第2回県議会に6月補正予算として「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」（支援対象期間：上半期4月～9月分）を計上し議決を得る
R4. 8	バス協会・タクシー協会の協力により申請等手続き説明会を開催（バス1回、タクシー3回）
R4. 8. 26	上半期事務委託開始
R4. 9. 1～11. 30	上半期申請受付開始
R4. 9	国が「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設
R4. 9	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R4. 9. 21	バス協会、タクシー協会から県へ要望書の提出
R4. 10	令和4年第3回県議会に9月補正予算として「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」（支援対象期間：下半期10月～3月分）を計上し議決を得る
R5. 1. 16	上半期最終交付決定終了
R5. 3. 1～5. 31	下半期申請受付開始
R5. 4	下半期事務委託開始
R5. 7. 10	下半期最終交付決定終了

3 (4) 給付金

ア 中小企業等支援給付金

1 取組の概要

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店への休業・時短要請、又は外出自粛要請等の影響により国の月次支援金を受給した県内中小企業等に対し、令和3年4月から10月までの期間について、県独自に、中小法人は1か月当たり上限5万円、個人事業者は1か月当たり上限2万5千円の支援金上乘せ給付を実施した。

2 経過	
R3. 7. 1	4～6月分 申請受付開始
R3. 11. 30	4～6月分 申請受付終了
R3. 9. 1	7～9月分 申請受付開始
R4. 1. 31	7～9月分 申請受付終了
R3. 11. 22	10月分 申請受付開始
R4. 2. 28	10月分 申請受付終了

3 取組詳細

対象月	支給件数	支給額
4月	13,974件	470,825千円
5月	15,643件	523,225千円
6月	16,023件	536,000千円
7月	16,025件	537,400千円
8月	17,506件	587,975千円
9月	17,919件	602,225千円
10月	13,582件	457,100千円
計	110,672件	3,714,750千円

4 課題と対応

県では、早期に給付できるよう、国の月次支援金の支払通知や通帳の写しなど最低限の書類のみで申請できるよう手続きを簡素化したことに加え、申請受付・審査業務だけでなく支出事務も委託する等の体制を整え、迅速に給付できるよう工夫した。

一方、給付の前提となる国の月次支援金の支払いが遅いという課題があった。

5 将来に向けた教訓

コロナ禍において国が実施した事業者支援策については、国が責任を持ってその効果を検証し、将来に備えた各種法制度の整理や、迅速な支援につなげる情報基盤の整備等に活かしていくべきと考える。

また、幅広い業種の事業者に対する一律の支援については、公平性、迅速性の観

Ⅲ 県民生活・経済支援

点から、必要となる施策を国が責任をもって検討・実施すべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討しておく必要がある。

イ 酒類販売事業者等支援給付金

1 取組の概要

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う「酒類提供の停止」要請等により、売上に大きな影響を受けている事業者に対し、令和3年4月から10月までの期間について、国の月次支援金に県独自に支援金を上乗せ給付するほか、月次支援金の対象とならない事業者に対し、県独自に支援対象を拡大して支援金の給付を実施した。

2 経過	
R3. 7. 1	4～6月分 申請受付開始
R3. 10. 31	4～6月分 申請受付終了
R3. 9. 1	7～9月分 申請受付開始
R4. 1. 31	7～9月分 申請受付終了
R3. 11. 10	10月分 申請受付開始
R4. 2. 28	10月分 申請受付終了

3 取組詳細

対象月	支給件数	支給額
4月	348件	65,507千円
5月	405件	80,034千円
6月	397件	77,810千円
7月	462件	90,426千円
8月	527件	110,657千円
9月	512件	108,940千円
10月	321件	58,705千円
計	2,972件	592,079千円

4 課題と対応

申請件数が少ないものと見込み、申請受付・審査業務を県職員が直営で行う体制としたことで、迅速な給付につなげることができ、事務処理上の特段の課題はなかった。

5 将来に向けた教訓

コロナ禍において国が実施した事業者支援策については、国が責任を持ってその効果を検証し、将来に備えた各種法制度の整理や、迅速な支援につなげる情報基盤の整備等に活かしていくべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討しておく必要がある。

3 (5) 金融支援

ア 中小企業制度融資による資金繰り支援

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い事業活動に影響を受ける県内中小企業者等に対して、融資の創設及び融資対象の拡大や信用保証料の補助等により資金繰り支援を行った。

2 経過	
R2. 2. 5	「売上・利益減少対策融資」の拡充（【新型コロナウイルス要件】の新設）の旨記者発表
R2. 2. 21	セーフティネット保証4号の指定要請
R2. 2. 26	金融円滑化要請の実施
R2. 3. 2	47都道府県において、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の地域指定告示 「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」の創設を記者発表
R2. 3. 6	セーフティネット保証5号の対象業種追加指定の告示
R2. 3. 13	危機関連保証発動及びセーフティネット保証5号の対象業種追加指定の告示
R2. 3. 25	金融円滑化要請の実施
R2. 4. 1	新型コロナウイルス関連融資の信用保証料を最大ゼロに引下げ
R2. 5. 1	新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、ゼロゼロ融資）の創設 セーフティネット保証5号全業種指定 神奈川県制度融資の緊急枠の実施
R3. 2. 15	ゼロゼロ融資の借換制限を緩和
R3. 4. 1	コロナ災害対策支援融資、コロナ新事業展開対策融資、伴走支援型特別融資、事業再生サポート融資（感染症対応枠）を新設
R3. 7. 1	「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料を最大ゼロに引下げ
R3. 7. 31	セーフティネット保証5号 全業種指定終了
R3. 11. 10	「原油価格上昇に関する特別相談窓口」の設置 （県金融課、KIP、県信用保証協会、県商工会・商工会議所、県中小企業団体中央会）
R3. 12. 31	危機関連保証の指定期間が終了
R4. 2. 1	「伴走支援型特別融資」の限度額引上げ及び融資対象者の拡充
R4. 3. 9	「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設
R4. 7. 25	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料をゼロに引下げ
R4. 10. 1	「伴走支援型特別融資」の融資限度額引上げ等制度改正の実施
R4. 10. 17	「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料を最大ゼロに引下げ

3 取組詳細

(1) 融資詳細

ア 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

令和2年2月5日、「売上・利益減少対策融資」を拡充【新型コロナウイルス要件】を新設する旨記者発表。2月7日から相談受付開始。当初の信用保証料率は、県1/5補助に加え県信用保証協会（以下県協会）が0.1%の割引を実施。その後県の信用保証料補助を1/5から2/5へ拡充し、信用保証料率を引下げ。

令和3年度の制度改正にて県協会における信用保証料割引を終了、県補助は1/5補助へ変更。

令和5年3月31日、融資の取扱いを終了。

イ 新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）、（危機関連保証別枠）

令和2年3月2日、同日から本県がセーフティネット保証4号（以下SN4号）の指定地域となることに伴い、「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」の創設を記者発表。当初の信用保証料率は、1.0%のところ、県3/10補助、県協会が1/10割引を行い、0.6%。その後、さらに別枠で融資利用可能となる危機関連保証枠を新設し、県協会保証料割引と併せて信用保証料率をゼロとした。また、「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」を「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」に改称し、県協会保証料割引と併せて信用保証料率をゼロに引下げ。

令和3年度制度改正において、県協会における信用保証料割引を終了。県の補助については、4号別枠は3/10補助、危機関連保証別枠は1/4補助へ変更。

12月31日、危機関連保証の指定期間終了。それに伴い「新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証枠）」の取扱いを終了。

令和5年9月現在、「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」の取扱いを継続中。

ウ セーフティネット保証5号

令和2年3月6日、新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種を緊急的にセーフティネット保証5号（以下SN5号）の対象業種に追加指定。続いて、3月13日に316業種を追加指定。

4月1日、県の信用保証料補助を1/5から2/5へ拡充し、県協会の0.1%割引と併せて0.41%に引下げ、従業員30人以下の対象要件を撤廃するなど、融資の拡充を行う。

5月1日、SN5号が全業種指定となる。

令和3年度制度改正において保証料補助を従前に戻す。

7月31日、SN5号の全業種指定終了。

令和5年9月現在、「セーフティネット保証5号」の取扱いを継続中。

エ 新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）

令和2年5月1日、融資当初3年間実質無利子・無担保かつ保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」（ゼロゼロ融資）を創設（政府系金融機関で行われていたものを民間金融機関にて行うため、神奈川県中小企業

Ⅲ 県民生活・経済支援

制度融資においても創設)。当初の融資限度額は3,000万円(その後6,000万円まで引き上げ)、申込期限は令和2年12月31日(令和3年1月31日までに融資実行)まで(その後令和3年3月31日(令和3年5月31日までに融資実行)まで延長)。

12月15日、セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る売上減少要件について、直近6カ月平均での比較を可能とする緩和を行う。

令和3年2月15日、ゼロゼロ融資間の借換不可となっていた制限を緩和し、借入した金融機関でのゼロゼロ融資間の借換えを可能とする。

3月31日、融資の取扱いを終了(融資実行期限は5月31日まで)。

利子補給の概要

スキーム	中小企業者が利子を支払い、後日県から金融機関を通じて年2回利子補給を実施するキャッシュバック方式
補助対象者	ア SN4号又は危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 イ SN5号の認定を受けた小規模企業者に該当する個人事業主 ウ SN5号の認定を受けた中小企業者のうち、売上高等の減少率が15%以上の事業者
交付対象期間	融資を受ける日から起算して3年後の応当日の前日まで
交付時期	上期 1月(令和2年は5月)から9月末までの利払い額を12月に交付 下期 10月から12月末までの利払い額を4月に交付
手続き	中小企業者(補助対象者)は、融資を受けた金融機関に対して、利子補給金の交付に係る申請(請求)及び受領の一切の行為を委任 ① 中小企業者(補助対象者)は、金融機関に「委任状及び承諾書」を提出 ② 金融機関は、必要書類を添えて県に交付申請 ③ 県は、申請書の内容を適正と認めた場合、金融機関に対し交付を決定 ④ 県は、金融機関に対し利子補給金を交付 ⑤ 金融機関は、補助対象者の指定口座に利子補給金を振込

オ 事業再生サポート融資(感染症対応枠)

令和3年4月1日、「事業再生サポート融資」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に、金融機関が事業再生計画のフォローアップを通じて早期の事業再生に向けた取組を促す、「事業再生サポート融資(感染症対応枠)」を新設。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

カ コロナ・災害対策支援融資

令和3年4月1日、コロナ禍において新しい生活様式に対応する取組を行う

Ⅲ 県民生活・経済支援

事業者を支援するため、「BCP策定支援融資」を拡充し、同融資内に「コロナ・災害対策特別融資」を新設。

令和4年3月31日、融資の取扱いを終了。

キ コロナ新事業展開対策融資

令和3年4月1日、コロナ禍において新しい生活様式に対応する取組を行う事業者を支援するため、「新たな事業展開対策融資」を拡充し、同融資内に「コロナ新事業展開対策融資」を新設。当初、信用保証料率は県1/2補助（一部3/5補助）。

7月1日、対象要件のうち一般保証以外のSN4号、SN5号及び危機関連保証の信用保証料を最大ゼロに引下げ。

令和4年4月1日、信用保証料補助率を創設当初の1/2補助（一部3/5補助）へ戻す。

10月17日、SN4号及びSN5号の信用保証料を最大ゼロに引下げ。申込期限は令和5年2月28日まで（令和5年3月31日までに融資実行）。

令和5年度の制度改正において、SN4号及びSN5号の保証料補助を廃止し、SN4号1.0%、SN5号0.85%、一般保証においては保証料率区分①から④において1/5補助（カテゴリー④においては⑤と逆転しないよう調整）を行い0.45%～1.52%へ変更。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

ク 伴走支援型特別融資

令和3年4月1日、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた中小企業者等に対し、金融機関が継続的な伴走支援を行い早期の経営改善等を促す、「伴走支援型特別融資」を創設。当初の融資対象はSN4号、SN5号及び危機関連保証。また、当初の融資限度額は4,000万円（その後1億円まで引き上げ）。

7月1日、信用保証料を0.2%からゼロに引下げ。

令和4年2月1日、SN5号の対象要件に「売上高等減少率が15%未満で、最近1か月に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること」を追加。また、一般保証枠を新設し、信用保証料率は0.2%～0.35%補助を行い、0%～0.8%とした。

4月1日、令和4年度当初の制度改正においてSN4号及びSN5号の信用保証料補助（負担ゼロ）を終了し、一般保証においては0.1%～0.35%補助に変更。

10月17日、SN4号及びSN5号において信用保証料をゼロに引下げ（一般保証は変更なし）。申込期間は令和5年2月28日までとした（令和5年3月31日までに融資実行）。

令和5年1月10日、融資対象者を拡充し、他保証付き県制度融資からの借換えを可能とし、他の保証付き融資との一本化や新たな資金需要に対応。一般保証においては売上高総利益率及び売上高営業利益率の減少要件を追加、売上高減少要件を15%以上から5%以上減少へ緩和。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

Ⅲ 県民生活・経済支援

ケ 原油・原材料高騰等対策特別融資

令和4年3月9日、新型コロナウイルス感染症流行の影響に加え、ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響を受けた県内中小企業者等を対象に、「売上・利益減少対策融資」内に「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設。

7月25日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、信用保証料補助を1/5補助から全額補助へ拡充して信用保証料率をゼロに引下げ。申込期限は令和4年12月28日とした。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

(2) 融資実績

ア 新型コロナウイルス関連融資実績

(単位：千円)

融資メニュー	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度10月末		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	174	3,774,350	361	10,935,685	322	8,923,900	168	3,807,505	1	22,700	1,026	27,464,140
新型コロナウイルス対策特別 融資(4号別枠)	190	5,843,562	2,212	74,358,183	371	8,959,298	265	5,419,350	189	4,421,406	3,227	99,001,799
新型コロナウイルス対策特別 融資(危機関連保証別枠)	15	785,000	3,074	117,464,209	585	9,376,690	-	-	-	-	3,674	127,625,899
セーフティネット保証5号	30	1,213,500	826	28,947,152	248	7,322,385	-	-	-	-	1,104	37,483,037
新型コロナウイルス感染症 対応資金	-	-	31,252	576,319,066	1,748	36,575,826	-	-	-	-	33,000	612,894,892
事業再生サポート融資 (感染症対応枠)	-	-	-	-	5	214,020	1	17,000	12	399,799	18	630,819
コロナ・災害対策支援融資	-	-	-	-	5	245,000	1	40,000	-	-	6	285,000
コロナ新事業展開対策融資	-	-	-	-	1,566	23,562,570	1,322	17,857,643	303	3,916,290	3,191	45,336,503
伴走支援型特別融資	-	-	-	-	1,354	28,251,510	2,119	53,378,664	1,823	47,300,765	5,296	128,930,939
計	409	11,616,412	37,725	808,024,295	6,204	123,431,199	3,876	80,520,162	2,328	56,060,960	50,542	1,079,653,028

イ 原油・原材料高騰等対策特別融資実績

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度10月末		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原油・原材料高騰等対策特別融資	3	65,000	74	1,913,660	216	5,160,870	293	7,139,530
保証料ゼロ	-	-	4,673	116,282,947	-	-	4,673	116,282,947
計	3	65,000	4,747	118,196,607	216	5,160,870	4,966	123,422,477

4 課題と対応

未曾有の事態のため、金融機関、県信用保証協会を含め融資の見込が正確には立てられず、予算の適正な見積もりが困難であった。結果として補正予算措置を繰り返すことで対応した。

また、新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給については、準備期間も短く、想定外の事態への対応が必要となった。これに対し、会計年度任用職員を雇用し、人員の増員により審査業務に対応するとともに、データベースを作成し、審査における定型的な処理をシステム化することなどで審査の正確性及び効率化を図った。

新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)における融資当初3年間の利子補給期間が令和5年5月から順次終了し、返済開始時期はピークを迎えている。返済が厳しい事業者に対しては金融機関が伴走支援を行いながら経営改善を図る「伴走支援型特別融資」を拡充し、借換需要に対応している。

5 将来に向けた教訓

制度融資において神奈川県独自の預託方式（いわゆるかながわ方式）をとっていたため、緊急時に少ない予算で迅速な対応が可能となった。副次的な結果であるが、本県の預託方式が有用であると検証できた。今後も機動的対応を可能とするため、かながわ方式の維持と融資の即応性を高める検討が必要と考える。

新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給実施にあたり県内自治体との実施時期のずれが生じるなど、金融機関や事業者がやや混乱する局面があった。緊急時の連携が円滑に進められるよう、通常時の関係機関等との継続的な連携の強化に努めるとともに、緊急時の即応体制について検討が必要である。

新型コロナウイルス感染症の先読みが困難であり、その時々ニーズに応じた融資を新設・拡充していたため、新型コロナウイルス関連融資の種類が多く、使い分けが難しいとの声もあった。一方、コロナ禍により経済社会活動が停滞する中においても倒産件数は低水準で推移しており、中小企業の事業継続に一定の効果があったと考えられる。今後も緊急事態の発生に備え、記録の保全と引継ぎを行っていくことが必要となる。

イ 小規模企業者等設備貸与事業利子補給

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症により事業活動に甚大な影響を受けた資金調達力の弱い小規模企業者等の設備投資を、無利息の設備貸与により後押しすることで、小規模企業者の事業活動の維持と生産性向上を図った。

2 経過	
令和2年5月1日 (記者発表)	実質無利子の小規模企業者等設備貸与の開始(令和2年度中)

3 取組詳細

(公財) 神奈川産業振興センター(以下、「K I P」という。)が実施する小規模企業者等設備貸与制度(以下、「当制度」という。)の利用者が、一定の期間実質無利子で設備を貸与できるよう、県がK I Pに対して利子相当分の補助を行った。

(1) 事業内容

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数20人以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人 ・従業員数5人以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 ※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業については20人以下の会社・個人 ・特定の条件を満たす従業員数50人以下の会社・個人 	
無利子の要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同月と比べ15%以上(個人の場合は5%)減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額(粗利益)等が15%以上(個人の場合は5%)減少することが見込まれること ※創業間もない等、前年と比較が困難な場合は別基準を適用	
対象設備	「経営の革新」又は「創業」に必要な設備 ※事業継続(BCP)のためのビジネスモデルの転換や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた設備投資で事業活動を維持し、収束後の生産性向上を図る上で必要な設備も支援対象	
貸与額	100万円から1億円(税込み)	
貸与料率	0.7%から2.3%(令和2年度) ※財務内容等を基に審査を踏まえ5段階のいずれかの利率を適用	
無利子の期間	令和2年度に当制度を利用される方(申込み後、令和2年度中までに貸与決定された設備が対象) ➡ 当初3年間	平成27年度以降、既に当制度を利用されている方 ➡ 最長で5月から令和2年度中
貸与期間	3年～10年 ※原則、設備の法定耐用年数以内	

(2) 実績

- ア 令和2年度に当制度を申込み同年度中に貸与決定した事業者
件数 12件 補助金額 2,822千円(令和2年度から令和4年度までの累計)
- イ 平成27年度～令和元年度に当制度を利用した事業者
件数 70件 補助金額 12,867千円(令和2年度限り)

4 課題と対応

(1) 課題

ア 新たな設備投資を必要とする小規模企業者等の課題

当面の資金繰りについては、ゼロゼロ融資をはじめとする金融機関からの運転資金の調達や、条件変更などにより対応している一方で、収束するまで事業を継続するには抜本的な対応が迫られており、設備投資が必要な場合も多い。しかし、小規模企業者等は、資金の余力がなく、特に条件変更中は設備資金の民間金融機関からの調達は困難であることから、設備投資に踏み切れない可能性が高い。

イ 既に当制度を利用している小規模企業者等の課題

既に当制度を利用しており新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模企業者等に対して、当制度を実施する財団は条件変更を認めることとしているが、利息の支払いが負担となり、設備を手放さざるを得ないおそれがある。中小企業制度融資であれば、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）への借換えが可能であるが、当制度は設備の貸与又はリースのため借換えはできない。

(2) 対応

新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の実施に併せて、実質無利子の当制度を実施することで、より厳しい状況に置かれている小規模企業者等の設備投資・設備維持が可能となった。

5 将来に向けた教訓

当制度は中小企業制度融資の利用が困難な事業者の利用を想定しているにもかかわらず、融資ではなく割賦販売・リース事業であることを理由に、国交付金は令和2年度しか活用できず、令和3年度以降は県の一般財源を充てざるを得なかった。

当制度は、中小企業制度融資と同様に国が用意している金融支援策のひとつであり、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）における利子補給と同様に、3年間の利子補給について国交付金の活用ができるような仕組みが望まれる。

3 (6) その他の支援

ア ベンチャー企業に向けた事業化支援（成長期ベンチャー支援事業等）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援した。

2 経過

R2. 7. 3	令和2年度プロジェクト募集開始
R2. 9. 11	オープンイノベーション型のプロジェクトを採択
R2. 9. 25	スタートアップ型のプロジェクトを採択
R3. 3	プロジェクトの成果発表会を開催
R3. 4. 5	令和3年度プロジェクト募集開始
R3. 6. 28	プロジェクトを採択
R4. 3	プロジェクトの成果発表会の実施
R4. 6. 10	令和4年度プロジェクト募集開始
R4. 9. 27	ベンチャー発自由提案型プロジェクトを採択
R4. 10. 19	大企業提示テーマ型採択プロジェクトを採択
R5. 3	プロジェクトの成果発表会の実施

3 取組詳細

ベンチャー企業等による、新型コロナウイルス感染症対策に資するサービスや感染拡大により生じた社会課題の解決に資する製品・サービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、必要な経費の一部を支援した。なお、既存事業によるコンサルティングやマッチング支援も平行して実施した。

<令和2年度>

応募件数 (合計) 88 件

採択件数 (合計) 14 件

<令和3年度>

応募件数 (合計) 191 件

採択件数 (合計) 11 件

<令和4年度>

応募件数 (合計) 225 件

採択件数 (合計) 12 件

4 課題と対応

令和2年度は、感染症対策を目的とした事業が多く、除菌や非接触体温測定など直接的な感染症対策や、従来対面で行っていた活動をオンラインに置き換える事業が多く提案された。

しかし、コロナ禍が長引き、経済活動が徐々に再開されるにつれて、感染症対策としての製品・サービスに加え、コロナ禍をきっかけに顕在化した課題の解決につながる取組や、ポストコロナを想定した取組が求められた。

こうした状況を受け、募集テーマを、コロナ禍で顕在化した課題の解決を求めるものにするなど、臨機応変に対応したことで、経済活動の回復に向けた支援を行うことができた。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル技術を活用したオンライン会議システムが急速に普及するなど、未曾有の状況において、イノベーションの創出が起こりやすいという実態がある。ベンチャー企業の斬新なアイデアや新しい技術を活用した事業展開を後押しし、イノベーション創出に取り組むことで、県経済の持続的な発展につながるものとする。

また、未曾有の国難とも言える状況の中、ベンチャー企業の創出・育成のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合でも、ベンチャー企業の目線に立ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、検討しておく必要がある。

イ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要となる施設環境の調整など、総合的な支援を行った。

2 経過

	(1) 令和3年度の取組
R3. 2. 12	施設募集
R3. 4. 6	施設決定
R3. 7. 16	プロジェクト募集
R3. 9. 6	プロジェクト決定
R3. 12. 15	ロボット導入実証の取材会実施
R4. 3. 9	新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業報告会実施
	(2) 令和4年度の取組
R4. 5. 9	施設募集 医療機関向けロボット導入の手順書を公開
R4. 7. 14	施設決定
R4. 7. 28	医療機関向けロボット導入セミナー開催
R4. 7. 29	プロジェクト募集 (第1弾)
R4. 8. 17	プロジェクト募集 (第2弾)
R4. 10. 18	プロジェクト決定
R4. 10. 19	ロボット導入セミナー開催
R4. 12. 15	ロボット導入実証の取材会実施
R5. 2. 28	新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業報告会実施

3 取組詳細

(1) 令和3年度の取組

実装に取り組む施設（医療機関）を1件選定し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボット導入実証を9件実施した。

また、導入実証の成果として、医療機関の参考となるロボットの導入に向けた手順や、期待される効果などをまとめた手順書を作成した。

(2) 令和4年度の取組

実装に取り組む施設を4件選定し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボット導入実証を11件実施した。

また、令和3年度の取組の成果を活用し、不特定多数の県民が利用する医療機関等を主な対象として、ロボット導入に向けたオンラインセミナー等を開催した。

4 課題と対応

コロナ禍を契機として、ロボットの価値が再認識され、需要が高まっている一方で、施設では、ロボットの導入費用に見合った効果があるのか分からないため、ロ

Ⅲ 県民生活・経済支援

ボットの実装に至らないことが課題となっている。

そこで、ロボットの活用が進んでいない施設に対して、現場の課題に対応できるロボット企業とマッチングし、導入に向けた実証を支援する。また、ロボット企業と施設が協働して行うロボット改良・開発を支援することで、より実用的なロボットを生み出し、更なる実装に繋げていく。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボットの実装を支援する取組を行ったが、今後、同様の事態が発生した場合でも、速やかに支援策を設計し、実施できるよう、予め備えておく必要がある。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業

1 取組の概要

県民生活の安全・安心の確保と、県内経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に効果的なロボットプロジェクトを公募し、商品化に向けた開発支援や実証実験の実施、広報活動等を支援した。

2 経過

R4. 4. 12	プロジェクト募集
R4. 6. 28	プロジェクト決定

3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症対策に効果的で、優れたロボット開発プロジェクト4件を採択し、設計・改良費の支援や実証実験のサポート、助言等を行った結果、試作機4台が製作された。

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症対策に資するロボットを開発する企業に対し、経費の支援等により、実用化に向けた支援を行ったところ、試作機の製作には至ったものの、ロボットの実用化には時間を要することが改めて認識された。事業終了後もさがみロボット産業特区において継続的な伴走支援を実施していくことで、試作機の実用化・商品化につなげていく（令和5年度に1台商品化済み）。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボットの開発支援を実施したが、今後、同様の事態が発生した場合でも、速やかに支援策を設計し、実施できるよう、予め備えておく必要がある。

エ 県内産業DXプロジェクト支援事業

1 取組の概要

県内産業のDXを促進し、新型コロナウイルス感染症により低迷した県内産業の回復につなげるため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、事業化に向けた進捗管理や専門家による助言を行うとともに、経費の一部を支援した。

2 経過

R3. 5. 17 ~ R3. 6. 7	令和3年度公募期間
R3. 7. 20 R4. 3. 9	プロジェクト採択 令和3年度成果報告会の開催
R4. 5. 16~ R4. 6. 6	令和4年度公募期間
R4. 7. 14 R4. 10. 13 R5. 3. 15	プロジェクト採択 DXシンポジウムの開催 令和4年度成果報告会の開催

3 取組詳細

データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを公募・選定し、開発、実証に必要な技術的助言を行うとともに、経費に対する支援を行った。また、開発された製品、サービスについて、シンポジウムや成果報告会、報告集等を通じて、DXの普及促進を図った。

<令和3年度実施結果>

応募件数 51 件
採択件数 6 件

<令和4年度実施結果>

応募件数 32 件
採択件数 6 件

4 課題と対応

開発した製品・サービスを市場投入（販売）までつなげていくことに課題があった。市場投入に至らない要因の分析のため、令和3年度採択企業へのヒアリングを行った結果、主に実証実施と実証評価、改良の反復に要するリソース（資金及び人材）不足が課題と認められ、次のフェーズに進展しないケースが多いことが分かった。

この結果を踏まえ、開発済み製品・サービスの市場投入に向けた取組を後押しする「改良プロジェクト」の支援を令和5年度から新たに実施している。

5 将来に向けた教訓

Ⅲ 県民生活・経済支援

県内産業のDXを促進するためには、事業効果の検証と継続的なニーズ調査が必要であり、その結果に基づく柔軟かつ機敏な対応が重要である。

また、未曾有の国難とも言える状況の中、急速にデジタル化する社会の変化への対応と県内産業の回復のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

オ 雇用調整助成金の活用に係る支援

1 取組の概要

国の雇用調整助成金の特例措置について、急増した企業からの問い合わせ及び申請に国の対応が追い付いていない状況であった。そこで、活用を希望する県内企業を早期に支援するため、助成金の申請に係る個別相談会を実施した。

2 経過

実施日	枠数 (各時間)	実施方法	相談員	相談時間 (各回 50 分)	相談 件数	申請 件数
R2. 4. 27, 28, 30	30 枠 (2 枠)	電話	社会保険労務士	10:00/11:00	30 件	—
R2. 5. 19, 20, 21, 22	60 枠 (3 枠)			13:00/14:00 15:00		
R2. 6. 16, 17, 18, 19	40 枠 (2 枠)	対面(かな がわ労働プ ラザ)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:30 12:30/13:30 14:30	29 件	6 件
R2. 7. 30, 31	44 枠 (2 枠)	対面(産業 振興センタ ー)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:00 10:30/11:00 11:30/13:00 13:30/14:00 14:30/15:00 15:30	21 件	5 件
R2. 8. 25, 26	20 枠 (2 枠)	対面(小田 原箱根商工 会議所)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:30 12:30/13:30 14:30	7 件	5 件

※6月以降の雇用調整助成金相談については、書類が整っている場合、会場にて神奈川労働局職員が申請書を受理。

3 取組詳細

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談会の実施。

4 課題と対応

当初社会保険労務士のみで対応しており、相談者はその場で申請行為は行えず、事前相談のみの実施であったが、6月以降は神奈川労働局と連携をし、書類が整っている場合その場での申請書受理を行い、利便性を高めた。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な支援のあり方について、全庁的に検討していく必要がある。

カ 海水浴場が開設されない海岸等の安全対策

1 取組の概要

- 神奈川県内の海水浴場は、例年、25箇所（県管理海岸20箇所、市町管理海岸5箇所）が開設され、300万人以上の海水浴客で賑わいを見せている。しかし、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての海水浴場が開設されない異例の夏となった。海水浴場が開設されれば、開設者による安全対策が行われるが、開設されない海岸では安全対策がなされないため、県は、地元市町や関係機関と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。
- 令和3年度は、開設者が開設の可否を判断した結果、県管理海岸における開設状況は、開設が12箇所、非開設が8箇所となったことから、県は、地元市町や関係機関と連携して、非開設の海岸の安全対策に取り組んだ。しかし、8月2日に神奈川県に緊急事態宣言が適用されたことから、知事が海水浴場を開設している地元の首長あてに海水浴場を休場するよう協力を依頼した。これを受け、海水浴場は順次休場し、8月16日には最後まで開設されていた藤沢市の海水浴場が休場し、県内全ての海水浴場が休場することとなった。
- 令和4年度は、開設者が開設の可否を判断した結果、県管理海岸における海水浴場の開設状況は、開設が17箇所、非開設が3箇所となった。県では、非開設の3箇所において安全対策を実施した。また、梅雨明けが統計開始以来最も早く、海水浴場が開設される前の海岸にも多くの利用者が訪れたことから、7月1日から海水浴場が開設されるまでの間、緊急に、県が安全対策を実施した。
- 令和5年度は、感染症法上の新型コロナの位置付けが、2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行した初めての年であり、コロナ禍による影響も和らいできたことから、県内のほとんどの海水浴場が開設された。また、これまでの取組により、県、市町、関係団体等が広域的に連携して、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行う「神奈川モデル」が構築できたことから、海水浴場の開設者等と連携し、神奈川モデルにより、神奈川の海の安全対策を実施した。

2 経過

R2. 2. 26	県が基本方針を策定
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言（5.25まで）</u>
R2. 5. 7	海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインを施行
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 5	県内全ての海水浴場が開設されないことが決定
R2. 6. 10	県・市町等による検討会議（第1回）を開催
R2. 6. 19	公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定締結
R2. 6. 29	県・市町等による検討会議（第2回）を開催
R2. 7. 1	安全対策を開始
R2. 8. 13	知事視察（藤沢海岸、鎌倉海岸）

R2. 8. 31	安全対策を終了
R2. 9. 3	市町等による検討会議（第3回）を開催

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言（3.21まで）</u>
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 16	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和3年度版）を施行
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置（8.1まで）</u>
R3. 6. 1	「神奈川県海水浴場対策連絡協議会」を開催
R3. 6. 29	公益財団法人日本ライフセービング協会と年度協定締結
R3. 7. 1	安全対策を開始
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言（9.30まで）</u>
	以降、順次、開設していた海水浴場が休場
R3. 8. 4	知事視察（鎌倉海岸）
R3. 9. 5	安全対策を終了
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>

R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置（3.21まで）</u>
R4. 5. 11	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和4年度版）を施行
R4. 6. 7	海水浴場開設期間（予定）が判明 （県生活衛生課 海水浴場の水質検査結果記者発表の添付資料）
R4. 6. 30	海水浴場開設前の緊急安全対策について記者発表
R4. 7. 1	安全対策を開始（海水浴場開設前の緊急安全対策含む）
R4. 8. 3	知事視察（三浦海岸）
R4. 8. 31	安全対策を終了

R5. 4. 26	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和5年度版）を施行
R5. 6. 9	海水浴場開設期間（予定）が判明 （県生活衛生課 海水浴場の水質検査結果記者発表の添付資料）
R5. 7. 1	安全対策を開始
R5. 8. 31	安全対策を終了

3 取組詳細

（1）「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」

- 令和2年度は、県内の海水浴場を例年どおり開設すれば、感染リスクが高い「3密」の状態になることが想定されることから、海水浴場の開設者が開設可否を判断するにあたって活用してもらうよう、県は、感染症の専門家の意見も伺いながら、海水浴場を開設する場合に開設者等が行うべき感染防止対策を「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」として策定した。

(2) 海水浴場ルールに関するガイドライン

- 令和2年度は、すべての海水浴場が開設されなかったことから、例年作成している「海水浴場ルールに関するガイドライン」は作成しなかった。
- 令和3年度は、感染症防止のための必要な対策を盛り込んでガイドラインを作成し、施行した。(ガイドラインは、コロナ禍以前から、主として風紀対策のために作成しているものであるが、令和3年度は感染症対策の部分を生活衛生課が記載した。)
- 令和4年度は、令和3年度の経過や市町からの要望を踏まえ、県が施行する「海水浴場ルールに関するガイドライン」に「国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、県が海水浴場の休場を要請した場合には、海水浴場設置者は速やかに海水浴場を休場することとする。」と、生活衛生課が休場に係る記載を盛り込んだ。

(3) 令和2年度の安全対策

令和2年度は、「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」を基に、海水浴場開設者が開設の可否を判断した結果、県内すべての海水浴場が開設されないことになった。

そのため、例年と同様の安全対策がなされないことを広く県内外に発信するとともに、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。

ア 海水浴場の開設状況

県内全ての海水浴場（県内25箇所、うち県管理海岸では20箇所）が開設されなかった。

イ 公益財団法人日本ライフセービング協会との包括協定の締結

令和2年6月19日に、海岸での水難事故の防止などを目的として、公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定を締結し、ライフセーバーの配置など、海岸における水難事故防止等に向けた取組を推進した。

ウ 海水浴場が開設されないことの周知

テレビやラジオ等の媒体の活用、主要な鉄道駅へのポスター掲示、県内全小・中・高校などへのリーフレットの配布などにより、広く周知を図った。

エ 遊泳自粛要請看板、柵の設置

遊泳自粛を促す看板や例年の海水浴場の範囲が一目で分かるように、砂浜に目印となる柵を設置した。

看板設置枚数：約170枚（英語表記の看板を含む）

柵設置箇所数：2箇所（三浦海岸、横須賀三浦海岸）

オ 海岸のルール看板の設置

砂浜での飲酒を控えること、ゴミを持ち帰ること等の自主ルールを13市町において策定し、看板を設置した。

看板設置枚数：約130枚（英語表記の看板を含む）

カ 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や自主ルールの遵守等の呼びかけなどを実施した。

警備員：延べ約1,800人（7月1日～8月31日）

ライフセーバー：延べ約1,500人（7月4日～8月31日）

県職員：延べ約300人（7月11日～8月30日の土日祝日等）

キ ドローンを活用した監視活動

人が多く集まる藤沢海岸片瀬西浜地区で、藤沢市や慶應義塾大学SFC研究所などと連携して、ドローンを活用した監視・救命活動やスピーカーによる注意を実施した。

活動期間：延べ19日間稼働

(7月18日～8月23日の土日祝日等)

飛行回数：延べ約100回、浮環投下訓練15回

※浮環投下による救助活動実績は無し

(4) 令和3年度の安全対策

令和3年度の夏は、海水浴シーズン当初、開設する海水浴場と、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、開設しない海水浴場に分かれた。

海水浴場が開設されれば、開設者による安全対策が行われるが、開設されない海岸では安全対策がなされないため、県は、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。

さらに、8月の緊急事態宣言の発出を受け、開設していた海水浴場もすべて休場することとなったため、それらの海岸でも地元市町と連携して安全対策に取り組んだ。

ア 海水浴場の開設状況

各海水浴場開設者が開設の可否について判断した結果、開設が15箇所、非開設が10箇所(県管理海岸では、開設が12箇所、非開設が8箇所)という結果となった。

イ 海水浴場が開設されないことの周知

海岸への来訪を減らすため、海水浴場が開設されない海岸を、ホームページやラジオ等の広報媒体により周知した。

ウ 遊泳自粛要請看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、遊泳自粛を促す看板を設置した。

看板設置枚数：約100枚

エ 海岸のルール看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、砂浜での飲酒を控えること等のルールを記載した看板を設置した。

看板設置枚数：約20枚

オ 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や砂浜での飲酒を控えること等の呼びかけなどを実施した。

また、海水浴場の開設、非開設にかかわらず、三浦市から湯河原町までの沿岸を4つのエリアに分け、それぞれのエリアを統括するライフセーバーをエリアマネージャーとして配置し、海岸相互の応援体制を整えた。

警備員：延べ約500人(7月1日～8月31日)

ライフセーバー：延べ約1,100人(7月1日～8月31日)

県職員：延べ約160人(8月2日～8月29日の土日祝日等)

カ ドローンを活用した監視活動

逗子市、鎌倉市、藤沢市（片瀬東浜）において、ドローンを活用した監視やスピーカーによる注意喚起等を実施した。

活動期間：延べ20日間（7月10日～8月15日の土日祝日等）

飛行回数：延べ約140回（うち、浮環投下訓練13回）

※浮環投下による救助活動実績は無し

（5）令和4年度の安全対策

令和4年度は、県内の各海水浴場において、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、開設について検討が行われた結果、多くの海水浴場が開設されることとなった。

ア 海水浴場の開設状況

県全体では、開設が21箇所、非開設が4箇所（うち、県管理海岸では、開設が17箇所、非開設が3箇所）という結果となった。

イ 海水浴場が開設されない海岸における取組

県が管理する海岸においては、昨年度と同様に遊泳を目的とする来訪者が想定されるため、次の安全対策を行った。

（ア）注意喚起看板の設置

遊泳自粛を促すための注意喚起看板を海岸に設置した。

（イ）海岸パトロールの実施

ライフセーバーなどによる海岸パトロールを実施した。

ウ 海水浴場が開設されるまでの間の緊急的な取組

梅雨明け（速報値）が統計開始以来最も早く、暑い日が続き、海水浴場が開設される前の海岸にも多くの利用者が訪れていたことから、7月1日から海水浴場が開設されるまでの間、緊急に、県が管理する海岸において、警備員の配置等による安全対策を実施した。

エ 各海岸に共通する取組

海水浴場の開設の有無にかかわらず、県が管理する海岸の安全対策として、次の取組を行った。

（ア）エリアマネージャーの配置による関係機関との広域的な連携

県がエリアマネージャーを配置することにより、沿岸市町、海上保安庁、ライフセービング協会などの関係機関と広域的に連携した。

（イ）ドローンを活用した監視活動等

三浦市において、ドローンを活用した監視やスピーカーによる注意喚起等を実施するとともに、沿岸市町等がドローンによる監視活動を自走化していくため、ライフセーバー向けのドローン操作講習会を実施した。（葉山海岸、逗子海岸）

（6）神奈川モデルの展開

令和2年度から実施してきた安全対策の取組により、県、市町、関係団体等が広域的に連携して、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行う「神奈川モデル」が構築できたことから、今後も、海水浴場の開設者等と連携し、「神奈川モデル」により、神奈川の海の安全を確保していく。

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響により海水浴場が開設されず、本来、海水浴場開設者がやるべき安全対策が行われない中、多くの方が海岸を訪れることが想定されたことから、海水浴場が開設されない海岸等の安全対策が問題視された。

そこで、本来は海岸の管理を行う県土整備局と環境農政局が、利用者の安全・安心を最優先に考えた結果、安全対策を行うことにした。

そのため、安全対策に要する予算を確保すべく、令和2年度は補正予算の対応により、令和3年度、令和4年度は、予算の流用により対応した。

その結果、県、市町、関係団体等が広域的に連携し、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行ったことで、「神奈川モデル」を構築することができた。

5 将来に向けた教訓

今回の経験を踏まえ、新型コロナウイルスに限らず、安全対策が行われないような想定外の事態に対処できる体制を県庁内の関係部局と連携して整えていく必要がある。

具体的には、海岸管理者だけでなく、水難事故に関する関係機関との連絡調整を担うくらし安全防災局や、年間を通して藤沢海岸や茅ヶ崎海岸等にライフセーバーを配置するサーフ90の取組を支援している政策局、海水浴場を所管する健康医療局などと、部局横断的に連携していく必要がある。

4 県民支援

(1) 労働相談の実施

1 取組の概要

労働センターでは、労働問題の解決に向けて労働者や使用者からの相談を電話や面談により受けているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同感染症に関連する休業や解雇・退職、安全衛生等に係る労働問題に関する労働相談が次第に増加した。

そこで、感染症の拡大に伴って新たに生じた労働問題等の解決に向けて、電話や面談による労働相談を実施する中で、令和2年7月1日には、新型コロナウイルス感染症に関する労働相談専用ダイヤルの「コロナ労働相談 110 番」を開設し、相談対応の充実強化を図った。

また、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報の周知を図るなどの対応を行った。

2 経過

日時	内容
R2. 2. 26	「労働センター事業における新型コロナウイルス対策について」策定
R2. 4. 8	国の緊急事態宣言、県の基本方針を踏まえ、上記を改定 ・相談業務は、原則電話相談のみ
R2. 4	ホームページに新型コロナウイルス感染症関連の労働相談事例を掲載
R2. 5	緊急事態宣言解除後、対面相談及び出張労働相談を再開
R2. 7. 1	「コロナ労働相談 110 番」を開設
R2. 9	街頭労働相談を再開
R3. 4	職員向けの新型コロナウイルス感染症相談マニュアルを作成
R3. 5	街頭労働相談において生活援護課と連携

3 取組詳細

(1) 相談体制

令和2年4月に国の緊急事態宣言、県の基本方針が発出されたことを踏まえ、相談業務は、原則として電話相談とし、出張労働相談は相談員派遣を取りやめ、街頭労働相談は5～8月の間は中止とした。

その後、5月の緊急事態宣言解除後、感染拡大防止の対応（ビニールスクリーンやアクリル板設置、マスク着用、手指消毒など）を行った上で、対面相談及び出張労働相談を再開した。その際、所属としての対応を「労働センター事業における新型コロナウイルス対策について」として整理した。

再開に際しては、従来対面のみであった弁護士労働相談やメンタルヘルス相談に

Ⅲ 県民生活・経済支援

ついて、相談者の希望により電話相談も選択できることとし、現在も継続している。

街頭労働相談は8月末まで中止とし、9月以降再開した。再開当初は、接触を避けるため、広報用ティッシュを配布しない、規模を縮小するなどしていたが、直接手が触れないようにティッシュを箱に入れて配るなどの工夫により改善を図った。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する相談の状況

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談が増加したことから、コロナ禍における労働相談の実態を把握するため、新型コロナウイルス感染症関連の集計項目を別途設けて集計を行った。

令和2年度は合計2,922件の相談があり、内容としては休業手当などの休業補償に関する相談が約4割と多かったが、その後、国の制度や相談窓口が整備されてきたことに伴い、相談件数は減少したものと考えられ、令和3年度は1,277件、令和4年度は870件となった。

また、相談内容も変化し、業務上で感染した場合の労災に関する相談や、感染して療養した場合の健康保険の傷病手当金の扱いに関する相談等が増加した。

(単位：件)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
休業	1,163	39.8%	休業	436	34.1%	健康・労災 保険	175	20.1%
解雇・雇止め	427	14.6%	解雇・雇止め	83	6.5%	休業	146	16.8%
安全衛生	235	8.0%	安全衛生	82	6.4%	安全衛生	41	4.7%
2,922			1,277			870		

(3) ホームページへの事例掲載

新型コロナウイルス感染症発生初期において、緊急事態宣言に伴う休業や職場での感染症対策などの相談が増加したことから、令和2年4月に労働センターのホームページに、よくある相談事例を「休業」、「安全衛生」等に分類して、検索しやすい形で掲載するようにした。

その後、令和3年9月に感染者数が急増した際には、アクセス件数が大きく伸びて1か月に4万件近くのアクセスがあった。

(4) コロナ労働相談110番の設置

令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症関連の専用労働相談ダイヤル「コロナ労働相談110番」を設置して、県の「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」の相談窓口の中に掲載した。

令和2年度（7月以降）	令和3年度	令和4年度
323件（23.8%）	465件（36.4%）	346件（39.8%）

Ⅲ 県民生活・経済支援

※コロナ 110 番で受けた相談件数。() 書きは、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数に占める割合

(5) 職員向けのマニュアル作成

コロナ禍における労働相談では、直接的な労働関係以外の相談内容が含まれることが多かったことから、事業主向け、個人事業主向け、労働者・求職者向けの支援内容を整理した「新型コロナウイルス感染症関連の支援について」という職員向けのマニュアルを作成し、相談者に対し必要に応じて適切な窓口を案内するよう努めた。

(6) 生活援護課との連携

コロナ禍が長引く中で、労働センターにおいては生活困窮に関する相談が増加する一方で、生活援護課の設置する生活支援総合相談窓口においては、仕事に関する相談が増加したことから、令和3年5月、研修会を開催し相互の制度を学ぶとともに、相互の相談員によるワンストップ街頭相談会を実施した。

<相互研修会>

日時：令和3年5月17日

- ・「労働関連の基礎知識」講師：労働センター職員 受講者：生活援護課相談員（7名）
- ・「生活支援制度の概要」講師：生活援護課職員 受講者：労働センター相談員（16名）

<しごと・くらしワンストップ街頭相談会>

日時：令和3年5月20日、21日

場所：新都市プラザ

(単位：件)

	労働相談	フリーランス相談	就労相談	生活相談	計
5/20	160	6	28	4	198
5/21	145	10	33	6	194
計	305	16	61	10	392

4 課題と対応

(1) 労働相談における対応

新型コロナウイルス感染症発生初期は、労働相談の中に新型コロナウイルス感染症に関連する多様な相談が含まれていたが、相談を受ける職員も対応状況を把握するのが困難な中で、スムーズに適切な窓口を案内できないことなども多かった。また、他機関に問い合わせた際に複数回誤った窓口を案内された（いわゆる「たらい

回し) 経験のある相談者からの苦情も多かった。

そこで、県の「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」が作成されるまでの間は、職員が独自に、必要な関係連絡先などの一覧表を作成して職員間で共有し相談に活用した。さらに、令和3年4月にはこれを発展させた職員向けのマニュアルを作成した。

その後、県の各種制度やコールセンター等が整備されたことに伴い、これらの資料やマニュアルを基に適切な窓口を案内することができるようになった。

(2) 感染症の状況に応じた相談内容の変化

新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談の内容は、感染状況や国の制度、県の支援策の整備などに伴い、当初は休業手当関連や勤務シフトについて、その後、休業支援金や感染時の療養期間などといったように変化してきた。

そこで、国の通知、報道、相談対応の状況などを日々確認し、職員間でその情報を共有することにより相談者のニーズの変化に応じた適切な対応ができるよう努めた。

(3) 感染防止対策と相談対応の両立

緊急事態宣言下においては、対面での労働相談を原則一旦休止としていたが、緊急事態宣言解除後は、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談が引き続き多い中で、対面での相談を再開した。

再開にあたっては、相談対応を行う職員の健康を守り事業を継続するという観点からも、しっかりとした感染防止対策を行った。

一方、従来は対面のみ実施としていた弁護士相談やメンタルヘルス相談を電話でも行うこととしたが、これは現在も継続しており、来所が難しい相談者にも相談の機会を提供することにつながった。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまでに経験したことのない状況においては、県民の生活に直結する労働環境にも様々な変化が生じ、労働センターの業務にも大きな影響が生じた。

日々の業務である労働相談においても、相談内容が大きく変化していき、職員がそれらについて新たな知識を習得する必要性が生じた。

こうした経験から、相談者の状況、ニーズ、国等の支援制度等が時間の経過とともに日々変わっていくため、それに応じて必要な情報を日々迅速に収集し、職員で共有することが非常に重要であることを改めて体感した。

また、情報収集にあたっては、所属内関係職員に広く呼びかける、簡便な方法で迅速に最新の内容に更新できるようにする、労働問題と関わりの深い他の分野（経営支援、生活支援など）の情報も併せて収集することに配慮する必要がある。

4 (2) 新型コロナウイルス感染症対策就業支援事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就業を支援するため、県就業支援施設のキャリアカウンセリングの窓口を増やすなど、相談機会の充実を図るとともに、面接会等の開催を通じ、失業者等と県内企業とのマッチングを促進した。

また、県内の経済団体5団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高年齢者等の雇用機会の確保等を要請するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

2 経過

R2. 3. 18	・ 県内の経済団体5団体へ要請（新型コロナウイルス感染症に係る雇用への配慮等について）
R2. 4. 7	・ 本県へ緊急事態宣言発出（実施期間 R2. 4. 7～R2. 5. 25） ・ 県就業支援施設「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で予定していた4、5月のセミナー、グループワークを中止
R2. 7. 10	・ 新型コロナウイルス感染症等に係る6月補正予算が成立
R2. 7～	・ 県就業支援施設で、新たにWebキャリアカウンセリングを開始
R2. 9. 16	・ 県内の経済団体5団体へ要請（新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について）
R2. 10～	・ 県就業支援施設のキャリアカウンセラーを増員
R3. 1. 7	・ 本県へ緊急事態宣言発出（実施期間 R3. 1. 8～R3. 3. 21） ・ 県内の経済団体5団体、各局所管団体へ要請（企業におけるテレワーク等の徹底について）
R3. 2. 9	・ 県内の経済団体5団体へ要請（感染拡大防止に向けたテレワークの徹底的な活用について）
R3 年度以降	・ 経済団体5団体へ雇用機会の確保等を要請（R3. 6. 23、R4. 6. 27）

3 取組詳細

(1) 県就業支援施設の窓口の拡充・強化（キャリアカウンセラーの増員）

- ① 令和2年度
 - ・ かながわ若者就職支援センター：1名増員（3窓口→4窓口）
 - ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：1名増員（4窓口→5窓口）
 ※ 両施設からの街頭労働相談へのキャリアカウンセラー派遣回数も増強
- ② 令和3年度
 - ・ かながわ若者就職支援センター：増員維持

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：増員維持
- ③ 令和4年度
 - ・ かながわ若者就職支援センター：増員維持
 - ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：増員維持
 - ・ かながわ女性キャリアカウンセリング相談室：1名増員（1窓口→2窓口）

（2）合同就職面接会、ミニ企業相談会・面接会の実施

- ① 令和2年度
 - ・ 合同就職面接会：1回
 - ・ ミニ企業相談会：30回
- ※ 令和3年1月7日に本県に再度、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、1月に開催を予定していた合同就職面接会及びミニ企業相談会を延期することを決定した。
- ② 令和3年度
 - ・ 合同就職面接会：4回
 - ・ ミニ企業相談会、ミニ面接会：延べ40回
- ③ 令和4年度
 - ・ 合同就職面接会：4回
 - ・ 就職応援セミナー&面接会：4回
 - ・ ミニ企業相談会・面接会：44回

（3）経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、知事と神奈川労働局長の連名又は知事名で要請を実施

県内の経済団体5団体：（一社）神奈川県商工会議所連合会
（一社）神奈川県経営者協会
（一社）神奈川経済同友会
神奈川県商工会連合会
神奈川県中小企業団体中央会

- ① 令和2年3月18日
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用への配慮等について」
 - ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事、神奈川労働局長
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 雇用の維持、解雇の回避
 - 2 採用内定者への配慮
 - 3 就職・採用活動への配慮
 - 4 休暇・休業の取得促進
 - 5 個人事業主・フリーランスへの配慮
 - 6 感染防止の取組
- ② 令和2年9月16日
「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」
 - ・ 要請先：県内の経済団体5団体

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・ 要請者：神奈川県知事、神奈川労働局長
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
 - 2 新規学卒者について
 - 3 就職氷河期世代への支援について
 - 4 若年者について
 - 5 障がい者について
 - 6 女性について
 - 7 高齢者について
 - 8 就職に困難を抱える者等
 - 9 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について
- ③ 令和3年1月7日
「企業におけるテレワーク等の徹底について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体、各局所管団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：書面
- ④ 令和3年2月9日
「感染拡大防止に向けたテレワークの徹底的な活用について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：県内経済団体への「令和3年度神奈川県当初予算案説明会」の中で実施
- ⑤ 令和3年6月23日
「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
 - 2 新規学卒者について
 - 3 就職氷河期世代への支援について
 - 4 若年者について
 - 5 障がい者について
 - 6 女性について
 - 7 高齢者について
 - 8 就職に困難を抱える者等
 - 9 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

4 課題と対応

緊急事態宣言の発出により、セミナーや面接会等の中止、延期が生じ、委託事業者と中止した事業の取扱いや延期した事業の再周知等の調整が必要となり、急ぎ対応した。

5 将来に向けた教訓

- ・ 就業支援の拠点として 39 歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40 歳以上の中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を設置し、神奈川労働局等の関係団体・機関と相互に連携しながら、就業支援に取り組んでいる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により企業活動が縮小し、失業者及び転職希望者が急増すると懸念され、就業支援の必要性が高まることが想定されたことから、令和2年度よりキャリアカウンセリングのカウンセラーを増員したが、キャリアカウンセリング利用者数の増加は翌令和3年度が顕著であり、カウンセラーの増員を継続したことにより、ニーズに適切に対応することができた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症においては、キャリアカウンセリング利用者は発生直後に増加するのではなく、一定の期間をおいてから、複数年にわたってその状況が継続するものと思われる。

4 (3) 離職者等委託訓練事業

1 取組の概要

(1) 令和3年度「コロナ離職者向けコース」の設定

令和3年度において、短期間で就職に有利な資格の取得や情報通信技術の習得を目指すため、11月生及び1月生に「コロナ離職者向けコース（訓練期間2か月又は3か月）」として設定し、広報した。

(2月生コースの追加)

コロナ離職者の方等の訓練受講機会の確保を図るため、例年5回（4月、7月、9月、11月及び1月）の訓練開始時期であったところ、2月に訓練を開始するコースを10コース（訓練期間2か月）追加した。

(2) 令和4年度「コロナ離職者優先枠付きコース」の設定

令和4年度において、求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、情報通信分野、介護技術分野及びパソコンスキル分野について、「コロナ離職者優先枠」付きコース（訓練期間3か月）を設定した。

2 経過

R3. 8. 17	① コロナ離職者向けコース（令和3年11月生）募集開始
8. 30	① 同（令和3年11月生）募集終了
11. 1	① 同（令和3年11月生）訓練開始
11. 18	① 2月生コース（令和4年2月生）募集開始
12. 8	① 同（令和4年2月生）募集終了
12. 28	① コロナ離職者向けコース（令和3年11月生・訓練期間2か月）訓練終了
R4. 1. 31	① 同（令和3年11月生・訓練期間3か月）訓練終了
2. 1	① コロナ離職者向けコース（令和4年2月生）訓練開始
3. 29	① 同（令和4年2月生）訓練終了
4. 14	② コロナ離職者優先枠付きコース（令和4年7月生）募集開始
4. 27	② 同（令和4年7月生）募集終了
6. 15	② 同（令和4年9月生）募集開始
6. 28	② 同（令和4年9月生）募集終了
7. 1	② 同（令和4年7月生）訓練開始
8. 15	② 同（令和4年11月生）募集開始
8. 26	② 同（令和4年11月生）募集終了
9. 1	② 同（令和4年9月生）訓練開始
9. 30	② 同（令和4年7月生）訓練終了
10. 13	② 同（令和5年1月生）募集開始
10. 26	② 同（令和5年1月生）募集終了
11. 1	② 同（令和4年11月生）訓練開始
11. 30	② 同（令和4年9月生）訓練終了
R5. 1. 4	② 同（令和5年1月生）訓練開始
1. 31	② 同（令和4年11月生）訓練終了
3. 31	② 同（令和5年1月生）訓練終了

3 取組詳細

(1) 令和3年度「コロナ離職者向けコース」

開始月	実施コース数	入校者(人)	修了者(人)
11月生	4	49	46
1月生	4	73	65
2月生	10	171	159
合計	18	293	270

(2) 令和4年度「コロナ離職者優先枠付きコース」

開始月	実施コース数	入校者(人)	修了者(人)
7月生	7	133	106
9月生	7	102	80
11月生	5	73	71
1月生	5	86	70
合計	24	394	327

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職者等の早期の再就職に寄与することができた。

一方で、新型コロナの影響による離職者が増加する時期とコース設定や優先枠の設定の時期がずれた可能性があり、適切なタイミングでの対応が課題と考えられる。

5 将来に向けた教訓

新型コロナの感染法上の位置付けが5類に移行したことや、新型コロナの影響による離職者が減少したことにより、次年度の募集からは「コロナ離職者優先枠」を設定しない予定だが、今後、社会的影響が大きな感染症等が発生した場合は、求職者の再就職支援のために、適切な「優先枠」等を設定できるようにしたい。

4 (4) 内定取消者等緊急雇用の実施

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年度末頃から企業の採用内定を取り消された人や職を失う人が発生していた中、令和2年4月7日に本県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出されたことに伴い、生活費を得ながら新たな就職活動ができるよう、非常勤職員（会計年度任用職員）の緊急雇用を経済・社会対策の一環として実施した。

2 経過	
R2. 4. 7	神奈川県を緊急事態措置実施区域に含む緊急事態宣言を国が発出
R2. 4. 15	緊急雇用の実施について記者発表（知事会見）
R2. 4. 16	非常勤職員の募集開始（R2. 4. 22 まで）
R2. 5. 1	非常勤職員の採用開始
R2. 5. 8	緊急雇用（再募集）の実施について記者発表（参考資料送付）
R2. 5. 11	非常勤職員（再募集）の募集開始
R2. 6. 1	非常勤職員（再募集）の採用開始
R5. 3. 31	緊急雇用期間の終了

3 取組詳細

(1) 緊急雇用受入れポストの調整

令和2年4月8日から緊急雇用を行う受入れポストについて庁内各局との調整を行い、合計126ポストを募集ポストとして決定。

(2) 募集概要

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、採用の内定を取り消された方又は職を失った方（廃業された方や採用時に失業状態になることが確認できる方も含む）
採用予定数	126名 ※うち2名は知的障害者又は精神障害者枠
募集期間	令和2年4月16日～令和2年4月22日
任用期間	令和2年5月1日～令和3年3月31日

(3) 募集結果・再募集

令和2年4月16日～令和2年4月22日の募集により、採用予定数126名中、65名を採用。採用日が5月1日で募集期間が短かったこともあり、半数近くが採用に至らなかったことから、次のとおり再募集を行った。

採用予定数	60名
募集期間	令和2年5月11日～令和2年5月22日
任用期間	令和2年6月1日～令和3年3月31日

再募集により、採用予定数60名中、30名を採用。以後、採用に至っていないポストは随時募集することとし、9名採用となったため、合計104名採用となった。

(4) 緊急雇用期間の終了

採用した方については会計年度ごとの雇用になるが、コロナの感染状況を考慮

Ⅲ 県民生活・経済支援

すると就職活動には一定の期間が必要となるため、同一の業務が継続してある場合には、2回(令和4年度末まで)を限度に改めて採用できることとした。

令和4年3月には、まん延防止等重点措置も終了し、その後飲食店の営業自粛や時短営業要請等も行わない状況となったため、緊急雇用としての役目を一定終えたものと判断し、予定通り令和4年度末をもって緊急雇用期間を終了した。

《人数の推移》

	採用	退職	任期更新
令和2年度	104	42	62
令和3年度	—	18	44
令和4年度	—	44※	0

※37名が令和4年度末任期満了まで勤務

4 総括

本取組は、ニーズの確認を十分に精査する間も無い中で、正に緊急措置として実施したが、募集ポストの約8割を採用する事ができ、経済・社会対策としての効果は、一定程度あったものと考えられる。

また、県としても全庁体制で新型コロナ対応に臨まなければならない局面で、緊急雇用の非常勤職員がマンパワーを補うことにより、結果として正規職員が新型コロナ対応に注力するための一助となる効果もあった。

4 (5) 生活困窮者対策

1 取組の概要

(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、生活困窮の相談が急増したことから、県が直接支援を行う町村部の自立相談支援機関の体制強化を行った。

(2) 生活支援総合相談窓口等

緊急事態措置によりネットカフェが休業したこと等に伴い、緊急受入所として開放された県立武道館を利用する方々を支援するため、同館内に生活支援相談窓口を設置した。

県立武道館での緊急受け入れ終了後は、コロナ禍で収入が減少した方など生活に困窮する県民に対する「暮らし」「すまい」「しごと」の相談をワンストップで受け付ける「生活支援総合相談窓口」に移行し、福祉子どもみらい局を中心に、関係部局間で連携して各種相談に対応した。

(3) 県営住宅緊急入居者への家具家電等の調達

緊急受入所として開放された県立武道館を一時利用し、退去後に県営住宅に入居した方については、布団・家具・家電など最低限の生活備品を持っていない場合が多く、県が社会福祉法人等から家具等を調達し、入居者に提供する取組を行った。

(4) 一時生活支援事業の拡充

コロナ禍の影響を受け、失業や休業等により住まいを失う方が増えることを想定し、コロナ禍前から県が確保していた無料低額宿泊所内の3室に加え、新たにビジネスホテル等の部屋を借り上げ、県内各市とも連携して、居所を失った方に対する衣食住の提供や、自立に向けた支援を行った。

(5) 生活福祉資金の特例貸付

コロナ禍の影響を踏まえ、令和2年3月から、従来の貸付基準を緩和した生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例措置が設けられた。県は、貸付を実施する神奈川県社会福祉協議会に対し、貸付に必要な原資等の補助を行った。

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

生活福祉資金の特例貸付をすべて借り終え、新たな貸付けを受けられない生活困窮世帯に対する新たな給付金として、令和3年7月に、生活困窮者自立支援金制度が創設され、県は、令和5年3月まで、町村部の生活困窮者に対する支給を行った。

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

離職や廃業で家賃を払えない方を対象とする住居確保給付金について、コロナ禍の影響を踏まえ、令和2年4月から、休業等に伴う収入減少により離職や廃業と同程度の状況にある者にまで、対象者が拡大された。

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

全庁横断的にコロナ禍における生活困窮者対策を進めるため、令和3年11月に、知事を本部長とし、生活困窮者対策推進本部を設置した。

2 経過	
	(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化
R2. 4	4月補正予算(体制強化のための予算を計上)
R2. 5	変更契約、相談員増員
	(2) 生活支援総合相談窓口等
R2. 4. 14	県立武道館に生活支援相談窓口を設置し、県生活援護課、横浜市生活支援課等の職員が相談支援を実施(～R2. 5. 6)
R2. 5. 11	県民センターに、福祉子どもみらい局、産業労働局、県土整備局の職員等による生活支援総合相談窓口を設置(対面及び電話相談)
R2. 6. 12	同相談窓口を生活援護課に移転(電話相談)
R4. 4～	総合相談の電話回線を3回線から1回線に縮小
	(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達
R2. 4. 24	県内の社会福祉法人等に物資提供の呼びかけ
R2. 5～11	物資の調達、希望者への提供
	(4) 一時生活支援事業の拡充
R2. 4	4月補正予算(事業実施拡大のための予算を計上)
R2. 5	ビジネスホテル等と委託契約締結
R3. 1	利用実績を踏まえ、変更契約を行い、借上室数を縮小
	(5) 生活福祉資金の特例貸付
R2. 3	特例貸付実施(申込期間 R2. 7 まで)
	3月補正予算(R1 事業予算を計上)
R2. 4	4月補正予算(R2 事業予算を計上)
R2. 6	申込期間の延長通知(申込期間 R2. 7 まで→R2. 9 まで)
	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 7	総合支援資金の延長貸付の実施
R2. 9	申込期間の延長通知(申込期間 R2. 9 まで→R2. 12 まで)、
	9月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 11	11月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 12	申込期間の延長通知(申込期間 R2. 12 まで→R3. 3 まで)
R3. 2	総合支援資金の再貸付の実施
R3. 3	申込期間の延長通知(申込期間 R3. 3 まで→R3. 6 まで)
	2月補正予算その1(貸付期間延長のための予算を計上)
R3. 5	申込期間の延長通知(申込期間 R3. 6 まで→R3. 8 まで)
R3. 6	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R3. 8	申込期間の延長通知(申込期間 R3. 8 まで→R3. 11 まで)
R3. 11	申込期間の延長通知(申込期間 R3. 11 まで→R4. 3 まで)
R4. 2	申込期間の延長通知(申込期間 R4. 3 まで→R4. 6 まで)
R4. 4	申込期間の延長通知(申込期間 R4. 6 まで→R4. 8 まで)
R4. 6	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R4. 8	申込期間の延長通知(申込期間 R4. 8 まで→R4. 9 まで)
R4. 9	9月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)、申込終了
R5. 2	2月補正予算(貸付基盤強化のための予算を計上)
	(6) 生活困窮者自立支援金の支給
R3. 5	国が制度概要を発表(申込期間 R3. 7～R3. 8)

R3. 6	国の支給要綱の通知、県補助要綱策定 6月補正予算（事業予算を計上）、申請受付開始
R3. 8	申込期間の延長通知（申込期間 R3. 8 まで→R3. 11 まで）
R3. 11	申込期間の延長通知（申込期間 R3. 11 まで→R4. 3 まで）、支給対象の拡大
R3. 12	再支給の実施
R4. 3	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 3 まで→R4. 6 まで） 2月補正予算（支給延長のための予算を計上）
R4. 6	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 6 まで→R4. 8 まで） 6月補正予算（支給延長のための予算を計上）
R4. 8	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 8 まで→R4. 9 まで）
R4. 9	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 9 まで→R4. 12 まで）
R4. 12	申込終了
	（7）住居確保給付金の支給対象の拡大
R2. 4	対象拡大の実施（省令改正）
R3. 1	再々延長（R3. 3 までに初回申請し支給開始した者のみ）開始
R3. 2	再支給の特例措置（R3. 2～R3. 3 の期限付き）開始
R3. 3	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 3 まで→R3. 6 まで）
R3. 6	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 6 まで→R3. 9 まで）
R3. 9	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 9 まで→R3. 11 まで）
R3. 11	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 11 まで→R4. 3 まで）
R4. 2	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 3 まで→R4. 6 まで）
R4. 4	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 6 まで→R4. 8 まで）
R4. 8	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 8 まで→R4. 9 まで）
R4. 9	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 9 まで→R4. 12 まで）
R4. 10	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 12 まで→R5. 3 まで）
R5. 3	再支給の特例措置終了
	（8）生活困窮者対策推進本部の取組
R2. 8	県民生活支援庁内連絡会議（推進本部の前身）設置 （令和3年7月までの間、合計8回の書面会議の開催）
R3. 11	生活困窮者対策推進本部の設置、本部会議の開催（第1回）
R4. 1～	支援団体へのヒアリング、アンケートの実施（～R4. 7）
R4. 5	本部会議の開催（第2回）
R5. 1	本部会議の開催（第3回）
R5. 8	本部会議の開催（第4回）

3 取組詳細

（1）生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体（市部は市、町村部は県）は、生活困窮者自立相談支援事業（相談窓口を設置し、生活困窮の相談に対応）を実施することになっている。

県は、町村部を所管しており、同事業を社会福祉法人に委託している。

Ⅲ 県民生活・経済支援

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、生活困窮の相談が急増したことから、令和2年度から相談員を増員し、同年度は、前年比5倍に及ぶ相談に対応した。

【町村部における新規相談件数の推移】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
306件	1,531件	1,079件	499件

【自立相談支援機関の体制強化の内容】

令和元年度		令和2年度～令和4年度	
統括相談支援員	1人	統括相談支援員	1人
主任相談支援員	2人	主任相談支援員	2人
相談支援員、就労支援員	4人	相談支援員、就労支援員	6人
		アウトリーチ支援員	2人

(2) 生活支援総合相談窓口等

生活が困難な方々に対しては、従前から各自治体が生活困窮の相談窓口を設け、様々な支援をしていたが、令和2年4月の緊急事態措置以降、生活に関する相談のほか、「どこに相談したらいいかわからない」など、多種多様な相談がますます増えることが想定された。

そのため、緊急受入所であった県立武道館内に設置していた生活支援相談窓口を引き継ぐ形で、様々な不安や困りごとについて、気軽に安心して相談できる総合的な窓口にブラッシュアップした「生活支援総合相談窓口」を、利便性の高い横浜駅西口のかながわ県民センター内に設置した。

令和2年5月11日から令和2年6月11日までの間、福祉子どもみらい局、産業労働局、県土整備局の職員等が、相談者の相談内容に応じて対応した。

相談件数の減少に伴い、同年6月12日に窓口を本庁の生活援護課執務室に移転し、生活援護課が電話で一次的に相談内容を聞き取り、相談内容に応じて関係所属へつなぐ対応を行った。令和4年度以降、電話回線数を3回線から1回線に縮小した。

【相談実績】

令和2年度	535件
令和3年度	389件
令和4年度	198件

(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達

緊急受入所であった県立武道館利用者のうち、14人が県営住宅の一時提供を利用して入居したが、手持ち金がなく、布団等生活必需品を調達できない者がいたことから、令和2年4月24日、神奈川県社会福祉協議会を通じて県内社会福祉法人等に物資の支援を呼びかけた。

これにより、20法人（団体）から、提供可能な物資リストの提供があった。

県営住宅利用者に対して、公共住宅課を通じて希望を募ったところ、11人から物資希望の申出があり、生活援護課は法人の提供可能物資と利用者の希望物資のマッチングを行い、物資の調達と提供の調整を行った。

Ⅲ 県民生活・経済支援

提供法人が車両を用意できなかった際に、法人の近くの県税事務所の協力を得て、同所の車両で布団類を届けたり、法人が物資等の搬送に職員を出せず、冷蔵庫など大型家電の運搬が困難だった際に、県職員も一緒に運搬を行うなど、様々な連携を行った。

令和2年5月から11月までの間、物資希望者11人に対して、9法人（団体）から24の物資の提供が行われた。

〔例〕 布団9セット、冷蔵庫4台、電子レンジ3台のほか、照明器具、調理器具、収納家具など

物資を提供した9法人（団体）には、生活援護課長から礼状を送付した。

（4）一時生活支援事業の拡充

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体は、一時生活支援事業（宿泊場所や食事を提供しながら、安定した生活に向け支援）を実施することができる」と定めている。

県は、町村部を所管しており、令和元年度から同事業を、無料低額宿泊所3室を借り上げて実施している。

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、失業や休業等により住まいを失う方が増えることが想定されたため、従前から借りている無料低額宿泊所3室に加え、以下のとおり、新たにビジネスホテル等の部屋を借り上げ、居所を失った方に対し、衣食住の提供や自立に向けた支援を行った。

【令和2年度】

4月補正予算を計上し、補正予算成立後、ビジネスホテル等と緊急随意契約により速やかに契約を締結した。

利用実績を踏まえ、令和2年12月に変更契約を行い、令和3年1月から規模を縮小した。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 3箇所 計30室借上げ(R3.1から18室)	延19人（実利用者数5人） 464泊
無料低額宿泊所 2法人 計10室借上げ※(R3.1から5室)	延13人（実利用者数4人） 286泊

※うち3室は、感染症拡大前の令和元年度から一時生活支援事業を委託し借り上げている。

【令和3年度】

ビジネスホテルとの契約方法を、年間を通じて一定の部屋数を常時確保するのではなく、その都度空室を利用すること、利用実績（宿泊数、食事数）に応じて支払うこと（＝単価契約）に見直した。

実施期間中、利用申し込み時に空室を確保できなかったことはなく、円滑に事業を実施できた。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 2箇所（単価契約）	延7人（実利用者数4人） 93泊

Ⅲ 県民生活・経済支援

無料低額宿泊所 1 法人（3室借上げ）	延 24 人（実利用者数 6 人） 592 泊
---------------------	----------------------------

【令和 4 年度】

ビジネスホテルとの契約については、令和 3 年度と同様単価契約とし、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とした。

経済活動の回復に伴い、ビジネスホテルの空室が減少したことから、令和 4 年 12 月に、無料低額宿泊所とも契約を締結した。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 2 箇所（単価契約）	延 19 人（実利用者数 5 人） 594 泊
無料低額宿泊所 ・ 1 法人（単価契約） ・ 1 法人（3室借上げ）	延 29 人（実利用者数 7 人） 593 日

（5）生活福祉資金の特例貸付

低所得世帯等の生活の立て直しに必要な生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）について、コロナ禍の影響を踏まえ、令和 2 年 3 月から、特例措置（対象者や貸付上限の拡大等）が設けられた。

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 ※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。
 注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、さらに3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年8月末までの間に緊急小口及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

貸付の実施主体は都道府県社会福祉協議会であるため、県は、神奈川県社会福祉協議会に対し、貸付を実施するために必要な貸付原資等を補助した。

コロナ禍の長期化により、国により、受付期間延長等度重なる制度改正が行われたが、その都度県は、貸付原資等について補正予算で対応した。(令和 2 年 3 月補正、4 月補正、6 月補正、9 月補正、11 月補正、令和 3 年 2 月補正その 1、6 月補正、令和 4 年 6 月補正、9 月補正、令和 5 年 2 月補正)

神奈川県社会福祉協議会には、貸付申請が殺到し、電話がつながりにくくなり、申請から決定までに相当の日数を要するなど、混乱が生じていた。そこで、神奈川県社会福祉協議会の事務処理をサポートし、迅速な貸付を実施するため、令和 2 年 5 月から 8 月までの間、県職員を同協議会に応援派遣（延べ 415 人）した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

【特例貸付の貸付決定実績】 令和2年4月～令和4年9月

	延べ件数	金額
緊急小口資金	106,707 件	19,418,027 千円
総合支援資金	131,101 件	68,464,212 千円

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

令和3年5月28日に、国から、生活福祉資金の特例貸付をすべて借り終え、新たな貸付けを受けられない生活困窮世帯に対する新たな支援金制度の創設について通知された。

実施主体は福祉事務所設置自治体とされ、県は町村部を所管することとなった。

令和3年7月に受付を開始し、令和4年12月に受付を終了するまでの間、受付期間延長など度重なる制度改正が行われたが、県は、補正予算で対応した。(令和3年6月補正、令和4年2月補正、令和4年6月補正)

【自立支援金の支給決定実績（令和3年度及び令和4年度合算）】

延べ決定件数	決算額
433 件	92,220 千円

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体は、住居確保給付金（離職等で家賃を払えない方に、家賃相当額を支給し、就職活動を支援）を実施することになっており、県は、町村部を所管している。

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、国は令和2年4月から支給対象者を、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者にまで拡大した。

また、再支給の対象について、従前は解雇による離職のみであったが、特例措置により、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り受け付けた。

さらに、令和3年3月までに初回の申請を行い支給決定した者に限り、再々延長申請が可能となり、最長12か月の支給が受けられることとなった。

これにより、住居確保給付金の申請が急増し、令和2年度の支給決定件数は、前年比で68倍になるなど、対応に追われることとなった。

【住居確保給付金の支給決定実績（町村部）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初回	6 件	220 件	73 件	29 件
延長	1 件	139 件	50 件	22 件
再延長	0 件	84 件	41 件	17 件
再々延長	-	25 件	36 件	-
再支給	0 件	7 件	74 件	22 件
計	7 件	475 件	274 件	90 件
決算額	842 千円	54,684 千円	33,905 千円	11,102 千円

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

【背景】

令和2年4月の緊急事態措置以降、多くの県民の日常生活や企業の経済活動の制限を余儀なくされ、失業や休業等によって生活に困窮する県民が増加した。

県は、福祉、医療、雇用、住まいなど関係部局が連携し、生活に困窮する県民を総合的に支援していくため、令和2年8月に、「県民生活支援庁内連絡会議」を設置し、支援の体制強化を図るとともに、関係部局が有する県民生活関連データを収集・分析し、県民生活指標データとしてとりまとめ、共有した（令和2年8月から令和3年7月まで計8回の書面開催）。

その後、同連絡会議を発展的に解消し、令和3年11月に知事を本部長とする全庁横断的な組織、生活困窮者対策推進本部を設置した。

【開催状況】

	開催日	内容
第1回	R3年 11月16日	・本部の設置 ・できることから速やかに取組むこと、「見えない困窮」のニーズを把握することを確認
第2回	R4年 5月12日	・R4年度の取組の方向性（ニーズ把握、R4事業の推進、DXの活用、ポータルサイトリニューアル）を確認
第3回	R5年 1月20日	・R4年度の取組の進捗確認（概ね良好） ・R5年度の取組の方向性（子ども・若者の重点支援）
第4回	R5年 8月16日	・R4年度の取組実績 ・孤独・孤立対策推進法への対応

【令和4年度の主な取組】

ア 「見えない困窮」のニーズ把握

コロナ禍の生活困窮者の実情を把握して課題解決を図るため、生活困窮者を支援するNPOと知事が直接意見交換を行ったほか、各局と連携してヒアリング等を実施した。

(ア) 知事現場訪問

実施日 令和4年6月29日（水）

場 所 かながわ県民センター

参加者 食料支援、若年女性支援、外国人・外国につながる子どもの支援を行うNPOなど3団体

【主な意見】

- ・ 企業等から食品の提供を受け、子ども食堂などの支援団体につなぐコーディネート機能を持つ中間支援団体が不足している。
- ・ 大学生など若年者のうち、児童福祉法や生活保護法の対象にならず、制度のはざままで支援を受けられない方がまだまだいる。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもで教育支援・自立支援を受けるべき方は多いが、言葉の壁などもあり、支援の情報などがうまくつながっていない。

(イ) NPOヒアリング・アンケート

実施時期 令和4年4～7月

団体数 ヒアリング10団体、アンケート38団体

（令和4年1～3月にも10団体のヒアリングを実施）

【主な意見】

- ・ 生活困窮者が置かれている状況に応じた多様な支援制度が、一人ひとりに行き渡っていない。
- ・ 食料支援など無償の支援を遠慮したり、相談をためらう人や、声をあげない、

あげられない若者が多くいる。

- ・ 生活困窮者支援に取り組むNPOや、福祉団体、教育機関、企業、行政 などの多様な担い手たちが協力するネットワークが必要である。
- ・ 生活困窮者の生活ニーズと企業の物資の提供等をマッチングするため、間に立って、物資の提供・配布・受取等を調整する役割、仕組みが求められる。

(ウ) DXを活用したニーズ把握

a 統計データ等の活用

生活困窮者の相談支援の統計データを活用し、生活困窮の要因・経年変化等の分析

b 検索データの分析

検索サイトで検索されたワードを可視化するツールを利用し、生活困窮者やケアラーに関するワードを検索された方の地域別、時系列、性別年代などで興味・関心の特徴などの分析を行った。

イ 「コロナ禍の生活困窮者対策」の推進

コロナ禍の影響を強く受ける、「子ども」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」を支援する事業を、令和4年度当初予算に計上した。

また、事業の進捗を管理した上で、物価高騰等に対応した更なる対策を補正予算に計上して支援に取り組んだ。

4 課題と対応

(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

事業委託先の神奈川県社会福祉協議会では、県からの相談体制強化の要請を受け、新たな相談員を募集したが、社会福祉の相談業務の経験がある応募者は少なく、体制づくりに大変苦慮することになった。市部においても同様の声を多く聞いた。

コロナ禍のような社会情勢の急激な変化による影響は、一部の地域に留まらず、委託先内外の相互応援も困難であることから、相談員の確保については、今後も検討が必要である。

(2) 生活支援総合相談窓口等

生活支援総合相談窓口の開設当初は、頻繁に県民からの電話相談があり、生活支援課職員をはじめ、県職員等が懸命に対応した。支援情報が伝わり「安心した」「よくわかった」と感謝されることも多かったが、相談対応経験が少ない職員にとっては、どのような対応が適切なのか、模索する日々だった。

特に、雇用や労働、事業者支援などのほか、コロナに感染した方、税等の猶予制度など、福祉子どもみらい局関係以外の支援情報や、国において突然創設されたり、見直しが行われる様々な生活支援の制度について、事前の研修などもないまま、職員自らの情報収集に頼らざるを得ない状況があった。

また、「とにかく不安」「何を相談すればいいかわからない」など漠然とした相談も多く、丁寧に根気強く相手の主訴を聞き取ったり、傾聴して相手の不安を和らげるなどの対応を行った。

県民センターに開設した当初は、実際に三つの関係部局の職員が窓口並び、ワンストップで対応したが、窓口を生活支援課に集約した後は、生活支援課への相談電話を他所属に転送したり、庁外の相談窓口を案内するなどの対応となったため、「ホームページにはワンストップと書いてあったのに、実際の対応がワンストップではない」と立腹する相談者がいた。その都度、「この窓口ですべて完結するものではなく、適切な支援先を案内するための窓口である」と趣旨を説明した

が、納得いただけないケースもあり、ジレンマだった。

コロナ禍のように社会全体が急減に影響を受けた場合は、すみやかに、簡潔でわかりやすい生活支援情報を掲載したポータルサイトを立ち上げるなど、各局が連携して、生活支援総合相談窓口を補完する仕組みを検討するべきである。

(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達

マッチングに至らなかった法人等も含め 20 法人から無償で物資の提供の申し出があり、業務の合間を縫って、対象者宅まで運搬していただくなど、多くの協力をいただいた。

また、県税事務所など福祉子どもみらい局以外の関係所属も、本来業務ではないにもかかわらず、車両の供出など、大変な協力をいただいた。

こうした公と民間の協力がつながり、対象者は、県営住宅の入居初日から布団で寝ることができ、「関係者にお礼を伝えたい」と感謝の手紙を書いてくれた入居者もいた。

公助の届かないところで、民間の共助の力が存分に生かされた取組であった。この記録を通じて、公助と共助の連携の大切さを多くの人に知ってもらいたい。

(4) 一時生活支援事業の拡充

コロナ禍の影響により住居不安定者が増加する恐れがあったことから、ピーク時には最大3か所のビジネスホテルの部屋を借り上げた。コロナ禍の落ち着きによる経済活動の回復に伴い、令和4年度後半から、ビジネスホテルを確保することが困難になり、また、利用も減少傾向にあったことから、令和4年12月以降は無料低額宿泊所の空き部屋の活用に切り替えた。

しかし、無料低額宿泊所は食事・トイレ・風呂が共用であるなど、女性が利用できる施設は少なく、とりわけ子連れで利用できる場所はほとんどないことから、今後は、こうした様々な事情がある方々でも安心して利用していただくことができるよう、汎用性のある一時生活支援事業所を確保していく必要がある。

(5) 生活福祉資金の特例貸付

コロナ禍の長期化により、貸付期間が再三延長され、令和2年度は、議会のたびに補正予算を編成し対応した。

また、貸付申請が急増し、貸付の実施主体である神奈川県社会福祉協議会では、相談、受付、審査、支払いと対応に追われ、電話がつながりにくく、審査の進捗状況や、貸付の決定結果への不服について、生活援護課への問い合わせが多かった。長時間に渡り社会福祉協議会等に対する苦情を申し立てる方も多く、貸付利用者、県社協、県がそれぞれストレスを抱えることになった。

今後は、県社会福祉協議会において、申請が集中しても迅速な事務処理が確保され、また、不安を抱える貸付利用者に対するわかりやすい説明が行われるよう、県として支援していく必要がある。

特例貸付の償還期間は最長10年となっており、少なくとも令和16年までは特例貸付の債権管理事務が継続する。管理する債権は、約23万8千件に及び、県社会福祉協議会では、引き続き適切な債権管理を実施するとともに、貸付利用者で償還免除や猶予の要件を満たす者が申請を失念することがないように、免除制度等の周知や注意喚起を行う必要がある。県は、償還、免除や猶予の状況を共有し、

適宜助言指導を行っていく。

償還が困難な貸付利用者や償還免除になった困窮する貸付利用者に対しては、県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会、各地域の生活困窮者自立相談支援機関等と連携し、生活再建に向けたフォローアップ支援を行っていく。

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

本制度は、コロナ禍の長期化による生活支援を進めるため、国が令和3年5月28日に制度創設を発表した。その際、同年7月から支給開始であることはアナウンスされたが、制度の詳細、想定される対象者数などは一切示されなかった。そのため、極めて少ない情報の中で6月補正予算を編成しなければならず、立ち上げには相当の負荷がかかった。

準備期間が短かったため、実施主体である市は大変混乱し、県は、市から助言を求められることが多かった。同年6月11日に国から制度詳細が示された後は、県がいち早く交付要綱や申請様式等を作成し、各市へひな型として提供するとともに、指定都市との情報交換会の開催や、各市の質問を集約して国に問い合わせ、回答を全市と共有するなど、市に対する情報提供や援助など、全面的な支援を行った。

こうした甲斐あって、準備期間が短かったにもかかわらず、多くの自治体が、7月から申請受付を開始するなど、事業の円滑な実施につなげることができた。

国においては、こうした制度を急ぎよ創設する場合は、様式を含めた詳細なマニュアルを同時に発出し、県・市町村が短い準備期間でも、適切に事業を実施できるようにするべきである。

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

県は、町村部の給付金の支給を所管しているが、コロナ禍の影響により急増した給付金の申請を速やかに処理するには、担当の生活援護課だけではマンパワーが全く足りなかった。このため、令和2年5月から8月までの4か月間、他課の職員が応援に入り、また、課内も応援体制を敷いて、何とか滞りなく支給することができた。

このように、突然の業務の集中による繁忙にあたって、柔軟に局内で人事配置を見直すことは、県民サービスの維持の観点からも大変重要である。

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

すべての部局が参加する全庁横断的な取組であったため、当初は、それぞれの業務への影響への懸念や意見の相違などもあったが、現在は、生活困窮者対策に対する取組の方向性の共有が進んでいる。

本部の取組は、令和4年度の当初予算と補正予算及び令和5年度の当初予算に「コロナ禍における生活困窮者対策」として結実しており、令和4年度の実績は、「令和4年度生活困窮者対策推進本部の取組実績」にまとめ、県ホームページ（生活困窮者対策の取組）で公開している。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行した以降も、有効求人倍率は1倍を下回り、生活保護受給世帯は増加傾向にあるなど、県民のくらしはまだコロナ前の状況には戻っていない。また、物価高騰などの影響も重なり、県民の不安は払拭されていない。今後も引き続き、コロナ禍で特に深刻な影響を受けた「子ども」「女性」

Ⅲ 県民生活・経済支援

「孤独・孤立に陥っている方」を中心に、本部として全庁を上げて生活困窮者対策を行っていく。

5 将来に向けた教訓

各業務については、既に記載のとおりであるが、なにより、コロナ禍で自所属の体制にも影響を受けるなか、増大する業務の確実な遂行や、様々な内容の相談に対応する職員の心労は多大なものであった。

そのような中、生活困窮者対策の中心的役割を担っていた生活援護課に局内から応援職員が供出されたことや、貸付業務がパンク状態であった神奈川県社会福祉協議会にも、臨時的に局内から応援職員を派遣するなど、局をあげた柔軟なバックアップは、大変効果的であった。

また、県立武道館での緊急受け入れにおいて、福祉子どもみらい局は、くらし安全防災局やスポーツ局、地元を所管する横浜市生活支援課などと局間、自治体間で緊密に連携して取り組み、生活支援総合相談窓口でも、産業労働局、県土整備局と局間で連携して取り組むことができた。

県民の暮らしは、単一の部局で支えきれものではなく、関わりには濃淡があるにせよ、各局が自分ごととして連携し合うこと、何より、他局からの連携の申し出に対しては「断らないこと」はもとより、「自局であればなにができるか」を前向きに考えることが大切であることを、今回の事案のひとつの教訓としたい。

4 (6) 外国籍県民等への多言語支援等

1 取組の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国籍県民等に必要な情報を多言語に翻訳し、県ホームページに掲載したほか、外国人コミュニティに対し、情報提供を行った。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により増加する外国籍県民等からの問合せについて、多言語支援センターかながわにおいて多言語で対応した。
- (3) 新型コロナ禍における外国人留学生支援の一環として、寄贈された食料品を配布した。

2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 21	新型コロナウイルス感染症について、知事メッセージや感染症対策など外国籍県民等に必要な情報を多言語で掲載することを決定（既契約の災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託で対応）
R2. 4. 24	新型コロナウイルス感染症に係る国際課所管ページの作成・公開 （以後、知事メッセージ発出時等に随時翻訳し、ホームページ掲載）
R2. 5. 22	新型コロナウイルス感染症関連の問合せ増に対応するため、多言語支援センターかながわ運營業務委託について変更契約を締結し、人員体制等を強化 （以後、感染拡大継続に対応するため、R 2 は 3 回変更契約を締結： R 2. 8、R 2. 12、R 3. 1）
R2. 7. 22	災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託について、発注数量の増加に関する変更契約を締結
R2. 12～	外国人コミュニティに対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報提供を実施（以後、随時実施）
R2. 12 ～R3. 5	寄贈された食料品を外国人留学生に配布した。
R2. 12. 22	災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託について、発注数量の増加に伴う増額執行を実施
R2. 12～1	年末年始の一部期間において、多言語支援センターかながわの運営を継続
R3. 4. 1	多言語支援センターかながわの一部の言語の対応日を拡大
R3. 5. 3	ゴールデンウィークの一部期間において、多言語支援センターかながわの運営を継続
R4. 4. 1	多言語支援センターかながわの一部の言語の対応日を拡大

3 取組詳細

- (1) 知事メッセージ、コロナ専用ダイヤル、発熱等診療予約センターの情報、支援情報チラシ等を多言語に翻訳し、県ホームページに掲載した。また、（公財）かながわ国際交流財団と連携し、外国人コミュニティに対し、保健所からのお願い、

Ⅲ 県民生活・経済支援

感染リスクが高まる『5つの場面』など、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対し、多言語ややさしい日本語での情報提供や関係機関への案内等を実施した。

＜新型コロナウイルス感染症に係る問合せ対応件数＞

- ・ 令和2年度 1,666件（全体：13,185件）
- ・ 令和3年度 1,836件（全体：18,346件）
- ・ 令和4年度 805件（全体：21,683件）

＜主な問合せ内容＞

- ・ 感染についての不安や予防方法
- ・ PCR検査やワクチン接種全般
- ・ 療養証明書の発行
- ・ 各種支援制度の案内や申請方法
- ・ 帰国希望や在留資格の延長

＜対応言語の拡大＞

□令和元年6月から

言語	月	火	水	木	金
英語		●	●		
中国語	●			●	
タガログ語	●	●			
ベトナム語		●		●	●
スペイン語			●		●
ポルトガル語				●	●
ネパール語	●		●		
タイ語	●				●
韓国・朝鮮語	●		●		
インドネシア語					●
やさしい日本語	●	●	●	●	●

□令和3年4月から

言語	月	火	水	木	金	変更内容
英語	●	●	●	●	●	週2→週5
中国語	●			●		
タガログ語	●	●		●		週2→週3
ベトナム語		●		●	●	
スペイン語		●	●		●	週2→週3
ポルトガル語				●	●	
ネパール語	●		●			
タイ語	●				●	
韓国・朝鮮語			●			週2→週1
インドネシア語	●				●	週1→週2
やさしい日本語	●	●	●	●	●	

Ⅲ 県民生活・経済支援

□令和4年4月から

言語	月	火	水	木	金	変更内容
英語	●	●	●	●	●	
中国語	●			●		
タガログ語	●	●	●	●	●	週3→週5
ベトナム語	●	●		●	●	週3→週4
スペイン語	●	●	●	●	●	週3→週5
ポルトガル語	●		●	●	●	週2→週4
ネパール語	●		●			
タイ語	●				●	
韓国・朝鮮語			●			
インドネシア語	●				●	
やさしい日本語	●	●	●	●	●	

- (3) 寄贈された食料品を、留学生支援拠点である「KANAFAN STATION」や、協力いただいた専門学校を通じて、延べ99人の外国人留学生に配布した。

4 課題と対応

- (1) 職員で対応可能な言語（やさしい日本語、英語、中国語）は比較的早く掲載できたが、委託事業者に翻訳を依頼する場合は一定の時間を要するため、言語によって情報発信にタイムラグが生じた。
- (2) 年末年始などは市町村等をはじめ、各種相談窓口が休業しており、外国籍県民が必要な情報にたどり着くのは一層困難となることから、年末年始やゴールデンウィークの一部の日程において、多言語支援センターかながわの運営を継続し、問合せ対応ができる体制を維持した。
- (3) 当初は交流会等のイベントで配布することを予定していたが、イベントが中止となったことから、「KANAFAN STATION」や、横浜以外の地域では専門学校を通じての配布などで対応した。

5 将来に向けた教訓

- (1) 外国籍県民等は、やさしい日本語であれば理解できる方も多いため、日ごろから各職員がやさしい日本語による文章の作成に慣れておくことが望ましい。
- (2) 多言語支援センターかながわで受けた新型コロナウイルス感染症に関する問合せは、医療関連や各種支援制度など多岐にわたった。そのため、感染症拡大時には、外国籍県民等の不安を軽減できるよう、多言語ややさしい日本語での情報支援をきめ細やかに行っていく必要がある。
- (3) 実施後のアンケートでは感謝の声もあったが、コロナ禍で困っていることとして、食料の不安よりも、交流の少なさから日本語を話す機会が減少したことへの心配をしている留学生が多く、支援にあたってはある程度ニーズを把握した上で行うことが望ましい。

5 各種支援の周知等

(1) 県民向け・事業者向け支援チラシの作成

1 取組の概要

令和2年4月以降、行政機関等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者に対する各種の支援施策を実施するようになった。これらの情報を分かりやすく、迅速に伝えるため、同年4月27日、支援施策を幅広く網羅したチラシを、県民及び事業者向けにそれぞれ作成した。

チラシ作成後、支援施策の変更に合わせて随時内容を更新した。令和2年度は、紙媒体のチラシの配架と併せて、県ホームページへの掲載、県のLINE公式アカウント等への配信を行った（令和3年度以降は、県ホームページ掲載のみ）。

令和4年度、各種支援施策が相次いで終了し、チラシの意義が低下したことから、同年度末をもって、更新を終了した。

2 経過	
R2. 4. 27	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民・事業者向け支援チラシを作成
R2. 5～R5. 2	チラシ内容の随時更新 ※令和2年度は、紙媒体でのチラシ配架、県ホームページへの掲載及びLINE公式アカウントでの配信を実施。令和3年度以降は県ホームページ掲載のみ
R5. 3. 31	チラシの県ホームページへの掲載終了

3 取組詳細

(1) 支援チラシの概要

ア 作成の経緯

本県が緊急事態宣言下にあった令和2年4月以降、行政機関等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者に対する支援施策を幅広く実施するようになったが、支援が多岐にわたり制度内容も複雑であったため、利用者にとって分かりにくい状況となっていた。

こうした状況を踏まえ、県民や事業者が、支援情報を分かりやすく、迅速に取得できるよう、県民及び事業者向けに、県を含めた行政機関等が実施する支援施策を網羅したチラシを作成することとした。

イ 掲載内容

関係局への照会により、県及び県以外の行政機関等が行う支援施策を集約し、県民向けは「給付金等、貸付、猶予」の3項目、事業者向けは「協力金・給付金・助成金、融資、猶予、相談」の4項目に分けて掲載した。

令和2年4月27日のチラシ新規作成以降、支援施策の変更に合わせて、随時内容を更新した（更新回数計30回、概ね1か月に1回程度更新）。

県民向けチラシ



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。様々な制度をご用意しております。ご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活費金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

県HP「新型コロナウイルス感染症について」
神奈川 コロナ 総合情報
045-285-0536

神奈川県のみなさまへ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付金等	特別定額給付金	10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円
買付	生活福祉資金の貸付	20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳
相談	相談	相談	相談	相談	相談

事業者向けチラシ



新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動に影響を受けている。様々な制度をご用意しております。ご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活費金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

県HP「新型コロナウイルス感染症について」
神奈川 コロナ 総合情報
045-285-0536

県内事業者のみなさまへ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

協力金・給付金・助成金	特別定額給付金	10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円	特別定額給付金 ▽ 10万円 ▽ 1万円 ▽ 80万円
買付	生活福祉資金の貸付	20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳	生活福祉資金の貸付 ▽ 20万円 + 15歳 - 20歳
相談	相談	相談	相談	相談	相談

(2) 支援チラシの配布・インターネット掲載

初年度の令和2年度は、紙媒体でチラシを作成し、県機関をはじめ、スーパーマーケットや商工会議所などの協力を得て、計約88,000枚を配架した。

また、県ホームページ「新型コロナ対策ポータル」に掲載するとともに、県のLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」にも配信するなど、広く県民や事業者の目に触れるよう配慮した。

令和3年度以降は、大規模な更新が無くなったことから、県ホームページへの掲載のみとした。

(3) 支援チラシの作成終了

令和4年度は、行動制限等の要請が行われず、チラシに掲載している支援施策が相次いで終了し、チラシの意義が低下したことから、令和4年度末をもって更新を終了した。

4 課題と対応

○ 「ひと目でわかる」チラシ作り

県民向け、事業者向けのチラシともに、新規作成段階で、繰り返しデザインの修正を行い、県民や事業者が、必要な支援施策を速やかに見つけられるデザインとなるよう工夫した。

令和2年4月29日に開催された「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部(第7回)」において本チラシを紹介したところ、複数の自治体から広報の参考にしたいとの依頼を受け、チラシ様式を参考送付した。

5 将来に向けた教訓

様々な機関が多くの支援施策を打ち出す中、すぐにでも支援を受けたいと思っている県民や事業者が、これらの支援施策を自ら調べ、必要な支援にたどり着くのに、大変な労力を要すると想定された。

こうした状況を踏まえ、行政機関等が実施する各種の支援施策を整理・集約した上で、ひと目で分かりやすいかたちで情報提供を行ったことで、県民や事業者が必要な支援の情報に簡単にアクセスできるようになり、効果的な支援の実施に寄与したものと考えられる。

5 (2) 「経営相談窓口」の設置

1 取組の概要

県中小企業部内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を行った。

2 経過	
R2. 1. 30	金融課の金融相談窓口内に経営相談窓口を設置
R2. 4. 8	経営相談のナビダイヤル稼働開始
R2. 4. 14	ナビダイヤル対応用に電話6回線を増設、中小企業支援課内に経営相談窓口を設置
R2. 4. 16	金融課内に電話を増設し、金融相談員を2名から3名へ増員 中小企業支援課内に電話を増設し、応援職員等（のちに専任職員）を配置

3 取組詳細

- ・ 取組内容については、「2 経過」のとおり。
- ・ その他、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社) 商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会といった支援機関からも協力を得て、相談体制を確保した。

4 課題と対応

- ・ 令和2年4月8日に、経営相談のナビダイヤルを開始したところ、想定外の大量の問い合わせがあったため、応答率が著しく低下してしまった。
- ・ そこで、急遽、経営相談窓口を中小企業支援課に設置し、電話回線を増設するとともに、局内で応援体制を構築するなど、職員を新たに配置して対応した。

5 将来に向けた教訓

県内中小企業は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合においても、企業に寄り添った支援が行えるよう、支援機関との一層の連携に取り組む必要がある。

5 (3) 雇用調整助成金等の周知

1 取組の概要

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を周知した。

2 経過

R2. 3	県のホームページで雇用調整助成金等の周知を実施
R3. 1. 26	県内約2万6千事業所に対し、国のリーフレット(写)を郵送し、雇用調整助成金等の周知を実施

3 取組詳細

雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知した。

また、令和3年1月26日付けで、従業員10人以上の県内約2万6千事業所に対し、国のリーフレット(写)を郵送し、雇用調整助成金が短時間休業にも活用できることや、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度概要等を周知した。

4 課題と対応

雇用調整助成金等の国の支援策は、特例措置が度々変更され、支援対象や内容を正確に理解することが難しい状況にあったが、国のリーフレット(写)を事業所に個別郵送することなどにより、活用促進に寄与することができた。

5 将来に向けた教訓

事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な広報について、全庁的に検討していく必要がある。

IV 社会経済活動との両立 （ウィズコロナ）

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

1 「感染防止対策取組書」の運用

1 取組の概要

緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動の再開と感染防止対策の普及の両立を図るため、事業者に対して業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実践を促すとともに、県民に安心して店舗や施設を利用してもらえるよう、取組内容を「見える化」することを目的に、「感染防止対策取組書」の登録を開始した。

運用開始直後から、全庁体制で関連団体や店舗・施設を訪問し、登録を呼び掛けたほか、県内全域に周知チラシの配架やポスターの掲示を依頼するなど、様々な広報手段を用いて普及啓発に取り組んだ結果、延べ15万件超の事業者等が登録した。

取組書の登録は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了した。

2 経過	
R2. 4. 7	神奈川県に緊急事態宣言発令
R2. 5. 25	本県の緊急事態宣言解除
R2. 5. 26	「感染防止対策取組書」の登録開始
R5. 5. 7	新型コロナウイルス感染症の5類移行 「感染防止対策取組書」の登録終了 以後、事業者が必要に応じて活用可能な取組書の様式を提供

3 取組詳細

(1) 感染防止対策取組書の概要

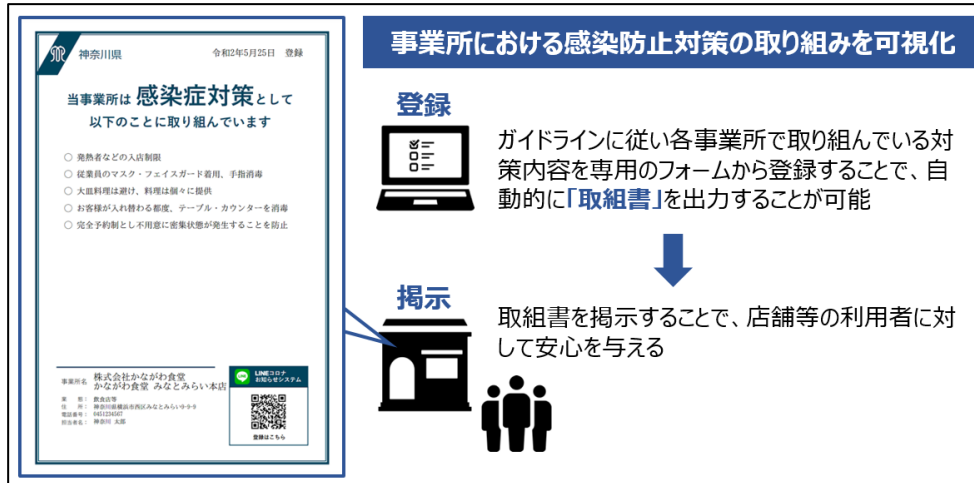
ア 導入の経緯

令和2年5月25日、本県に発令されていた緊急事態宣言が解除されるに当たり、都道府県は、感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種別ガイドラインの実践を徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインの実践を前提に、施設の使用制限等の協力要請を緩和することとされた。

また、県民アンケート調査により、回答者の70%以上が感染防止対策の充実や、見える化を求めていることが明らかになった。

これらを踏まえ、店舗等が取り組んでいる感染防止対策を統一フォーマットで一覧化して表示し、感染防止対策に取り組む事業者の姿を「見える化」する「感染防止対策取組書」の登録を開始した。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）



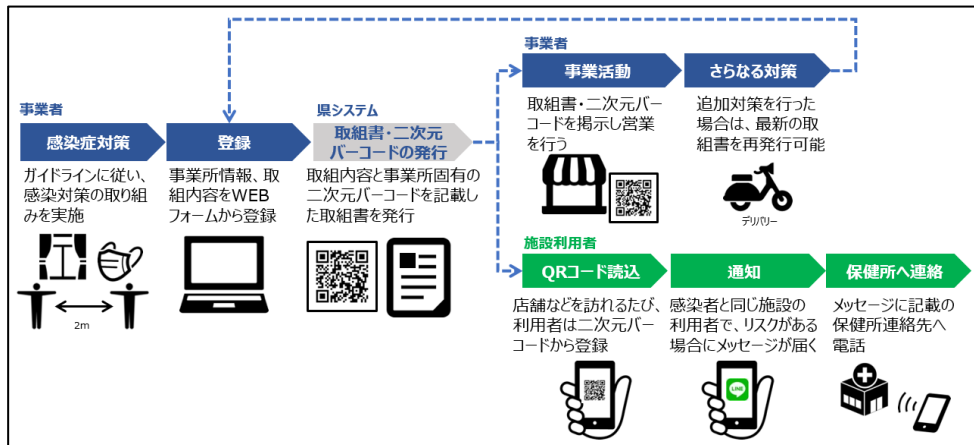
イ 発行手順

業種別ガイドラインに従い感染防止対策に取り組む事業者が、県ホームページの登録フォームから、店舗名等の事業者情報や取組内容等を登録することにより、取組内容と事業者固有の二次元バーコードが記載された取組書が発行される（二次元バーコードは、当該店舗等で陽性患者が発生した際、保健所の判断で同時時間帯に同じ場所にいた方に通知を送ることができる「LINE コロナお知らせシステム」と連動）。

事業者は、取組書及び二次元バーコードを店舗入口等の利用者から見えやすい場所に掲示し、営業を行う。

追加で感染防止対策を行う場合等は、登録フォーム上で修正し、再発行することが可能。

なお、インターネットの利用が困難な事業者に対応するため、電話による登録代行も実施した。



ウ 取組項目

事業者が登録する取組項目は、業種別ガイドラインに準拠した36種の業種等に係るチェックリストを県で作成し、その中から選択できるようにした。

エ 運用期間

令和2年5月26日から令和5年5月7日まで

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

オ 登録件数

令和2年度末時点	110,237件
令和3年度末時点	147,943件
令和4年度末時点	157,501件
令和5年5月7日時点	157,611件

※ 重複を含む


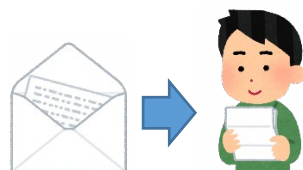
(2) 取組書の普及啓発

飲食店等の事業者及び利用者の双方に対して、取組書及び感染防止対策の実践を普及啓発するために広報を行った。

ア 事業者向け

速やかな周知のため、取組書の運用開始直後から、全庁体制で県内事業者に登録を呼び掛けたほか、特定業種にターゲットを絞った普及啓発を実施した。

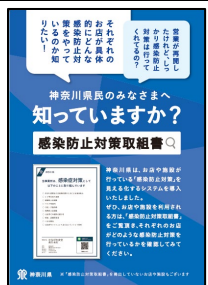
〈一例〉

事業者向けチラシの配布（令和2年6月～）	
	<p>事業者に対し、速やかな登録及び感染防止対策の実践を促すため、事業者向けのチラシを作成し、全庁の協力を得て、約2,000箇所の関係団体・企業及び約19,000店の個別店舗に訪問配布（ローラー作戦）を行った。</p>
事業者へのダイレクトメール送付（令和2年7月、11月）	
	<p>感染リスクが高いとされてきた飲食店約25,000店及び登録数が伸び悩んでいた製造業・小売業約9,700箇所に対し、ダイレクトメールの送付により登録を呼び掛けた。</p>


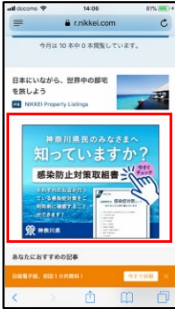
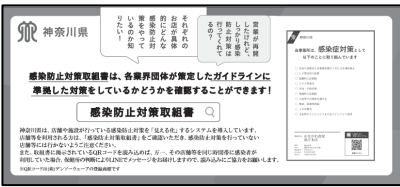
イ 県民向け

県内各所にポスターを掲出したほか、世代によって日常的に情報収集に用いる媒体が異なることに着目し、多様な広報手段を活用した重層的な広報を展開した。

〈一例〉

県民向けポスター（令和2年6月～）	
	<p>県民向けの啓発ポスター「神奈川県民のみなさまへ 知っていますか？感染防止対策取組書」を作成し、個別店舗や県内鉄道駅等、67,000箇所以上に掲示した。</p>

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

<p>【若年層向け】YouTubeでの動画配信（令和2年8月～）</p> 	<p>若年層に取組書及び感染防止対策を啓発するため、若者に人気のYouTuberを起用し、横浜中華街の飲食店で感染防止対策を行いながら食事する動画を作成し、配信した。 （8月26日の配信開始以降、約2か月で100万回再生を突破）</p>
<p>【ワーキング世代向け】日経電子版での広告掲載（令和2年7月）</p> 	<p>日経電子版に広告を記載した。 （7月1日から10日の間で70万ページビューを突破）</p>
<p>【シルバー世代向け】新聞広告（令和2年7月～8月）</p> 	<p>読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の朝刊地域面に広告を掲載したほか、読売新聞に折り込まれるシルバー世代向けのフリーペーパーに広告記事を掲載した。 （約85万部）</p>

(3) 登録事業者へのフォロー

ア 県ホームページでの登録事業者の公表（一部業種）

登録事業者のうち、「飲食店等」、「ホテル・旅館等」、「理美容店」及び「小規模小売店舗等」の4業種の事業者について、オープンデータに同意した場合は、事業者情報と感染防止対策の取組内容を県ホームページで公表し、検索できるようにした。

イ プッシュメールの配信

登録事業者に対してプッシュメールを配信し、効果的な感染防止対策を呼び掛けたほか、アクリル板等の感染防止対策に資する物品の貸与など、県の支援施策に関する情報提供を行った。

（参考）LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ事業者サポート」による情報提供

飲食店等の事業者に対し、感染防止対策に係る情報提供や、疑問への回答を行うために、令和2年10月8日にLINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ事業者サポート」を開設。

感染防止対策に係る動画や、感染防止対策に係るよくある質問及び回答の配信のほか、協力金等の県の支援施策について情報提供を行った。

※ 当アカウントは令和4年度末で運用を終了

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

(4) 5類移行に伴う取組書の登録・管理の終了

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日をもって5類に移行することに伴い、感染対策は事業者の判断に委ねられることとなり、県による登録事業者の管理は、感染防止対策に自主的に取り組む段階においては必ずしも馴染まないことから、終了することとした。

ただし、5類移行後、ただちに新型コロナウイルス感染症への対策が不要となるわけではないこと、また、引き続き感染防止対策の取組内容を施設利用者等にアピールしたい事業者がいることも想定し、5類移行後も当面の間、取組書の様式を一部変更した上で、県ホームページで提供することとした。

4 課題と対応

(1) 店舗・施設の理解

取組書は本県独自の取組であったことから、他都道府県にも店舗が所在する事業者からは、本県内の店舗のみ異なる対応をすることは難しいという意見が寄せられた。

また、取組開始直後は、取組書の掲示による感染防止対策を敬遠する層の客離れを恐れ、取組書の登録・掲示を躊躇する店舗や施設が見受けられたが、粘り強い普及啓発により、登録店舗の増加につながった。

(2) 重複登録・登録情報の更新漏れ

取組書は事業者が何度も登録することが可能な仕組みであったことから、同一事業者による重複登録が散見された。

また、登録情報に変更があった場合は、事業者が自ら修正する必要があるが、修正が適切に行われず、情報伝達が難しいケースがあったため、県ホームページやLINE公式アカウント「神奈川県新型コロナウイルス事業者サポート」等の複数の媒体で情報発信することにより、事業者に確実に情報が届くよう配慮した。

(3) 取組書の掲載箇所

取組書は、店舗や施設が行う感染防止対策の「見える化」と、それにより県民が安全・安心に店舗や施設を利用できることを目的としていたことから、利用客から見えやすい場所に掲示することを呼び掛けてきた。

しかし、取組開始から時間が経過するにつれ、取組書をはがす、見えにくい場所に掲示するなど、「見える化」の観点からは不十分なケースが確認されたことから、プッシュメール等で適切な掲示を呼び掛けるなど、アフターフォローを行った。

5 将来に向けた教訓

○ 感染防止対策に対する意識向上

事業者の自主性に任せた取組であったため、取組内容に強制力はないものの、日常的に積極的な感染防止対策に取り組むという、事業者の意識向上につながった。

また、県が提供した統一フォーマットを使用しているということが、県民に安心感を与えるとともに、安全・安心な店舗・施設の利用に寄与したものと考えられる。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

○ インセンティブ施策との連動

取組書の登録事業所数は、延べ15万件超となったが、特に飲食店については、取組書の登録が、営業時間の延長や協力金等の支給のインセンティブ施策の要件となったことで、登録の増につながった側面がある。感染防止対策の普及に当たっては、インセンティブ施策との組み合わせについても検討する必要がある。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

2 「マスク飲食実施店認証制度」の創設

1 取組の概要

令和3年4月21日、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、感染防止対策に積極的に取り組む飲食店等を県が認証する「マスク飲食実施店認証制度」を創設し、同年4月30日からは、国が導入を求めた第三者認証制度として運用することとなった。

制度開始当初より、飲食店等及び県民の双方に対して、マスク飲食をはじめとする感染防止対策の普及啓発を行ったこと、また、令和3年7月以降、認証店に対し、営業時間や酒類提供の制限を緩和したことなどから、飲食店等から多数の申請があり、県内の飲食店約40,000店の9割近くとなる約35,400店を認証した。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、当認証制度の運用は終了した。

2 経過	
R3. 3. 18	国の基本的対処方針の改定 「飲食店への見回り調査と認証制度の普及」が盛り込まれる
R3. 3. 29	国通知「飲食店における感染防止対策の徹底について」発出 見回り体制の構築と認証制度に係る取組の強化が求められる
R3. 4. 21	第31回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 「マスク飲食実施店認証制度」の創設、制度開始
R3. 4. 30	国事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」発出 「マスク飲食実施店認証制度」を第三者認証制度として運用することを決定
R3. 5. 13	委託事業者による現地確認開始
R3. 5. 26	「県民モニター」募集開始
R3. 6 下旬	くらし安全防災局見回り結果との連携開始
R3. 7. 22	神奈川県版緊急事態宣言発令
R3. 7. 30	緊急事態宣言発令
R3. 10. 1	緊急事態宣言解除、リバウンド防止期間 申請急増に伴い、委託事業者の訪問体制を強化するとともに、全庁から応援職員を動員して現地確認を実施
R3. 10 下旬	「県民モニター」の見送りを決定

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

R4. 2. 21	再委託先の訪問員による虚偽報告が判明
R5. 2. 10	国通知「マスクの着用の考え方見直し等について」発出 令和3年3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする方針が示される
R5. 3. 13	認証制度名称を「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」に変更 認証条件から「マスク飲食の実践」の項目を削除
R5. 3. 31	令和4年度委託終了 以降、制度終了まで県直営で制度運用
R5. 5. 7	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い制度終了

3 取組詳細

(1) 認証制度の概要

ア 制度導入の経緯

本県では、令和2年度から、感染の急所とされた飲食の場面での感染防止対策を強化するため、飲食の場面であっても、実際に飲食をする時以外はマスクを着用する「マスク飲食」を推奨してきた。

令和3年3月18日、国の基本的対処方針が改定され、飲食店への見回り調査と認証制度の普及が盛り込まれた。これに基づき、同年3月29日付けで、国から見回り体制の構築と認証制度に係る取組の強化を求める通知が発出された。

これを踏まえ、県では、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、同年4月21日、これまで取り組んできた感染防止対策取組書を発展させ、県内の飲食店等のうち、感染防止対策に積極的に取り組む店舗を認証する「マスク飲食実施店認証制度」を創設した。

同年4月23日、国の基本的対処方針が改定され、都道府県に対し、「飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図ること」が要請された。本県の「マスク飲食実施店認証制度」は、国が導入を求める第三者認証制度に相当するものであることから、4月30日以降、本県における第三者認証制度として運用することとした。

イ 認証手順

(7) 新規認証

認証条件とした感染防止対策を実施する飲食店等からの申請に基づき、委託事業者が現地訪問により実施内容を確認し、その確認結果を県が審査した上で、「マスク飲食実施店」として認証した。

(4) 認証店への再訪問

制度の実効性を担保するため、認証後に改めて店舗訪問（原則として1年

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

1 回以上) を行い、感染防止対策の実施状況を確認した。

ウ 認証条件（認証制度開始当初）

感染防止対策 取組書	感染防止対策取組書の掲示
	取組項目の実施
基本的な感染 防止対策	手指消毒の徹底
	アクリル板 ^(※1) の設置又は座席の間隔の確保
	換気の徹底
マスク飲食の 実施 ^(※2)	マスク飲食実施店であることを対外的に発信していること
	入店時に利用者に対して、マスク飲食実施店であること及びマスク飲食の徹底について丁寧な説明を行っていること
	マスク飲食に協力しない利用者に対して入店遠慮の働きかけを行っていること
	利用者に対してマスク飲食用マスクを配布していること
	注文用タブレット、店内放送、ディスプレイ等により利用者にマスク飲食の徹底を呼びかけていること
	注文時や料理提供時に、利用者に対して再度マスク飲食の徹底について説明を行っていること
	利用者のマスク飲食実施状況を確認していること
	マスク等なしで会話をする利用者に対し、着用を呼びかけていること
	マスク着用に協力しない利用者に対して早期退店の要請を行っていること

※1 令和4年10月31日以降「パーティション等」に変更

※2 令和5年3月13日以降「マスク飲食の実施」に係る9項目を削除

エ 認証制度の実施期間

令和3年4月21日から令和5年5月7日まで

オ 対象件数及び認証件数

(ア) 対象件数

約40,000件（平成28年度経済センサス活動調査を参考とした。）

(イ) 認証件数

令和3年度末時点 34,796件

令和4年度末時点 35,419件

令和5年5月7日時点 35,423件

(ウ) 認証店への再訪問

令和3年度 約21,000件

令和4年度 34,455件

カ 認証の取消し

制度上、認証店が認証要件を満たさなくなった場合は、認証を取り消すことができることとしていたが、再訪問時に不備等が認められた場合には、その場で是正を指導し、対応を確認することとしたため、認証の取消しに至った事例はなかった。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

(2) 飲食の場面における感染防止対策の普及啓発

飲食店等の事業者及び利用者に対し、飲食店等での感染防止対策を普及啓発するため、様々な媒体を活用した広報を行った。

〈一例〉

<p>「マスク飲食」チラシ（令和3年5月～）</p>	
	<p>県民向けにマスク飲食を呼び掛けるため、チラシを作成し、県や市町村の関連機関等への配架を行った。 (約5万枚作成)</p>
<p>YouTube 感染対策動画「飲食時の飛沫に見える化」(令和3年6月～)</p>	
	<p>「飲食の場」における感染防止対策の重要性を伝えるため、飲食時の飛沫の飛散状況や、感染防止対策による飛散防止を特殊な方法で可視化した動画を作成し、YouTube で配信した。 (令和3年度末までに約50万回再生)</p>
<p>SNS キャンペーン</p>	
	<p>X（旧ツイッター）又はインスタグラムの県公式アカウントをフォローし、マスク飲食を実践している写真や動画を投稿した県民の中から、抽選で500名に国産の不織布マスク1年分400枚をプレゼントするキャンペーンを実施した。 ※民間企業から寄付されたマスクを活用</p>

(3) 認証店のインセンティブ

ア 県ホームページでの公表（令和3年4月から制度終了まで）

県ホームページにおいて、認証店の名称、住所、連絡先を公開した。

イ 物品の提供

(ア) マスク飲食用マスクの配布（令和3年6月から令和4年3月まで）

認証制度開始後、早期に認証された飲食店等のうち希望する認証店に対し、利用者がマスク飲食を実施するためのマスクを配布した（約13万箱分）。

(イ) 各種啓発ツールの配布（令和3年5月から制度終了まで）

希望する認証店を対象に、利用者にマスク飲食を促したり、認証店であることを対外的にアピールしたりするための啓発ツールを提供した。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

〈一例〉

<p>鏡付きポップ</p> 	<p>テーブル等に設置し、利用者にマスク飲食の実践を促すもの ※当初は県費で 6,000 個作成したが、民間企業 2 社から現物で計 30 万個の寄附を受けた （配布部数：約 295,000 個）</p>
<p>ポスター（日本語版・英語版）</p> 	<p>店舗内に掲出し、利用者にマスク飲食の実践を促すもの ※外国籍県民に向けて、英語版のポスターも作成 （配布部数：約 5,800 枚）</p>
<p>ステッカーシール</p> 	<p>アクリル板や店内の壁等に貼り、利用者にマスク飲食を促すもの ※飲食店等事業者へのアンケートに基づき作成 （配布部数：約 36,000 枚）</p>
<p>のぼり旗</p> 	<p>店舗外に設置し、認証店であることを対外的にアピールするもの ※飲食店等事業者へのアンケートに基づき作成 （配布部数：約 4,500 枚）</p>

ウ 他制度によるインセンティブ

令和 3 年 7 月 12 日以降、本制度の認証を受けていることが酒類提供や営業時間の制限緩和の要件とされたり、協力金の支給条件とされたりするなど、他制度により認証店に営業上のインセンティブが与えられた。

4 課題と対応

(1) 令和 3 年度上半期

ア 「県民モニター」の募集と実施見送り（令和 3 年 5 月～10 月）

認証制度の発足当初は、県内の飲食店等のうち 200 店舗程度を認証するとともに、特に優れた取組みを行う認証店を利用者目線で評価し、表彰することで、認証店を拡大していくことを想定し、令和 3 年 5 月 26 日より、評価を行う県

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

民モニターの募集を開始した。

しかし、国が導入を求めた第三者認証制度として運用することとしたことで、当初想定していた認証店数をはるかに超える3万店以上が認証され、認証店の拡大という当初の目的を達成したことから、令和3年10月下旬、県民モニター制度の実施を見送ることとした。

イ 暮らし安全防災局との連携による訪問業務の効率化（令和3年6月）

特措法に基づく「飲食店の見回り」については、暮らし安全防災局が基本的感染防止対策の確認を行っていたが、その内容は、当認証制度の認証条件とした感染防止対策と共通していたため、同局の見回り結果を認証業務に活用することで、効率的に業務を進めた。

(2) 令和3年度下半期

ア 申請の急増への対応に伴う県職員の動員（令和3年10月）

令和3年6月25日に、認証店へのインセンティブとして時短要請の除外を検討していることを公表して以降、申請が急増した。

また、令和3年10月1日からのリバウンド防止期間において、認証店は営業時間や酒類提供時間の制限が緩和されることとなったため、10月1日に向けてさらに申請が増加し、集中的に認証を行うことが必要となった。

これを受け、委託先の体制を強化するとともに、全庁からの職員の応援により認証を進めた。

イ 委託事業者（再委託先）による虚偽の現地確認報告（令和4年2月）

再委託先が担当した訪問業務に従事していた訪問員2名が、実際には店舗訪問をしていないにもかかわらず、75件の店舗について、現地確認を行ったと虚偽の報告をしていたこと、また、同じ再委託先が、休業中のため現地確認ができなかった店舗は「未訪問」と報告すべきところ、約170件の店舗について、「訪問済」と誤って報告していたことが明らかになった。

これを受け、委託事業者が当該再委託先の担当した全ての案件を再確認するとともに、未訪問が判明した店舗については、訪問の上、感染防止対策が徹底されていることを確認した。

(3) 令和4年度上半期

ア 「確実な訪問」のための訪問業務の見直し（令和4年4月）

前年度の虚偽報告事案を踏まえ、令和4年度は、現地確認時に、「現地訪問済証」に店舗担当者のフルネームでのサイン及び店舗印の押印を求め、「現地訪問済証」の原本を店舗に手交するとともに、県側でもその写しを保管することとした。

(4) 令和4年度下半期以降

ア 「マスクの着用」の考え方の変更に伴う対応（令和5年3月）

令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねられるようになったことに伴い、第三者認証制度において必須となっている認証条件から「マスクの着用」が削除された。これを受けて、制度名称を「飲食店等感染防止対

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

策実施店認証制度」と改めるとともに、認証条件から「マスク飲食の実施」の項目を削除した。

イ 5類移行に伴う認証制度の終了（令和5年5月）

令和5年2月10日、国から新型コロナウイルス感染症が5月8日をもって5類感染症に移行すること、また、これに伴い5月7日付けで基本的対処方針が廃止となり、当該方針に位置付けられている第三者認証制度も終了することが示された。

これを踏まえ、5月7日付けで本県の認証制度についても終了することとした。また、令和5年4月及び5月の認証制度の運用は、県直営で実施することとした。

5 将来に向けた教訓

○ 認証制度の効果

本認証制度の運用により、飲食店等における感染防止対策の実践が促進され、感染対策の急所とされていた「飲食の場」における感染リスクの軽減に貢献した。

また、適切な感染防止対策を講じた店舗を県が認証し、「見える化」することにより、県民の飲食店利用に係る不安の軽減及び経済活動の再開・維持に一定の効果があったと考える。

一方、本制度の運用には、多額の委託費用^(※)を要しただけでなく、緊急での業務発生時には全庁から職員を動員するなど、相当の人的資源を投入した。

今後、類似の制度を実施する場合には、オンラインの活用によりコスト削減を図るなど、効率的な運用を検討する必要があると考える。

※ 認証制度に係る訪問等業務委託費用（決算額）

令和3年度：約4億3,300万円 令和4年度：約8,600万円

○ 認証制度や認証条件に対する批判

長期化するコロナ禍において、徐々にウィズコロナによる社会経済活動の活性化に焦点が移るにつれ、飲食店等及び利用者の双方から、「マスク飲食やアクリル板の設置といった感染防止対策は効果がない」、「感染防止対策は社会的に緩んでおり、認証制度は形骸化している」といった批判的な意見が寄せられた。

認証制度は、飲食店等に感染拡大防止に必要な一定の対策の実施を促すための制度であり、より多くの事業者の協力が求められることから、今後、類似の制度を実施する場合には、事業者が納得感を持って取り組めるよう科学的な根拠等を示しつつ、制度の必要性を周知する必要がある。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

3 技術実証

(1) 横浜スタジアム技術実証

1 取組の概要

令和2年5月25日（金）の緊急事態宣言解除後、イベントの開催制限が無観客開催期間を経て、順次収容率及び人数上限が緩和される中、当時、収容率50%を上限とされているイベントで、その上限を超える人数であっても、現状のガイドラインで認められているものと同じレベルの感染予防環境が実現できているかを、新技術を活用しながら検証した

2 経過

R2. 5. 25	緊急事態宣言解除
R2. 6. 19	プロスポーツ等全国的移動を伴うイベントの開催制限【無観客試合】
R2. 7. 10	プロスポーツ等全国的移動を伴うイベントの開催制限 【人数上限5,000人、収容率50%】
R2. 9. 18	大規模イベント開催要件緩和検討
R2. 9. 19	プロスポーツ等全国的移動を伴うイベントの開催制限 *大声での歓声・声援等が想定されるもの 【人数上限5,000人、収容率50%】
R2. 10. 5	大規模イベント開催要件緩和検討
R2. 10. 6	大規模イベント開催要件緩和検討
R2. 10. 14	大規模イベント開催要件緩和検討
R2. 10. 15	ディー・エヌ・エー南場代表取締役会長、横浜スタジアム藤井社長、横浜DeNAベイスターズ木村取締役副社長が来庁、黒岩知事と会談
R2. 10. 15	新型コロナウイルス感染症対策分科会了承 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室承認
R2. 10. 22	横浜スタジアム技術実証記者対応等の打合せ
R2. 10. 30	横浜スタジアム技術実証（1日目） 西村経済産業大臣、黒岩神奈川県知事、林市長 視察
R2. 10. 31	横浜スタジアム技術実証（2日目）
R2. 11. 1	横浜スタジアム技術実証（3日目）

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

R2. 11. 12	第15回新型コロナウイルス感染症対策分科会 横浜スタジアム技術実証（10/30～11/1）報告
------------	--

3 取組詳細

(1) 横浜スタジアム技術実証

ア 目的

収容率50%上限のイベントで、上限を超える人数であっても、現状のガイドラインで想定されているものと同レベルの感染予防環境が実現できているかを検証するため、マスク着用率や人の行動等の各種データを取得、また、イベント時及びイベント前後の人の動きを調査し、感染予防対策におけるいわゆる「急所」の洗い出しや対応の示唆出しを行った。

イ 実施日

令和2年10月30日（金）～11月1日（日）

ウ 提案（8者による共同提案）

神奈川県、横浜市（協力自治体）、日本電気（株）、LINE（株）、KDDI（株）、（株）ディー・エヌ・エー、（株）横浜 DeNA ベイスターズ、（株）横浜スタジアム

<提案先> 経済産業省

令和2年10月15日 新型コロナウイルス感染症対策分科会了承

令和2年10月15日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室承認

エ 対象イベント

プロ野球 横浜 DeNA ベイスターズ対阪神タイガース3連戦

<収容率50%上限を緩和し実施>

10月30日（金）18:00～21:42 計画 80% 実績 16,594人（51.21%）

10月31日（土）14:00～17:58 計画 90% 実績 24,537人（75.72%）

11月1日（日）14:00～17:19 計画 100% 実績 27,850人（85.95%）

* 収容人数：立見席込 34,046人、立見席・機器設置スペース除 32,402人

オ 感染防止対策

横浜スタジアムのプロ野球公式戦で、収容率50%以下で従来から実施していた感染防止対策に、今回の技術実証で取組を追加措置

(ア) マスク着用、(イ) 大声抑制、(ウ) 密集回避、(エ) 参加者把握、

(オ) 試合前後の行動管理、(カ) 入退場・エリア内の行動管理

(キ) 警備員・係員 420人～439人（収容率50%（16,000人）時：355人配置）

(ク) 規制退場、(ケ) 選手の感染対策

カ 先進技術

(ア) スーパーコンピュータ 飛沫影響（飲食・マスク着用声援）

(イ) LINE（二次元コード） 位置情報、混雑状況、追跡、アンケート

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

(ウ)携帯電波（KDDI）	人流状況
(エ)Beacon	混雑状況
(オ)高精細カメラ（NEC）	マスク着用、人流状況
(カ)COCOA	混雑状況、追跡
(キ)バックスクリーンビジョン、リボンビジョン	登録、注意喚起、人流調整
(ク)CO2 測定器	混雑状況
(ケ)風速計（毎分計測）	気流の状況（スタンド内）

キ 結果

(ア)分析結果

- a 来場者の居住エリアは、神奈川県を中心に1都3県で約95%程度であり、電車と一般道を利用する自動車、徒歩で来場している割合が95%超で、人数上限50%制限時と同傾向であることが分かった
- b 試合開始前の関内駅の混雑は、特に問題のあるものではなく、球団周辺の飲食店への立ち寄り、ナイターで15%、デーゲームで20%強だったことが分かった
なお、駅等の混雑対策には、警察や公共交通機関との事前の情報共有や連携が重要なことが示唆された
- c 試合開始前後に、入場ゲートにおける人の流れの速度が遅くなるが、滞留（数分に亘り立ち止まるような状況）は発生しないことが分かった
- d CO2濃度計測の分析により、コンコース・トイレで、時間が限定的な高濃度状態（1,000ppm以上）が見られたが、高濃度状態の継続は見られず、換気状況が良好であることが分かった
- e マスク着用率は、マスク着用率は概して高く（入場ゲート：計測上95~98%）、観客の増加に応じて上昇する傾向にあり、試合展開による影響は軽微であることが分かった
このことから、来場者が観戦ルールや技術実証の位置付けを理解し、自主的に感染予防対策をしながら参加した傾向があり、感染ルールの周知が有効である可能性が示唆された
- f 退場時における混雑は、規制退場や退場路の誘導により、退場時の混雑が平準化され、速度低下はあるが、滞留の発生は見られないことが分かった。
このことから、退場時間帯のイベントの拡充や規制退場による分散が可能であることが示唆された
- g 試合後の球場周辺の飲食店への立ち寄り、ナイターで15%程度、デーゲームで20%強であり、感染防止対策を実施している飲食店の利用を推奨する情報発信の重要性が示唆された
- h 試合後の駅構内の混雑は、規制退場や誘導の運用によって、混雑のピークが平準化（長時間化）し、前年のような混雑に至らなかったことが分かった
なお、駅等の混雑対策には、警察や公共交通機関との情報共有や連携が重要なことが示唆された
- i COCOA導入率は44%程度で全国平均の約16%を上回り、COCOAのアクティブユーザーは33%で、収容率50%の制限時の21%から向上していることが分かった
また、LINEのアカウントの導入率は13~17%、事後の体調報告率は70%程

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

度で、十分な周知により、来場者の自主的な協力が可能であることや Bluetooth を On にしてもらった啓蒙の必要性について示唆された

j トイレ・物販拠点・退場時場面では、混雑度計測に基づく係員の誘導と待機列の整理が効果的であり、スタジアム内の換気状況は問題なし

なお、LINE Beacon の混雑状況検知は実態と乖離した可能性あり

k スタンド内のマスク着用率は、概して高く（入場ゲート：計測上 95～ 98%）、観客の増加に応じて上昇傾向があり、試合展開による影響は軽微

15 分以上の非着用率は、2～3%で、動員数の増加に応じて減少傾向にあった

飲食時にマスクを外すことから、繰り返しの案内が有効かつ重要

l 声援は、応援団に協力依頼し、日に日に浸透。係員による 1 回目注意・2 回目警告・3 回目退場の運用で効果を確認しており、継続実施が必要

m 試合終了後は、横浜公園から外に出る交差点での信号待ちの集団が 1 分強～3 分強形成されるため、規制退場や警備員による適切な誘導が必須

n 規制退場は機能しており、前年のように一挙に押し寄せることなく、駅の階段やエスカレータの規制なしで、関内駅の北口改札への分散誘導の効果もあった

o 試合前後の周辺店舗への立ち寄りや、ナイターで 15%程度、デーゲームで 20%強であり、感染防止対策をしている店舗利用の推奨が求められる

p 来場者の居住エリアは、1 都 3 県で 95%程度、交通手段は公共交通機関と自家用車・徒歩で 95%超を占めていた

(イ) 観客の行動

q 来場者が観戦ルールを理解したうえで、自主的に感染予防対策を実施しながら参加する傾向が見られた

r 健康アンケートには、来場者の 13%が回答し、来場時点での体調不良者が約 4%存在（入場辞退者は 1 名）することが分かった

今後の事前の来場者スクリーニング手法の改善の必要性が見られた

s LINE Beacon の混雑度計測・情報提供は、実態との乖離の可能性があり、効果は未検証

t COCOAインストール率は、インセンティブ効果が一定程度存在し、かつ積みあがる傾向があった

(ロ) 技術面の課題

u マスク着用率は、照度やカメラのスペックによる判定精度の低下を確認。タオルや帽子を被ることなどによっても判定精度の低下あり

v COCOAの検知は、電波による検知とインセンティブ配布による件数に差分が見られ、Bluetooth を OFF にして、アクティブになっていないスマートフォンが存在している可能性が示唆された

w LINE Beacon の実装に向けては、改善が必要

(エ) まとめ

x 収容率 50%制限の時と同等の感染予防環境の実現に向けて、様々な工夫が実施可能であり、収容率 50%以内の制限時と同等の感染予防環境の実現は可能ではないかとの感触を得た

y 改善可能な点・技術的課題は引き続き専門家の意見を踏まえ、継続検討する必要あり

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

4 課題と対応

(1) 意見

横浜スタジアムにおける「新型コロナウイルス感染症対策に係る大規模イベントの人数制限緩和の技術実証」の実施に係るマスコミの報道後、県に対する複数の苦情が寄せられた。（コールセンター問合せ件数 24 件）

イ 主な意見内容

- ・観客の制限を緩和してクラスターが起きたらどうするのか
- ・観客が陽性になったら、誰が責任をとるのか
- ・感染者が増えれば、疲弊している医療機関に余計な負荷がかかる
- ・「実験」とは人体実験を想像させ、賛成しかねる。中止すべき
- ・県民としては、このような実証実験は大変迷惑な話である
- ・なぜ横浜スタジアムで技術実証するのか
- ・県民として、この技術実証には否定的である
- ・オリンピックや野球などのイベントより先に、県民の健康と安全を考えるべきで、県の優先順位のつけ方を腹立たしく思っており、県民のために間違っている

これらの意見に対しては、技術実証の目的を丁寧に説明し、理解を求めた。

(2) 公表時期

新型コロナウイルス感染症対策に係る大規模イベントの人数制限緩和の技術実証については、国から、正式に決定されるまでの間、県から外部に情報を出さないよう、強く求められた。

横浜スタジアム技術実証については、共同提案者と連携して経済産業省に提案し、令和2年10月15日開催の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論される予定だったが、これに先んじて、西村経済産業大臣（新型コロナ対策担当大臣）からコメントがあり、10月15日の朝刊等で報道された。

横浜スタジアム技術実証後の報告については、国に対して、逐次公表時期の確認を行って対応した。

(3) 体制

ア 本部体制

横浜スタジアム技術実証は、先進技術を活用した社会経済活動との両立・ウィズコロナの観点からの取組として、マスコミ対応も含め、政策局、総務局、くらし安全防災局で連携して取り組んだが、くらし安全防災局は、自然災害との複合災害が発生した際には、災害対策本部の統制部業務を優先して従事する必要がある、より多くの実務を各部署に割り振って対応する必要があった。

そこで、令和3年度に国主導で実施されたワクチン・検査パッケージの技術実証では、国の窓口が内閣官房であったことから、くらし安全防災局で総括しつつも、スポーツイベント、遊園地、宿泊施設、飲食店と多岐にわたる個別案件について、政策局、総務局、くらし安全防災局、国際文化観光局、スポーツ局、健康医療局、産業労働局で連携して対応した。

なお、今回、行動制限措置を担った統制部で、制限緩和に向けた技術実証にも

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

対応するのは、相反する対応を同時に行わなければならない点で、遂行しにくい面もあった。

5 将来に向けた教訓

(1) 本部体制

今回の新型コロナウイルス感染症対応では、くらし安全防災局が統制部として、コロナ本部会議の実質的な切り回しや行動制限の措置等を担ったが、自然災害との複合災害への対応には課題が残る。

次なる新たな感染症のまん延時には、本部体制下でも、くらし安全防災局と連携し、個別の危機事象に対処すべき部署が中心となって、全体を見ながらリードできる体制を構築する必要がある。

(2) 技術実証の意義

横浜スタジアム技術実証で取り組んだ感染防止対策は、換気への促進効果があるCO2測定器の普及、人流データの活用、高性能カメラによる体温測定、分散退場など、その後の各団体の業種別ガイドライン等にも盛り込まれて定着し、その成果は社会経済活動との両立・ウィズコロナ社会づくりに寄与した。

翌年開催された東京2020オリンピック・パラリンピックの有観客開催には残念ながら結び付かなかったが、官民で連携し、社会経済活動の再開に向けた出口戦略への道筋を示せることを実証した。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

3（2）ワクチン/検査パッケージ技術実証

1 取組の概要

感染防止対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン接種歴の確認又は事前検査、新技術の活用による3密回避、マスク着用、換気、大声抑制などを組み合わせた技術実証を行い、ワクチン/検査のオペレーションや各技術の実効性等を検証する。

2 経過

R3. 8. 5	内閣官房から技術実証の検討に係る連絡
R3. 8. 11	ワクチン/検査・新技術活用技術実証に係る国説明会（WEB） ・日産スタジアムイベントの説明
R3. 8. 16	内閣官房から日産スタジアムのライブに係る連絡
R3. 9. 7	飲食店技術実証打合せ（WEB） ・内閣官房及び農林水産省
R3. 9. 13	国と緊急事態宣言・まん延防止等重点措置適用都道府県の連携会議 ・技術実証に係る内閣官房説明 ・技術実証対象店舗（飲食店）の候補照会（9月17日期限）
R3. 9. 21	飲食店における技術実証候補事業者訪問
R3. 9. 30	内閣官房による技術実証記者発表 ・飲食店、ライブハウス、小劇場等、大規模イベント
R3. 10. 3	飲食店技術実証打合せ
R3. 10. 8	内閣官房からプロスポーツ技術実証に係る連絡
R3. 10. 12	プロスポーツ技術実証の追加実施決定 10月24日 サッカー明治安田生命J1リーグ（等々力競技場） 10月27日 サッカー天皇杯JFA第101回全日本サッカー選手権大会準々決勝（等々力競技場）
R3. 10. 14	よみうりランド遊園地技術実証に係る国説明会（WEB）
R3. 10. 15	観光分野（宿泊施設）でのワクチン/検査パッケージ技術実証実施

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

～10.31	
R3.10.16 ～12.25	大規模イベントでのワクチン/検査パッケージ技術実証実施 (日産スタジアム・等々力陸上競技場・横浜スタジアム・ニッパツ三ツ沢球技場・横浜国際プール)
R3.10.25/26	内閣官房技術実証進捗状況説明会（WEB） ・プロ野球、サッカー、観光、飲食店における技術実証の進捗を都道府県に説明
R3.10.30 ～11.14	よみうりランド遊園地でのワクチン/検査パッケージ技術実証実施
R3.11.8～14	横浜スカイビル飲食店でのワクチン/検査パッケージ技術実証実施

3 取組詳細

(1) 県内で実施されたワクチン・検査パッケージの技術実証及び内容

感染防止対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン接種歴の確認又は事前検査、新技術の活用による3密回避、マスク着用、換気、大声抑制などを組み合わせた技術実証を行い、ワクチン・検査のオペレーションや各技術の実効性等を検証した。

ア 大規模イベント（プロスポーツ）

(ア) 対象と期間

- ・ Jリーグ公式戦
令和3年10月16日、24日、27日、11月3日、20日、27日
- ・ プロ野球公式戦
令和3年10月26日
- ・ B1リーグ戦
令和3年12月25日

(イ) 実施内容

- a 「ワクチン・検査パッケージ」エリア（人数制限緩和エリア）の購入要件
 - ・ ワクチン2回目接種後14日が経過している方
 - ・ PCR検査陰性証明書を提示できる方
- b 確認書類
 - ・ ワクチン接種証明又は陰性証明書
 - (a) ワクチン接種済証又はワクチン記録証
 - (b) 陰性証明書（PCR検査・抗原検査・LAMP法・SMART AMP法）
* イベントにより陰性証明の検査種別は異なる

(ウ) 検証事項

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

- ・ワクチン接種済又は検査陰性の証明確認オペレーション
- ・「ワクチン・検査パッケージ」エリア受入れ対応オペレーション
- ・「ワクチン・検査パッケージ」エリア券売オペレーション・事前周知
- ・「ワクチン・検査パッケージ」エリアにおける感染防止対策の履行確認（マスク着用、換気、大声抑制）

<県の役割>

国主導の技術実証が、本県で実施されることへの同意

県は、感染防止対策及び実証内容を確認し、以下の意見を付し同意

- ① 今般、国主導で行われる技術実証は、本県宣言解除後の取組におけるイベント開催制限の上限を超えて行う試みであるため、国及び主催者の責任において、当該技術実証を実施すべきものとする
- ② 技術実証の結果及びその検証についての情報を県に提供すること
- ③ 技術実証が契機となって感染が発生した際には、所管の保健所が行う積極的疫学調査に対して協力すること

イ 遊園地

(ア) 対象と期間

- ・よみうりランド遊園地

令和3年10月30日（土）～11月14日（日）

(イ) 実施内容

(a) 園内滞在人数上限 20,000 人

ワクチン・検査パッケージ枠 2,000 人確保

(b) 事前告知

ホームページ等による技術実証の周知

WEB アンケートによる事前登録の協力依頼

(c) 入園時確認

WEB アンケート登録済画面

ワクチン接種証明書又は陰性証明書

(d) 入園者リスト作成

WEB アンケート登録情報から日毎の入園者リスト作成

（保健所等からの依頼があれば随時提供）

(e) 検証事項

- ・入園時のワクチン接種済又は検査陰性の証明確認オペレーション
- ・入園時の本人確認オペレーション
- ・ワクチン接種証明の持参意識・理解の確認

<県の役割>

国主導の技術実証が本県で実施されることへの同意

県は、感染防止対策及び実証内容を確認し、以下の意見を付し同意

- ① 今般、国主導で行われる技術実証は、本県宣言解除後の取組におけるイベント開催制限の上限を超えて行う試みであるため、国及び主催者の責任において、当該技術実証を実施すべきものとする
- ② 技術実証の結果及びその検証についての情報を県に提供すること
- ③ 技術実証が契機となって感染が発生した際には、所管の保健所が行う積極的疫学調査に対して協力すること

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

ウ 観光分野（宿泊施設）

(ア) 対象と期間

- ・ 芦ノ湖畔蛸川温泉龍宮殿
 - ・ 大磯プリンスホテル
 - ・ 鎌倉プリンスホテル
 - ・ ザ・プリンス箱根芦ノ湖
 - ・ 箱根仙石原プリンスホテル
 - ・ 箱根湯の花入温泉プリンスホテル
 - ・ R & B ホテル新横浜駅前
- 令和3年10月15日（金）～31日（日）

(イ) 実施内容

- (a) ワクチン接種履歴の確認や事前の検査オペレーションの検証
- (b) 事業者及び旅行者に対するアンケート調査

<県の役割>

観光庁主導の主にオペレーションの確認を行う技術実証であり、県で措置中の開催制限を超えるものではなく、国や事業者からの打診もなかったことから、県の役割は特段なし

エ 飲食店

(ア) 対象と期間

横浜スカイビル内11店舗
令和3年11月8日（月）～14日（日） デイナー時間（17時～23時）

(イ) 実施内容

- (a) マスク飲食実施店認証店における「ワクチン・検査パッケージ」の活用
- (b) 二次元コードを活用した来店者アンケート
- (c) 入店時確認内容
 - ・ ワクチン接種証明（2回接種後14日以上経過）
 - 又は
 - ・ PCR検査又はPCR検査の結果（72時間以内）

*10階特設ブースでPCR検査キット無料配布、無料PCR検査センター紹介
- (d) 客席
「確認席（予約客等）」と「一般席（一般客）」にゾーン等で区分し、「確認席（予約客等）」の客のみ、1組当たりの人数4人超可とした。
- (e) 各飲食店における協力
 - ・ 横浜スカイビル又は各飲食店のホームページ等での事前案内
 - ・ 入店時のワクチン接種証明又は検査結果の確認
 - ・ 二次元コードを活用した来店者アンケート
 - ・ 入店客数の報告
- (f) 希望店舗へのCO₂濃度測定器の設置（1,000ppm以上の場合、換気）
- (g) 希望店舗での気流シミュレーション・リスク評価・改善レイアウト提案
- (h) 検証事項
 - ・ 来店時のワクチン接種済又は検査陰性の証明確認オペレーション
 - ・ PCR検査キットの無料配布など事前検査のオペレーション

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

・来店者アンケートによるワクチン・検査パッケージへの意識確認
＜県の役割＞

- ・国（内閣官房）からの依頼で、感染防止対策をモデル的に取り組んでいるリスクの低い店舗（マスク飲食実施店認証店等）の情報提供
- ・対象店舗への技術実証の参加意思の確認及び国と連携した説明・調整
- ・参加店舗等との調整を経た技術実証実施計画の提案
- ・取材対応
- ・万一陽性者が発生した場合の対応に備えた保健所への事前説明をはじめ、開催市の担当部署への情報提供・調整

（2）ワクチン・検査パッケージの実証結果（内閣官房技術実証事務局）

- ・ワクチン/検査パッケージに賛同できると考える人が大半を占め、抵抗感を持つ人は少なかった
- ・入店前のワクチン/検査パッケージにより、その店で飲食等を行うことへの安心感・信頼感が増すと考える人が多かった
- ・検査結果通知の「陰性」での入店・入場者は、ワクチン接種証明利用者よりもかなり少なかった
- ・「安全安心を求めてチケットを購入した」「子ども連れで安心感もあり利用しやすい」という理由でワクチン/検査パッケージの座席を購入したという意見があった
- ・当日検査の実施は、来場へのハードルを下げると一方で、検査キット数やワクチン/検査パッケージに要するスタッフ数などの見通しが立ちにくいといったオペレーションの課題が挙げられた
- ・小規模店舗では、スペース上の制約から入口付近での対応が難しく、着席後の確認になるケースがあった
- ・ワクチン/検査パッケージの対象となる、子どもの年齢の確認方法が課題であり、検討が必要

4 課題と対応

（1）検査

新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方（令和3年9月9日）」では、「抗原定性検査の使用については、無症状者への使用が推奨されていないことや国の医療機器の承認を受けた製品を使用することについて留意が必要」とされており、入店当日の検査を行う際は、PCR検査又は抗原定量検査でのみ対応可能と判断した。

当日検査の実施に向けた調整では、共有スペースに当日検査ブースを用意できても、小規模店舗からブースの運営人員を手配することは困難であったこと、及び検査時間が1人当たり11分～20分要し、大人数の飛込客への対応が現実的ではなかった。

そこで、技術実証の事前案内で、木下グループPCRセンター（秋葉原店・渋谷店・池袋東口店・新宿店・新橋店・大宮店・武蔵小杉店・大宮店）の無料事前検査の紹介、11月5日～14日のスカイビル10階特設ブースでの無料のPCR検査キットの配付（来店3日前を目安とする事前検査）を行った。

（2）時間帯

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

ランチ時間帯は多くの飛込客が昼時に来店するため、「確認席（予約客等）」と「一般席（一般客）」に区分してしまうと、多くの店舗が、ランチ客を逃しかねないことを理由に技術実証への参加を見送る懸念が示された。

そこで、営業時間短縮要請の解除後で、店舗の参加メリットが薄いことから、ディナー（17時～23時）時間内で技術実証を実施することとした。

なお、技術実証の対象客は「確認席（予約客等）」に案内し、1組（テーブル）4人以内又は同居家族・2時間目安の協力要請の対象から外すことで、店舗の参加メリットを増やした。

（3）入店者リストの作成

小規模飲食店では、予めWEB等で入場チケット等を購入して来場する客の割合は多くなく、また予約なしの客に対して来店時に、氏名や連絡先を確認する人員を割く余裕がなかった。また、来店者の連絡先は、陽性者が発生した場合にHER-SYSの感染者情報と簡便に突合させて感染拡大の防止に寄与させることを目的に把握することされていたが、大規模イベントの事業者と比べ、来店者情報のデータを個々の店舗で保管する体制づくりにも難があった。

そこで、来店者本人の同意のもと、入店者の連絡先やアンケート登録の協力を依頼し、二次元コードで読み込めるアプリケーションを用意した。

なお、二次元コードで読み込んだデータの保管は、厚生労働省及び内閣官房が消極的であったことから、国の技術実証事業受託者である三菱総研が、システム開発事業者の（株）ディー・エヌ・エーに保管してもらう調整を行った。

5 将来に向けた教訓

（1）イベント等参加者情報の管理

デジタル技術の活用により、イベント等の参加者情報をHER-SYSの感染者情報と簡便に突合させ、陽性者が発生した際に保健所によるクラスター把握や積極的疫学調査に寄与させる取組として、ある程度機能する道筋が見えたが、平時から電子チケットによる入場券販売などを採用している大規模イベント事業者と比べ、小規模飲食店では来店客の情報把握やデータ保管のスキームに課題が残った。

（2）技術実証の意義

ワクチン/検査パッケージ制度は、技術実証後のまん延防止等重点措置における、披露宴や大規模イベントにおける人数上限の撤廃などで、「対象者全員検査制度」として実運用されたほか、旅行や温泉施設におけるツアー参加者等の安全安心に貢献した。

また、ワクチン/検査パッケージの技術実証は、スポーツイベント、遊園地、宿泊施設、飲食店と多岐にわたって全国各地で行われ、内閣官房をはじめ多様な関係機関との調整が必要であったことから、庁内では、政策局、総務局、くらし安全防災局、国際文化観光局、スポーツ局、健康医療局、産業労働局で連携して対応した。

大規模な災害や危機事象に対応する本部体制は、有事体制であり、平時の役割を超えて、県の組織を挙げて対応することが必要である。本取組は、本部体制の趣旨を踏まえて、部局間連携により取り組んだ好事例である。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

4 観光需要喚起策

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県内の観光需要の喚起を促し地域経済を活性化させるため、県内旅行に対する割引及び、県内の飲食店や土産物店等で利用できるクーポンの付与を実施した。

令和2、3年度に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して「地元かながわ再発見推進事業（かながわ県民割）」、令和4年度に国補助金（地域観光事業支援）を活用して「かながわ旅割」、令和4、5年度に同補助金を活用して「全国旅行支援「いざ、神奈川！」」を実施した。

2 経過

R2. 10. 8 R3. 2. 28 R3. 12. 1 R4. 1. 31	<p style="text-align: center;">【地元かながわ再発見推進事業（かながわ県民割）】</p> 令和2年度事業開始 令和2年度事業終了 令和3年度事業開始 令和3年度事業終了	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> Go To トラベル事業（国実施事業） R2. 7. 22～R2. 12. 27 </div>
R4. 4. 6 R4. 4. 11 R4. 5. 9 R4. 10. 10	<p style="text-align: center;">【かながわ旅割】</p> 事業開始 対象に栃木県民を追加 対象に静岡県民を追加 事業終了	
R4. 10. 11 R4. 12. 27 R5. 1. 10 R5. 6. 30 R5. 8. 31	<p style="text-align: center;">【全国旅行支援「いざ、神奈川！」】</p> 第1弾の事業開始 第1弾の事業終了 第2弾の事業開始 第2弾の事業（個人旅行分）終了 第2弾の事業（団体旅行分）終了（全事業の終了）	

※ 国は、感染状況を見極めながら Go To トラベル事業の再開時期を探っていたが、全国一律の再開判断が難しかったことから、同事業予算を分配し、都道府県事業として観光需要喚起策を実施。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

3 取組詳細

(1) 地元かながわ再発見推進事業（かながわ県民割）

- 実施期間 令和2年10月8日（木）～令和3年2月28日（日）、
令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）
※実施期間内に販売及び適用停止期間あり

- 対象者 神奈川県民

- 割引内容

＜令和2年10月8日（木）～令和3年2月28日（日）＞

対象商品	割引前の販売価格	割引額(人泊・人)	
		定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (左記以外)
宿泊旅行	5,000円以上	1,000円	2,500円
	10,000円以上	2,500円	5,000円
	15,000円以上	5,000円	7,500円
日帰り旅行	3,000円以上	1,000円	1,500円
	5,000円以上	1,500円	2,500円
	7,000円以上	2,000円	3,500円
	10,000円以上	3,000円	5,000円

＜令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）＞

対象商品	割引前の販売価格	割引額(人泊・人)	
		定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (左記以外)
宿泊旅行	6,000円以上	3,000円	5,000円
日帰り旅行	3,000円以上	1,500円	2,500円

- 予算額及び実績

予算額	決算額	件数
1,049,750,000円 (R2年度6月補正)	1,308,865,787円	184,587件
1,033,457,000円 (R2年度11月補正)		
執行率 62.8%		

(2) かながわ旅割

- 実施期間 令和4年4月6日（水）～同年10月10日（月）
※令和4年4月29日（金）～同年5月8日（日）の期間を除く

- 対象者 神奈川県民及び隣接県・地域ブロックの居住者

- 割引内容

対象商品	割引前の販売価格	割引額(人泊・人)	クーポン(人泊・人)
宿泊旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
日帰り旅行	3,000円以上	1,500円	1,000円

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

○ 予算額及び実績

予算額	決算額	件数
9,201,500,000 円 (R3 年度 12 月補正)	8,364,709,927 円	・旅行割引 618,157 件 ・クーポン 960,601 件
		執行率 90.9%

(3) 全国旅行支援「いざ、神奈川！」

○ 実施期間

<第1弾>令和4年10月11日（火）～同年12月27日（火）

<第2弾>令和5年1月10日（火）～同年8月31日（木）

※令和5年4月29日（土）～同年5月7日（日）の期間を除く。

※個人旅行は、令和5年6月30日で終了。団体旅行（貸切バスを利用した旅行）は、同年8月31日まで実施。

○ 対象者 神奈川県民含む47都道府県の居住者

○ 割引内容

<令和4年10月11日（火）～同年12月27日（火）>

区分	割引率	割引上限額 (1人あたり)	クーポン
宿泊旅行	旅行代金総額の 40%	交通付8,000円/泊	平日：3,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他5,000円/泊 5,000円	

<令和5年1月10日（火）～同年8月31日（木）>

区分	割引率	割引上限額 (1人あたり)	クーポン
宿泊旅行	旅行代金総額の 20%	交通付5,000円/泊	平日：2,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他3,000円/泊 3,000円	

○ 予算額及び実績

予算額	決算額	件数
24,173,110,000 円 (R3 年度 2 月補正)	集計中	集計中
6,351,535,000 円 (R4 年度 12 月補正)		
844,253,000 円 (R4 年度 2 月補正)		

※ かながわ旅割の残額も活用

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

4 課題と対応

(1) 観光需要の分散化

かながわ県民割においては、観光需要の分散化を図るため、県内を2つのエリアに分けて割引額に差を設けた。具体的には、定番エリアである横浜、鎌倉、箱根と再発見エリア（定番エリア以外）とに分け、割引額に最大2.5倍の差を設けることで、観光客を再発見エリアへ誘導し、観光需要の分散化を図った。

(2) クーポン使用期限の延長

かながわ旅割において、クーポンの使用期限は、割引適用の対象となる旅行期間内としていたが、使用期限が短いといった意見があった。「かながわ旅割」実施期間内での変更は混乱を生じるため変更しなかったが、「全国旅行支援「いざ、神奈川！」」において、クーポン使用期間を延長し、旅行最終日の翌日から起算して7日後（もしくは、事業終了期間のいずれか早い日まで）とすることで、クーポンの使用促進を図った。

(3) 観光需要喚起策実施後の激変緩和措置

全国旅行支援が令和5年8月末で終了したことで、（一時中断期間はあったが）令和2年10月に県民割から始まった国庫を活用した一連の観光需要喚起策が終了したこととなる。

こうした長期に渡る施策を一気に終了させることは、需要の急激な変動を生じさせる恐れがある。

そこで、全国旅行支援においては、第1弾から第2弾に移行した際、割引率が40%から20%に引き下げられ、観光需要喚起策終了後の急激な需要変動の緩和が図られた。

また、本県独自の取組として、全国旅行支援後においても、県内の観光需要の回復を後押しするとともに、県内周遊を促すプロモーションの一環として、県単独予算により、鉄道事業者と連携した企画切符の割引キャンペーン「鉄道を活用した周遊観光促進事業」（令和5年10月販売開始）を実施することで、需要の急激な変動の緩和を図った。

(4) 「感染しない！させない！旅行者のための感染防止サポートブック」の周知

本県が作成した「感染しない！させない！旅行者のための感染防止サポートブック」を支援対象事業者や利用者に周知することで、感染防止対策に努めた。

5 将来に向けた教訓

(1) 観光需要喚起策の意義

観光業は宿泊施設や観光関係施設のみならず、周辺の土産物販売店や交通事業者、宿泊施設への食材、リネン、清掃などを提供する事業者など、多くの関係事業者が関わっており、雇用面も含め地域経済にとって重要なものである。

こうした観点から、感染症拡大防止への配慮をしつつ、観光需要を喚起していくことは、単なる宿泊施設や観光施設への個別支援に留まらず、多様な関係者の支援となり、地域経済の活性化にとって必要な取組であると考えられる。

IV 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）

(2) 事業実施期間のあり方

本事業は、国の交付金や補助金を活用して実施した事業であったため、国の方針に沿って実施する必要があった。そのため、例えば、かながわ旅割では、感染状況を見極めながら、約1か月ごとに事業延長を繰り返すこととなった。やむを得ない措置であったかもしれないが、商品造成に時間がかかる団体旅行等においては、1か月ごとの延長では商品の売り出しが間に合わないなど、結果的に事業者ごとに事業効果に差が出たと考えられる。多くの事業者に効果が及ぶためには、連続した長期間の実施が望ましい。

V 県民・企業からの協力・支援

1 基金の創設

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療従事者等の直面する困難な状況に対し、県民や事業者から多数の寄附の申し出があり、また、県議会においても寄附窓口設置の要望があった。

これを受け、令和2年5月12日に「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金」（通称「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」）を創設し、同月15日から寄附の募集を開始した。

基金の積立目標額を20億円と設定し、ふるさと納税など様々な方法で寄附できるようにするとともに、県民や企業等への寄附の呼びかけを継続的に行い、総計17億円超を基金に積み立てた。当該積立金については、医療従事者等への支援に活用した（次項参照）。

新型コロナウイルス感染症の影響が、医療従事者等だけではなく県民生活全般にも広がるなど、社会情勢の変化を踏まえ、本基金への寄附受入は、令和5年1月31日をもって終了した。

2 経過	
R2. 5. 12	「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」創設
R2. 5. 15	寄附の受入開始
R2. 6～	活用事業の選定・実施（以後、毎年度実施）
R2. 7. 17	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金条例 公布
R5. 1. 31	寄附の受入終了

3 取組詳細

(1) 基金の開設

ア 基金開設の経緯

令和2年4月頃、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療や福祉・介護の現場においては、従事者たちが、自らへの感染リスクなど、相当な負担を抱えながら日々の業務に当たっていることがクローズアップされた。

こうした困難な状況に直面する医療従事者等を応援したいという機運が高まる中、県民や事業者から多数の寄附の申し出があったこと、また、県議会常任委員会においても、寄附窓口設置の検討について要望があったことを受け、「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」を創設し、同年5月15日より寄附の受入を開始した。また、令和2年第2回県議会定例会に「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金条例案」を上程し、同年7月10日に可決成立、7月17日付けで公布した。

イ 目標金額

20 億円

目標金額は、支援対象が医療従事者だけではなく、福祉関係の現場従事者、ボランティア団体など多岐にわたり、その財源は一定規模が必要となることを考慮して設定した。また、基金創設に際し、知事、特別職の報酬及び管理職手当受給者の給与減額により約5億円の財源を生み出し、これを積み立てる想定であったことから、その3倍程度の寄附金を期待し、総額20億円とした。

ウ 寄附の受入方法

寄附者の利便性を考慮し、幅広い寄附方法を用意した。

寄附方法	内容
銀行口座振込	基金への寄附専用口座を横浜銀行に開設
ふるさと納税（かながわキンタロウ寄附金）	基金を指定寄附先のひとつに設定
企業版ふるさと納税	同上
かながわキンタロウ☆ブックキフ	同上
ガバメントクラウドファンディング（GCF）※	基金をGCFのプロジェクトとして設定

（※）ガバメントクラウドファンディング（GCF）

ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」で運営される、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングであり、自治体の問題解決のため、寄附金の「使い道」を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組み。

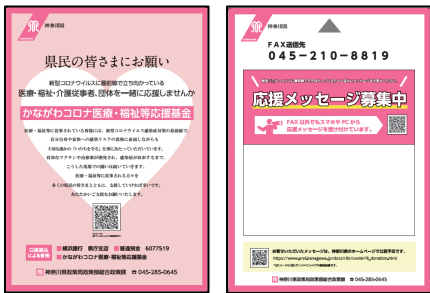


(2) 寄附募集の広報

寄附募集のため、県民及び企業・団体に対し、様々な媒体を活用して広報を行った。

〈一例〉

県の広報ツールによる周知（基金開設～寄附募集終了）		
		<p>県ホームページ、県のたより、議会かながわ、各種 SNS の県公式アカウント等、県の所管する広報ツールを活用し、継続的に寄附の呼びかけを行った。</p>

V 県民・企業からの協力・支援

<h3>チラシの配付・配架（基金開設～寄附募集終了）</h3>	
	<p>寄附募集に関するチラシを約 50,000 枚作成し、県機関や市町村等へ配架を依頼した。</p> <p>また、全庁の協力を得て、約 13,000 の県内企業・団体等に基金募集のチラシを送付した。</p>
<h3>企業・団体への寄附呼びかけ（令和 2 年度）</h3>	
	<p>約 260 の県内の企業・団体等及び県外企業（本社が県外にあり、県内に店舗等のある企業）約 50 社への寄附の呼びかけを実施した。</p>
<h3>企業イベント等とのタイアップによる寄附呼びかけ（令和 2 年度）</h3>	
 <p>(川崎競馬場でのモニター投影の様子)</p>	<p>企業の協力を得て、企業主催イベント等の来場者へのチラシ配布や、場内放送・モニター投影により、寄附の呼びかけを行った。</p>

(3) 医療従事者等に対する応援・感謝の機運醸成

寄附の募集だけではなく、医療従事者等に対する応援・感謝の機運を高める取組や、県民・企業等から寄せられた応援・感謝の気持ちを表す取組も実施した。

〈一例〉

<h3>医療従事者等応援動画（令和 2 年度）</h3>	
	<p>コロナと闘う医療従事者等と神奈川のスポーツ選手とのエール交換をテーマとした応援動画「応援はチカラになる」を作成・公開し、医療従事者等への応援や感謝の機運醸成につなげた。</p>
<h3>応援メッセージの公開（令和 2 年度）</h3>	
	<p>県民・企業等から寄せられた応援・感謝のメッセージを、県ホームページで公開した。また、新聞の広告面や、百貨店壁面への垂れ幕を用いて、応援・感謝の思いを表した。</p> <p>※「ありがとう」の文字は書家の金澤翔子氏揮毫。</p>

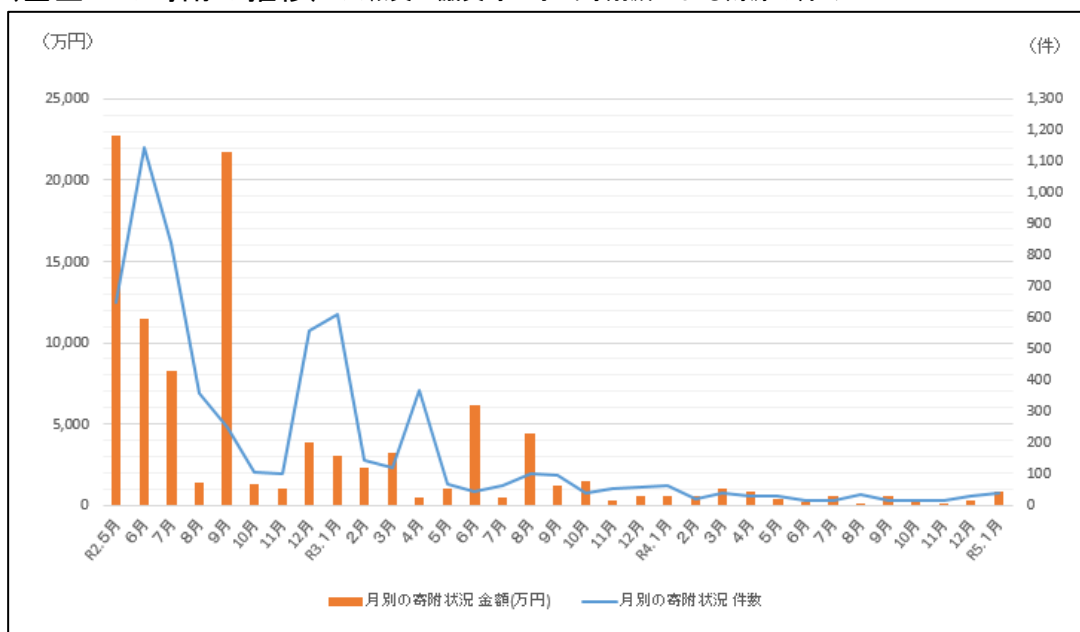
(4) 寄附の受入終了

ア 終了の経緯

基金創設から期間が経過するにつれ、新型コロナウイルス感染症の影響は、医療・福祉従事者等にとどまらず、物価高騰も相まって県民生活全般に及ぶようになった。こうした社会情勢の変化もあり、寄附受入の規模は創設当初に比べ、大幅に縮小していた。

寄附額は、目標額 20 億円に対し、令和 4 年度当初時点で約 17 億円（目標額の約 85%）となり、医療・福祉従事者等を応援する思いを受け止めるという当基金の役割を一定程度果たしたと考えられることから、用途が限定される当基金への寄附の受入は、令和 5 年 1 月末をもって終了した。

〈基金への寄附の推移〉※職員・議員等の手当等削減による財源は除く



イ 基金への受入結果

項目	件数	受入金額
県民（個人）からの寄附	5,900 件	218,795,848 円
企業・団体等からの寄附	231 件	806,020,070 円
職員・議員等の手当等削減による財源 ^(※)	—	687,727,000 円
総額	—	1,712,542,918 円

(令和 5 年 1 月 31 日時点)

※ 職員・議員等の手当等削減による財源

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職及び管理職手当受給者の給与を約 5 億 8 千万円削減した。また、県議会においては、議員の期末手当及び新型コロナウイルスの影響により中止となった視察費用等を約 1 億円削減し、基金へ受け入れた。

ウ 受入終了後の対応

本基金への寄附受入終了後、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療・福祉従事者への応援・支援を目的とした寄附の申し出があった場合は、「か

V 県民・企業からの協力・支援

ながわキンタロウ寄附金」で受け入れることとした。

4 課題と対応

○ 寄附金の受入終了時期

令和4年度に入り、感染者の全数把握の見直しや待機期間の短縮など、新型コロナウイルス収束へ向けた制度の見直し等が段階的に進んでいた。また、国において、5類感染症への移行時期に関する議論が進んでいた中で、基金活用事業を適時適切に実施するため、寄附金の受入終了時期を検討し、議会報告のタイミング等も踏まえて、令和5年1月に受入を終了することとした。

5 将来に向けた教訓

○ 速やかな基金の創設

基金創設から約2年半にわたり本基金を運用してきたが、寄附総額の約8割は、基金を設置した令和2年度に受け入れたものである。

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた令和2年度は、医療従事者等を応援したいという県民等の思いが非常に高まっていた時期であり、その機運を逃さぬよう、速やかに基金を設置し、寄附金の受入を開始したことで、多くの寄附につながったものとする。

2 基金への寄附を活用した事業

1 取組の概要

令和2年5月に創設した「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」で受け入れた寄附金を活用し、医療・福祉等の現場で働く従事者を応援するため、令和2年度以降、毎年度、全庁から活用事業を募集した。

提案された事業から基金の趣旨等を踏まえて活用事業を選定し、令和4年末までに約10億円の寄附金を活用して8事業を実施した。

令和5年度は2事業を実施しているが、本年度をもって寄附金全額を活用し、事業は終了する見込みである。

2 経過	
R2. 5. 15	「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」寄附の募集開始
R2. 6～R3. 3	令和2年度 活用事業実施
R3. 4～R4. 3	令和3年度 活用事業実施
R3. 4～R4. 3	令和4年度 活用事業実施
R5. 1. 31	寄附の募集終了
R5. 4～	令和5年度 活用事業実施

3 取組詳細

(1) 活用事業の募集と選定

ア 事業募集

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困難を抱えている医療・福祉・介護の現場従事者や、それを支えるボランティア団体などを支援するという基金の趣旨に合致する事業であることを条件に、全庁から活用事業を募集した。

なお、初回募集時に、各部局に対し、事業内容の検討に当たり、必要に応じて市町村関係各課及び関係団体等からの意見聴取を実施するよう依頼した。

イ 事業選定

提案された事業について、医療分野の専門家へのヒアリングを実施した。その結果も踏まえ、基金の趣旨に合致しており、医療従事者等に応援や感謝の思いが届く取組や、公的な補助が届きにくい分野への支援、また、医療従事者等に直接的に寄与する事業だけでなく、医療・福祉・介護の現場への支援を通じて間接的に医療従事者等を支援する事業についても活用事業として選定した。

V 県民・企業からの協力・支援

(2) 令和2年度活用事業

ア みんなの感謝お届け事業 (9億5,263万円)

コロナ禍において困難に立ち向かう医療・福祉従事者に広く感謝と労いの気持ちを伝えるため、医療機関・福祉施設 35,354 箇所に、メッセージを添えて県産品等を選べるカタログギフトを贈呈した。また、患者に直接対応した 2,712 名の医療・福祉従事者に旅行補助券を贈呈した。

(カタログギフト)



(旅行補助券)



イ 医療通訳ボランティアの感染防止対策 (59万円)

感染拡大防止のため休止していた医療機関への通訳ボランティアの派遣再開のため、感染防止に必要なマスク等を購入し、医療通訳派遣システム事業の協働事業者である NPO 法人を通して配布した。

ウ 子ども食堂の継続支援 (365万円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂の継続に支障が出ているボランティア団体等の活動を支援するため、新しい生活様式を取り入れて活動を行う団体等 73 団体に、複数回に分けて協力金を支給した。

エ 「認知症カフェ」のリモート開催支援 (2,019万円)

新型コロナウイルス感染症の影響で休止していた「認知症カフェ」を実施するボランティア団体等 52 団体に対し、認知症患者やその家族などが安心して交流を継続できるよう、「認知症カフェ」のリモート開催に向けて、主催者用と参加者用 2 種類の実施マニュアルを作成し、タブレット端末を提供するとともに、アドバイザーによる助言指導を実施した。また、ボランティア団体等向けに「リモート認知症カフェ開催セミナー」を実施・動画配信するとともに、一般向けにマニュアルを公開した。

(「認知症カフェ」開催の様子)



(マニュアル)



V 県民・企業からの協力・支援

(3) 令和3年度活用事業の詳細

ア 潜在看護職員復職支援事業 (638万円)

医療・福祉の現場の負担軽減を図るため、eナースセンター^(※)に求職者として登録された看護師等で、看護師・准看護師・保健師・助産師の資格を持っており、医療・福祉の現場から離れている者の復職を支援することとし、対象期間内に県内の病院・施設に復職した319名に奨励金2万円を給付した。

(※) eナースセンター

各都道府県ナースセンターが運営する、看護職のための求人・就職支援サイト

(4) 令和4年度活用事業

ア 子ども関連施設感謝・応援事業 (7,979万円)

感染拡大時においても開所するなどの社会的要請を受けた保育所等の子ども関連施設5,186箇所に対し、感謝・応援の気持ちを伝えるため、県産品等を選べるカタログギフトを贈呈した。

(カタログギフト)



イ 潜在介護職員等復職支援事業 (450万円)

感染防止対策の徹底などにより業務が増加している介護事業所の負担を軽減するため、対象期間内に復職した介護職員等90名に対して奨励金5万円を給付した。

ウ 医療機関看護職員確保・育成支援事業 (2,820万円)

再就職する看護職員を増やすことにより、医療現場の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を支援するため、看護職員の確保を図る神奈川モデル認定医療機関^(※)に対して、雇用した看護職員1名につき30万円の奨励金を給付した(94名分を給付)。

(※) 神奈川モデル認定医療機関

医療提供体制「神奈川モデル」を構築するため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関を県が認定したもの

(5) 令和5年度活用事業(実施中)

ア 医療従事者勤務環境改善等支援事業 (4億3,825万円) ※予算額

V 県民・企業からの協力・支援

勤務環境の改善や福利厚生の充実に取り組む神奈川モデル認定医療機関及び発熱診療等医療機関に対して、支援金を給付する。

イ 医療機関看護職員等確保・育成支援事業（1億4,775万円）※予算額

再就職する看護職員等を増やすことにより、医療現場の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を支援するため、看護職員等の確保を図る神奈川モデル認定医療機関、発熱診療等医療機関等及び当該再就職した看護職員等に対して奨励金を給付する。

4 課題と対応

○ 国の交付金事業との重複回避

医療従事者等のニーズを把握するため、関係団体に対し、支援内容の意向を調査したところ、慰労金や手当、医療物資に対する支援の希望が多く見られたが、国のコロナ臨時特例交付金や補助金により、これらを含め、医療従事者等に対する幅広い支援が行われるようになったことから、基金を活用する新たなニーズが生まれにくくなっていった。

こうした状況を踏まえ、医療従事者等に直接的に寄与する事業に限定せず、医療・福祉・介護の現場への支援を通じて間接的に医療従事者等を支援する事業についても活用事業の対象とすることとした（例：潜在看護職員復職支援事業など）。

○ 県議会での意見とその対応

活用事業の検討・実施に当たっては、県議会での議論を重ねる中で、事業のスキーム、具体的な事業内容、執行上の工夫など様々な意見が出された。

（例）・ 県民・企業の思いとしていただいた寄附金は、すべて医療従事者等への応援に充てることとし、事務的経費等は県費で賄うべき

- ・（みんなの感謝お届け事業について）従事者に等しく応援の思いが届くよう、施設規模に応じて配分額を調整すべき 等

こうした意見を事業スキーム等に反映させることにより、活用事業の工夫・改善につながった。

5 将来に向けた教訓

○ 時機を捉えた活用事業の実施

基金の趣旨を踏まえると、感染拡大によって医療従事者等の負担が増大する中であって、その労をねぎらう事業を速やかに実施することが望ましい一方で、事業の構築、予算化、執行に至るまで相当の期間を要することから、タイムリーに活用事業を打ち出すことが難しいという課題があった。

今回、補正予算の計上などにより、議会等の意見も踏まえながら、その都度できる限り速やかに事業化を実現したことで、医療従事者等から多くの感謝の声をいただくことができ、一定の事業効果を得られたものと考えている。

VI 適時適切な予算編成

1 当初・補正予算編成

1 取組の概要

医療提供体制の維持や、事業者に対する「協力金」など、早急に対応すべき課題に対し適時適切な予算を編成した。

2 経過（当初予算案・補正予算案記者発表）	
	R元・2年度
R2. 3. 19	<u>令和元年度及び2年度補正予算案の概要</u>
R2. 4. 22	令和2年度4月補正予算案等の概要
R2. 5. 15	令和2年度5月補正予算案等の概要
R2. 6. 23	令和2年度6月補正予算案（その2）等の概要 →令和2年度6月補正予算案（その1）はコロナ関係の予算なし
R2. 9. 2	令和2年度9月補正予算案等の概要
R2. 9. 24	令和2年度9月補正予算案（その2）の概要
R2. 11. 20	令和2年度11月補正予算案等の概要
R3. 1. 8	令和2年度1月補正予算案の概要
R3. 2. 9	令和2年度2月補正予算案（その2）の概要
R3. 2. 9	令和2年度2月補正予算案（その3）の概要 →令和2年度2月補正予算案（その1）はコロナ関係の予算なし
R2. 3. 8	令和2年度3月補正予算案の概要
	R3年度
R3. 2. 9	令和3年度当初予算案の概要
R3. 3. 25	令和3年度補正予算案の概要（当初その2）
R3. 4. 20	令和3年度4月補正予算案等の概要
R3. 4. 28	令和3年度4月補正予算案（その2）の概要
R3. 5. 11	令和3年度5月補正予算案の概要
R3. 5. 31	令和3年度5月補正予算案（その2）の概要
R3. 6. 11	令和3年度6月補正予算案（その1・その2）等の概要
R3. 6. 20	令和3年度6月補正予算案（その3）の概要
R3. 6. 25	令和3年度6月補正予算案（その4・その5）の概要
R3. 6. 30	令和3年度6月補正予算案（その6）の概要
R3. 7. 9	令和3年度7月補正予算案の概要
R3. 7. 21	令和3年度7月補正予算案（その2）の概要
R3. 8. 2	令和3年度8月補正予算案の概要
R3. 8. 27	令和3年度8月補正予算案（その2）の概要
R3. 9. 6	令和3年度9月補正予算案等の概要
R3. 9. 10	令和3年度9月補正予算案（その2）の概要
R3. 9. 30	令和3年度9月補正予算案（その3）の概要
R3. 10. 14	令和3年度10月補正予算案の概要
R3. 11. 22	令和3年度11月補正予算案等の概要
R3. 12. 7	令和3年度12月補正予算案等の概要
R4. 1. 21	令和3年度1月補正予算案の概要

VI 適時適切な予算編成

R4. 2. 8	令和3年度2月補正予算案（その2）の概要 → <u>令和3年度2月補正予算案（その1）はコロナ関係の予算なし</u>
R4. 2. 14	令和3年度2月補正予算案（その3）の概要
R4. 3. 7	令和3年度3月補正予算案の概要
	R4年度
R4. 2. 8	令和4年度当初予算案の概要
R4. 6. 10	令和4年度6月補正予算案等の概要
R4. 9. 5	令和4年度9月補正予算案等の概要
R4. 9. 26	令和4年度9月補正予算案（その2）の概要
R4. 11. 22	令和4年度11月補正予算案（その2）等の概要 → <u>令和4年度11月補正予算案（その1）はコロナ関係の予算なし</u>
R5. 2. 8	令和4年度2月補正予算案（その2）の概要
	R5年度
R5. 2. 8	令和5年度当初予算案の概要
R5. 9. 5	令和5年度9月補正予算案等の概要 → <u>令和5年度5・6・11・12月補正予算案はコロナ関係の予算なし</u>

3 取組詳細

各予算計上段階における予算額と主な事業を記載した。

<R元年度>（予算額：1,660,726千円）

- ・生活福祉資金貸付事業費補助 1,446,000千円（国庫支出金）
- ・感染症患者入院医療機関等設備整備補助
106,470千円（国庫支出金、一般財源）
- ・マスク・消毒液の購入等 10,000千円（国庫支出金）
- ・最先端技術感染症対策推進事業費 10,000千円（寄附金）

<R2年度>（予算額：704,913,369千円）

- ・感染症病床確保支援事業費 133,346,167千円（包括支援交付金）
- ・医療従事者・薬局薬剤師等慰労金交付事業 56,074,788千円
（包括支援交付金、薬局分は臨時交付金）
- ・救急医療機関等感染拡大防止対策事業費補助 28,370,357千円
（包括支援交付金）
- ・軽度・無症状患者療養施設 9,523,629千円（包括支援交付金）
- ・感染症拡大防止協力金事業費（第1～7弾） 266,125,833千円
（臨時交付金・一般財源）
- ・中小企業の資金繰り支援 18,622,963千円（国庫支出金・臨時交付金）
- ・中小企業・小規模企業再起促進事業費等補助 9,125,866千円
（国庫支出金・臨時交付金）
- ・県内消費喚起対策事業費 7,500,000千円（臨時交付金）

VI 適時適切な予算編成

＜R3年度＞（予算額：1,010,099,343千円）

■ 3当（予算額：130,606,800千円）

- ・感染症病床確保支援事業費 65,862,167千円（包括支援交付金）
- ・軽度・無症状患者療養施設 11,581,250千円（包括支援交付金）
- ・感染症患者入院医療機関等設備整備費補助 3,480,000千円
（包括支援交付金）
- ・中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助 3,833,781千円
（一般財源・諸収入）

■ 当初その2（予算額：34,111,283千円）

- ・協力金（8弾） 34,111,283千円（臨時交付金・一般財源）

■ 4月補正、4補その2（49,666,464千円）

- ・協力金（9弾追加含） 48,974,305千円（臨時交付金・一般財源）

■ 5月補正（予算額：55,763,422千円）

- ・協力金（飲食店10弾・大規模1弾） 55,763,422千円
（臨時交付金・一般財源）

■ 5補その2（予算額：50,783,015千円）

- ・協力金（飲食店11弾・大規模2弾） 50,783,015千円
（臨時交付金・一般財源）

■ 6補その1（予算額：11,618,648千円）

- ・中小企業等支援給付金（4～6月分） 6,125,914千円
（臨時交付金（事業者支援分）・一般財源）
- ・酒類販売事業者支援給付金（4～6月分） 883,144千円
（臨時交付金（協力要請推進枠・事業者支援分））
- ・信用保証事業費補助 1,140,150千円（臨時交付金（事業者支援分））
- ・宿泊施設感染症対策等事業費補助 2,685,868千円
（国庫支出金・臨時交付金（事業者支援分））
- ・地域公共交通事業者感染症対策支援事業費 595,820千円
（臨時交付金（事業者支援分））
- ・テレワーク導入支援 187,752千円（臨時交付金（事業者支援分））

■ 6補その2（予算額：36,136,073千円）

- ・感染症患者入院医療機関等設備整備費補助 4,652,500千円
（包括支援交付金）
- ・生活福祉資金貸付事業費等補助 30,000,000千円（国庫支出金）
- ・感染症検査事業費 765,620千円（国庫支出金・一般財源）

■ 6補その3（予算額：48,510,798千円）

- ・協力金（飲食店12弾・大規模3弾） 48,510,798千円
（臨時交付金・一般財源）

VI 適時適切な予算編成

■ 6補その4（予算額：117,000千円）

- ・酒類販売事業者支援給付金（増額） 117,000千円
（臨時交付金・一般財源）

■ 6補その5（予算額：14,000千円）

- ・潜在看護職員復職支援事業費 14,000千円（繰入金（コロナ基金））

■ 6補その6（予算額：841,229千円）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費 841,229千円
（包括支援交付金）

■ 7月補正（予算額：93,746,040千円）

- ・協力金（飲食店13弾・大規模4弾） 93,746,040千円
（臨時交付金・一般財源）

■ 7補その2（予算額：9,433,006千円）

- ・協力金（飲食店13弾・大規模4弾（まん防区域追加））
9,433,006千円（臨時交付金・一般財源）

■ 8月補正（予算額：30,904,710千円）

- ・協力金（飲食店13弾・大規模4弾（緊急事態宣言移行及び期間延長））
30,904,710千円（臨時交付金・一般財源）

■ 8月補正その2（予算額：38,571,735千円）

- ・協力金（飲食店14弾・大規模5弾） 30,098,710千円
（臨時交付金・一般財源）

- ・中小企業等支援給付金（7～9月分） 6,450,000千円
（臨時交付金（事業者支援分））

- ・酒類販売事業者支援給付金（7～9月分） 843,512千円
（臨時交付金（協力要請推進枠・事業者支援分））

- ・抗原検査キット 1,179,513千円（一般財源）

■ 9月補正（予算額：162,067,854千円）

- ・感染症病床確保支援事業費 110,644,066千円（包括支援交付金）
- ・軽度・無症状患者療養施設 22,327,649千円（包括支援交付金）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費 10,784,031千円
- ・中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助 4,263,664千円

■ 9月補正その2（予算額：43,417,352千円）

- ・協力金（飲食店14弾②・大規模5弾②） 43,417,352千円
（臨時交付金・一般財源）

VI 適時適切な予算編成

■ 9月補正その3（予算額：36,770,009千円）

- ・飲食店協力金15弾 36,358,009千円（臨時交付金・一般財源）
- ・マスク飲食実施店認証制度 412,000千円（臨時交付金・一般財源）

■ 10月補正（予算額：1,281,174千円）

- ・中小企業等支援給付金（10月分） 715,000千円
（臨時交付金（事業者支援分））
- ・酒類販売事業者支援給付金（10月分） 170,174千円
（臨時交付金（協力要請推進枠・事業者支援分））
- ・抗原検査キット 396,000千円（臨時交付金（事業者支援分））

■ 11月補正（予算額：698,642千円）

- ・新型コロナウイルスワクチン追加接種体制整備事業費 372,239千円
（ワクチン接種交付金）
- ・感染防止対策継続支援事業費（介護・障害分） 192,666千円
（国庫支出金、繰入金、臨財債）
- ・地域医療介護総合確保基金積立金 133,737千円
（国庫支出金、臨財債）

■ 12月補正（予算額：47,896,500千円）

- ・ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業費 17,770,000千円
（臨時交付金（検査促進枠分））
- ・感染拡大時一般検査事業費 20,925,000千円
（臨時交付金（県単独事業分、検査促進枠分））
- ・かながわ旅割実施事業費 9,201,500千円
（かながわ旅割実施事業費補助金）

■ 1月補正（予算額：41,126,400千円）

- ・飲食店協力金16弾 41,126,400千円（臨時交付金）

■ 2月補正その2（予算額：25,506,713千円）

- ・かながわ旅割実施事業費 24,173,110千円
（かながわ旅割実施事業費補助金）

■ 2月補正その3（予算額：35,985,600千円）

- ・飲食店協力金17弾 35,985,600千円（臨時交付金）

■ 3月補正（予算額：24,524,876千円）

- ・飲食店協力金18弾 24,524,876千円（臨時交付金）

VI 適時適切な予算編成

< R 4 年度 > (予算額 : 344, 518, 514 千円)

■ 4 当 (臨時交付金・包括支援交付金・一般財源)

(予算額 : 318, 230, 426 千円)

- ・感染症病床確保支援事業費 165, 980, 332 千円
- ・軽度・無症状患者療養施設
(国庫支出金・施設借上げ) 15, 715, 167 千円
- ・軽度・無症状患者療養施設
(国庫支出金・委託事業分) 23, 226, 500 千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費 5, 266, 166 千円
- ・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助
1, 133, 824 千円
- ・通所事業者等サービス継続支援事業費補助 621, 795 千円
- ・かながわ P a y (第 2 弾) 5, 500, 000 千円
- ・中小企業制度融資利子補給費 8, 324, 188 千円
- ・中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助 7, 925, 296 千円
- ・離職者等委託訓練事業費 627, 871 千円
- ・テレワーク導入支援 151, 653 千円
- ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助 65, 933 千円
- ・住居確保給付金支給費 33, 700 千円
- ・高校生等奨学給付金事業費 1, 344, 000 千円
- ・スクールカウンセラー活用事業費 (国庫対象) 248, 600 千円
- ・看護・介護等従事者の処遇改善のための支援 9, 621, 512 千円

■ 6 月補正 (予算額 : 2, 934, 158 千円)

- ・感染症患者入院医療機関等設備整備費補助 1, 800, 000 千円
(包括支援交付金)
- ・重点医療機関 (仮設病棟) 解体費 204, 760 千円
(包括支援交付金、臨時交付金 (物価高騰分))
- ・抗原検査キット配送事業費 532, 650 千円
(臨時交付金 (物価高騰分))
- ・かながわコロナ応援基金活用事業 396, 748 千円
(繰入金、一般財源)

■ 9 月補正 (予算額 : 2, 254, 038 千円)

- ・生活福祉資金貸付事業費等補助 2, 219, 038 千円 (国庫支出金)
- ・生活困窮者セーフティネット交付金事業 35, 000 千円 (国庫支出金)

■ 9 月補正その 2 (予算額 : 14, 231, 770 千円)

- ・ワクチン個別接種・職域接種に対する支援金
6, 623, 250 千円 (包括支援交付金)
- ・オミクロン株対応ワクチンに係る大規模接種会場の設置・運営
390, 166 千円 (包括支援交付金)

VI 適時適切な予算編成

- ・ノババックスワクチンに係る大規模接種会場の設置・運営、副反応コールセンター等の運営 361,801 千円（ワクチン補助金）
- ・空気清浄機、PCR 検査装置等の設備整備補助
2,700,000 千円（包括支援交付金）
- ・新型コロナ感染症薬剤交付支援事業費
8,350 千円（臨時交付金・諸収入）

■11 補その2（予算額：6,126,539 千円）

- ・新型コロナに対応する介護施設等に対する支援
3,373,749 千円（繰入金）
- ・地域医療介護総合確保基金積立金
2,752,790 千円（国庫支出金・一般財源）

■2月補正その2（予算額：741,583 千円）

- ・高等学校における保健衛生用品等の整備
353,700 千円（国庫支出金・一般財源）
- ・私立幼稚園等における保健衛生用品等の補助
173,416 千円（国庫支出金・一般財源）

<R5年度>（予算額：221,190,458 千円）

■当初（予算額：209,922,118 千円）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費
3,582,192 千円（包括支援交付金）
- ・ワクチン・検査パッケージ等検査支援事業費
6,699,950 千円（臨時交付金（検査促進枠）・一般財源）
- ・感染症病床確保支援事業費 127,310,036 千円（包括支援交付金）
- ・感染症患者入院医療機関等設備整備費補助
6,208,810 千円（包括支援交付金）
- ・宿泊療養施設の運営 16,526,035 千円（包括支援交付金）
- ・新型コロナウイルスコールセンター運営委託費
5,940,366 千円（包括支援交付金・諸収入）
- ・市町村における新型コロナ感染症対策の支援
15,978,824 千円（包括支援交付金）
- ・福祉施設における感染拡大防止対策
1,950,392 千円（国庫支出金・繰入金・一般財源）
- ・福祉サービス提供体制への支援
1,383,423 千円（国庫支出金・繰入金・一般財源）

■9月補正（予算額：11,268,340 千円）

- ・新型コロナに対応する介護施設等に対する支援 5,634,170 千円（繰入金）
- ・地域医療介護総合確保基金積立金 5,634,170 千円（国庫支出金・一般財源）

4 課題と対応

(1) 予算編成制度の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全庁コロナ・シフト体制にあることを踏まえ、予算編成に係る全庁の作業負担を軽減するため、時限点検の実施先送りや所要額算定の簡素化を図るとともに、予算調整資料の完全ペーパーレス化や知事査定を含む予算調整の完全オンライン化の取組により、予算編成作業の効率化を図った。

(2) 関係部局・各課との連携

新型コロナウイルス感染症対策に係る諸事業の多くは、国から交付される財源や方針に従い措置したことから、いつ財源が措置されるのか、また既存のスキームで支援がいつまで継続されるのか不透明な状況が多かった。そのような状況の中で、適時適切かつ速やかに予算編成を行うため、関係部局や各課との綿密な連携を図った。

VII 議会の取組

1 感染対策等の検討体制

(1) 議会災害等対策会議

ア 議会災害等対策会議の体制及び開催状況

1 取組の概要

議会災害等対策会議は、災害等に関する情報を収集し、及び伝達し、並びに災害等応急対策に関し協議等を行うことを目的として開催されるものであり、構成員は、議長、副議長、交渉会派の団長、議会運営員会の委員長、副委員長及び必要に応じ議長が指名する議員である。

令和2年4月7日に政府が発出した緊急事態宣言を踏まえ、議会としてさらなる感染拡大防止に取り組むため、議会災害等対策会議を開催し、議会における感染防止対策への取組について協議を行った。

2 経過	
R2. 4. 7	緊急事態宣言の発出
R2. 4. 8	緊急事態宣言についての議長声明の発表
R2. 4. 10	令和2年度第1回議会災害等対策会議 緊急事態宣言の発出を受け、議会災害等対策会議を開催し、感染拡大防止に向けた取組について協議の上、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2. 4. 24	令和2年度第2回議会災害等対策会議 本会議における議会側の出席者縮減について協議し実施することを決定した。
R2. 5. 15	令和2年度第3回議会災害等対策会議 請願書・陳情書の取扱いなど、既に対応済みの取組を「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」に組み入れる改正を行った。
R2. 6. 4	令和2年度第4回議会災害等対策会議 緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8月31日までを目途に対応することとした。
R2. 6. 11	令和2年度第5回議会災害等対策会議 新たな感染防止対策の取組としてアクリル板の設置について協議し、実施することを決定した。
R2. 8. 31	令和2年度第6回議会災害等対策会議 9月以降の対応について協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。
R2. 9. 24	令和2年度第7回議会災害等対策会議 国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、出席者の縮減について緩和した。

R3. 1. 8	令和2年度第8回議会災害等対策会議 1月7日の緊急事態宣言発出を受け、議長から、新たな感染対策として各控室のテーブル等へのアクリル板の設置などを行っていく旨の発言があった。
R3. 2. 4	令和2年度第9回議会災害等対策会議 本会議及び委員会における議会側の出席者縮減について協議し、審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減することとする改正等を決定した。
R4. 6. 7	令和4年度第1回議会災害等対策会議 ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、基本的な感染対策は継続するが、出席者の縮減については緩和することを決定した。
R5. 3. 10	令和4年度第2回議会災害等対策会議 2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、マスク着用に関しては個人の判断に委ねることとする改正を決定した。
R5. 5. 16	令和5年度第1回議会災害等対策会議 新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止した。

3 取組詳細

- ・ 緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について（令和2年4月10日から令和2年5月15日までに開催）
令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」として、以下の取組について協議を行い、実施していくこととした。
 - (1) マスクの着用及び傍聴の取扱い
 - (2) 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組
 - ① 換気の徹底
 - ② 出席者の削減と柔軟な会議室の使用
 - ③ 執務スペース等の確保への協力
 - (3) 議員要望事項等に係る執行機関との窓口の一元化
 - (4) 県民意見等の聴取と情報発信
 - (5) 状況を踏まえた議会日程の調整
 - (6) その他

- ・ 緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について（令和2年6月4日及び令和2年6月11日開催）
令和2年5月25日の緊急事態宣言の全面解除を受け、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」として、以下の取組について協議を行い、実施していくこととした。なお、この対応は「(5) 委員会の調査等」を除き8月31日を目途として対応することとなった。
 - (1) マスクの着用及び傍聴の取扱い

(2) 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

- ①換気の徹底
- ②出席者の削減と柔軟な会議室の使用
- ③執務スペース等の確保への協力

(3) 県民意見等の聴取と情報発信

(4) 状況を踏まえた議会日程の調整

(5) 委員会の調査等

(6) その他

- ・ 県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（令和2年8月31日以降開催）

令和2年9月以降の当面の対応として、以下の取組についての協議を行い、実施していくこととした。

- (1) マスクの着用
- (2) アクリル板による遮蔽措置
- (3) 来訪者への対応
- (4) 傍聴の取扱い
- (5) 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組
 - ①換気の徹底
 - ②出席者の削減
 - ③執務スペース等の確保への協力
- (6) 県民意見等の聴取と情報発信
- (7) 状況を踏まえた議会日程の調整
- (8) 委員会の調査等
- (9) その他

4 課題と対応

議会災害等対策会議要綱施行後、初めて会議を開催することとなり、前例のない中での対応となったが、緊急事態宣言の発出後速やかに開催するとともに、その後も随時開催することで、状況の変化に合わせた感染対策等を実施することができた。

2 具体的取組

(1) 臨時会の開催及び特別委員会の設置

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国の緊急経済対策を踏まえた緊急性の高い事業等について速やかに補正予算措置を講じるため、柔軟かつ機動的に臨時会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会をいち早く設置し、感染状況及び感染対策に係る調査を行うとともに、厚生常任委員会等を追加開催し審査を行った。

2 経過	
R2. 2. 26	本会議において新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置
R2. 3. 11	第1回目の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催 以後、令和5年3月14日まで計21回開催、県内調査を3回実施
R2. 4. 24	令和2年 第1回 臨時会 以下の補正予算案を可決 令和2年度神奈川県一般会計補正予算(第2号) 同 年度神奈川県中小企業資金会計補正予算(第1号)
R3. 1. 8～ R3. 1. 9	令和3年 第1回 臨時会 令和2年度神奈川県一般会計補正予算(第9号)を可決
R3. 4. 20	令和3年 第2回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第2号)を可決
R3. 4. 28	令和3年 第3回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第3号)を可決
R3. 5. 11	令和3年 第4回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第4号)を可決
R3. 7. 21	令和3年 第5回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第13号)を可決
R3. 8. 2	令和3年 第6回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第14号)を可決
R3. 8. 27	令和3年 第7回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第15号)を可決
R4. 1. 21	令和4年 第1回 臨時会 令和3年度神奈川県一般会計補正予算(第22号)を可決

3 取組詳細

(1) 臨時会の開催

令和2年4月24日 令和2年 第1回 臨時会

総務政策、防災警察、厚生、産業労働及び文教常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、医療崩壊を防ぎ、適切な医療提供体制を整えることに加え、雇用と事業と生活を守り抜き、事態収束後の力強い回復の基盤を築くための予算として編成されたものであり、補正予算の総額は一般会計537億8,100余万円、特別会計で2,600万円、合わせて538億700余万円であった。

令和3年1月8日 令和3年 第1回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、翌1月9日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルスの厳しい感染状況を踏まえ、県内全ての飲食店等に営業時間の短縮を要請し、これに応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計543億2,600余万円であった。

令和3年4月20日 令和3年 第2回 臨時会

総務政策、防災警察及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の本県への適用を受け、営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し協力金を交付するほか、飲食店等における感染拡大防止対策を徹底するための予算として編成されたものであり、補正予算額は一般会計484億1,400余万円であった。

令和3年4月28日 令和3年 第3回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、まん延防止等重点措置区域の拡大に伴い、事業者に対する協力金について、追加の措置を行うためのものであり、補正予算額は、一般会計12億5,100余万円であった。

令和3年5月11日 令和3年 第4回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計557億6,300余万円であった。

令和3年7月21日 令和3年 第5回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する、まん延防止等重点措置を行う措置区域の拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業

Ⅶ 議会の取組

者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計94億3,300余万円であった。

令和3年8月2日 令和3年 第6回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計309億400余万円であった。

令和3年8月27日 令和3年 第7回 臨時会

総務政策、厚生及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業（「休業又は時短営業の要請に応じた飲食店等の事業者への協力金の交付」、「休業要請等の影響により、売上げの減少している事業者に対しての支援金の給付」及び「抗原検査キットの園児、児童等のいる家庭への配布」）について措置するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計385億7,100余万円であった。

令和4年1月21日 令和4年 第1回 臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の本県への適用を受け、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計411億2,600余万円であった。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

令和2年2月26日の本会議において、新型コロナウイルス感染症対策を調査項目とする、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置した。

令和2年3月11日に第1回目の委員会を開催し、以後、令和5年3月14日まで計21回開催。その他に、県内調査（現地視察）を3回実施した。

(3) 厚生常任委員会等の追加開催

新型コロナウイルス感染症対策に係る審査等を行うため、厚生常任委員会を令和2年1月31日から令和4年8月18日までの間に計20回、産業労働常任委員会を令和2年3月23日から令和4年3月7日までの間に計25回追加開催した。

4 課題と対応

令和3年第1回臨時会では、飲食店の営業要件等に係る案件について、深夜から引き続き翌日まで審議を尽くした上で、速やかに補正予算措置を講じた。

令和3年第2回以降の臨時会においても、所管委員会で夜間に及ぶまで慎重な審査を行った上で、同日中に議決を行うなど、柔軟かつ機動的に対応した。

また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会をいち早く設置することで、感染状況や感染対策に係る調査を、適宜、適切な時期に実施することができた。

(2) 議会運営における取組

ア 本会議、委員会における感染対策

1 取組の概要

議会災害等対策会議での協議の結果、3密の回避のための出席者の縮減をはじめとした本会議及び委員会における感染対策を実施した。

2 経過	
R2. 4. 10	緊急事態宣言の発出を受け、議会災害等対策会議を開催し、感染拡大防止に向けた取組について協議の上、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2. 4. 24	本会議における議会側の出席者縮減について協議し実施することを決定した。
R2. 6. 4	緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8月31日までを目途に対応することとした。
R2. 6. 11	新たな感染防止対策の取組としてアクリル板の設置について協議し、実施することを決定した。
R2. 8. 31	9月以降の対応について協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。
R2. 9. 24	国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、出席者の縮減について緩和した。
R3. 1. 8	1月7日の緊急事態宣言発出を受け、本県の対応が議会局から説明された。また、議長から、感染対策としてのアクリル板の設置など、準備ができ次第行っていく旨の発言があった。
R3. 2. 4	本会議及び委員会における議会側の出席者縮減について協議し、審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減することとする改正等を決定した。
R4. 6. 7	ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、基本的な感染対策は継続するが、出席者の縮減については緩和することを決定した。
R5. 3. 10	2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、マスク着用に関しては個人の判断に委ねることとする改正を決定した。
R5. 5. 16	新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止した。

3 取組詳細

(1) 出席者の縮減

令和2年4月10日 令和2年度第1回議会災害等対策会議

議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減することとした。

令和2年4月24日 令和2年度第2回議会災害等対策会議

本会議での対応として、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、出席議員を半数程度に縮減する提案がなされ、同日の臨時会から、提案のとおり取組むこととなった。なお、本会議に出席しない議員については、控室等においてインターネット中継を視聴することとした。

また、同日の委員会から、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整することとした。

令和2年9月24日 令和2年度第7回議会災害等対策会議

国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、本会議への議員出席や、委員会での議員の着席について、十分な感染防止対策を講じた上で緩和することとした。

令和3年2月4日 令和2年度第9回議会災害等対策会議

令和3年1月7日に、再び緊急事態宣言が発出されたことから、令和2年9月25日以降、執行部に限定していた出席者の縮減について、議員についても対応できるように変更し、取組むこととした。

令和4年6月7日 令和4年度第1回議会災害等対策会議

ワクチン接種が進み、イベントや会食等の制限も緩和されるなど、前回開催時から状況が変わっていることから基本的な感染防止対策は継続するが、出席者の縮減については、感染状況等を考慮し、必要がある場合に行うこととした。

(2) マスクの着用、アクリル板による遮蔽措置

令和2年4月10日 令和2年度第1回議会災害等対策会議

会議（委員会等を含む）においては、原則マスクを着用することとした。

令和2年6月11日 令和2年度第5回議会災害等対策会議

感染防止対策と充実した議会審議の取り組みを一層進めるため、新たな取組として、議場の既設演壇及び対面演壇に、飛沫拡散防止のためのアクリル板を設置することとし、アクリル板が設置された演壇で発言する際は、マスクを外すことができることとした。

令和5年3月10日 令和4年度第2回議会災害等対策会議

令和5年2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、令和5年3月13日以降については、マスクの着用は個人の判断に委ねることとした。

4 課題と対応

本会議及び委員会において、出席者の縮減の方針を、感染防止対策を図りつつも議会審議に支障が出ないように定めることで、議会としての機能を維持することができた。

2 (2) イ 議会における県民対応

1 取組の概要

議会災害等対策会議での協議の結果、県民への感染防止対策として、傍聴の自粛や、請願書・陳情書の郵送による提出をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するための専用のメールフォームを設置した。

2 経過	
R2. 4. 10	4月7日の緊急事態宣言発出を受け、議会災害等対策会議を開催 県議会として、感染拡大防止に向けた取組について協議し、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2. 4. 14	県議会ホームページに、請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いすることを掲載した。
R2. 5. 15	対策を一部改正し、請願書・陳情書は郵送による提出をお願いすることを明記した。
R2. 6. 4	緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8月31日までを目途に対応することとした。
R2. 8. 31	9月以降の対応について、協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。議会が管理する執務室等においては、来訪者にマスクの着用等協力を依頼することとした。
R4. 6. 7	ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、傍聴者の取扱い及び請願書・陳情書の提出については、通常どおりの対応とすることとした。
R5. 3. 10	2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、来訪者のマスク着用に関して、個人の判断に委ねることとする改正を決定
R5. 5. 16	新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止

3 取組詳細

(1) 請願書・陳情書の提出

感染防止対策の観点から、令和2年4月14日から、県議会ホームページに、請願書・陳情書は当面の間は、郵送による提出をお願いすることを掲載した。

(2) 傍聴の取扱い

令和2年4月10日 令和2年度第1回議会災害等対策会議

傍聴に関しては、可能な限り自粛していただき、インターネットによる視聴をお願いすることとした。このことについては、4月13日に県議会ホームページにより、5月8日に県議会ポスターにより、5月11日に「議会かながわ」によ

り案内を開始した。

(3) 来訪者への対応

令和2年8月31日 令和2年度第6回議会災害等対策会議

議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者にマスクの着用、手指消毒の実施、及び体温測定について、協力を依頼することとした。

令和5年3月10日 令和4年度第2回議会災害等対策会議

令和5年2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、令和5年3月13日以降については、マスクの着用は来訪者の判断に委ねることとした。

(4) 県民意見等の聴取

令和2年4月10日 令和2年度第1回議会災害等対策会議

新型コロナウイルス感染症に関する更なる県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを新設することとした。このメールフォームは5月8日に開設し、県議会ホームページで周知した。

(5) 情報発信

令和2年4月10日 令和2年度第1回議会災害等対策会議

動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信することとした。4月28日に医療従事者、福祉関係者をはじめ最前線で働く皆様へのメッセージ動画の配信、5月11日に「議会かながわ」に感染拡大防止に向けた議長メッセージを掲載した。

4 課題と対応

傍聴の自粛の呼びかけや、請願書・陳情書について、郵送での提出をお願いするなど、感染拡大防止対策のための方針を速やかに決め、ホームページや広報誌へ掲載することで県民への呼びかけを行った。

2（3）県議会議員の期末手当等の削減及び基金への繰入れ

1 取組の概要

議長から、コロナ禍の厳しい社会情勢に鑑み、県議会議員も自分たちの身を切る取組が必要ではないか、との提案があったことから、県議会議員の期末手当を減額する条例改正を行い、経費を減額した。その経費減額分については、「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金」に繰り入れられた。

また、令和3年度の議員報酬についても削減することとし、率先して身を切る取組を行った。

2 経過	
R2. 4. 15	団長会にて、期末手当の減額について各会派で検討するよう提案した。
R2. 4. 24	団長会で6月及び12月の期末手当を削減するという方針について決定。
R2. 5. 20	本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明、原案のとおり可決した。
R2. 5. 25	団長会で、本県議会の取組による節減額の取扱いについては、かながわコロナ医療・福祉等応援基金に繰り入れるよう、執行機関に求めることとした。
R3. 1. 12	団長会にて、令和3年度の議員報酬の削減について提案があり、実施することに決定した。
R3. 2. 10	本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明、原案のとおり可決した。

3 取組詳細

(1) 期末手当の減額

令和2年4月15日の団長会にて、議長から、県議会議員も自分たちの身を切る取組が必要ではないかとして、期末手当の減額について各会派で検討するよう提案がされ、4月24日の団長会で削減率10%で、6月及び12月の期末手当を削減するという方針について決定した。

5月20日の本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明を行い、原案のとおり条例改正することで可決した。

(2) 「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金」への繰り入れ

令和2年5月25日の団長会で、本県議会の削減・自粛の取組による節減額の取扱いについては、かながわコロナ医療・福祉等応援基金に繰り入れるよう、執行機関に求めることとした。

(3) 令和3年度の議員報酬の削減

令和3年1月12日の団長会で、議長から、1月7日に緊急事態宣言が再発出されたことを受け、議員自らが、率先して身を切る取組を行う必要があるとして、議員報酬の削減が提案された。議員活動に及ぼす影響も勘案し、令和3年度における議員報酬について、月額5%の削減とすることに決定した。

令和3年2月10日の本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明を行い、原案のとおり条例改正することで可決した。

4 課題と対応

令和2年6月の期末手当の支給に間に合うよう、条例改正を行う必要があり、期間がない中での対応だったが、議長からの提案後、各会派で速やかに検討し、協議の場として団長会を細かく開催することにより、速やかに方針を決定することができた。

(参考)新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県取組(神奈川県モデル)一覧

令和5年2月3日

No.	名称	概要	導入・発表
1	スマートアンブ法の開発	県衛生研究所と理化学研究所においてウイルスの迅速検出法を開発	令和2年2月
2	全病院向けモニタリング調査開始	約350の県内全病院に対して、稼働状況や物資の在庫、人口呼吸器の保有状況等を日次・週次で調査	令和2年3月
3	LINEコロナパーソナルサポートの開始	県のLINE公式アカウントに登録することで、個人に合った新型コロナに関する情報を提供する仕組みを導入	令和2年3月
4	医療提供体制「神奈川県モデル」	軽症・無症状者は自宅又は宿泊施設で療養することとし、入院患者を中等症以上の患者とすることで医療崩壊を防止する医療提供体制を構築	令和2年4月
5	神奈川県モデル認定医療機関との連携の取組	連絡会議の定期開催やニュースメール随時発信、臨床研究を医療機関で共有し医療提供の質の向上を図る懇談会の開催	令和2年4月
6	LINEを活用した健康観察	LINEを活用し、療養者に対し健康観察を行い、結果をシステム登録する仕組みの導入	令和2年4月
7	特措法に基づく臨時の医療施設の開設	中等症患者を受け入れる「重点医療機関」の病床数を確保するため、特措法に基づき臨時の医療施設を設置(全国初)	令和2年5月
8	神奈川県コロナクラスター対策チーム(C-CAT)	医療・福祉施設等でクラスターが発生した場合に保健所の要請等に基づき派遣され、保健所が行う感染防止対策を支援	令和2年5月
9	精神科コロナ重点医療機関の設置	精神疾患の症状が重く、かつコロナに感染した方に適切な医療を提供するため、関係医療機関と連携し、精神科領域、感染症領域それぞれの強みを生かした「精神科コロナ重点医療機関」等を設置	令和2年5月

10	小児コロナ受入医療機関の設置	乳幼児を含む子どものコロナ患者に対応するため、県内を7つのブロックに分け、それぞれ拠点医療機関が中心となって小児医療機関が連携して対応する体制を整備	令和2年5月
11	保護者がコロナで入院等の際に子どもを受け入れる専用の児童福祉施設の設置	保護者がコロナで入院するなど、不在となった場合に備え、子どもを受け入れて一時保護する専用の児童福祉施設を確保	令和2年5月
12	周産期コロナ受入医療機関の設置	妊婦、新生児のコロナ患者に対応するため、県内を6つのブロックに分けて、各ブロックの周産期医療機関が連携して対応する体制を整備	令和2年5月
13	在宅高齢者・障がい者を受け入れる専用入所施設の設置／福祉施設における応援職員派遣事業の開始	介護者がコロナで入院するなど、不在となった場合に備え、在宅の高齢者や障がい者を受け入れる専用の「短期入所協力施設」や「ケア付き宿泊療養施設」を確保／新型コロナウイルスの感染者が発生し、施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった福祉施設が発生した際に、予め登録していた施設等の派遣可能者名簿の中から、支援を希望する施設とのマッチングを行い、職員派遣を実施	令和2年5月
14	感染防止対策取組書の導入	各店舗や施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する「感染防止対策取組書」の運用を開始	令和2年5月
15	LINE コロナお知らせシステム開始	店舗・施設等で新型コロナ感染が発生した際、保健所が調査上必要と判断した場合に、その感染者が訪れた場所を同じ時間帯に訪れた方に対しLINE メッセージを送信し、そのメッセージに記載された保健所の連絡先に電話することでスムーズな案内・対応が受けられる取組	令和2年5月

16	介護者がコロナ入院で不在となった在宅の難病患者受入協力病院の設置	介護者がコロナで入院するなど、不在となった場合に備え、在宅の難病患者を受け入れる「在宅難病患者受入協力病院」を確保	令和2年6月
17	透析コロナ患者受入医療機関の整備	透析患者のコロナ感染者にも適切に対応するため、システムを用いて、透析医療機関間で入院調整を実施。調整が困難な場合などには、4ブロックの調整機関のコーディネーターが入院調整を行う「透析コロナ患者受入医療機関」の体制を整備	令和2年6月
18	検査の神奈川モデル	保健所中心の検査体制から医療機関中心の検査体制への移行、SmartAmp法を活用した迅速検出法の簡易パッケージの導入	令和2年7月
19	発熱患者対応の神奈川モデル	インフルエンザ流行期における発熱外来患者に対し、医師の判断により、新型コロナ患者の可能性が高い場合に新型コロナに係る検査を実施する仕組みの導入	令和2年10月
20	大規模イベントの人数制限緩和の技術実証(横浜スタジアム)	新技術を活用した追加予防措置を実施し、収容率50%上限を超える人数でも現状のガイドラインと同レベルの感染予防環境が実現できているかを検証	令和2年10月～11月
21	感染防止対策用アクリル板等の無償貸出開始	飲食店での感染防止対策として、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」、「CO2濃度測定器」の無償貸出(6週間)を実施	令和2年11月
22	入院優先度判断スコア	科学的データに基づく入院優先度判断の基準を導入(ただし、医師の判断が優先される。)	令和2年12月
23	パルスオキシメーターの全戸貸与	血中酸素飽和度を重視した療養者支援を行うため、自宅等療養者全員にパルスオキシメーターを貸与	令和2年12月
24	検体採取チーム	検体採取需要の増大や機動性の確保に対応するため、神奈川県コロナクラスター対策チーム(C-CAT)に臨床検査技師を中心とした検体採取チームを設置し、保健所が行う集合検査を支援	令和2年12月

25	後方搬送の 神奈川モデル	コロナの症状が軽快したものの、引き続き入院が必要な患者の転院を円滑に進め、コロナ病床を有効に活用するため、後方搬送の神奈川モデルを構築	令和3年2月
26	AIコールによる 安否確認	Aiを活用した音声による療養者に対し健康観察の聞き取りを行い、結果をシステム登録する仕組みの導入	令和3年2月
27	かながわ緊急 酸素投与 センター	病床ひっ迫等の理由により入院待機となっている患者に対し、入院までの間、暫定的に酸素投与を行う施設を開設	令和3年2月 (供用開始8月)
28	地域療養の 神奈川モデル	自宅療養者の健康観察等を地域の医師会や訪問看護ステーションに委託し、地域医療の視点で自宅療養者を支援する仕組みの導入	令和3年3月
29	病床確保に 係る協定の 締結	入院患者数の増加に応じて設定した4つフェーズごとに、確保する病床数を取り決めた協定を医療機関と締結	令和3年3月
30	ワクチン接種 施設の選定	医療従事者等へのワクチン接種の推進に際して、ワクチン接種を効率的に進めるため、医療従事者等のワクチン接種施設を約3,800箇所選定	令和3年3月
31	施設における 感染者発生 状況把握の システム	予め施設概要のデータベースを構築し、患者発生に際し速やかに連絡を受け早期の介入により、感染拡大防止を支援	令和3年3月(医療機関は8月から)
32	市町村と連携 した自宅療養 者等への生活 支援事業	県が自宅療養者及び自主療養者の個人情報を提供し、市町村が食料品の提供等の生活支援事業を実施	令和3年4月
33	「マスク飲食 実施店」認証 制度開始	店舗の利用者一人ひとりに「マスク飲食」を徹底していただくことで、飲食店事業者の持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心して利用できる店舗となることを目指す「マスク飲食実施店」認証制度を開始	令和3年4月
34	「東京 2020 大会における 神奈川モデル」 の構築	安全安心な大会が開催できるよう、関係機関による協議会を設置し、バブルの徹底に向けた議論を重ねるとともに、陽性になった海外選手等を受け入れるための「東京 2020 大会のための神奈川モデル」を構築	令和3年6月

35	東京 2020 大会の事前キャンプにおけるコロナ対策	事前キャンプにおける感染防止策をまとめた「受入マニュアル」の作成、国の「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」を活用した県内市町へ選手団全員に対する PCR 検査等に係る資金支援	令和3年7月～9月
36	新型コロナウイルス感染症に係る予測モデルの開発	県立保健福祉大学と連携し、「GoogleAI・COVID-19 感染予測」や人流のオープンデータ、ワクチン接種状況等のデータを加味し「中等症」及び「重症」となる患者数を中心に推計するモデルを開発	令和3年8月
37	早期薬剤処方の方針	自覚症状の改善を図り、入院待機者が多数発生する状況では処方の対象にステロイドを加える早期薬剤処方の仕組みを構築	令和3年8月
38	自宅での抗原検査キット活用事業	家庭での抗原検査キット使用による感染者の受診行動を促進するため、アンケートに基づきキットを送付。その結果を踏まえ、ワクチン接種対象年齢となっていない、園児や児童等に抗原検査キットを配布	令和3年9月
39	WEB フォームによる健康情報の聴き取り	これまで保健所が電話で聞き取っていた陽性者の健康状態等を、検査終了後 Web 上で患者本人が入力できる仕組みを導入	令和3年9月
40	中和抗体療法の実施体制の構築	陽性者の重症化予防及び無症状者・濃厚接触者の発生抑制のため、陽性者が発生した施設に中和抗体薬を投与する医療従事者を派遣する等、施設における中和抗体実施体制を構築	令和3年 12 月
41	自主療養届出制度	重症化リスクの低いオミクロン株の特性を踏まえつつ、医療資源を重症化リスクの高い患者に重点化するため、本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、IT による健康観察サービスを受ける「自主療養」の仕組みを構築	令和4年1月

42	オミクロン株による感染拡大に伴う保育所等における臨時休園等の対応について	オミクロン株による急激な感染拡大に伴って臨時休園する保育所等が急増し、保護者等が就労できず、医療提供体制への深刻な影響をはじめ、社会機能の維持に大きな支障が生じていたことから、県所管の保健所の管内に所在する保育所等においては、濃厚接触者の特定は行わず、原則として開所を継続するとともに、感染者・有症状者のみ登園を避ける対応とした取組	令和4年2月
43	「かながわコロナオンライン診療センター」及び「オンライン診療指南塾」	外来のひっ迫を回避するため、県医師会や郡市医師会と連携して地域の医師が輪番でオンライン診療を行う診療センターを開設（県内4か所）。あわせて医師の参入促進に向けた独自の「オンライン診療指南塾」を開催	令和4年12月

情報統括責任者 兼 データ統括責任者 から見たコロナ対応の振り返り

デジタルのちから

神奈川県 情報統括責任者 兼 データ統括責任者 江口清貴

この3年間はなんだったのだろう。この文章を記しているわずか数年前、横浜の大黒埠頭に停泊していたダイヤモンドプリンセス号のニュースをぼんやりと眺めていたことを思い出す。目の前のテレビニュースに映る豪華客船と、その後続く世界を巻き込むコロナ禍。その時、これほど深く自身に関わる事などとは想像もしていなかった。その後、あっという間に世界中の皆が外出や人との接触など様々な制限を課せられるなど、過去に例が無い事が次々に起こる最悪な事態となった。我が国においても、行政として県民の皆様にも同様な制限や自粛をお願いする事態にもなり、社会生活や実体経済に大きな影響を与えることとなってしまった。

しかしながら、この様々な制約や自粛のお願いに応えて下さりつつ、経済を回し続けてくれた県民の方々、力の限り頑張ってくれた各所業務を遂行してくれた、医療・保健福祉関係者、地方公共団体職員そしてエッセンシャルワーカーの方々、皆の力で最悪の事態は乗り越えられたのだと思う。まだコロナは足下では終わってはいないが、この場を借りて、あらためて最大限の感謝の意を表したい。

さて、デジタルに関わった私の視点でコロナ禍を振り返る、というお題を頂いた。取り組みの詳細は別の項に譲り、ここではデジタルを当時どのような観点から、コロナ禍で取り扱ったのかを残そうと思う。

私に関わった主な施策を書き出すと数えただけで10以上あった。

ダイヤモンドプリンセス号船内に残る乗客と、支援している医療従事者をデジタルツールでつなぎ、双方向のコミュニケーションを円滑にすることを目的とした「ダイヤモンドプリンセス号乗客サポートプロジェクト」から始まり、「LINE コロナパーソナルサポート」や、「LINE コロナお知らせシステム」など、双方向のコミュニケーションや情報提供を目的としたもの。

自宅療養者へ毎日電話をかけて状況を確認することをAIによって行う仕組みを構築した「Ai Callによる自宅療養者安否確認」と、それに伴う「自宅療養者への健康観察のシステム化」、「自主療養届け出システム」や、「新型コロナウイルスワクチンキャンセル枠有効活用システム」などの便利なツールとしてのもの。

日本国内の全LINEユーザを対象に、発熱の有無等を聞く「LINE コロナ全国調査（厚生労働省）」や、コロナ患者発生情報や、病院の使用病床数などの情報を元に、数日から1週間後の必要病床数を予測する「予測モデルによる重症者数等シミュレーション」や、下水に流れる汚水から市中のコロナ患者数を推計する「コロナ下水疫学調査」など、情報を収集し、今後の対応策を定める指標を探す取り組み。さらには「行政コロナ関連業務のデジタル化対応」など、業務効率化を目指したもの。細かな仕組みを入れるとさらにある。

これらデジタルの施策を企画し、実装する時に心がけていた思想がある。それは、取り扱う各種情報は、“Information”ではなく“Intelligence”とする、というものである。日本語に訳すと両者ともに「情報」となることがほとんどであるが明確に分けた。色々な解釈は当然あるが、曰く、Informationは収集された生の情報や、状況状態に関する表層を理解する情報であり、Intelligenceは、収集された情報を精査し、多方面からの分析を加え、次の行動判断につながる情報と定義した。デジタルを用いた行政からの情報発信にしても、ただ情報を提供するのではなく、きちんと精査し分析をした結果を提供し、皆さんの行動を支援するものであり、意思決定の役に立つものであること。また、全国調査等の情報を収集する施策でも、生のデータを鵜呑みにするのではなく、精査し分析を加えることで次の施策へ活かす仕組みであることに注力をした。

もう一つ、重要な観点がある。それはデジタルが人々の役に立つことだ。ある意味当然の話ではあるが、デジタルは万能では無い。またデジタルは無能でも無い。デジタルとは色々な事が出来る可能性がある、ただのツール（道具）である。道具として役に立たなければ意味が無い。デジタルは時間的制約や距離的制約を受けず、劣化しない。24時間365日稼働させ続けても過労死しないし、東京とブラジルやニューヨークで同時に存在し得る。しかも劣化せず正確にコピー&ペーストで無限に増殖出来る。この意味では、生身の人間の能力を遙かに超える能力をもつ。この特徴を活かすこと。

一例ではあるが「LINE コロナパーソナルサポート」では、ただの情報発信ツールではなく、24時間休みなく稼働し、利用者の問い合わせや、ご自身の状況の情報を頂き、その情報を元に、正確なInformation提供はもちろん、利用者の次の行動につながる判断に寄与するIntelligenceを提供するツールとして心がけ企画に参加した。

ちなみに、このパーソナルサポートでの問い合わせされたものをデータで見ていると、発熱したことによる相談が多いことに気づいた。また発熱したという相談件数が増えたおよそ3,4日後に、医療機関からのコロナ発生届が増える相関関係がありそうということも見えて早期の対策に活かすことが出来た。この原体験が、後に厚生労働省で行ったLINEを使ったコロナ全国調査につながり、ここから問題を受けて解決策を考える受け身での対応から、積極的にデータを用いて積極的対策につなげていく流れになった契機でもあるし、私が考えていたIntelligenceの1つの形であったと思うし、これがデジタルの力でもある。

コロナ禍以前より、神奈川県庁の職員は業務に応じてテレワークが出来る体制やデジタル装備が配布されてはいた。その後のコロナ禍でほぼすべての職員が在宅勤務やテレワークすること可能になっていることは、他の自治体でもあまり例が無い特筆すべき点であると思う。

この文章は、令和6年能登地震の被災地へのデジタル支援を行いつつ石川の地で書

いている。災害への対応では、震災もコロナも発災初期で動くべきことは変わらない。即ち、危機事態の場所（どこで）の状況を正しく把握し、支援対象（だれが）を特定する。そして、事態現場への対処と、支援対象のニーズに応じた支援を行う。今の被災地での支援でも、コロナ禍の神奈川県で行ったように、デジタルを用い Intelligence を積み上げ続けているし、周りを見渡せば、ここでも神奈川県でコロナ禍を共に戦った同志が、多数活躍しているのが見える。

コロナ禍を乗り越えた今、遠い被災地へ赴くも、神奈川県庁の同僚や、全国の自治体職員の仲間とは常にオンラインでつながっており、いつでも会議が出来るし、情報は容易に交換出来る時代になった。仕事のやり方次第では、県庁に在席しているのとあまり変わらず仕事出来る。これが当たり前の社会になった。

コロナ禍によって、旧態依然と言われ続けた行政という組織ですら、オンライン社会前提での働き方になるくらいの大いなるインパクトになったと思う。もう少しポジティブに考えれば、社会の大きな変化を促し、特に DX デジタルトランスフォーメーションのきっかけになった。コロナ禍ではまだ出来ないことも多く、微力だったかもしれないが、“デジタルのちから”が多少世の中の役に立ったからこそその変化であると思う。

ついでに言及すれば、神奈川で始まった「LINE コロナパーソナルサポート」は全国に広がりアップデートを重ね、新たに開始した「子育てパーソナルサポート」になり、被災地では「災害パーソナルサポート（仮）」となり、様々な人々に行政が“デジタルのちから”を借りて県民に寄り添いサポートしていく世界が生まれてきた。

この3年間で社会が最悪の事態を乗り越えられた様々な経験は、きっと次につながっているのだと思う。この災害も、デジタルのちからを信じて、全力で乗り越える手助けを続けようと思う。

前記パーソナルサポートや全国調査の一連の企画では、慶應義塾大学の宮田裕章教授と宮田教授研究室のメンバー各位には、企画立案やデータの取扱など多大なご協力を頂きました。ここに深謝の意を表します。ありがとうございました。